

平成26年第3回定例会

市 議 会 会 議 録

平成26年9月 4日（開会）

平成26年9月26日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十六年第三回定例会議録

(平成二十六年九月)

垂水市議会

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第1号（9月4日）（木曜日）

1. 開	会	4
1. 開	議	4
1. 会	議録署名議員の指名	4
1. 会	期の決定	4
1. 諸	般の報告	4
1. 議	案第 5 2 号・議案第 5 3 号 一括上程	8
	委員長報告、質疑、討論、表決	
	議案第 5 2 号（原案可決及び認定）	
	議案第 5 3 号（認定）	
1. 議	案第 5 4 号～議案第 5 6 号 一括上程	1 0
	説明、質疑	
	議案第 5 4 号～議案第 5 6 号 産業厚生委員会付託	
1. 議	案第 5 7 ～議案第 5 9 号 一括上程	1 5
	説明、質疑	
	議案第 5 7 ～議案第 5 9 号 総務文教委員会付託	
1. 議	案第 6 0 号 上程	1 6
	説明、質疑	
	議案第 6 0 号 産業厚生委員会付託	
1. 議	案第 6 1 号 上程	1 7
	説明、質疑	
	議案第 6 1 号 総務文教委員会付託	
1. 議	案第 6 2 号 上程	1 9
	説明、休憩、全協、質疑、表決（同意）	
1. 議	案第 6 3 号 上程	2 0
	説明、質疑	
	議案第 6 3 号 各常任委員会付託	
1. 議	案第 6 4 号～議案第 6 7 号 一括上程	2 5
	説明、質疑	
	議案第 6 4 号～議案第 6 7 号 各常任委員会付託	
1. 鹿	児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	2 7
1. 陳	情第 2 5 号 上程	2 9

総務文教委員会付託

1. 日程報告	29
1. 散 会	29

第2号（9月16日）（火曜日）

1. 開 議	32
1. 一般質問	32
川越信男議員	32

教育の充実について

- (1) 情報モラル教育の取組（携帯電話・スマートフォンの所有状況）
 - (2) 携帯電話・スマートフォンによるいじめ等の情報は
 - (3) 被害への取組・対処は
 - (4) ながらによる交通事故の対策について
- 一人暮らしの高齢者の安心・安全について

- (1) 本市の一人暮らしの高齢者の実態及び要援護者並びに災害時の要支援者の登録者は
- (2) 登録されていない高齢者及び振興会未加入者の高齢者への対策は
- (3) 日常時の地域での声かけ・見守りの対策は

農業施策の充実について

- (1) 「人・農地プラン」の実態と課題は
- (2) 農地整備事業や放置地対策の取組は
- (3) 有害鳥獣対策について
- (4) 国・県への要望等について

海水浴場の実態及び今後の展望について

- (1) 本年度のまさかり海水浴場の閉鎖における反応は
- (2) 来年度以降の海水浴場の開設・設置についての考えは
- (3) 来年度以降の開設場所の提案について
- (4) 本市の実態に対する今後の展望について

堀内貴志議員	42
--------	----

広島市の土砂災害を教訓にした垂水市の土砂災害防止のための対応策について

- (1) 広島市の土砂災害に見られる問題点について
- (2) 垂水市の土砂災害警戒区域の現状
- (3) 避難勧告を出すタイミングについて

(4) 避難勧告等の伝達方法について ～特に未明の対応について	
空き家対策について	
(1) 垂水市の空き家の現状について	
(2) 危険な空き家の対策	
(3) 居住可能な空き家の有効活用について	
市民への情報の伝達について	
(1) 垂水市から鹿児島市内へ通学・通勤している市民も多いが、「垂水フェリーの運航停止の情報」を利用者に伝達する方法はないものか。 ～今年8月1日、鹿児島県に接近した台風12号のために、鴨池港発午後2時55分、垂水港発午後2時40分から運航を見合わせ、利用者を混乱させた	
死亡事故から早5か月経過、信号機設置を早急に	
池山節夫議員	54
マイナンバー制度について	
特定個人情報保護評価について	
(1) 評価の試行とガイドラインの整備について	
(2) 評価の実効性について	
ア プライバシーリスクの可視化	
イ 情報の共有	
(3) 自治体の評価の承認について	
医療、介護について	
医療、介護総合推進法について	
(1) 要支援者について	
(2) 特別養護老人ホーム入所要件の厳格化について	
(3) 認知症早期支援モデル事業について	
(4) 重度心身障害者医療費の助成について	
(5) 地域包括ケアシステムについて	
(6) 認知症と運転免許について	
学校教育について	
いじめ、不登校、子供の貧困、スマートフォン及び学校教育について	
感王寺耕造議員	62
空き家基本条例について	
(1) その後の進捗状況について	

(2) 空き家の有効活用について

(3) 条例制定の考えは

人口増対策について

(1) 2040年本市の将来推計人口8,622人について、市長はどう受け止めているのか。

(2) 人口を維持、増加させるための施策は

大隅定住自立圏形成協定について

(1) 本市のコントラクターの利用状況は

(2) 本市の単年度の負担金は(コントラクターに関して)

市道、農道の除草、除木作業について

(1) 市民の要望に応えられているのか。

(2) 作業機導入の考えは

(3) 地域委託の考えは

鳥獣害対策について

(1) 狩猟者育成について

(2) 市民参加の対策協議会の設立は

防犯減災支援自販機システムについて

(1) 公有地の自販機数は

(2) カメラ、Wi-Fi、サイネージの活用の考えは

川畑三郎議員 76

なぎさ荘跡地について

河床整備について

市道、農道の整備について

中山間総合整備事業について

田平輝也議員 83

農業振興地域について

(1) 本市における農業振興地域の現状は

(2) 農業振興地域内における課題と対策は

新城大浜横間線について

(1) 大浜・田平・横間への市道整備は

(2) 今後の計画はどうか。

介護施設等について

(1) 各施設の待機者数とその平均年齢は

(2) 各施設の平均入所経費と平均月額

池之上誠議員	89
--------------	----

観光行政について

(1) 民泊事業について

議会報告会での質問から抜粋 現状と展望

(2) まさかり海水浴場について

議会報告会での質問から抜粋 現状と方向性

(3) 森の駅と財宝施設について

現状と展望

中央運動公園整備計画について

(1) 議会報告会での質問から抜粋 進捗度合い

市長の政治姿勢について

(1) 継続と挑戦の自己評価

1. 日程報告	101
1. 散 会	102

第3号(9月17日)(水曜日)

1. 開 議	104
1. 一般質問	104
北方貞明議員	104

福祉行政について

(1) 福祉大会は、例年に比べて、参加者はどうだったのか。また、送迎バス等の問題はなかったのか

(2) 福祉バスに車イス、踏み台は、設置できないのか。

安心、安全対策について

(1) スクールゾーンのカラー塗装の実施状況は

(2) ゴミステーションの増設は、できないのか。

(3) 災害時の井戸水提供協力家庭の認定の検討は、どうなったのか。

(4) 買物弱者に対する検討は、どうなったのか。

土地開発公社について

(1) 土地開発公社の果たす役割が薄れ、解散する自治体があるが、本市の考えは

持留良一議員	113
--------------	-----

子ども・子育て支援制度に係る3条例案等について

公共性・継続性・安定性で保育の権利保障と実施責任を

- (1) 必要性の認定問題 保育保障が後退しないように
 - ア 障害児の保育保障（保護者の就労等が条件か。）
 - イ 育児休業中も確実に保障を（保護者の希望があれば対象にすべき）
育児休業が制度としてない場合（制度がない企業や自営業）も準じて対応を
 - ウ 祖父母等の問題実態に即して保育保障が後退しないように
- (2) 認可基準の問題
 - ア 家庭的保育事業等 B型保育士、給食外部搬入施設は、原則1階に
 - イ 同じ保育園で保育に「差異」が生じないか（幼保連携型認定子ども園）
- (3) 保育料徴収基準問題
 - ア 保育料の引上げは（引上げは、少子化・保育の後退）
 - イ 上乗せ徴収・実費徴収を保育料徴収基準としては認めないように
 - ウ 保育料の独自の減免制度の継続と拡充を
- (4) 学童保育設備基準
 - ア 指導員3人以上に（有資格者2人以上に）
 - イ 面積基準「保育室」は不十分ではないか（乳幼児の面積と一緒）
- (5) 重大事故対応 第三者機関の設置

医療・介護総合法に関して

- (1) 介護問題 要支援者サービス問題
 - ア 受給している人のサービスを打ち切らないように
 - イ 新たにサービスを利用する人に介護サービスの利用を広げることと、「多様なサービス」の内容充実に努めること
- (2) 特別養護老人施設問題（介護認定3以上を対象）
 - ア 待機者で対象外の人数と対応について

地域経済活性化対策について

- (1) 小規模企業振興基本法と自治体の役割
 - ア 成立を地域及び経済との関係でどのように認識しているのか。
 - イ 要望
 - (ア) 小規模事業者の実態調査
 - (イ) 「店舗リフォーム助成制度」の創設を（経過）
 - (ウ) 金融機関と自治体との協力関係をどのように考えていくのか。
- (2) 経済対策
 - ア 「住宅リフォーム助成制度」に、「新築も対象」と検討すべきでは

ないのか（景気刺激策）

「歴史資料館」（仮称）の問題について

（１）過去の議論からも具体的な方針を提示すべき時にきているのではないのか。

ア どのような議論になっているのか。議論の経過は、どうなっているのか。

イ 課題克服と具体的方向は

徴税・納税問題に関して

（１）「地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等」を生かすために 納税者の権利を守るために

ア 滞納していても納税者の権利はあると考えるが、主にどのようなものがあるのか。

イ 鳥取・児童手当差押え違法判決を生かす取組が必要ではないのか。

ウ 納税者の権利は、どのように守られているのか。

川尻達志議員 1 2 8

人口減少対策プログラムのその後について

（１）実施計画の進捗状況は

メガソーラーの起工が遅れた原因について

（１）どこが損をし、どこが得をしたのか。

本市の災害対策について

（１）過去に何回も経験しているが、市民との間に距離があるのでは

堀添國尚議員 1 3 4

市営住宅（スレート葺平屋建）の居住性の向上について

（断熱、しゃ熱について）

（１）前議会で、スレートの状況を専門家等に見てもらって検討したい旨の答弁であったが、その後について

垂水中央駅バス停の上屋の設置について

（１）設置に前向きな答弁であったが、その後について

（２）課題は

主な市道・農道の管理について

（１）適正にできているのか。

（２）上市木の橋の入口に、2 t 車以上の通行禁止の案内が長い期間になっている。どんな事情があるのか。

（３）秋の農作業が始まっているが、マムシの血清の備えはしてあるのか。

環境衛生について

(1) 蚊やダニによる病気が問題視されているが、防疫体制を考える時期にきているのではないか。

(2) 高齢者にとって、国道を横断してのごみの搬出は、危険である。搬出場所の改善、変更はできないのか。

篠原静則議員 1 4 3

信号機の設置について

シルバー人材センターについて

土木行政について

1. 日程報告 1 4 9

1. 散 会 1 4 9

第4号(9月26日)(金曜日)

1. 開 議 1 5 2

1. 諸般の報告 1 5 2

1. 議案第54号～議案第61号、議案第63号～議案第67号、陳情第25号
一括上程 1 5 4

委員長報告、質疑、討論、表決

議案第54号～議案第61号(原案可決)

議案第63号～議案第67号(原案可決)

陳情第25号(不採択)

1. 議案第68号～議案第76号 一括上程 1 5 9

決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査

1. 外郭団体調査特別委員会の設置に関する決議(案)の動議 1 6 0

1. 閉 会 1 6 0

平成 2 6 年 第 3 回 垂 水 市 議 会 定 例 会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
9 ・ 4	木	本会議	会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
9 ・ 5	金	休 会	
9 ・ 6	土	〃	
9 ・ 7	日	〃	
9 ・ 8	月	〃	(質問通告期限：正午)
9 ・ 9	火	〃	
9 ・ 10	水	〃	
9 ・ 11	木	〃	
9 ・ 12	金	〃	
9 ・ 13	土	〃	
9 ・ 14	日	〃	
9 ・ 15	月	〃	敬老の日
9 ・ 16	火	本会議	一般質問
9 ・ 17	水	本会議	一般質問
9 ・ 18	木	休 会	委員会 産業厚生委員会 (議案審査)
9 ・ 19	金	〃	委員会 総務文教委員会 (議案審査)
9 ・ 20	土	〃	
9 ・ 21	日	〃	
9 ・ 22	月	〃	
9 ・ 23	火	〃	秋分の日
9 ・ 24	水	〃	
9 ・ 25	木	〃	委員会 議会運営委員会
9 ・ 26	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

議案第 5 2 号 平成 2 5 年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 5 3 号 平成 2 5 年度垂水市病院事業会計決算の認定について

- 議案第 54 号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例 案
- 議案第 55 号 垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 案
- 議案第 56 号 垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 案
- 議案第 57 号 垂水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 58 号 垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 59 号 垂水市屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
案
- 議案第 60 号 垂水市保育の実施に関する条例を廃止する条例 案
- 議案第 61 号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について
- 議案第 62 号 垂水市教育委員会委員の任命について
- 議案第 63 号 平成 26 年度垂水市一般会計補正予算（第 3 号） 案
- 議案第 64 号 平成 26 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） 案
- 議案第 65 号 平成 26 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） 案
- 議案第 66 号 平成 26 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 67 号 平成 26 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 68 号 平成 25 年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 69 号 平成 25 年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 70 号 平成 25 年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 71 号 平成 25 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 72 号 平成 25 年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 73 号 平成 25 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 74 号 平成 25 年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 75 号 平成 25 年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 76 号 平成 25 年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 選挙 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

陳 情

- 陳情第 25 号 川内原発再稼働の地元同意に係る陳情書について

平成 2 6 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 2 6 年 9 月 4 日

本会議第1号（9月4日）（木曜）

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	農林課長	
副市長	松下正	併任	
総務課長	中谷大潤	農業委員会	
企画課長	角野毅	事務局長	池松烈
財政課長	野妻正美	水産商工	
税務課長	前木場強也	観光課長	山口親志
市民課長	白木修文	土木課長	宮迫章二
市民相談		水道課長	塚田光春
サービス課長		会計課長	堀内昭人
併任		監査事務局長	保久上光昭
選挙管理委員会		消防長	迫田八州夕起
事務局長	北迫一信	教育長	長濱重光
保健福祉課長	篠原輝義	教育総務課長	川畑千歳
生活環境課長	村山芳秀	学校教育課長	牧浩寿
		社会教育課長	森山博之

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	田之上康
		書記	有馬英朗

平成26年9月4日午前10時開会

△開 会

○事務局長（磯脇正道） 御起立願います。一同、礼。御着席願います。

○議長（森 正勝） 皆様、おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成26年第3回垂水市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（森 正勝） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（森 正勝） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において堀添國尚議員、北方貞明議員を指名します。

△会期の決定

○議長（森 正勝） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る8月29日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から26日までの23日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から26日までの23日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（森 正勝） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成26年5月、6月分及び7

月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、議会報告会についてであります。

去る7月14日から18日までの5日間、市内9つの地区公民館において実施いたしまして、85名の参加をいただいております。前回より参加者が少なかったものの、議会への貴重な御意見、御提言をいただきました。しっかりと検討を行い、議会活動に生かしてまいります。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 6月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、報告をいたします。

初めに防災対策でございますが、その前に、平成26年8月、豪雨により、全国各地で大きな災害が発生をし、その中でも広島土砂災害では多くの方が亡くなるなど甚大な被害となりました。亡くなられた方々の御冥福を祈り、心から哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

では、6月議会後からの本日までの、台風接近等に関する災害警戒対策及び結果を報告いたします。

まず、6月27日発表の大雨及び土砂災害警戒情報につきましては、随時情報収集に努めまして、同日午後5時に災害警戒本部を設置いたしました。あわせまして、自主避難所3カ所を同時刻の5時に開設いたしましたところ、3世帯4名の方が垂水市市民館へ避難されました。災害警戒本部は全課長で対応して、状況報告、状況の共有化を図り、市民への周知は防災無線、垂水市ほっとメール及び消防団の方々に依頼いたしました。垂水市市民館への自主避難者4名が、翌28日午前5時に退去されましたので、午前6時をもって災害警戒本部を閉鎖いたしまし

た。

続きまして、台風8号につきましては、発生後から随時情報収集に努めていましたが、7月7日始業開始と同時に本格的な情報収集体制に入りました。7月9日午後2時に災害警戒本部を設置し、3時に10カ所の避難所開設を行いました。最大時で5カ所の避難所において56世帯79名の方が避難されました。最後まで避難されていた協和地区公民館の2名が、7月10日午前10時ごろ退去されましたので、午前10時30分に災害警戒本部を閉鎖いたしました。

台風8号につきましては、大型で非常に強い台風となり、沖縄地方に、台風を理由とするものとしては初めてとなる特別警報が発表されたことから影響を大変心配したところですが、10日の午前7時前、阿久根市付近に上陸した後は次第に勢力を弱め、11日午前9時に温帯低気圧となりました。

続きまして、台風11号につきましては、発生後から随時情報収集に努めていましたが、8月4日始業開始と同時に本格的な情報収集体制に入りました。8月8日午後3時に災害警戒本部を設置し、同5時に3カ所の自主避難所を開設いたしました。最大時で3カ所の避難所において15世帯23名の方が避難されましたが、最後まで避難されていた垂水市市民館の方が、8月9日午前11時50分に退去されましたので、同日正午をもって災害警戒本部を閉鎖いたしました。

災害警戒本部の設置や避難所及び避難者数などの各情報につきましては、ホームページで素早く更新して情報発信を行いました。

本年度、これまで大きな災害は発生していませんが、過去の災害を教訓としまして早目の避難を心がけ、人災ゼロを継続するよう、危機管理対策室を中心に、さらなる防災体制の整備、安心安全な垂水のまちづくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、企画課所管事項について報告をいたし

ます。

まず、6月議会におきまして、本年度での実施を報告しました2地区の地域振興計画の策定及び4地区の過疎集落等自立再生対策事業の経過報告をいたします。

地域振興計画は境地区と協和地区で、現在までに、それぞれの地区で策定委員会が開催され、将来のよりよい地域づくりのための活発な意見交換が行われております。今後、さらに協議を経て、10月をめどに計画が策定される予定でございます。

過疎集落等自立再生対策事業は、牛根、松ヶ崎、水之上、新城の4地区で、それぞれの実施計画が進行されております。その中で主なものは、水之上地区での災害時の避難場所である三和センターの駐車場の舗装工事、また、災害時にたびたび孤立してきた牛根地区の岳野自治公民館の防災機能の充実を図るための改修工事等となっております。

次に、ふるさと応援寄附金についてですが、本年度は現在までに、本市への直接寄附分で件数が124件から275件と約2.2倍、寄附額も425万5,000円から713万5,000円と約1.68倍と、昨年度の同時期よりも大きく増加しております。これは、7月にふるさと納税の貴重な財源を活用し、多くの有効な事業を実施し、本市と本市特産品を全国に広くPRすることを目的として、100万円以上の高額寄附者に対する新たな特産品の設定や、新たなお礼の制度を構築したことが寄与しているものと思われま

す。なお、ふるさと応援寄附金は、地方自治体のみならず確保できる貴重な財源であり、本市ではこれを基金へ積み立て、元気なまちづくりの推進を図るための諸事業を実施しております。

企業誘致についてですが、牛根地区の水産養殖業者、森山水産の加工施設建設に伴う立地協定を8月に締結いたしました。同社は、これまでも牛根地区水産業の牽引社として本市に多大

な貢献をいただいておりますが、今後ますます、本市経済の振興及び雇用の増大に寄与していただけるものと大いに期待しているところでございます。

次に、水産商工観光関係について報告いたします。

7月以降のスポーツ合宿受け入れ状況でございますが、8月末までに鹿児島実業高校サッカー部を初め鹿児島商業、中京高校、都城高校の各剣道部や関西学院大や鹿児島修学館の各硬式テニス部など8団体、延べ535人の滞在人数がございました。

次に、保健福祉関係について報告いたします。

7月28日に大隅4市5町保健医療推進協議会が設立され、第1回総会が鹿屋市で開催されました。この協議会は、大隅地域の保健及び医療の適正な水準の確保を図るため、行政、議会、医師会、医療機関、消防からなる構成団体で組織され、当分の間は産科医師確保対策に取り組むこととなりました。

次に、教育関係について報告いたします。

本年度も重点項目「教育委員会の充実」のために、会議や会議録の積極的公開など、情報の発信と収集に取り組んでおります。

8月11日、昨年に引き続き、「移動教育委員会と地域住民代表との意見交換会」を境小学校で開催しました。移動教育委員会では、地域に出向いて定例会会議を行うもので、垂水市教育委員会の事務の点検・評価についての議案審議等が活発に行われました。

なお、この定例会は14名の地域住民の方々に傍聴していただいております。

引き続き、教育委員と地域住民代表との意見交換会を「子どもの健全育成」と「子どもの学力向上」の2つのテーマを設定して実施しました。このような活動を通じて市民の意向や地域の実態を把握し、今後の教育行政の推進に生かしてまいりたいと考えております。

次に、学校教育関係について報告いたします。

6月27日に垂水市内小中学校の全児童生徒を対象に、子どもたちの夢を育む総合プランの一環として、「わくわく！どきどき夢教室」を文化会館で開催しました。本事業は子供たち一流のものに触れる機会を提供するものであり、今回は白鳥バレエ団の皆様をお招きし、バレエの鑑賞会を行いました。

また、7月23日に垂水市小学校水泳記録会が実施されましたが、今回は、先ほどと同じく子どもたちの夢を育む総合プランの「チャレンジ！体力アップ」事業に基づき、鹿屋体育大から水泳部の皆さん3人をお招きし、模範水泳を見たり、泳ぎ方のワンポイントアドバイスをいただいたりと有意義な水泳記録会となりました。

さらに、8月19日には、昨年度から実施しております「あつまれわんぱく！夏の勉強会」を、垂水市内の小学校4年生から6年生の希望者を対象に垂水中央中学校で行いました。約60名の児童が参加し、先生方が約30名、ボランティアで指導に当たりました。この取り組みも、子どもたちの夢を育む総合プランの一環として実施されているものであり、本総合プランが着実に推進されているところでございます。

それぞれの事業に参加した子供たちからは、「バレエはとても美しかった」「泳ぎ方がよくわかった」「勉強会に、また来年も参加したい」などの感想が多数寄せられました。

次に、教育施設整備でございますが、牛根小学校と境小学校の外壁・手すり改修工事並びに中央中学校の屋外トイレほか、新築工事は順調に進捗しております。また、垂水小学校運動場整備工事と垂水小学校講堂解体工事にも着手をいたしました。

次に、社会教育関係について報告をいたします。

7月21日、海の日に、第8回錦江湾シーカヤック大会 in 垂水が、柘原、垂水南漁港に隣接

する海岸で開催され、市内外から、昨年を上回る80チーム、146人の御参加をいただきました。大会は天候にも恵まれ、大隅青少年自然の家のほか、関係団体の皆様初め、地元の方々の御協力をいただき、盛会のうちに終了することができました。

次に、7月25日に垂水市市民館におきまして、国際的に活躍されている3名による木管三重奏の演奏を行うキャラバンコンサート in たるみずが霧島国際音楽ホールみやまコンセルの御協力により開催され、150名の市民の方々に御来場いただきました。

次に、7月1日から8月31日までの大野自然学校の利用状況でございますが、主催事業、受け入れ事業等17団体、延べ911名の方々の利用がございました。

次に、交通事故の発生状況について報告をいたします。

7月末日現在、交通事故発生件数は56件、死亡者1名、負傷者数76名となっております。前年同時期と比較しますと、発生件数がマイナス11件、死亡者数が1名、負傷者数がマイナス22名と、死亡者数が出たものの減少しております。

本市といたしましては、交通事故発生件数の減少を図るために、引き続き鹿屋警察署並びに垂水市地区交通安全協会や振興会、関係団体と協力して、交通安全運動等の周知徹底に努めてまいります。

次に、火災発生状況について報告をいたします。

建物火災1件が発生しております。この火災ですが、7月5日、市木地区で、コンロに鍋をかけたままで買い物に出かけ、通行人が台所より煙が出ているのに気づき、水道ホースで消したため大事に至らなかった火災でございました。

次に、主な出張用務について報告をいたします。

県外出張でございますが、7月29日、関西垂

水会の岩崎春行会長が、垂水中央中学校野球部員19人と先生、保護者を甲子園球場に招待する青少年スポーツ振興事業を実施していただきましたことから、本事業への参加と岩崎会長へのお礼のため、兵庫県へ出張してまいりました。

7月30日から31日は上京いたしまして、本市と鹿児島市、霧島市、鹿屋市の4市で構成しております桜島火山活動対策協議会の要望事項について、地元選出国會議員や関係省庁に対して要望活動を行ってまいりました。

また、8月5日から6日は大隅総合開発期成会の要望事項について、国の関係省庁への要望活動と、大隅雄飛会が開設した大隅半島の物産を販売する大隅半島ふれあいプラザを訪問してまいりました。

なお、8月7日に、垂水市議会国道整備促進特別委員会の要望活動につきましては、台風11号の影響で議員の皆様方の参加はいただけませんでしたでしたが、私のほうで関係機関等への要望活動を行ってまいりました。

次に、県内の主な出張用務ですが、本市で開催された錦江湾奥会議や日置市で開催された県市長会に出席しまして、議案審議を初め、さまざまな行政課題に対しまして意見交換をしてまいりました。

そのほか、委員を務めます治山林道協会、漁業信用基金協会、後期高齢広域連合運営委員会、浄化槽推進市町村協議会、県港湾協会、国土調査推進協議会、県男女共同参画審議会に出席して議案等の審議を行ってまいりました。

最後になりますが、8月28日に、本市と地域活性化包括連携協定を結んでおります株式会社財宝様の財宝健康保養センター猿ヶ城ラドン療養泉の落成式がありましたので出席してまいりました。落成式には森山先生や伊藤知事も御出席されており、今後、観光振興や市民の健康増進にも期待をしているところでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（森 正勝） これで、諸般の報告を終わります。

△議案第52号・議案第53号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第4、議案第52号及び日程第5、議案第53号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第52号 平成25年度垂水市水道事業会計
剰余金の処分及び決算の認定について
議案第53号 平成25年度垂水市病院事業会計
決算の認定について

○議長（森 正勝） ここで、公営企業決算特別委員長の審査報告を求めます。

[公営企業決算特別委員長宮迫泰倫議員
登壇]

○公営企業決算特別委員長（宮迫泰倫） おはようございます。

去る6月27日の平成26年第2回定例会において、公営企業決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっております議案第52号平成25年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、並びに議案第53号平成25年度垂水市病院事業会計決算認定について、去る7月29日に公営企業決算特別委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

審査に当たりましては、予算が議決の趣旨、目的に従って適正かつ効率的に執行されたかどうか、問題はなかったか、そしてどのような行政効果が発揮できたのか、そのことで今後の行財政運営においてどのような改善工夫が必要かを重点に置き、さらに計数的なことについては監査委員の監査を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、関係課長の説明を求めながら予算執行の実績を確認し、その適否について慎重に審査をいたしました。

それでは、両決算の主な質疑について申し上げます。

まず、水道事業会計決算においては、「職員同士で技術の継承などはしっかりとなさされているのか。また、職員数が1名減ということで、現状の業務に支障はないのか」との質疑に対し、「熟練した技術者が必要だということで、採用を総務課に依頼しており、今年度採用試験を実施することになっている。職員数が1名減ということで、業務に支障を来している」との答弁がありました。

次に、「固定資産売却について、どのようないきさつがあったのか」との質疑に対し、「内ノ野集落用の何十年と使用されていなかった配水池を、今後も使用する見込みがないことから売却した」との答弁がありました。

次に、「不納欠損の中身はどのようになっているのか」との質疑に対し、「条例上、5年経過したら不納欠損処理できるとなっており、会計上問題もあることから、平成20年度分を不納欠損した。徴収の努力をしているが、無届けの転出や県外への転出などにより徴収不能となったものである」との答弁がありました。

次に、「損害共済災害共済金の内容について」との質疑に対し、「城山団地ポンプ場に落雷があり、コンピューターの基盤が壊れ修繕した。修繕料については、減価償却分を差し引かれて保険料が支払われた」との答弁がありました。

次に、「資本が30億ほどになっているが、その考え方について」との質疑に対し、「これまで水道施設の整備をしてきた成果であり、この資本を今後は有効に生かしながら、安心で安全な水を安定的に供給していきたい」との答弁がありました。

そのほか、「給水人口は約1万3,000人となっているが、市としては人口減対策に取り組んでおり、人口がふえた場合の庁舎での調整など

はしているのか」「ろ過器導入後の状況について」などの質疑がありました。

次に、病院事業会計決算においては、「昨年に比べ、外来患者、入院患者が減少し、収益が落ちているが、原因は何だったのか」との質疑に対し、「垂水市の人口減、そして、医療を必要とする年齢層の死亡、遠方家族による高齢者の引き取りなどにより収益が減ったと考える。さらには、常勤の整形外科医がおらず非常勤職員での対応となっていることから、病院側と共同で整形外科医問題について取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「垂水市にとっての医療の拠点である中央病院の医師の確保、正看護師の確保などについてどう考えているか」との質疑に対し、「医師の確保は非常に厳しく、中央病院の院長も努力している。市としても、鹿児島大学へ何度もお願いしたり、他県のドクターバンクや民間の医師紹介などにも依頼しているが、応募がない状況である」との答弁がありました。

次に、「一部負担金未収金がふえているが、原因は何なのか」との質疑に対し、「病院診療の締めが翌月中旬となっており、1カ月たたないと請求できないため、個人負担の未収金が発生しているが、6月末では約79%は収入済みになっている」との答弁がありました。

次に、「企業経営健全化計画が27年度までであるが、どういうことがされているのか」との質疑に対し、「起債償還の繰り上げ償還をし、その分が起債の制限を受けることになるので、平成26年度については、機械、器具の購入を抑えている。経営については、指定管理者の肝属医師会に委ねているが、26年の4月の診療報酬改定に伴い情勢が変化してきているので、肝属医師会と十分協議の上、維持可能な病院医療体制の構築を目指していく」との答弁がありました。

そのほか、「一部負担金に関しての免除があると思うが、支払い困難者への対応の必要性に

ついて」などの質疑がありました。

主な質疑について申し上げます。

まとめとして、監査委員の決算審査意見書にもありますように、両事業とも経営努力がなされ健全な事業運営がなされているが、水道事業については、収入基礎となる給水人口が減少傾向にあり、営業収益が左右される上、施設の減価償却や企業債の借入れによる償還額等が経営を圧迫することが懸念されている中、新たな企業債の借入れは行わず、利益が増加し、借入残高が順当に減少してきていることが経営努力の大きな成果である点、病院事業においては、低床電動ベッドを更新することにより入院患者の転倒・転落のリスク軽減が図られ、さらには、電子カルテを導入し、患者の治療・処方歴などの把握が容易になり、診療をスムーズにすることが可能になり、年々患者数が減少していく中で、医療の質の向上と安定収益の確保を図りながら経営改善に努力している点などが指摘されています。

両事業とも、引き続き一層の経営基盤の安定化と経営の健全化に努めていただくよう求めるものです。

以上の質疑などを踏まえた上で、本委員会としましては、議案第52号平成25年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、剰余金の処分については原案のとおり可決し、決算については適正であると認め、認定することに決定しました。

また、議案第53号平成25年度垂水市病院事業会計決算認定については、適正であると認め、次の要望を付して認定することに意見の一致を見ました。

要望事項を申し上げます。

一つ、県の職員が経営を再建させた県立病院と情報交換するなど、垂水中央病院の経営安定に努められたい。

一つ、市民を守る地域医療の拠点として、常

勤の整形外科医の確保に努められたい。

一つ、診療時間の見直しを検討されたい。

一つ、看護師不足に対応するため、垂水市内の有資格者で優秀な人材の臨時的な活用を検討されたい。

以上で報告を終わります。

○議長（森 正勝） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号平成25年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、剰余金の処分については原案のとおり可決、決算については認定、議案第53号平成25年度垂水市病院事業会計決算の認定については認定することに決定しました。

△議案第54号～議案第56号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第6、議案第54号から日程第8、議案第56号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第54号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 案

議案第55号 垂水市家庭的保育事業等の設備

及び運営に関する基準を定める条例案

議案第56号 垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 案

○議長（森 正勝） 説明を求めます。

○保健福祉課長（篠原輝義） おはようございます。

議案第54号、議案第55号及び議案第56号については、関連がありますので一括して御説明いたします。

今回の条例案でございますが、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援を総合的に推進することを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行予定となるため、市町村が事業の実施に必要な設備及び運営の基準を条例で定めることとなったものでございます。

本市の基準策定に当たっての基本的な考え方は、原則として内閣府令、厚生労働省令で定める基準どおりに定めることとしております。

それでは、議案第54号垂水市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案について、御説明申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法の制定により、条例を制定しようとするものであり、新制度では、保育所、新制度に移行する幼稚園等の教育・保育施設及び家庭的保育、小規模保育等の地域型保育事業は、認可基準及び運営に関する基準を満たすことが求められており、市は施設・事業所からの申請に基づいて、これらの施設が給付の対象となることを確認するものでございます。

条例案の内容でございますが、条数が多いため、概要について、章ごとに主なものについて説明をさせていただきたいと存じます。

また、議案配付時に条例案の概要説明についてお配りしておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、目次のほうをお願いいたします。

第1章は、第1条から第3条まで条例の趣旨、定義など総則でございます。

第2章は、特定教育・保育施設の運営に関する基準ですが、第1節第4条は、施設の利用定員に関する基準、第2節は運営に関する基準で、第5条から第34条までの規定は、施設の利用申込者に対する運営規定等の内容及び手続きの説明及び同意や受給資格等の確認、利用者負担額等の受領、特定教育・保育の取り扱い方針、施設の運営規定、事故発生の防止等について定めております。

第3節は、特例施設型給付費に関する基準で、第35条及び第36条は幼稚園、保育園等の特定教育・保育施設が、特別利用保育や特別利用教育を提供する場合の基準の遵守について定めております。

なお、第34条の記録の整備は、ただし書きで市の独自基準を定めており、市の補助金に関するものについては、5年間保存しなければならないと定めております。

第3章は、第37条から第52条までであります。家庭的保育事業、小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業などの特定地域型保育事業者の利用定員や運営に関する基準について定めており、先ほどの特定教育・保育施設の利用定員や運営に関する基準とほぼ同様の構成でありますので省略させていただきます。

第4章雑則の第53条は、市の独自基準として、垂水市暴力団排除条例に伴い、暴力団の排除規定を定めております。

なお、附則第1条で、この条例は子ども・子育て支援法の施行の日から施行しようとするものであり、第2条で特定保育所に関する特例及び第3条から第5条までは、施設型給付費等、

利用定員及び連携施設に関する経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第55号垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案について、御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法及び児童福祉法第34条の16の規定により、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育等の定員20人未満の家庭的保育事業等については、新制度における新たな施設類型として市町村が認可することとなることから、認可基準である設備及び運営の基準について条例を制定しようとするものであります。

条例案の内容であります。条数が多いため、概要について、章ごとに主なものについて説明をさせていただきますと存じます。

では、目次のほうをお願いいたします。

第1章の総則は、第1条から第21条までですが、条例の趣旨、設備及び運営の最低基準の目的、向上、事業者等の一般原則、保育所等との連携、事業者等の職員の知識及び技能の向上、衛生管理、食事、健康診断、事業所等の内部規定等について定めております。

なお、第19条の家庭的保育事業等に備える帳簿については、市の独自基準として、補助金に関するものについては5年間の保存義務を定めております。

第2章の家庭的保育事業は、家庭的な雰囲気のもとで5人以下の子供を保育する事業で、第22条から第26条までですが、専用部屋の面積、調理設備等の設備の基準、職員の配置、保育時間、保育内容等について定めております。

第3章の小規模保育事業は、家庭的保育に近い雰囲気のもとで6人から19人の子供を保育する事業で、A型は保育所分園に近いもの、B型はA型と家庭的保育の中間的なもの、C型は家庭的保育をグループで行うものに分類されます。

第27条から第36条までですが、事業所の設備の基準や職員の配置等について定めております。

第4章の居宅訪問型保育事業は、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などで、保護者の自宅で1対1の保育をする事業で、第37条から第41条までですが、事業者の保育提供の内容や設備備品や居宅訪問型連携施設等について定めております。

第5章の事業所内保育事業は、事業所などで従業員の子供と地域の子供を一緒に保育する事業で、第42条から第48条までですが、利用定員の設定や設備の基準、職員の配置等について定めております。

第6章雑則の第49条は、市の独自基準として、先ほどと同じく垂水市暴力団排除条例に伴い、暴力団の排除規定を定めております。

なお、附則第1条で、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の施行の日から施行しようとするものであり、第2条から第6条までは、食事の提供、連携施設等に関する経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第56号垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について、御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法及び児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、条例を制定しようとするものであります。

条例案については、第1条から第23条まででございますので、主なものについて申し上げます。

第1条は趣旨について、第2条は、この条例の最低基準の目的について、第3条は最低基準の向上について、第4条は放課後児童健全育成

事業者の設備及び運営についての最低基準の向上について、第5条は事業における支援のあり方やその支援を行うもの及び場所の構造設備に関する一般原則を定めております。

第9条は、事業所の設備及び備品や児童1人についての専用区画の面積等についての基準を、第10条は、放課後児童支援員の配置人数や資格の要件並びに支援の単位の適正規模について定めております。

第14条は、事業所の運営規定について、第15条の事業者が備える帳簿については、市の独自基準として、補助金に関するものについては5年間の保存義務を定めております。

第18条は、事業所の開所時間及び日数について定めております。

第22条は、市の独自基準として、垂水市暴力団排除条例に伴い、暴力団の排除規定を定めております。

なお、附則第1条で、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の施行の日から施行しようとするものであり、第2条は職員の経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 正勝） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 今、関連する条例案ということで、3つをまとめて報告を聞いたんですけども、細かな点については一般質問で具体的にやっていきたいというふうに思うんですが、一つは総論的な中身で、3つの点をちょっとお聞きしたいと思います。

というのは、今回、さまざまな議論があった末に、この児童福祉法24条1項、いわゆる実施責任としての自治体のこの項目は改めて出てき

たということで、これは幅広い、保護者や保育関係者の運動によって、このことが実現をしたわけなんですけども、非常に私は重要な視点がここにあるんだろうなというふうに思います。というのは、やっぱり新制度を前の制度よりもさらに発展をさせていく、充実させていくという観点があると。そのためには、やっぱり市町村が実施責任を持たないといけないということが、最大のこの法律の眼目だろうというふうに思います。

そこで、お聞きをしたいんですけども、一つは前の6月議会のときにも言ったかと思うんですが、市民の参画をどうしていくのかということがあったかと思えます。ある自治体ではいわゆる意見公募、パブリックコメントをとって、市民のさまざまな意見をこの条例に集約して、確かに国の従う基準はあるけども、参酌基準等の中で、その声に応えていくという方法もとったりしながら、幅広い市民の意見でこれをつくっていかうという自治体もあったわけなんですけど、本市はこの意見公募、いわゆる市民参画という、どのように位置づけられたのかを1点お聞きしたいということです。

これは、市長にお聞きしたいんですけども、児童福祉法24条1項、1項と2項があるわけなんですけども、1項は市町村の保育実施義務を規定してるんですが、このことについて、市長はどのようにその責任を果たしていきたいと。新制度になって、具体的に今回、条例案も出て、それぞれレクチャーも受けられたというふうに思うんですが、そういう意味で、この実施責任を、市長としてどのように果たしていくというお考えなのか、一つお聞きしたいというふうに思います。

もう一つは、運営基準の問題が先ほどいろいろ出ましたけども、私は、やはりここで大事なものは、今までの現行制度、26年度までは現行制度が続くわけなんですけども、この中身は後退させ

ないと、基本的には維持拡充していく取り組みであるべきだと。そうでないと、先ほど言った安心して子供たちを預ける、健やかな成長を保障していくということにおいては、非常にそのことの役割が大変重要だというふうに思います。

残念ながら、先ほど言われたとおり、国の基準に従うという点と参酌基準についても、そのままそれを持ってきたということで、その点には非常に、ある意味、それで本当にいいのかという部分はあるわけなんですけども、そのことによって本当に子供たちの健やかな成長を保障できるのか、安心安全に保護者たちは預けられるのか、その点があると思うんですけども、この点についてどのような視点を持たれたのかお聞きしたいと思います。

それともう一つは、最後の質疑ですけども、いわゆる格差のない保育、教育、これが当然求められていくと思います。先ほど、55条か、この中にも、例えば保育士の資格の問題も出てまいります。市町村の研修だけでいいとか、専門性がここで軽視されているような中身もあります。また、保育料プラス上乗せ徴収もできるという内容もあります。そうすると、当然のごとく保育料では格差が出て、そこに保障がされるわけなんですけども、この上乗せ保障は一律ですので、低所得者にとっては大きな負担にもなっていくと。

そういう中で、今まで本市が続けてきたそういう独自の上乗せ、市独自の補助というのも、当然そういう観点において、そういう対策はとられた形で保育教育の格差をなくしてきたと、そういう努力をしてきたということがあると思うんですが、この点について、格差のない保育教育が、今度の提案された中身できちっと守られていけるのかどうなのか、その点について、4点について質疑をいたします。

○市長（尾脇雅弥） 今回の改正の一番の重要なポイントはしっかりと一本化をしていくとい

うことと、市町村がしっかりと責任を持って対応していくということでもありますので、これまでも子育て支援に関しましては、本市の最重要課題の一つであるというふうに理解をしておりますし、持留議員がおっしゃったような形で多様な意見をしっかりと取り入れて、手ざわり感のある、現場の声にしっかりと即した形で中身にしていきたいというふうに考えております。

○保健福祉課長（篠原輝義） 1点目のパブリックコメントの実施についてということですが、これにつきましては、現在、子ども・子育て会議の中でいろいろ議論をしていたところでもあります。この子ども・子育て会議につきましては、市民はもちろん、それぞれの幼稚園、そして保育園、あと保健師、そして各警察の方、そして一般の子育てをされている世帯の方、そういった方々から意見をいただきまして実施しておりますので、特にパブリックコメントは実施しておりません。

それから、3点目の運営基準でございますが、今回の子ども・子育て支援の申請でのポイントと申しますか、これにつきましては、幼稚園、保育所等への公的な財政支援が一本化されまして施設型給付が創設されたこととか、あるいは家庭的保育事業等の小規模な保育事業も財政支援の対象となったというようなこと、それからまた放課後児童健全育成事業などの支援の充実というようなことがございます。また、施設型給付の対象となります教育・保育施設を利用される保護者は、今回から新しく保育の必要性の認定を受けるということが必要になってまいります。そういった中で、安心して子供を預けるということがございますので、先ほど御説明申し上げましたいろんな運営基準等については、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

それから、4点目の格差のない保育、上乘せ徴収ということですが、これにつま

ましては、現在、例えば幼稚園等で一律に保育料を出しておるわけですが、個人の方ですね。その中で、やはり今回は、それぞれ、まず市のほうで保育料を所得に応じて決定するというところでございます。ただ、今の若干の上乗せといえますか、そのことにつきましては、こちらもそのようなことがあるということで、先日、それぞれの園長さんのほうからちょっとお聞きしたところでございます。それについては、今後、法定価格の問題とか、法定価格が、また新たに平成27年度の、国のほうが予算に伴いまして判明することから、それにつきましては、また今後、検討してまいりたいと思います。

○持留良一議員 なかなか、こちらが求める回答とは若干ずれてるなというか、十分な回答が得られませんでした。これはまた、一般質問等で詳しく、この点はただしていきたいというふうに思いますが。

要は、最大の、先ほど市長が言われたとおり、ある意味市長自身も、今後きちっと市民や現場の声に添えていくんだということと言われて、そのことによって自治体としての実施責任を果たしていくんだということと言われたかと思えます。その中で大事なのが、いわゆる公共性ですよね。もう一つは安定性、継続性。この3つが初めてきちっと保障されてこそ、保護者等の権利が保障されていく。そこで初めて、市町村の実施責任が具体的に果たしていけると思えますよ。

今回特に、今までは「保育に欠ける」でしたけども、「保育が必要」というふうに変わりました。このことはどういう意味をするかということは、今後、個別の項目の中で議論をさせていただきますけども、やはりこここのところが、何よりもきちっと守れないと、やはり市町村の実施責任というのは果たしていけないというふうに思えます。そのことによって運営基準の問題や、先ほど言った格差のない保育教育をどう

実施していくのかということが、具体的にこの項目の中で試されてくるというふうに思います。

そういう意味では、改めて、この3つの視点について確認をしておきたいんですけども、市長自身はそのことをきっちり、この3つの各条例案について果たしているんだというふうなことで責任を果たしたということが言えるか、このことをきっちり、私は担保としていきたいというふうに思います。

特に56号については初めて条例化されるということで、持続施設には該当しませんでしたけれども、一つの大きな前進だろうというふうに思います。

そういう意味では、市町村の実施責任というのが、非常に重要な責任を果たすわけですけども、先ほど言った、この公共性、安定性、継続性の確保をちゃんとやってるということ自信を持って言えるかどうか、この点について質問をしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど申し上げましたけれども、子育て支援を含めて、子供たちの環境をしっかりと整備をしていくということは何よりも大事なことだと思っておりますので、そういった意味では、持留議員がおっしゃったような視点というのは大変重要だと思いますので、そういうことをあわせてしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○議長（森 正勝） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第54号から議案第56号までの議案3件については、いずれも産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第56号までの議案3件については、いずれも産業厚生委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△議案第57号～議案第59号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第9、議案第57号から日程第11、議案第59号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第57号 垂水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第58号 垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 案

議案第59号 垂水市屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案

○議長（森 正勝） 説明を求めます。

○総務課長（中谷大潤） 議案第57号垂水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

本議案は、平成26年2月21日付で施行された地方公務員法の一部を改正する法律の内容に準じ、垂水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を改正するものです。

それでは、改正の概要につきまして、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

任命権者は、前年度における人事行政の運営状況等について毎年報告することが規定されており、第3条において報告する事項を定めるところですが、今回の改正により、新たに「職員の休業の状況」を加えるものです。本市における休業の種類としましては、育児休業が対象となります。

なお、附則としまして、この条例は平成26年10月1日から施行しようとするものでございま

す。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○選挙管理委員会事務局長（北迫一信） 議案第58号垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

まず初めに、第12条の見出し「（委任）」につきましては、文言の整理でございます。

続きまして、第183回国会において成立しました成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の附則第4条により、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が平成25年5月31日に公布され、同年6月30日から施行されたことに伴い、垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、成年被後見人の選挙権の回復がなされたことを受け、指定病院等における不在者投票の立会人については、市区町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせるなどの方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない旨の努力義務が新たに設けられ、その執行経費の基準が定められたことに伴い、本条例に外部立会人の報酬を新たに規定しようとするものでございます。

それでは、添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。

附則の第11項としまして、外部立会人の日額報酬額の支給方法を定め、別表におきまして、期日前投票立会人の項の次に、外部立会人の報酬を新たに加えるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○社会教育課長（森山博之） 議案第59号垂水市屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明

申し上げます。

旧垂水南中学校の運動場照明施設の使用に關しましては、株式会社財宝に売却するまでの間、使用許可等につきましては社会教育課で行ってまいりました。

今回、この照明施設が校舎などとともに撤去されたことに伴い、垂水市屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。

第2条、別表第1の名称並びに位置を削除するものでございます。

また、第7条、別表第2の照明施設並びに使用料を削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（森 正勝） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第57号から議案第59号までの議案3件については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第59号までの議案3件は、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△議案第60号上程

○議長（森 正勝） 日程第12、議案第60号垂水市保育の実施に関する条例を廃止する条例案についてを議題とします。

説明を求めます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 議案第60号垂水市保育の実施に関する条例を廃止する条例案について、御説明申し上げます。

現行の制度では、児童福祉法第24条の規定に基づき、保育の実施基準については条例で定めておりますが、子ども・子育て関連3法に基づき改正された児童福祉法では、この規定が削除され、平成27年7月から施行予定である子ども・子育て支援法に伴い、新たに保育の必要性の認定に関する規則を定めることから、現行の条例を廃止しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 正勝） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第60号は産業厚生委員会に付託の上、審査いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は産業厚生委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△議案第61号上程

○議長（森 正勝） 日程第13、議案第61号鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

説明を求めます。

○企画課長（角野 毅） 議案第61号鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更についての議案について、御説明を申し上げます。

大隅定住自立圏形成協定とは、大隅地域で中

心市となる鹿屋市と、垂水市を含む周辺市町3市5町とで、事業ごとに、それぞれの市町が中心市との1対1の協定を締結することで、圏域を決定し、共通する課題の解決に向けて事業を推進するものでございます。この定住自立圏構想のための協定を、垂水市では平成21年9月議会にお諮りいたしまして承認をいただき、平成21年10月6日に鹿屋市と締結をいたしております。

それでは、改めまして、議案第61号鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更についての議案につきまして、御説明を申し上げます。

地方地自法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に係る、垂水市議会の議決すべき事項を定める条例の規定により、垂水市及び鹿屋市の間において締結した定住自立圏形成協定を別紙のとおり変更するため、議会の議決を求めます。

今回の変更は、中心市宣言の鹿屋市を甲とし、周辺市である垂水市を乙として締結した協定の第3条関係の別表1から3に掲げる取り組み内容と双方の役割分担につきまして、本圏域の現状等を踏まえ、現行の取り組みに加え、政策分野ごとに新たな取り組みを追加し、現行の取り組みの充実を図ることを目的とした内容となっております。

お手元に配付いたしております変更案対照表により、主な変更点の説明をさせていただきます。

まず、別表第1、アの医療でございますが、取り組み1の圏域医療体制の充実・確保では、圏域の医療体制の充実に向け、医師確保等の取り組みを推進する事項が新たに追加されました。

次に、イの福祉でございますが、今回新たに追加されたもので、認知症高齢者に係る支援体制の整備に取り組むこととなっております。

次に、ウの産業振興でございますが、取り組

み1の大隅ブランドの確立及び取り組み2の6次産業化の推進が新たに追加されました。また、取り組み3の畜産業の振興では、取り組み内容として、家畜の防疫体制の整備・強化による家畜伝染病の侵入・蔓延を防止する事項が新たに追加されました。また、昨今の状況を反映いたしまして、取り組み4として鳥獣害対策の推進が新たに追加されました。

次に、エのエネルギーでございますが、今回新たに追加されたもので、再生可能エネルギー導入促進に取り組むこととなっております。

次に、別表第2、アの地域公共交通でございますが、取り組み1の交流人口の増加のための交通ネットワークの構築の取り組み内容の(2)東九州自動車道の開通による県外からの誘客の促進及び圏域住民の利便性の向上を図るため、福岡への高速バスの導入に向けて検討する事項と、(3)圏域の物流、交流を支えるフェリーさんふらわあ大阪一志布志航路及び山川一根占フェリー等の海上交通の利用を促進し、運航を維持する事項が新たに追加されました。

次に、イの地域内外の住民との交流・移住促進でございますが、1の圏域への誘客の促進について、現行の取り組みの内容が削除され、(1)大隅広域観光開発推進会議を通じて、圏域へのさらなる誘客促進及び観光PRを行うという事項及び(2)大隅広域観光開発推進会議を通じて、地域の特性を生かした観光商品の開発を推進するという事項が新たに追加されました。

また、2の定住・移住促進の取り組み、さらには、3の大隅横断道路を含む高規格道路等の整備促進の取り組みが新たに追加されました。

最後に、別表第3、アの圏域内市町の職員等の交流でございますが、現行の取り組み内容が削除され、新たに、(1)圏域内の市町職員の広域的視点でのマネジメント能力の強化及び連携の促進を図る事項及び(2)圏域内の市町職

員間において共通する行政課題等に対応した共同研究の実施等により、圏域全体の発展を目指すとともに、当該職員の能力向上を図る事項が追加されました。

以上で説明を終わります。御審議のほうよろしくお願いたします。

○議長(森 正勝) ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 1点だけ、ちょっと教えていただきたいんですが、畜産業の振興。この部分で、改正前は甲の取り組み、つまり鹿屋市の取り組み、ここの部分で鹿屋市の役割ということで、アグリーン鹿屋が行うコントラクター組織のここの文言、この部分が、アグリーン鹿屋の名前とJA鹿児島きもつきの名前が今度削除されて、変更後はコントラクター組織ということになってるんですけども、この点についてのいきさつといたしますか、中身についてちょっと、それだけ、1点だけちょっと確認させてください。

○農林課長(池松 烈) アグリーン鹿屋の件についてでございますが、今、鹿屋市のほうから提案がありました基本的な考え方につきましては、以前のものをば踏襲してるわけなんですけれども、アグリーン鹿屋というのは、うちのほうで説明のあった分につきましては、JA系のコントラクターというような取り扱いで今後は進めていきたいと思います。で、それを、粗飼料を生産していただいて酪農家とか和牛農家の方々に回していくということで、文言のほうをばJA系のコントラクターというような表現で説明のほうはしていただいております。

以上でございます。

○議長(森 正勝) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○宮迫泰倫議員 別表の第3表、その一番最後

に、アの圏域内市町の職員等の交流の中の
(2)、この甲と乙の違いをちょっと教えてください。

○企画課長(角野 毅) 甲が鹿屋市……。

○宮迫泰倫議員 それは、わかるわかる。内容です、この内容。

○総務課長(中谷大潤) 内容につきましては、この取り組みの中にありますように、甲、乙、この両市の職員のマネジメント能力の強化及び連携の促進を図る。また、下にありますように、当該職員の能力向上を図るという趣旨の内容でございます。

○宮迫泰倫議員 (2)ですよ。(2)の、一番この最後のページです、一番下。この甲は鹿屋、乙は垂水なんですけども、甲と乙を連携し合同の職員研修等を実施します、ここまでいいんです。鹿屋のほうは、「取り組みの企画及び調整を行う」と。このことはどういうことなのか。

○企画課長(角野 毅) 鹿屋市が中心となりまして、本市との提携をするわけですけれども、3市5町による連携になりますので、それぞれの市町との連携をとりながら進めていくという関係上、鹿屋市のほうが、これらの研修についての職員の企画及び調整を行う、日程調整等を含めた調整等を行うのが中心地鹿屋ということでございます。

○宮迫泰倫議員 結局は、これは対等で甲と乙の役割じゃないかと思うんです。この場合は、鹿屋がもう主導権を握るっていう理解してよろしいのでしょうか。

それともう一つ、今これは垂水と鹿屋だけなんですけども、ほかの町とはどうなるのか。ほかの4市、4町か、5町。

○企画課長(角野 毅) ただいまの御質問ですけれども、あくまでも1対1としての定住自立圏形成のその協定は結んでいくわけですけれども、その圏域内には3市5町で行う事業とい

う形になります。本市と鹿屋市の間で、中心地となります鹿屋市が企画をしたり調整をしたりというような作業をしていただくことによりまして、構成される3市5町が、それぞれにその企画調整を行う必要性がなくなるということです。

ただし、協議の内容につきましては、あくまでも1対1、対等の立場で協議を行ってまいりますので、協議の内容、その決定の方向につきまして鹿屋市が主導権を握るといったような研修になるわけではございません。

○議長(森 正勝) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 正勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第61号は総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 正勝) 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は総務文教委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△議案第62号上程

○議長(森 正勝) 日程第14、議案第62号垂水市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長(尾脇雅弥) 議案第62号の垂水市教育委員会委員の任命について、御説明を申し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります中谷いつみ氏が平成26年10月1日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

再任しようとする中谷いつみ氏の住所は垂水

市柘原356番地1、生年月日は昭和32年8月27日でございます。任期は4年となっておりますので、平成26年10月2日から平成30年10月1日までとなります。

なお、本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森 正勝） ここで暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前11時15分休憩

午前11時30分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第62号については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号については同意することに決定しました。

△議案第63号上程

○議長（森 正勝） 日程第15、議案第63号平成26年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美） 議案第63号平成26年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を御説

明申し上げます。

補正の内容を説明しました参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんください。

今回の主な補正は、社会保障・税番号制度に係るシステム改修、海潟漁港内トイレ設置事業、プレミアムつき商品券発行事業、がんばる地域交付金事業による農道整備事業や市道整備事業などを追加措置しようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも6,142万6,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は、102億6,358万円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページから6ページまでの第2表地方債の補正をごらんください。

「追加」でございますが、通信情報整備事業はコミュニティFM整備事業に係るもので、当初、一般単独事業債を充当する予定としておりましたが、より有利な緊急防災・減災債を充当するものです。

商工業振興事業につきましては、プレミアムつき商品券発行事業の実施に伴い過疎債を充当するものです。

消防防災施設整備事業につきましては、消防防災無線デジタル化事業の実施に係るもので、過疎債の調整減額部分に市町村振興資金を充当するものです。

小学校施設整備事業につきましては、垂水小学校屋外運動場整備事業に前述と同様、過疎債の調整減額部分に市町村振興資金を充当するものです。

6ページの「変更」でございますが、漁港漁村整備事業は、海潟漁港及び牛根漁港に係る県営事業費の減額に伴うもので、公共事業等債を減額補正するものです。

県営事業費の減は、平成25年度国の補正予算により事業費が確保されたため減額となるものです。

通信情報整備事業につきましては、コミュニティFM事業に係るもので、先ほど「追加」で申し上げましたとおり、緊急防災・減災債へ変更するため一般単独事業債を減額するものです。

消防防災施設整備事業につきましては、主に消防防災無線デジタル化に係るものですが、過疎債の減額調整により減額するものです。

観光施設整備事業につきましては、南部グラウンドゴルフ場に係るもので、当初、過疎債を充当する予定でしたが、対象事業費が全額、過疎集落等自立再生対策事業交付金の対象となったため減額するものです。

小学校施設整備事業につきましては、当初、学校教育施設等整備事業債を充当する予定としておりましたが、対象事業が平成26年度より過疎法の一部改正により過疎債での対象事業となったことから、より有利な過疎債へ増額変更するものです。

道路整備事業につきましては、社会資本総合整備交付金の交付決定による減や過疎債同様の減額調整に伴い、辺地債を減額するものです。

小学校施設整備事業の学校教育施設等整備事業債は、先ほどの関連で過疎債への変更に伴う減額です。

臨時財政対策債につきましては、本年度の発行可能額が確定したことにより増額するものです。

地方債の変更につきましては、それぞれの事業に伴う起債額を右の欄に示しております限度額に変更し、本年度の借入総額を、繰り越し分を除いて合計額11億6,387万2,000円にしようとするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正について御説明いたします。

12ページをお開きください。

2款総務費の18目ふるさと納税制度事業費の報償費ですが、ふるさと納税寄付者に対するお礼の品に係る経費でございます。

13ページをごらんください。

3款民生費3目障害者福祉費の委託料の行政事務委託ですが、このページのほかの説明欄にも同じく行政事務委託がありますが、ほとんどは厚生労働省所管の社会保障・税番号制度導入に伴うシステム変更に係るもので、国の100%、または3分の2補助でございます。

14ページをお開きください。

4款衛生費5目墓地火葬場費の需用費ですが、火葬場の火葬炉及び監視装置の修理に伴うものでございます。

次に、6款農林水産業費の9目畜産業費の備品購入費ですが、地域重要疾病防疫体制確立事業により、消毒のための機材を購入するものでございます。

15ページになりますが、同じく農林水産業費の11目農地費の工事請負費は、普通河川堆積土砂除去工事や排水路、のり面補修工事に係るものでございます。

同じく、下の12目農道整備事業費の工事請負費ですが、がんばる地域交付金を充て事業を実施する農道舗装工事や側溝の改修工事に係るものでございます。

次に、同じく下の2目林業振興費の負担金補助及び交付金ですが、鳥獣被害対策実践事業補助金は地区全体を取り囲むように防護柵を設置し、鳥獣被害を防止する事業で、新たに4地区を追加するものです。国の100%補助事業でございます。

同じく、一番下の2目水産業振興費ですが、海潟漁港内トイレを設置するもので、実施設計委託料と工事請負費でございます。県の地域振興推進事業で2分の1補助でございます。

16ページをお開きください。

6款農林水産業費の4目漁港建設費の負担金

補助及び交付金ですが、海潟漁港及び牛根漁港に係る県営事業費の変更に伴う負担金の変更です。

次に、7款商工費2目商工業振興費の負担金補助及び交付金ですが、プレミアムつき商品券発行補助事業に係るものでございます。

同じく、3目の観光費の積立金ですが、道の駅の平成25年度決算の経常利益の7割を観光振興基金へ積み立てるものでございます。

17ページをごらんください。

8款土木費1目道路維持費の工事請負費は、垂水南1号線側溝敷設工事や塩田田畑線の舗装工事など市道の維持管理に係る工事や、がんばる地域交付金を充て事業実施する市道舗装工事でございます。

同じく、2目の道路新設改良費の工事請負費ですが、社会資本総合整備交付金の交付決定による内ノ野線、元垂水原田線の減額でございます。

次に、9款消防費3目消防施設費の委託料は、国道拡幅に係る牛根分遣所の設計委託でございます。

19ページをごらんください。

12款公債費1目元金の償還金利子及び割引料は、地方債の償還金に繰り上げ償還が発生したものでございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国県支出金、基金繰入金、及び市債などの特定財源を充て、一般財源は財産収入や臨時財政対策債等を充てて収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（森 正勝） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 2点ほど質疑をさせていただきます。

一つは電算費、社会保障・税番号指定に伴う共同利用負担金、このことについてなんですけれども、これはいわゆる、説明だとマイナンバーとの関係もあるようなことをお聞きをしてるんですけど、どこが回答していただくのかわかりませんが、これは昨年でしたか、国会で法案が通って、その後、それに伴うさまざまな予算が本市も6月でも出てきたと記憶してるんですけども、この中で問題になったのが、いわゆる情報漏えいの問題、この問題がいろいろ取り沙汰されたということがあります。そのほかにも費用対効果はどうなのかということでも十分説明が国会でも何か示されなかったと聞いてます。というのは、既存の番号を使ってもやるんだみたいなことも言っている。そうしたら、それをマイナンバーを導入する理由がどこにあるのかということなんかもいろいろあったみたいです。

結果として、国民にとってメリット、なぜ必要なのかというのは、私たち自身もなかなかその中身からはわからないんですけども、そういう中、もう具体的に法律が通った関係でさまざまなシステムの導入、改修が行われていくとなると、そうすると、そのあたりの、先ほど言っていた漏えい問題、また、先進的なのとか、これをやってるアメリカとか韓国なんかでは、本人に成り済ましてさまざまなカードを使っているいろんな犯罪も起きてきているということも聞いてるんですが、そうしたときに本当にこのことは問題ないのかと、対応できるのかと。市町村はそれを実施する自治体ですので、そのあたりはどのように国のほうから対策はとられているという点で聞かれてるのか。私たち市民にも当然そのことをお知らせしていただけないかと思うんですが、例えば、一番、僕がび

っくりしたのは、警察庁や公安調査庁への情報提供も広く認めているということが国会の中でも明らかになってるんです。法律では、原則禁止になっているんですけども、この法律が通ったことによって警察や公安庁にも情報が提供されていくというような点も新たに出てきている。非常に、そういう意味では国民の情報がいろんな形で使われるという問題と、もう一つは、そういう漏えい問題、犯罪との関係も含めてさまざまあるんですが、このあたりについて、このシステムを改修、また導入される中で、どのように国のほうから説明し、また、そのことに対して、きちっと対応するようにというふうになっているのか、その点についてお聞きしたいというふうに思います、わかる範囲で。

もう一つは鳥獣被害対策実践事業補助金、このことについてお聞きしたいんですけども、今回範囲が広がったということで、具体的にイノシシ対策も含めて具体化されるということも、先ほど定住圏構想の中でもこの問題が取り上げられて、広域的に取り組んでいくんだということも示されて、一つの大きな方向が示されたのかなというふうには思うんですが、一つは、この管理をどんなふうに行っていくのか。というのはショート問題だとか、いわゆる漏電とか、そういう問題が当然起きてくると思うんですが、そのことに対してどんなふうにされていくのか。

あと、やっぱり種類も結構多いというふうに聞いているんですが、当然地域の方々の中で現場を十分把握されている方々と協議しながら選定をされていくかというふうに思うんですが、そのあたりについてどのような考え方があるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、この問題については、前からの課長の回答にもあったように特効薬はなかなかないんだということ、しかし、対策はとらなきゃならないということで、今回こういう電気柵が導入されたということであるんですけども。じ

や、そういう中で具体的にもう一つの対策というのは、やはり、これはさまざまな組み合わせがないと、対策として効果を上げていかないだろうなと思うんです。その一つが、さっき言った広域の連携の問題があると思うんですが、もう一つは里山再生の問題が当然出てくると思うんですが、このあたりってなかなか、提案もあったような気はするんですが、取り組みとして具体的に、そのことも一つの大きな柱としてやっていくんだという方向性を出されるのか、そのあたりについて質疑したいと思います。

○企画課長（角野 毅） マイナンバー制度導入の中における個人情報等の管理の方法等に関する不安等と、この後、全協の中で制度についての御説明も含めて行ってはまいりますけれども、個人情報の漏えい部分の悪用への懸念、それから成り済まし犯罪の頻発、国家個人情報の一元管理、プライバシーの侵害等が番号制度に対する懸念材料としていろいろ現在問題として上げられております。

制度上の保護措置として、利用範囲でありませつか情報連携の範囲を法律に規定し、目的外使用を禁止すること、個人番号のみでの個人確認の禁止とか、法が規定していない特定個人情報の収集・管理、特定個人情報保護委員会による監視、特定個人情報保護評価の実施等々について、それぞれのアクセス記録を個人みずからが確認できるマイポータルの制度と、それからまた、システム上の安全措置としての個人情報とは従来どおりの各行政機関が分散して、一括管理ではなくて分散管理という形で管理することが法で規定していないままの情報連携の禁止、個人情報及び通信の暗号化などの措置等々、安全についての管理については後発としての位置づけの中で、先進地の事例等を含みながらできる措置等がいろいろ盛り込まれておるというふうに考えております。

詳しくは後ほどの全協の中で、制度の説明と

いう形で御説明をしていきたいと考えております。

○農林課長（池松 烈） それでは、鳥獣被害報告について御報告申し上げます。

まず、追加になりました4地区でございますが、新城地区のほうの小谷地区でございます。ここにつきましては、受益面積が約6.3ヘクタールということでございます。それから、同じく新城地区の浦川内地区、ここにつきましては受益面積が約3ヘクタールと。それから同じく新城地区の戸越地区でございますが、受益面積が1.5ヘクタールで、もう一つは牛根麓地区でございますが、ここは受益面積が0.5ヘクタールということでございます。施設そのものにつきましては、合計でワイヤーメッシュが延長の4,757メートルと。それから、電気柵は本体のほうが10台、それから延長のほうが2,618メートルということで、ワイヤーメッシュ柵、それから電気柵で総延長7,375メートルというようなことございまして、田畑をば取り囲むような形で鳥獣の侵入を防ぐということでございます。

それから、この事業の導入につきましては、各地域、何回か協議を進めていただきました。それから、管理の問題。その前に設置の問題につきましても、事業の性格上、皆様方で設置をしていただく形になりますので、これに関しては管理も同様な形をとっていただくのがベターじゃないかということで協議を進めさせていただいております。

それから、里山の件でございますが、やはり田畑との、それから山間部との緩衝地帯、これが、大変高齢化等も進みまして非常に草木が茂っている状況でございますので、このワイヤーメッシュ、または電気柵等を張りめぐらすことで、これの効果が出る状況というのは、管理をしていく上で、ぜひ、やっていただかないといけないということでございますので、そこのと

ころのお願いも、各地域の方々に協議をする中でお願いをしたところでございます。

あと、先ほど、ちょっと今までの経緯も触れられましたけれども、今、本市が実施している捕獲事業、それから国の補助事業になります捕獲事業ということで2面体制で、今回の事業と含めて2面体制で鳥獣捕獲の被害の防止に努めていくということで、今後は積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 このシステムの改修問題なんです。これ、企画課なのか、それとも民生費関係だから民生なのかちょっとわかりませんが。要は、結果として国民にとってメリット、本当に必要なのか、なかなか今の関係からも含めて、問題がある等々含めて、わかりづらいんですよ。だから何がメリットなのか、なぜ必要なのか、そのあたりについてはどのような説明を受けていらっしゃるのか、この点をちょっとお聞きしたいと思います。

鳥獣補助金については、先ほど、それぞれ地域でも取り組については議論されているということ、緩衝地帯、駆除、さまざまな方法を組み合わせて、この鳥獣被害対策には取り組んでいくんだということでありました。やはり、先ほど出たように広域連合の連携した取り組みも重要な取り組みになっていくと思います。そして里山の再生と、これが最終的には大きな役割を果たしていくだろうなと思ってますので、このあたりについても、ぜひ、今後も深めていただきたいと思います。そのシステム改修費について、その点について、必要性和メリットについてどのようなお考えなのかお聞かせください。

○企画課長（角野 毅） 社会保障税番号制度の市民へのメリットということでございますけれども、メリットにつきましては、あくまでも制度導入によります税等の負担の公平性であり

ますとか、災害発生時における支援活動への活用でございますとか、各種の行政事務の効率化、市民、国民含めた利便性の向上などの効果等々が期待されておりますので、そのようなものが導入のメリットとして考えられております。

○議長（森 正勝） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は各所管常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△議案第64号～議案第67号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第16、議案第64号から日程第19、議案第67号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第64号 平成26年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第65号 平成26年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第66号 平成26年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第67号 平成26年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

○議長（森 正勝） 説明を求めます。

○市民課長（白木修文） 議案第64号平成26年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

1 ページに記載しておりますように、今回の補正額は歳入歳出とも2,595万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億4,354万2,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、平成25年度国民健康保険特別会計決算に伴う療養給付費交付金の返還と一般会計からの法定外繰入金の精算、平成27年1月の高額療養費制度改正に伴うシステム改修費の補正などでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

なお、金額をお示ししてありますので省略させていただきます。

歳出から御説明いたします。

5 ページをお開きください。

1 款総務費ですが、1 項1 目の一般管理費は、高額療養費制度改正に伴うシステム改修委託でございます。

3 項1 目の保険税収納率向上特別対策事業費は、九州市町村合同公売会に参加するための普通旅費でございます。

5 款老人保健拠出金ですが、平成26年度老人保健事務費拠出金の確定に伴う補正でございます。

11 款諸支出金ですが、1 項6 目の償還金は、平成25年度国民健康保険特別会計決算に伴う療養給付費交付金の返還金でございます。

4 項1 目の一般会計繰出金は、同じく平成25年度国民健康保険特別会計決算に伴う法定外繰入金の精算でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

4 ページをお開きください。

5 款療養給付費交付金は、今後の変更見込みによる補正でございます。

7 款県支出金は、高額療養費制度改正に伴うシステム改修の全額補助分と特別県調整交付金の保険税収納率向上特別対策事業による増額補正でございます。

11款繰越金は、平成25年度国民健康保険特別会計決算に伴う前年度繰越金でございます。

12款諸収入は、一般被保険者延滞金の実績による増額補正でございます。

以上で、議案第64号平成26年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 議案第65号平成26年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成25年度決算に伴う国等への返還金や市負担金の精算に伴う繰出金が主なものでございます。

1ページに記載してありますように、補正の額は、歳入歳出にそれぞれ4,139万8,000円を追加し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ20億9,267万1,000円とするものでございます。

まず、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

3款地域支援事業費2項包括的支援事業費・任意事業費4目任意事業費ですが、地域における認知症の人とその家族を支援する認知症支援推進員を養成するための認知症地域支援推進員等設置事業費を計上しております。

次に、4款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金の補正額は、平成25年度事業費確定による国県支払い基金への返還金でございます。

2項繰出金1目一般会計繰出金の補正額は、同じく平成25年度事業費確定による一般会計への返還分でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

5ページをお開きください。

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料は、滞納繰越分の補正でございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金3目地域支援

事業交付金の補正額は、認知症支援推進員を養成するための認知症地域支援推進員等設置事業費の補助基準に基づく交付額を計上しておりません。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費県負担金の補正額は、平成25年度決算に伴い追加交付されるものでございます。

次の2項県補助金2目地域支援事業交付金から、7款繰入金1項一般会計繰入金3目地域支援事業交付金までの補正額は、認知症支援推進員を養成するための認知症地域支援推進員等設置事業費の補助基準に基づく交付額を計上しております。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金の補正額は、事業費確定に伴う返還金の財源として繰り入れるものでございます。

6ページをお開きください。

8款繰越金1項繰越金1目繰越金の補正額は、平成25年度決算額の確定により、今回補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○生活環境課長（村山芳秀） 議案第66号平成26年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、平成25年度繰越金の確定に伴う補正でございます。補正の額は歳入歳出それぞれ238万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,287万9,000円にするものでございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

3ページをお開きください。一番下のほうでございます。

3款諸支出金1項1目の繰出金につきましては、前年度繰越金を一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、歳入でございますが、その上で

ございます。

3款繰越金につきましては、平成25年度漁業集落排水処理施設特別会計の繰越金の確定に伴い補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひします。

○水道課長（塚田光春） 議案第67号平成26年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案について御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正額、は歳入歳出それぞれ126万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,561万1,000円にするものでございます。

補正の主な理由は、平成25年度簡易水道事業の消費税及び繰越金の確定に伴う補正でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費の27節公課費は、平成25年度の簡易水道事業の消費税の納付額が確定したことから、減額補正するものでございます。

3款諸支出金1項1目繰出金の28節繰出金は、平成25年度の繰越金の確定に伴い、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、歳入でございますが、前のページをごらんください。

1款使用料及び手数料1項1目使用料の1節簡易水道使用料は、平成25年度簡易水道使用料の未納額を滞納繰越分として計上するものでございます。

2款繰入金1項1目一般会計繰入金の1節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を減額補正しまして、収支の均衡を図っております。

3款繰越金1項1目繰越金の1節前年度繰越金は、平成25年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴い、繰越額を計上するものでござい

ます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（森 正勝） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第64号から議案第67号までの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号から議案第67号までの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

次は、1時10分から再開します。

午後0時3分休憩

午後1時10分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（森 正勝） 日程第20、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域

連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（森 正勝） ただいまの出席議員数は、16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条の規定によって、立会人に田平輝也議員、持留良一議員、及び北方貞明議員の3人を指名します。

候補者名簿を配ります。

[候補者名簿配布]

○議長（森 正勝） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

○議長（森 正勝） 念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（森 正勝） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、1番議員から順番に投票をお願いします。

それでは、順次投票をお願いします。

[1番議員から順次投票]

1番 川 越 信 男 議員

2番 堀 内 貴 志 議員

3番 大 藪 藤 幸 議員

4番 感王寺 耕 造 議員

5番 池 之 上 誠 議員

6番 堀 添 國 尚 議員

7番 田 平 輝 也 議員

8番 持 留 良 一 議員

9番 北 方 貞 明 議員

10番 池 山 節 夫 議員

11番 森 勝 議員

12番 川 尻 達 志 議員

13番 宮 迫 泰 倫 議員

14番 徳 留 邦 治 議員

15番 篠 原 静 則 議員

16番 川 畑 三 郎 議員

○議長（森 正勝） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

田平輝也議員、持留良一議員及び北方貞明議員は、開票の立ち会いをお願いします。

[開票・点検]

○議長（森 正勝） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

下本地隆君 13票

道上正己君 0票

豎山清隆君 3票

以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

△陳情第25号上程

○議長（森 正勝） 日程第21、陳情第25号川内原発再稼働の地元同意に係る陳情書についてを議題とします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情第25号については、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、陳情第25号については総務文教委員会に付託の上、審査することに決定しました。

○議長（森 正勝） 本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（森 正勝） 明5日から15日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、16日及び17日の午前9時半から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、8日の正午までに質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（森 正勝） 本日はこれにて散会します。

午後1時21分散会

平成 2 6 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 2 6 年 9 月 1 6 日

本会議第2号（9月16日）（火曜）

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	農林課長	
副市長	松下正	併任	
総務課長	中谷大潤	農業委員会	
企画課長	角野毅	事務局長	池松烈
財政課長	野妻正美	水産商工	
税務課長	前木場強也	観光課長	山口親志
市民課長	白木修文	土木課長	宮迫章二
市民相談		水道課長	塚田光春
サービス課長		会計課長	堀内昭人
併任		監査事務局長	保久上光昭
選挙管理委員会		消防長	迫田八州夕起
事務局長	北迫一信	教育長	長濱重光
保健福祉課長	篠原輝義	教育総務課長	川畑千歳
生活環境課長	村山芳秀	学校教育課長	牧浩寿
		社会教育課長	森山博之

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	田之上康
		書記	有馬英朗

平成26年9月16日午前9時30分開議

△開 議

○議長（森 正勝） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（森 正勝） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、1番川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 皆さん、おはようございます。

9月に入りまして、例年なら、まだまだ残暑厳しい時期ですが、ことしは秋の深まりが早いのかなと感じております。水田には秋の実りを感じさせる稲穂が見られ、夏休みの終わった子供たちが日焼けした顔で学校の登下校時に元気な声が聞こえ、夏休みに何も問題なく2学期のスタートを切っているのだなと思っております。

また、広島の高雨災害で多くの方がお亡くな

りになれており、御冥福をお祈りいたしますとともに、このような災害は垂水でも必ず発生すると思っております。異常気象に十分気をつけていただき、本年度の対策はもちろんです、来年度以降の対策に組み入れていただきたいと思います。

それでは、早速ですが、議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問いたしますので、市長並びに関係課長の明確な答弁をお願いいたします。

先ほど冒頭に言いました夏休みが終わり、2学期が始まっているところですが、携帯電話、スマートフォン等での被害の報道が流れておりますが、本市の小中学生の所有状況の把握はされておられるか、伺います。

また、全般的な情報に対するモラル教育の取り組みをお聞きいたします。

次に、広島の高齢者を受けてお聞きいたします。

一番の被害者になり得るひとり暮らしの高齢者や要援護者等ありますが、本市のひとり暮らしの高齢者は何人ぐらいおられますか。

また、要援護者の登録数と災害時の要援護者は、登録数と同じなのか、何人ぐらいおられるのか、伺います。

同じでない場合の対応はどうなっているのか、伺います。

次に、人・農地プランの実態と課題は何か、伺います。

最後に、中央地区の議会報告会でありましたことから質問いたします。

37キロの海岸線を持つ本市で、唯一、一つのまさかり海水浴場を本年度は開設されなかったことに対しまして、海水浴、水遊びもできない子供たちがかわいそうであるとの意見をいただきました。

原因といたしまして、ビニールサイクル会社との関係があるとは思いますが、やはり海水浴場のない夏休みは、非常にかわいそうである

と思います。今回の開設をとりやめたことに対して、住民や市内市外の方々からの問い合わせや反応はどのようであったかお聞きいたしまして、1回目の質問を終わります。

○学校教育課長（牧 浩寿） 川越議員の御質問にお答えいたします。

現在、ネット社会における多種多様な携帯電話、スマートフォンの普及に伴い、ネットいじめやネット依存、ネットを利用したさまざまな犯罪等が大きな社会問題となっております。

本市の小中学校の実態調査によりますと、携帯電話の所持率が、小学校125人、全体の20%、そのうちスマートフォンが23人、中学校が106人、全体の31%、そのうちスマートフォンが73人、また通信機能つきのゲーム機等のインターネット端末の所持率は、小学校296人、全体の47%、中学校232人、全体の67%と、年々増加傾向にあります。

このような現状を踏まえまると、学校における情報モラル教育は大変重要であると考えております。本市の小中学校では、情報モラルについて発達段階に応じて、計画的に指導しております。

また、冒頭で申し上げました携帯電話、スマートフォンにかかわる諸問題につきましても、具体的な事例をもとに加害者、被害者にならないよう、各学校での指導を強化するとともに、リーフレットの配布やPTAにおける話し合いのテーマにするなど、保護者を巻き込んだ実効性のある取り組みがなされるよう、管理職研修会で指導したところでございます。

また、この問題は、社会全体で取り組む必要がありますことから、今年7月9日には垂水市青少年育成会合同会議において講師を招聘し、「スマホの普及と青少年を取り巻く状況」と題して講演をしていただき、委員の皆様の認識を深めていただいたところでございます。

さらには、来年1月末日には、市PTA会員

研修会においても、保護者が学習する機会となる講演を予定しているところでございます。

今後も子供たちが被害に遭わないために、各学校におきましても実態を個別に把握させ、継続した取り組みがなされるよう、指導・助言してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） おはようございます。

それでは、川越議員のひとり暮らしの高齢者の安心・安全についての御質問にお答えいたします。

本市のひとり暮らしの高齢者は、平成26年8月末で1,829人おられ、2年前の同時期に比べ、若干減少をしております。

また、垂水市災害時要援護者台帳登録実施要綱に定める高齢者の要援護対象者は、平成26年8月末現在で、重複されている方を含めまして、延べで約2,600人余りおられます。

その内訳としまして、要介護3から5が426人、身障手帳1級から2級が401人、それから知的障害者に交付する療育手帳Aが14人、精神障害者手帳1級が3人でございます。

以上です。

○総務課長（中谷大潤） おはようございます。

登録に関することにつきまして、お答えいたします。

要援護者とは、高齢者、障害者、乳幼児など、災害時に自力で避難することが困難な人のことであり、平成25年度の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者という表現に変わりました。

この改正により、高齢者、障害者、乳幼児など、防災上、配慮を要する要配慮者のうち、災害の発生するおそれがある場合に、みずから避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者の名簿、避難行動要支援者名簿をあら

かじめ作成して、消防機関や民生委員、振興会長など、地域の支援者との間で情報共有するための制度が創設されました。

この避難行動要支援者名簿について、名簿の作成、提供などの項目が新設されております。垂水市においては、これまで災害時要援護者の名簿を作成しており、この名簿を避難行動要支援者名簿として活用しているところでございまして、8月末現在で58名の方々が登録されておられます。

要配慮者と要支援者名簿への登録数は、大きく違いがあるようでございます。要配慮者の中には、病院や施設等に入院、入所されている方は、登録の対象外ということや自力による避難行動が可能のために支援を必要とされない方、登録の申請書を提出されない方などがいらっしゃることから、要配慮者数に比べ、避難行動要支援者名簿への登録者数が少なくなっているところでございます。

○農林課長（池松 烈） 農業施策の充実についての人・農地プランの実態と課題について、お答えさせていただきます。

まず、人・農地プラン、地域農業マスタープランの役割、期待される効果につきまして述べさせていただきます。

人・農地プランは、本市農業施策の中核をなす位置づけとなり、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、農業が厳しい状況に直面している中、持続可能な力強い農業を実現するために新規就農者の増加を図り、農地集積を促す仕組みを構築し、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく施策としての効果が期待できるものとして考えているところでございます。

そして、作成、策定につきましては、農林課座談会や戸別所得補償、現在の経営所得安定対策事業等の受け付け時に市内地区公民館等で概要の説明を実施、中山間直接支払制度の集落ご

との総会時に市内地区公民館等でアンケートを実施、青年就農給付金経営開始型の対象者に説明会を実施、その後、プランの作成に入りまして、平成24年9月に検討委員会を実施しまして、その9月末に人・農地プラン、地域農業マスタープランとして作成に至ったところでございます。

地域の選別につきましては、本市としましては当初13地区を考えておりましたが、営農地域が分散しているため、なかなか13地区に分割することが厳しい状況にあったため、課内協議を初め、県等の指導もいただいた結果、市1地区で作成、策定することにしました。

その時点での地域の中心的経営体は78経営体で、その内訳は、認定農業者67経営体、新規就農者11名でございました。その後、平成25年3月末、10月末、平成26年3月末に検討委員会を実施し、見直しを図ってきているところでございます。本年3月末時点におきましての中心的経営体は85経営体で、その内訳は、認定農業者71経営体、新規就農者14名でございます。今月末にも検討委員会開催を予定しているところでございます。

また、人・農地プランに位置づけられました新規就農者の方々への支援としまして、課された要件をクリアされましたの方々には、青年就農給付金経営開始型がみずから独立して農業を開始する方に最長5年間、年に150万円、給付金を給付されております。

また、人・農地プランに、地域の中心となる経営体として位置づけられました認定農業者につきましては、貸付当初5年間の金利を利子助成により、実質的無利子化されるスーパーL資金（農業経営基盤強化資金）の金利負担軽減措置等がございまして、平成24年度に2件、25年度に1件、26年度、先月末現在におきまして1件活用されているところでございます。

課題としましては、認定農業者の方々が高齢

になられていくこと、新規就農者の確保を常に図っていかなければならないことなど、そのほかにもさまざまな要因があつて、課題も上がってきますが、県や農業協同組合など関係機関との緊密な連携を図りまして、検討委員会におきましても、しっかりとした審議、協議を図りまして、制度向上を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（山口親志） 川越議員のまさかり海水浴場の閉鎖についてお答えいたします。

まさかり海水浴場の閉鎖については、本年度3月ごろから農業用ビニールリサイクル工場の計画が進められてきており、新城地区の方々と工場側の説明会にも出席をしております。数回の説明会の情報をいただきながら、まさかり海水浴場の開設を危惧していたところであります。

しかしながら、農薬等の海への影響については安心しておりましたが、カットされたビニールが海へ流出していることが確認され、調査を進めてまいりましたが、6月24日の観光協会の理事会前に確認に行ったときに、以前より多目のカットされたビニールの流出が確認されたことから、各課にも連絡をいたしました。

観光協会の理事会、総会では、海水浴利用者の体に付着すると、不快を与えてしまいますこと、また利用者の子供が飲み込んだりした場合の安心・安全面を考慮して、今回は閉鎖の方向で検討すべきであるとの意見をいただき、市も協議、検討を重ねまして、今回は閉鎖の決定をいたしました。

なお、海水の水質検査を実施いたしましたが、水質については、何ら異常はありませんでした。

垂水市に1カ所しかない海水浴場の閉鎖であることから、ホームページ、情報誌に閉鎖の案内を行い、さらにまさかり海水浴場には閉鎖の

看板の設置をいたしまして周知を図りました。

議会報告会で出された意見については、御指摘のとおりであります。今回については、利用者の不快感を重視しました措置であることへの理解をいただきたいと思っております。その後については、調査を行いました。流出はありませんでした。唯一の海水浴場の閉鎖に伴う住民や市外からの問い合わせにつきましては、二、三件の電話があり、今回の経緯を説明し、御理解をいただきました。

あわせて、まさかり以外の海水浴場を聞かれましたが、ないことの回答もいたしました。1件、情報誌が閉鎖の情報を変更してなく、海水浴に来られましたお客様にお叱りを受けたこともありました。昨年度のまさかり海水浴場の利用者は、7月20日ごろから8月のお盆前まで1,300名程度の利用者がありました。

なお、今回の海水浴場閉鎖の影響なのか、猿ヶ城での家族連れの水遊びの利用者が多かったようであります。

以上で、まさかりの閉鎖についてお答えいたします。

○川越信男議員 それでは、一問一答方式でお願いいたします。

教育の充実についての2回目ですが、本市及び日本の宝である子供たちが事件や被害者にならないための早目の手段を考えていかなければならないと思っております。1回目で、所有状況をお聞きしましたが、家庭の問題や個人保護の観点からしっかりとした数字はなかなかであると思っております。

しかしながら、子供たちを守るための教育は重要であると思っております。引き続き、継続したモラル教育を行っていただきたいと思っております。

それでは、被害者もですが、加害者にもなり得るメール等のいじめの状況の把握をされておられるか、伺います。

○学校教育課長（牧 浩寿） 川越議員の御質問にお答えいたします。

各学校から毎月1回月例報告を行っておりますが、その月例報告によりますと、現段階では、携帯電話、スマートフォンによるいじめ等の問題行動は発生しておりません。

以上でございます。

○川越信男議員 本市におけるいじめの状況を把握されておられなくても、今後のネット等の被害への取り組みについてお聞きいたします。

○学校教育課長（牧 浩寿） 川越議員の御質問にお答えいたします。

議員が御指摘のとおり、本市におきましても、小中学生の携帯電話等の所持率の現状を考慮いたしますと、ネットいじめ等の問題が起こり得る可能性はあるのではないかと、常々危機意識を持っているところでございます。

そこで、その指導と対策についてでございますが、ネットいじめにつきましては、いじめの早期発見が難しいため、日ごろから気づいたら、1人で悩まないで相談することやネット危機の適切な利用法について各学校での指導を強化するとともに、保護者に対しましても、ネットいじめについての現状を周知し、早期発見、早期対応が図られるようにしているところでございます。

また、教育委員会におきましては、本年8月に垂水市いじめ防止基本方針を策定し、各学校におきましても、いじめ問題を考える週間を設定するなど、計画的、組織的な対応を図らせているところでございます。今後ともいじめ防止対策につきましては、学校内の危機意識を高め、未然防止に向けた積極的な取り組みがなされるよう、指導・助言をしまいたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 最後に、小中高生に限らず、ながら携帯使用が多いようであります。特に、

我々大人が多いようであります。歩きながら、自転車の運転をしながら、交通違反であります運転をしながらなど、ひどいのはメールのやりとりもしているようです。教育現場及び交通対策としての対策をお聞きします。

○学校教育課長（牧 浩寿） 川越議員の御質問にお答えいたします。

議員御懸念のながらによる交通事故につきましては、携帯電話を使用しながらの自転車運転、ヘッドホン等で音楽を聞きながらの自転車運転、また徒歩においても、携帯やスマートフォンの操作をしながら、交通事故に遭うなどが考えられます。

交通事故防止対策につきましては、年度当初、市内各小中学校で交通安全協会や警察等との連携のもと、交通安全教室を確実に実施しております。その中でも、交通事故に遭遇する原因の一つに上げられているながらによる交通事故につきましては、事例を挙げて指導しているところでございます。

今後も各学校に児童生徒への安全指導を徹底して行うとともに、交通安全教室等で危険予知トレーニングを実施し、子供たちの危険予知能力を高め、危険を回避する力をつけていけるよう、指導・助言をしまいたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（北迫一信） 川越議員のながらによる交通事故の対策についての御質問にお答えいたします。

本市では、交通事故の発生や死亡事故の減少を図るために、幹部派出所や交通安全協会などの関係団体並びに振興会の御協力を賜りながら、交通安全対策に努めているところであります。

交通事故の起因の一つと言えますながら運転につきましても、交通安全教室を通して、小中学生に対し、正しい自転車の乗り方を指導しております。

また、車を運転する方についても、携帯電話をかけながらの運転をやめるように、交通安全運転管理協議会を通じ、学校、各事業所へのチラシ配布や交通安全キャンペーン等において、ながら運転防止の啓発活動が必要と考えております。今後も引き続き、交通事故の防止対策に努めてまいります。

○川越信男議員 ありがとうございます。

続きまして、ひとり暮らしの高齢者の安心・安全の2回目をお聞きします。

本市の高齢者及び要支援者の実態をお聞きいたしました。意外に少ないのかなと思っております。

そこで、お聞きいたします。

災害時の要支援者に登録されておられない高齢者や自主防災組織のしっかりした振興会は、自助、共助で対応されますが、振興会への未加入者の高齢者の対策はどうされているのか、伺います。

○総務課長（中谷大潤） 振興会未加入者を含む、登録されていない高齢者への対策についてお答えいたします。

災害発生のおそれがある場合の避難所開設につきましては、自主防災組織の活動の中で、独自の避難対策をとっておられる組織もありますが、本市といたしましては、振興会組織に加入している、加入していないにかかわらず、全ての市民に対し、防災行政無線や垂水ほっとメール、市のホームページやMBCテレビのデータ放送での発信、消防団による広報などを活用して周知に努め、情報発信、避難支援を行っているところです。要配慮者の避難を円滑かつ迅速に確保するためには、地域の支援者との連携が非常に重要です。

しかしながら、要支援者名簿への未登録の要配慮者の方が多く見受けられますので、今後関係機関と協議して、登録の要請に努めてまいります。

○川越信男議員 3回目ですが、主に災害を想定しての高齢者対策をお聞きいたしましたが、日常における声かけ、見守りが重要であると思えます。このことについてどのような対策をとっておられるか、伺います。

○保健福祉課長（篠原輝義） 川越議員の3回目の御質問にお答えいたします。

日常時の地域での声かけ、見守りの対策についてでございますが、第5期の高齢者保健福祉計画の中でも、安全で安心して暮らすために地域で支え合うまちづくりとして、高齢者が住みなれた地域や家庭で、安心・安全に暮らせるよう、高齢者を取り巻く社会環境の整備に取り組み、地域住民・振興会・民生委員・消防・警察等、関係機関と連携しながら、高齢者等の見守り体制を確立するとともに、高齢者みずから災害や犯罪等に対する備えや心構えができるよう意識の高揚を目指すとしております。

そのような中で、保健福祉課としましては、毎年民生委員にお願いして、担当地区ごとにひとり暮らしや在宅寝たきり、障害者等の見守りマップを作成してもらい、見守り対象者を把握しております。

保健福祉課内にあります地域包括支援センターや社協等が、これらの台帳を見守り対策の一環として活用しているところであります。見守り対象者の中で、災害時要援護者台帳への登録が必要になった方については、御本人に登録するよう、働きかけをお願いしております。

また、訪問給食サービス事業を利用した声かけ対策や住みなれた地域で暮らし続けるための暮らし安心・地域支え合い事業による見守りマップの作成を通じた見守りネットワークの構築を行っております。そのほか、ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与する在宅高齢者と緊急通報体制整備事業により、急病や災害等の緊急時の対応を図るようになっております。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） 日常における地域での声かけ、見守り対策としまして、保健福祉課長がいたわりの観点から答弁いたしましたので、私は、安心・安全の確保の観点からお答えいたします。

法律改正に基づき、災害時避難行動要支援者の名簿提供が可能になったことで、迅速な避難の確保が容易にはなりましたが、大災害発生時は行政だけでは全てに対応できませんので、自助、共助の観点から、自主防災組織の活動として、また民生委員の方へは、災害時避難行動要支援者の名簿を配付しておりますので、民生委員の活動として、また地域のつながりとしての対策をとっていただくことが重要であると認識されて、地域でのふだんの声かけや地域の実態に即した避難方法、経路の確認などに取り組んでいただければと思います。

災害発生のおそれのあるときは素早く防災情報を発信し、地域で要配慮者を含む、早目の避難対策を行うことにより、行政と地域で協力した防災・減災対策に取り組んで、高齢者等の安心・安全の確保に努めてまいります。

○川越信男議員 きょう、9月15日は敬老の日でもございました。私もさまざまな施設でボランティア活動をしてきておりますが、やがては皆高齢者になっていくのですから、ぜひとも高齢者を地域で支える施策を考えていただきたいと要望いたします。

次に、農業施策の充実についての2回目をお聞きます。

農業施策の観点から、人・農地プランの実態をお聞きいたしましたが、私も農業経験があるわけではありませんが、高齢化社会のはざまにあるのが農業経営者ではないかと思えます。

そのような状況で、集積の課題であるのが、中山間地域の農道及び農地整備や耕作放棄地対策だと思えますが、市としての対策を伺います。

○農林課長（池松 烈） それでは、農地整備

事業や耕作放棄地対策の取り組みにつきまして、お答えさせていただきます。

まず、農地整備事業の取り組みでございますが、農地整備につきましては、条件によりましては大規模な事業の必要もあることなどから、本市におきましては、県の主体事業でございますが、県営中山間地域総合整備事業及び農村災害対策整備事業を実施していただいているところでございます。本市は、事業実施に当たっての現地での調査、調整や用地交渉等の環境整備及び負担金拠出等を行っているところでございます。

それぞれの事業内容でございますが、中山間地域総合整備事業では、農業生産基盤整備としまして、農業用排水路施設整備、農道整備、圃場整備、農村生活環境基盤整備としまして、農業集落道、集落排水路、農業集落防災安全施設整備、農村災害対策整備事業では、農村生産基盤整備としまして土砂崩壊防止の排水路工、のり面工、土どめ工、用排水路工、農村防災施設整備としまして、防火水槽新設、防護柵等安全施設工を実施、また実施していただく予定でございます。これらの事業を実施していただくことによりまして、農地周辺の整備も含めました農家の方々に安心・安全な、そして使い勝手のいい農地整備が実施されていくと思えます。

次に、耕作放棄地の取り組みでございますが、農業委員会におきましては、第3条に基づきます権利移動や第30条の農地利用状況調査後は是正指導等の実施を初めとしました農地法に基づきますそれぞれの方策、農業経営基盤強化促進法第18条第2項で規定しています利用権設定、農業振興地域の整備に関する法律第6条に基づきますあっせん事業を行っているところでございます。

農地利用状況調査につきましては、7月から今月まで農業委員の皆さんに調査を実施していただきまして、その後、事務局で整理をいたしまして、年明けには土地所有者の方々に意向調

査を実施し、それを受けまして、農業委員会において協議の後、次のステップに進めていきたいと考えております。

また、本年度から市単独事業の耕作放棄地解消事業としまして、農業委員の皆さんがみずから農業機械機具を持ち寄って、本年度は柘原地区の約1,500平方メートルを整地し、トウモロコシを栽培、小中学校を初めとしまして、福祉施設等に提供されたところがございます。

そして、耕作希望者に農地の利用権設定等を行っていただきまして、耕作放棄地の解消に努められたところがございます。この事業に関しましては、来年度以降も少しずつではございますが、地区を変更しまして実施していく予定でございます。

農林課におきましては、国の事業でございますが、平成21年度から実施しております耕作放棄地再生利用緊急対策事業で、本年度現在までに上野台地を初め、延べ18名の方が610アールの耕作放棄地を復元され、作付を行っていらっしゃるところでございます。

先ほど述べました農地利用状況調査によりまして、現段階での耕作放棄地の状況も判明してくると考えられますが、まだこれからも農家の方々の高齢化が進んでいく中、新規就農者の確保を初め、さまざまな事業を取り入れ実施しながら、また農地に精通されております農業委員の方々のアドバイス等をいただきながら、耕作放棄地解消に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○川越信男議員 3回目ですが、現在、大きな問題となっております有害鳥獣対策であります。

本市での年間捕獲される頭数は種類別にどれほどなのか、伺います。

確認義務として写真添付のようではありますが、その後の捕獲された有害鳥獣はどのように処理されるのか、あわせて伺います。

○農林課長（池松 烈） 有害鳥獣対策につきまして、お答えさせていただきます。

まず、有害鳥獣捕獲対策協議会を開催いたしまして、捕獲体制や円滑かつ適正な捕獲の推進と被害防止対策の推進を図っているところでございます。

また、本年度当初には、鳥獣被害防止のためにさまざまな状況に対応できますよう、農林課、農業委員会事務局及び生活環境課の職員によります垂水市鳥獣被害対策実施隊を設置したところでございます。

次に、対策に当たっての事業でございますが、野生鳥獣の個体数の減少を図るための事業でございますが、本市単独によります有害鳥獣捕獲対策事業補助金と、その上乘せ分となります鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業補助金がございます。これによりまして、平成25年度からは有害鳥獣の捕獲数が増加してきているところでございます。

また、耕作地等への侵入防止対策としましては、鳥獣被害の防止軽減を図るための鳥獣被害対策実践事業補助金がございます。この事業は田畑等をほぼ全域に取り囲むような形で、ワイヤーメッシュ柵や電気柵を設置し、鳥獣被害の防止、軽減を図っていかうとするものでございまして、さきの6月議会の1号補正で御承認いただきました垂桜地区、大野原地区、この9月議会におきまして提案してございます3号補正の小谷地区、浦川地区、戸越地区及び牛根麓地区で、総体の受益面積が53万8,631平米、約54ヘクタールになります。

また、市単独の事業としまして、有害鳥獣防止施設等資材購入費の補助、狩猟免許取得手数料等の補助及び有害鳥獣捕獲器の購入補助等も実施しているところでございます。

それでは、平成25年度の種類別捕獲頭数等でございますが、イノシシを334頭、日本猿を18頭、タヌキを32頭、アナグマを88頭、カラスを

109羽、ドバトを58羽、ヒヨドリを26羽、猟友会の皆さんに捕獲していただいているところでございます。

確認事務としましては、けもの類につきましては、捕獲個体全体、本人とわかるようにした捕獲者、捕獲場所、日付等がわかるように撮影した写真、尻尾及び両耳、鳥類につきましては、写真と両足の提出か、職員によります現地での確認となっております。

また、その後の処理についてでございますが、イノシシにつきましては、食用及び埋設処分、猿、タヌキ、アナグマ、カラス等につきましては、捕獲後、速やかに埋設処分、ヒヨドリ、ドバト等につきましては、食用及び埋設処分をするようになっております。

これから収穫の時期を迎えていくわけですが、被害の防止、軽減を図るためにも、関係機関を初め、市民の皆様の御理解、御協力を賜りながら、しっかりとした対応を図っていききたいと思います。

以上でございます。

○川越信男議員 最後に、日本の食料の安心・安全及び自給率の向上のための施策としましては、本市のみだけでは非常に厳しいことから、本市の農業事情や農業者の声を国や県に要望していくことが大事なことであると思っております、見解を伺います。

○農林課長（池松 烈） 国・県への要望等につきまして、お答えさせていただきます。

国・県への要望等につきましては、農家を初め、市民の方々からありましたもの、また私どもが日ごろ業務を推進する中で必要となったものなどがございしますが、課内で協議をした後か、所管の協議会等で協議した後、要望するもの、関係市町と一体となって要望するもの、関係課の協力をもらいながら、市全体、そして関係市町と一緒に要望するものなどのほか、私どもが直接県等へ出向きまして要望するものなど、さ

まざまな形があると思っております。

ただ、丁寧な資料の収集、まとめ、丁寧な説明、お願い、そして数回出向きましても、いい返答のないものでも、まとめ方を変えたり、見やすい資料に変えたりと、諦めることなく継続してやっていくことが必要だと実感しているところでございます。最近では、防災営農事業でのビニール張替え事業補助金が、その典型だと考えているところでございます。

今後につきましても、本市のような財政力の弱い市にとりましては、国・県のお手伝い、特に補助金等につきましては大きな支えとなっていくと思っておりますので、方法論等も含め、しっかりとした対応を図っていききたいと思います。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

次に、海水浴場の開設については、先ほど申し上げましたとおり、議会報告会で要望されたことです。まさかりの海水浴場の閉鎖についての問い合わせ等は、早目の対応で問題は生じなかったとのことですが、やはり夏休み期間の子供たち、家族連れの方々の楽しみでもあることから、必要なことだと思います。本年度は開設されなかったわけですが、来年度以降の海水浴場の開設の計画はどのような考えなのか、伺います。

○水産商工観光課長（山口親志） 来年度以降の海水浴場の開設の計画であります、今まで開設してきておりますまさかり海水浴場については、リサイクル工場の取り組み及び環境の影響と関係機関の調査を含めまして考慮してまいりたいと思っております。

次に、計画にも上がっております宮脇公園周辺の海岸での海水浴の開設も検討を行ってまいりたいと思っております。

しかしながら、現在のところ、来年度以降の海水浴場の開設に対する計画は、まだ決定しておりません。指摘のとおり、37キロの海岸線を

持つ本市において、夏休みの楽しみであります公設の海水浴場を設置できないことについては、重要なことであると認識をしているところであります。

以上であります。

○川越信男議員 3回目ですが、何もまさかりにこだわる必要はないと思います。37キロの海岸線を持つ本市において、次の場所の検討はされていないのではないかと思います。確かに宮脇公園下の海岸は、以前計画に上がったことは聞きましたが、満潮になると、砂浜がなくなり、急に深くなっていると聞いたことがあり、調査したわけではないので、定かではありません。

そこで、今回、私は、浜平の江洋館別館下の海岸を提案してみたいと思います。もちろん、江洋館別館との協議も必要ですが、駐車場もあり、海水浴後の温泉もあり、大がかりな海岸の伐採及び抜根等が必要だと思いますが、砂浜としては広々として、遠浅であり、キャンプもできると思います。昔の海潟の海水浴場のような条件がそろっていると思いますが、検討の一つに考えられないか、伺います。

○水産商工観光課長（山口親志） まず、先ほども申し上げましたまさかりの調査を行い、宮脇公園の指摘のありました満潮時の調査を行いながら、議員提案の浜平の海岸の海水浴場の開設についても検討を行ってみます。

浜平の海岸については、指摘のとおり、温泉施設もあり、駐車場の確保につきましても可能ではないかと考えているところでございます。広々とした砂浜が広がり、条件的には良好な場所であると思いますが、地権者との協議も行っておりませんし、あわせまして、指摘のとおり、海岸が草木等で相当荒れておりますことから、整地に予算を要すると、課題を解決しなければならないと考えております。

来年度以降の海水浴場開設につきましては、まさかり、宮脇公園、今回提案をいただきまし

た浜平海岸等を含めまして、海水浴場設置のため検討、協議をしてみたいと思います。

以上であります。

○川越信男議員 最後ですが、やりますとの前向きな考えをいただけませんが、集落を挙げて協力をするという確約もいただいております。海水浴場の開設、新設について、質問、提案をいたしました。市長も現地を見にいかれたということですが、今後の展望について、どのような考えをお持ちか、市長に伺います。

何度も言いますが、このことは議会報告会での一市民からの要望であることを申し添えます。

○市長（尾脇雅弥） 川越議員の海水浴場の開設、新設についてということでお答えをしたいと思います。

まず、先ほどからありますように、議会報告の中で海水浴場がないと、なかったということの現状に対しては、大変申しわけなかったというふうに思っております。これまで、まさかりの海水浴場に関しましては、本年度に関しては、先ほど担当課長から申し上げたような事情がございましたので、やむを得なかったというふうに思いますけれども、来年度以降、どうするかということに関しては、しっかり対応、協議をしなければならないというふうに思っております。

私もお答えいただいた浜平の場所もざっくりですけれども視察をさせていただきました。率直な感想といたしましては、いろいろ課題はあるものの可能性のある場所だというふうには感じました。その場所、そして現状、開設しておりますまさかり、先ほど話をさせていただきました宮脇公園の下も含めて、メリット、デメリットを総合的に判断をしながら、来年の開設に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

○川越信男議員 ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○議長（森 正勝） 次に、2番堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。本日2番手で登壇しました、垂水の新しい風の堀内貴志でございます。

私にとりまして、4年目、14回目の一般質問になりますが、関係各課の皆様におかれましては、本日も積極的な御答弁をよろしく願いいたします。

さて、テニスの全米オープン男子シングルで錦織圭選手が準優勝を果たし、日本中に感動と喜びを与えてくれました。錦織選手は5歳でテニスを始めて小学生の大会で日本一となり、小学校を卒業するとき、夢は世界チャンピオンと卒業文集に記したそうです。13歳で単身渡米して日本を離れ、心身を鍛えて技術を磨いた、その末に18歳のときにアメリカツアーで初優勝、24歳になったことし5月に世界ランキングで日本人初のトップテン入りを果たしました。そして、先日の決勝の舞台まで上り詰めました。

惜しくも優勝は逃しましたが、日本にテニスを持ち込まれて130年余り、日本選手が前身全米選手権に初挑戦してから約1世紀が過ぎようとしていますが、この錦織選手の準優勝は日本テニス界の歴史を塗りかえた素晴らしい快挙だと思いますし、何よりも世界の人々に日本人の誇りと感動を与えてくれたのではないかと思います。

政府は、来年、スポーツ庁を創設し、6年後の東京オリンピックに向けた選手規制を加速させます。特待生の強化も大事ですが、それと並行して隠れた才能を持った人材の発掘にも力を入れてもらい、各スポーツ界で世界と対等に戦える人材の育成にも努めてほしいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まず1つ目は、広島土砂災害を教訓にした

垂水市の土砂災害防止対策について質問をいたします。

ことし8月19日の午後から広島市で降り出した雨は多いところで1時間に121ミリに上り、猛烈な雨が降った時間帯が翌20日の深夜から未明にかけてで、眠って見える間もなかったというのも災いしたものだと思います。

9月10日現在で、死者73名、行方不明者1名、家屋の被害は4,540戸に上る。1つの土砂災害としては過去30年で最悪の人的被害となりました。この場をお借りして、亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、行方不明者の一刻も早い発見をお祈りしますとともに、甚大な被害に対しましてお見舞い申し上げます。

この広島市の土砂災害を見ますと、鹿児島県の地形と共通点があるように思われてなりません。広島県は花崗岩が風化した地質の広く覆われており、風化した花崗岩はもろく、水を含むと崩れやすいと言います。

一方、鹿児島県は、火山灰土壌に覆われ、水分も多く含むと強度が低下するため、大雨などによって崩壊しやすく、崖崩れや土石流、地滑りが多く発生すると言われます。

また、広島県が15年前にも今回と同じ場所で土砂災害が発生しており、鹿児島県では土砂災害の発見件数、自然災害の犠牲者の占める割合も全国で群を抜く被害状況です。もしも広島市で降ったような猛烈な雨が鹿児島県で降ったならばどうなったのか。

こうした局所集中的なゲリラ豪雨は年々増加の一途であり、どこでも発生し得るといいます。そして、気象庁がレーダーによる観測や予測を占めている中で、現状では予測困難であることから、災害情報に十分に対応できないのが実情のようです。広島市でのこの悲惨な災害を教訓として捉え、今後起こり得る自然災害を最小限に食い止めることが重要ではないかと思います。

そこで、まず広島市の土砂災害に見合う問題

点について、垂水市の土砂災害警戒区域の現状についてお尋ねします。

大きな2つ目は、空き家対策についてです。空き家対策については、これまで感王寺議員や田平議員が幾度となく質問をされ、また他の同僚議員も機会あるごとに質問をされています。それだけ垂水市の中でも大きな社会問題の一つだということです。

全国的にも空き家が年々ふえている状況にあり、昨年10月時点での総務省の調査でも、全国で約820万戸に上り住宅総数に占める割合も13.5%と数、率とも過去最高を更新し、鹿児島県内においても約14万7,300戸の空き家に対して、空き家率は17.0%と全国で8番目に高い率だそうです。

まずは垂水市の空き家の現状について戸数、空き家率がわかるのであれば空き家率についても教えてください。

この空き家対策の問題は、大きく2つに分かれると思っています。その一つが、危険な空き家の対策です。老朽化したまま長期間放置された空き家は、倒壊の恐れのほか、景観や防犯上の問題が指摘されています。危険な空き家の現状と課題と問題点についてお尋ねします。

また、もう一つが、居住可能な空き家の有効活用についてです。鹿児島市は、空き家はいっぱいあるのに、市営住宅の応募率が20倍近くになるなど、非効率的な住宅事情があるそうです。垂水市においても空き家の有効活用は大きなテーマの一つだと思いますし、居住可能な空き家をもっと活用することによって、人口減対策にも活用できるものと思います。居住可能な空き家の現状、課題、問題点についてお尋ねいたします。

大きな3つ目は、市民への情報の伝達についてお聞きします。

ことし8月1日、鹿児島県に接近した台風12号の影響で垂水フェリーが鹿児島港発垂水港行

午後2時55分、垂水港発鴨池港行午後2時40分から運行を見合わせ、利用者を大変混乱させました。

当時、台風はゆっくりとしたスピードで進んでおり、鹿児島県本土上陸まではまだ時間がかかると思っていた中での運行見合わせだったようで、利用者もまさかこの時間帯に思っていた人も多かったようです。ある学生は、たまたまフェリー乗り場に行ったら、そのフェリーの後から運行見合わせだった、あと少し遅れたらフェリーに乗れないところだった。ある社会人は、運行停止になった後に情報を知り得たので、桜島経由で帰ることにして、桜島まで家族に迎えにきてもらった。情報が入っていたら会社を早退してでも帰ったのになどと聞かされました。

垂水フェリーの事務所にそのことを尋ねると、インターネットのホームページ上やテレビ、ラジオ等で情報を流しているということですが、常にホームページをのぞきにいくわけでもなく、常にテレビやラジオの近くにいるわけでもない。自ら積極的に閲覧、もしくは視聴に行かないと情報を得れない状況では今回と同じ混乱を招く恐れがあると思います。

フェリーが運航を見合わせる時というのは、年間を通してそんなにめったにないことだと思いますが、だからこそ情報をタイムリーに知り得る方法はないものかお尋ねします。

最後に、信号機設置のことについてお尋ねします。

平成22年11月7日、協和地区海潟の国道220号線上の横断歩道上で高齢者の女性の方が交通事故でお亡くなりになりました。それから約3年5カ月たったことしの3月31日に全く同じ場所で同じように高齢者の女性の方が交通事故で亡くなられました。

最初の交通事故が発生したときに、鹿屋警察署の主催で国交省、交通安全協会、垂水市役所、地元振興会や老人クラブ等に声かけをして、死

亡事故現場診断と対策会議がなされたそうですが、そのときに、地元の方からは信号機設置の要望が出されたと聞いています。

しかしながら、信号機は設置されないままときは経過して、ことしの3月31日にふたたびこの場所で2人目の犠牲者が出て、尊い命が奪われました。この方は、私の小中学校の同級生の母親でもあります。

この死亡事故や必ずしも信号機がなかったことが原因ではありませんが、もしも高齢者が横断するときにその場所に信号機が設置してあったならば、この事故は防げたかもしれません。そのように考えると非常に残念な気持ちでなりません。

ことし3月、死亡事故が発生した直後にも、前回と同じような鹿屋警察署の主催で交通死亡事故現場診断等対策会議がなされました。そのときは私もたまたまその会議に出席をさせてもらい、地元の振興会長さんや老人クラブの代表の方々と一緒に、3人目の犠牲者を出す前に信号機の設置をと強く意見を述べさせてもらいました。

また、その後には、協和地区公民館長の川畑三郎さんや地元議員の方々からも強く信号機設置の要望が出たと聞いていますが、そのかいがあつて、この一般質問のテーマを通告した直後にその場所には信号機が建設されたようでありま

す。事故が発生して信号機の要望を出してから5カ月半が経過しての設置で、まだ実質の運用はされていないようですが、信号機設置までの流れと今後の運用開始予定日についてお聞かせください。

さらに、国交省についても道路面に関して事故防止対策を講じるとお聞きしていますが、どのような対策をされるのか、その内容と設置時期についてお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。

○総務課長（中谷大潤） 広島市の安佐北区、安佐南区における大規模な土砂災害におきましては、死亡者、行方不明者、被害状況など、議員が今、申されたとおりでございます。私も改めて亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。また、御家族の皆様、被災されました皆様には心からお悔やみを申し上げます。

現在も行方不明者がおられることから捜索活動を優先し、応急対策が済まない中ですので、検証結果が公表されておらず、報道機関からしか知り得ない情報ですので、具体的なところは申し上げられないわけですが、報道等では広島県の土砂災害警戒区域指定率の低さや広島市の避難勧告の遅れなどについて厳しい非難がなされています。

広島市特有の真砂土からなる地質にも原因があるようですが、雨水が一定量、土壤中にたまっているところに予想を超える天候の激変のため、大雨が短時間に集中して降ったこと、20年で人口が倍増するほどの急速な人口増加により、土砂災害危険箇所に至るまで住宅開発が進んだことや、新しい住民の増加により災害事象の知識が不足して、警戒心が弱い地域だったこと、災害情報の収集、伝達、避難行動をするには真夜中の最も厳しい時間帯だったことなどは考えられますが、現在の技術、制度、体制のもとでは、できるだけ対応はなされたのではないかと思います。

続きまして、本市の土砂災害警戒区域の現状につきましてお答えいたします。

土砂災害警戒区域とは土砂災害の恐れがある土地の地形などについて県が調査した結果をもとに知事が関係市町村長の意見を聞いた上で、土砂災害の恐れがあると指定した土地の区域のことであり、現在、垂水市においては地形的に山地が背部に迫っていることもあり、市内全域にわたり446カ所が指定されています。

災害警戒区域の指定の際には住民説明会を開

催し、平成22年度には土砂災害ハザードマップを作成、配付、市のホームページで掲載するなどして住民への周知を図っております。

また、自主防災組織の図上訓練時に土砂災害ハザードマップを利用して、土砂災害警戒区域を図示するなど、警戒区域の意識づけも行っております。

○土木課長（宮迫章二） 堀内議員の空き家の現状について、平成24年11月に空き家の現状調査を実施しておりますので、その調査結果についてお答えします。

平成25年第3回の定例会で、感王寺議員にもお答えしておりますが、空き家調査は市役所職員を中心に、振興会長さん方の御協力をいただき、基礎調査を実施いたしました。その調査の方法は、調査委員が外観から空き家かどうか確認したものであり、調査結果は空き家総数が1,061戸で、そのうち廃屋が214戸ございました。空き家率につきましては、現在は把握しておりません。

その調査表のまとめと手書きではありますが、住宅地図への落とし込みまで行い、製本して土木課で保管しているところでございます。

この資料の利活用につきましては、関係各課より資料提供の依頼があった場合には、個人情報保護の絡みもありますことから、庁内の内部資料としてのみ活用することを前提にして提起をしているところでございます。

次に、危険な空き家の対策についてお答えします。

空き家対策問題につきましては、環境、防災、防犯や空き家バンク等への利活用を図るなど、多岐にわたっているところでありますが、倒壊の恐れのある危険な空き家の対応については、土木課で対応しているところでございます。

対応としましては、個人住宅はあくまでも個人財産であるため、所有者の調査を登記簿や振興会長などに聞き取りをしまして確定をし、改

善のお願いの通知をしているところでございます。

また、廃屋に隣接する道路に倒壊して、通行人に支障を来している場合には、道路部分につきましては除去をするなど、対応しているところでございます。

以上でございます。

○企画課長（角野 毅） おはようございます。堀内議員の空き家対策について、居住可能な空き家の有効活用についての本市の現状等につきましてお答えいたします。

居住可能な空き家につきましては、企画課では平成17年度から垂水市空き家バンク制度を設け、市内空き家の利活用促進する取り組みを継続いたしております。

空き家バンクにより、平成26年8月末現在で156軒の物件が活用されております。また、平成20年度に実施いたしました空き家所有者の利活用の意向調査では、賃貸、または売却しない理由としまして、家財道具等を置き、利用しているとの回答が64.3%ございました。

こうした実情に対し、平成25年度から空き家バンクへの登録物件の増加を図る目的で、垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金を実施し、空き家の登録の障害となる家財道具等の処理費用について、空き家バンクへの登録を要件に一定の補助を実施しております。

本制度により、本年度、平成25年度は2軒、初年度の平成25年度は2軒、平成26年度では8月末現在で6軒の申請がございました。なお、これらの制度の広報につきましては、市の広報誌への掲載を行うほか、平成25年度から市外に居住され市内の固定資産を所有されている方々に対しまして、固定資産税の納税通知書に空き家バンクの登録の案内文書を同封し、制度の周知と利用促進を図っております。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） 垂水フェリーの運航

停止の状況について御説明いたします。

防災対策につきましては、地域防災計画等に基づいて、県や市、防災関係機関が連携して行うわけですが、被害を最小限にとどめるには、市民自らが防災、減災対策の主体であることを認識し、日ごろから災害について備え、適切な対応をとることが極めて重要です。

よく言われることに、自助という言葉があります。このことは、自らの命は自ら守るということです。つまり、自分でできることを自分自身で行うことです。この観点から、利用者や家族などが垂水フェリーへ直接問い合わせたり、携帯電話やインターネットを使ってホームページから情報を入手することで垂水フェリー運航停止などの緊急時に適切に対応して混乱を招かないことが大切だと思います。

○市民相談サービス課長（北迫一信） 堀内議員の、死亡事故からはや5カ月経過、信号設置を早急にの御質問にお答えいたします。

御指摘の、海潟地区温泉場において、平成22年11月7日とことし3月31日、ともに高齢者の方が横断中にはねられ死亡するという事故が発生してしまいました。事故発生後、4月9日に開催されました海潟地区死亡事故現場診断及び対策会議において、鹿屋警察署、国交省、地元振興会、同老人会の会長ら、関係機関による協議がなされ、今後の対策について協議いたしました。

今回、地元住民から事故の多い場所であり、大変危険なので早急に信号機の設置をカラー舗装道路等の要望がありました。今回、この要望を受け、公安委員会による信号機設置の許可が出たとの海潟地区から報告がありました。現在、工事も始まり、今月20日は完成し、月末には点灯される予定であります。

これを受けまして、国交省において、停止線の位置の変更や運転手が減速するような道路標示を路面上に施工する予定であるとの回答を得

ております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 これから一問一答方式でよろしく願いいたします。

まず1問目、広島のと砂災害を教訓にした垂水市のと砂災害防止対策についてのテーマで、2回目の質問をさせていただきます。

課長の答弁にございましたように、と砂災害警戒区域、この垂水市にはこのハザードマップがございます。垂水市はよくこれを研究してつくられたと思いますが、市内23カ所ありました。これは23枚あるんですよ。事前説明を受けたときに、このハザードマップちょうだいと言いましたら、分厚い資料で23枚いただきました。そんなにたくさんあるならということで、446カ所あるそうです。大変垂水市は危険な地域だということがよくわかりました。

それで、広島のと砂災害を教訓にしたことを考えなければいけないと思います。広島のと砂災害、多くの被害が出ましたけれども、まず1つ目指されるところが、住民への情報の伝達ということが課題になっていると思います。大雨警報、と砂災害警戒情報が発表される中で、広島市が避難勧告を出したのが119番通報、第1発目のですね、助けてくださいという119番通報が相次いだ後に避難勧告が出ていると。

垂水市の場合、7年前に、平成19年の7月、牛根二川地区で発生したと砂災害では、垂水市の避難勧告に従って避難を始めた。で、その避難をしたおかげで、もっと全壊したんだけど、人的な被害がなかった。このことについては、先日NHKのテレビ放送でも好事例として紹介されました。

垂水市は、どこよりも避難勧告が早く出されるというイメージがつかますけれども、そのタイミングについて教えていただきたいと思えます。

そこで、避難勧告を出す基準的なものがある

のかないのか、その点についてもあれば教えてください。

2つ目、この問題は未明の豪雨の対応も課題になっております。熊本県は、熊本県の阿蘇市など、夜間の大雨に備えて日没前に避難を促す予備的避難を導入しているそうです。垂水市の場合、避難勧告等の伝達方法は特に広島を参考にしますと、未明に大雨が発生している。そういうときの対応の仕方についてはどのようにされているのか、それについて教えていただきたいと思います。

○総務課長（中谷大潤） 垂水市においては、平成17年の災害時、避難勧告発令前に土砂災害が発生して、人的被害を出しました。その後、垂水市地域防災計画の避難勧告の発令基準を見直し、平成19年の災害には土砂災害発生前に避難勧告を発令して住民を避難をさせ、全壊家屋が5棟あったにもかかわらず、人的被害を未然に防いでおります。

現在は、垂水市地域防災計画に基づき、大雨、台風などそれぞれ状況に応じた防災対策を行っております。

東日本大震災後、各メディアも気象に関して情報を多岐に提供しておりますが、垂水市の情報収集体制については危機管理対策室、及び専門知識を有した危機管理監によります気圧、雨雲、雨量、海水温度、土砂災害警戒情報など収集した情報や気象庁の情報などを分析して、避難所開設や避難勧告等の発令を検討するわけでございます。

基準はいろいろありまして、大雨のときの基準、大風のときの基準などいろいろございますので、その辺を総合的に判断して、検討いたします。

予想をはるかに超える時間雨量など、自然の力には到底及びませんので、空振りでもいいので、早目に、明るいうちでの避難体制を心がけて、そのときどきでベストの判断を下すように

努めているところでございます。

また、避難勧告等の伝達の方法につきまして、広島市が避難勧告を出すことをちゅうちょしたのは、深夜暗闇の豪雨でしたので、避難勧告を出すことによって、逆に危険な目に遭いかねないと判断したのかもしれませんが。ほとんどの人が寝ている時間帯での急速な気象の変化により、豪雨の中を避難するのは非常に困難であったと思われます。これは、昨年10月、36名の方が死亡された伊豆大島の土石流災害と同じ状況です。

情報、収集、伝達したり、避難行動を起こすには非常に厳しい時間帯だったと思えます。しかしながら、住民の生命、身体、及び財産を守るということ、安心、安全なまちづくりは行政として果たさなければならぬ使命であると考えますので、本市としましては、深夜であろうと未明であろうと、必要と判断すれば避難勧告を発令いたします。

市民への防災情報伝達としまして、現在、主に、防災行政無線と、垂水市のホットメールを活用していますが、避難勧告を発令している場合は、そのほか消防団による広報、緊急速報メールやホームページ、MBC南放送テレビでのデータ放送での発信やマスコミ報道など、あらゆる媒体を活用して市民へ周知いたします。

今後は現在配付している防災ラジオが効果的な情報伝達になりますが、そのことよりも早めに情報を発信し、空振りを恐れない避難対策を行うことで、防災、減災対策に取り組んでまいります。

○堀内貴志議員 3回目の質問に入ります。

9月8日の新聞記事に、広島は土砂災害では被害が出る1時間以上前に、1時間に70ミリの雨が降る可能性があるという予報をファックスで受診しながら放置した、いわゆる市が避難勧告発令の判断基準の一つとなる雨量予報を見落としていたとされています。

当然、そこには体制の問題やいろんな情報が

交錯したこともあったと思いますが、垂水市の場合はその危機管理室の体制、そして危険が伴う場合の判断というか、勧告決定の動きについてどのようにされるのか、誰が判断して誰が決定を下すのか。そのことについてちょっとお聞きします。

そして、最後にはどうしても自分の命は自分で守るという自助の心構えが重要になってくると思います。広島市で土砂災害では間一髪で難を逃れた方々も多くいらっしゃいます。その難を逃れた方々のほとんどが土石流の前兆現象を見抜き、避難のために動き出されていた方々ばかりです。要は当然避難勧告が出される前の出来事です。

例をいくつか持ってきましたが、1つだけ話しますと、63歳の男性の方は、激しい雨音で眠りにつけず、2階の部屋で横になっていると、裏の山から聞きなれない音が耳に入って、もしかしたら山が崩れるかもしれないと1階で寝ていた耳の悪い妻の手を引いて階段を駆け上がった直後に、大量の水や泥が台所の窓から突き破って1階へ入ってきて全て埋まったそうです。

このときにその63歳の男性が予知をして1階に寝ているお母さんを2階に上げた、そのおかげで助かったと。要は、まさに避難勧告が出る前に自分で感じ取ってなされた行動です。こういう行動がたくさん広島から出ております。そのおかげでまだまだ犠牲者が67人で済んだのかなど。もしこの前兆現象を受け取らずにそのまま放置していたならば、もっと多くの死者が出たのではないかなと思います。

要は、この日ごろから常に防災意識を高めること、特に土砂災害では土石流の前兆現象を日ごろから学んでおくことが必要であると思いますけれども、市民の防災意識を高める取り組みについて教えてください。この2点について教えてください。

○総務課長（中谷大潤） 市のまず災害警戒体

制についてですが、気象庁の大雨や土砂災害警報の発表を受けましたら、休日や夜間であっても出勤して、危機管理官や防災担当職員を中心に情報収集体制に入ります。警報の発表の前であっても大雨が予想される場合は、職員が待機して情報収集を行います。

収集したさまざまな情報や気象庁の情報などを分析して、避難所開設や避難勧告等の発令を検討するわけですが、開設や発令の前には全課長を緊急招集して、災害警戒本部、あるいは災害対策本部を設置の上、協議事項などを情報共有して災害発生に備えております。

各種本部の設置、避難所開設、避難勧告等の発令は危機管理官の進言を受けて、本部長である市長が最終判断をし、それぞれの対策部長を中心に情報を共有して対応していくところです。

安心安全なまちづくりのため、情報収集体制の充実と職員の情報共有が市民への的確な情報伝達に重要であるとの認識でおります。

また、垂水市においては、過去に大きな災害を幾度となく経験してきました。近年、東日本大震災、九州北部や先日の広島市の災害などのマスコミ報道を受け、市民の防災意識は高まっていると感じております。市といたしましても総合防災訓練や桜島火山爆発訓練を毎年各地区で実施して、関係機関の連携を図るとともに、多くの地域住民に参加していただき、防災意識の向上を図っているところでございます。

広報誌で防災に関する特集を掲載して、市民の防災意識の啓蒙に努め、平成17年10%であった自主防災組織率は現在96%を超え、リーダー研修会を開催して組織育成を図ることで、各組織での独自の訓練や講演会など自主的に防災対策を行っている地域も年々ふえてきています。

垂水ホットメールへの登録者数も増加傾向にあります。地域間、あるいは市民の間で防災に関する意識にまだ格差があるように思われますので、防災ラジオの配付時などで防災に関す

る啓蒙を行い、自主防災組織率、防災意識の向上に取り組んでまいります。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。最後は要望ということでちょっとお願いしておきます。先ほども話しましたが、先日、NHKのテレビ放送で流れた好事例として発表されたとき、前の危機管理監が、空振りを恐れずに早目の避難指示を出すことというようなことを強く強調されておりました。私は、これはなるほどなと思いました。特に行政におかれましては、空振りを恐れず早目の避難指示、これを出すこと、そして市民への強い防災意識を高めること、これに努力してほしいなというふうに思います。

また、市民においては、災害の前兆現象や身の危険を感じたら、まず逃げることなんだと。で、常に、災害に備え自分の命は自分で守るんだという、心構えをどうか市民にも植えつけてほしいなというふうに思います。

何よりも一人でも多くの生命、身体、財産を守ることに、これは大切なんだということを訴えて、2問目の質問に入ります。

2問目は、空き家対策についてです。垂水市も1,061戸空き家があると。そのうち廃屋が214戸。残念ながら空き家率は出ておりませんが、かなりの空き家率があるのではないかと思います。その空き家対策の問題については、要は現状を把握した上で、現状を把握した上でというよりも、もう垂水市は空き家がたくさんあるんだということを把握されています。

そうすると、この2つのテーマが出てくると思うんですね。いわゆる危険な空き家をどうするのか、あと居住可能な空き家をどう活用するのか、この2点だというふうに思っています。

まず、危険な空き家についてです。鹿児島県内では、鹿児島市や瀬戸内町など7市町村が空き家や所有者へ指導やメールができる適正管理条例を定めました。また、霧島市など、1軒当たり100万円以上かかる解体費用の補助制度も

実施して、危険な空き家の撤去を促しています。

こうした流れが国に届きまして、国会でも動き出しました。自民、公明党の両党が空き家対策特別措置法案をまとめて、議員立法として提出し、この秋の成立を目指しているということです。この法案が成立すると、市町村に空き家の立ち入り調査権が認められると。

2つ目が、固定資産税の個人情報情報を内部留保できると。要は、空き家の所有者を調査するための資料にできるということです。で、固定資産税減税の税制措置、田平議員がこのテーマについては一般質問をされましたけれども、要は空き家を取り壊して更地にすると固定資産税がふえる税制上の壁が今回のこの法案で軽減されるということです。

あと、特定空き家を指定して所有者に解体や修繕、立木の伐採などを命令できるということになります。

垂水市として、空き家の適正管理に関する条例、これは早い段階で制定しなければならない条例の一つだと、私は思います。条例の制定する考えがあるのかなのか、そして制定するのであればいつの時期を待って制定するのか、この点について市長にお尋ねをいたします。

もう一つは、居住可能な空き家についてです。垂水市は県内で最初に空き家バンク制度を導入して高い評価を受けていると聞いています。新聞の記事にもありました。52世帯、125人の移住に結びつけたと書いてありました。先ほど、企画課長の答弁の中でも26年8月末現在で167軒と説明がありました。この空き家バンクですが、17年から実施して167軒ということですが、特にこの過去3年の実績比較が出ておるようであればちょっと教えてください。

また、空き家バンク登録物件の増加を図る目的で、空き家有効活用推進事業支援補助金を実施して、1年目に2軒、2年目となる今年度、まだ8月末ですけど6軒の申請があるというこ

とです。家財道具を処分する際の負担金として5万円を上限に3分の2補助しようとするものですが、この負担金、今まで6軒ですか、8軒だ、8軒利用しておりますけれども、その後、空き家バンクに登録することが条件ですから、空き家バンクに登録してから実際に利用された実績はあるのか否か、この2点について、3点ですね、お聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 堀内議員の、空き家基本条例をつくる気があるのかということ、あるいはつくろうとすれば時期はいつかという御質問にお答えをいたします。

本市はもとより、日本全国で空き家が増加していることにより、環境面、治安面や防災面で問題になっている例もあることから、各自治体においては対応に追われており、条例を制定したり撤去対策に乗り出したりしているようですが、法律上の諸制約等があることから、このような成果は上がっていないともお聞きしております。

また、空き家基本条例を制定している場合におきましても、撤去だけを対象として制定している場合と、利活用も含めて制定している場合もあるようです。県内の先行自治体においては撤去だけを目的として条例制定をしているようでございます。

これらの先行自治体においても、課題としては、空き家であっても個人の財産であることの問題、固定資産税情報は守秘義務が課せられているという個人情報の取り扱いの問題、行政代執行を実施している自治体においては未収金が多く発生して困っているという問題、そして撤去した場合の土地の固定資産税の優遇措置がなくなり、固定資産税が6倍に跳ね上がってしまうという問題などの理由で対策がなかなか進まないともお聞きしております。

今回、国においては、空き家対策推進特別措置法案が国会に提出されます。この法案では、

まず老朽化で倒壊する危険性があったり、景観や衛生を損なったりしている空き家を特定空き家に指定すること、市町村が特定空き家の家主に除去や修繕、立木の伐採などを指導、助言したり、改善されない場合には勧告、命令したりできるようにすること、命令に従わない家主には50万円以下の過料を科すほか、行政代執行も可能にするとあります。

また、住宅が建つ土地に対し、固定資産税を軽減する特例措置について治安や防災面から危険な空き家は対象外にする方向で検討に入ったとの報道もあります。

さらに、市町村が国の定める基本条例に従って空き家基本対策計画を制定するとともに、県に対して技術的な助言を求めることもできるほか、国は空き家対策に係る費用の補助や地方交付税の拡充などの予算措置も実施をし、今国会で新法が成立すれば、平成27年度予算の要求や税制改革要望にも反映される動きがあります。

このように長年の懸案でありましたこの問題に対して、国においても対策強化に向けて法律で全国統一のルールを導入することとしておりますことから、これらの国の動向を踏まえて、本市も空き家対策の条例を策定する必要があるかどうかを判断してまいりたいと考えております。

○企画課長（角野 毅） 堀内議員の空き家対策について、居住可能な空き家の有効活用についての2回目の空き家バンク制度等の状況につきまして、お答えいたします。

平成17年度の制度開始から平成26年度8月末現在におきまして、175件の物件が登録されており、先ほど数字のほうをちょっと……。そのうち156件の物件が成約をされております。

内訳につきましては、市内における住みかえが104件、市外からの居住が52件となっております。なお、直近の平成23年から25年の3年間で、平成23年が移住者が3名、市内住みかえが

9件の12件、24年度が移住1、住みかえ6の7件、25年度が移住2、住みかえ8の10、計29件の直近での実績がございます。また、直近3年間におきます物件登録数につきましては、平成23年度が6件、平成24年度が6件、平成25年度が8件となっております。平成26年度につきましては、8月末現在で10件の登録がございます。

垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金におきましては、平成25年度の制度開始から平成26年度8月末現在に申請された8件の物件につきましては、そのうち5件が既に成約をされており、空き家の有効活用に対し一定の効果があるものと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 まず、条例制定の時期について市長から答弁がありましたけれども、これについては、この後に感王寺議員が大きなテーマで「空き家基本条例について」というテーマで掲げてありますので、そちらのほうで厳しく追及していただくことにしまして、私は、居住可能な空き家の有効活用について、これについて少し3回目の質問をさせていただきたいと思っております。

件数については、かなり件数が上がっているなというイメージを持ちましたけれども、ホームページを見てきたんですが、ホームページ上には売却物件ということで7件あります。市内で7件、それで賃貸物件については6件登録がありまして、そのうち定住促進住宅が2件、それをのぞけば一戸建てが3件で、空き工場1件と。何か見ると件数が少ないように思いますが、この件数についてもう一回、行政としては多いと思うのか少ないと思うのか、そのことについてちょっとお聞きします。

そして、まずふやすために空き家有効活用推進事業支援補助金を実施していることは理解しております。でも、もっと解決しなければならぬ大きな問題点があるのではないかなと思

います。市内まだまだ空き家たくさんある。土木課長の答弁の中にもお話がありましたけど、空き家が1,061戸ということです。なぜ貸せないのかということで、先ほど課長の答弁の中でも、平成20年度に実施した空き家所有者の利活用意向調査で、賃貸または売却しない理由として、「家財道具等を置いている」との回答が64.3%あると説明されました。問題点はここにあるものとは私思います。

平成24年第2回3月の一般質問の中で、たびたび感王寺議員の名前が出ますけど、御勘弁を願います。感王寺議員の質問の中で、トランクルームの活用、これが必要になってくるのではないかと訴えておりますけれども、残念ながら、そのときに行政の明確な答弁がないんです。私はこのトランクルーム必要ではないかなと思うんですけれども、行政の方はどのようにお考えなのか回答をお願いします。

○企画課長（角野 毅） 堀内議員の空き家対策について、トランクルーム等含めた活用についての御質問にお答えいたします。

まず、登録件数が多いか少ないかということですが、確かに今現在ホームページ上に載しております登録件数につきましては、一般の一軒家につきましてはの賃貸につきましては3件といったような状況でございます。非常に需要と供給のバランスで考えますと、もう少し我々としても登録件数をふやせるように努力はしていきたいと考えております。いろいろと今方策をとっておりますけれども、徐々に件数は上がってきているのではないかなというふうには考えております。ただし、空き家の状況におきましては、空き家の件数と利活用が可能な件数というのについて、多少見解乖離がございまして、外見から上は非常にいい状況がございまして、なかなかトイレと水洗が整っていなければ、今現在不動産業者として取り扱いをしていただけない等の問題もございまして、件数

については我々も努力をしながらふやしていく方向で検討していきたいと考えております。

また、トランクルームの活用についてでございますが、現在空き家の有効活用は進んでいない大きな原因が、家財道具の処遇の問題であることは認識をいたしております。その対策としてトランクルームの活用を御提案いただきましたが、トランクルーム制度につきましては、県内でトランクルームを運営しておられる業者に確認をいたしましたところ、防犯対策や適正管理のための基準など非常に高い専門性があるようでございます。トランクルーム制度を直轄もしくは委託により運営するといったような考えもございませぬけれども、設置条件、財源、ニーズの調査、運営方法など課題が多く、これらの課題に一定の方向性が出るまでの間、現行の家財道具等の撤去費用助成制度を推進し、空き家の利活用における対策を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。トランクルームの必要性というよりも、まず、その登録件数ですね。登録件数、努力していただけるということですが、よろしく願います。中には私が見たときにはこの件数しかありませんけれども、登録して直後に契約に結びついたものについては私も把握しておりませんので、多分その件もあると思います。今後も登録件数を物件を多く掲載するように努力していただきたいと思っております。

そのトランクルームの必要性についてです。要は、必要か否かについて質問。どうも課長の答弁を聞きますと、設置の財源、ニーズの調査、運営方法等の問題でいろいろとあると思うんです。新しい事業を展開する場合には必ずそういう問題点が発生するのは確実に出てきます。どうも消極的な意見、つまり、できない理由から入っているように感じておりますけれども、そ

れは私だけかもしれませんが、そういうふう感じております。どうか前向きに検討していただきたいと思っております。要は、必要あるのか、ないのか。要は、家財道具を置いているから貸せないという回答が64.3%あるということですから、これは貴重なデータだと私は思っています。必要であるとするならば、何か方法があるはずなんです。行政みずからつくるのか、行政がつくって、管理と運営を民間にやらせるのか、行政主導で民間にやらせるのか、さまざまな方法、やり方があると私は思います。トランクルームというのは一つの方法でもあります。一つの考えでもありますが、ほかにもいろんな問題点があると思っておりますが、考え方あると思っておりますけれども、この空き家対策について、最後に市長、市長に今のお考えをお聞きしたいと思っておりますけれども、このトランクルームを活用するという考えも含めて、要は家財道具を置いている、家財道具等を置いているから貸せないという回答は64.3%あると。このデータを考えながら、市長の考え、どういう考えであるのか、お話ししていただければなと思っております。

○市長（尾脇雅弥） 今堀内議員がおっしゃったような背景があつて、なかなか空き家を次へ貸したりできないということが多いというのも理解をしております。ただ、トランクルームということになりますと、現在、鹿児島市あたりしか採算がとれる場所としては難しいということのようでもあります。1坪で大体1万3,000円ぐらいでしたでしょうか、毎月かかるということがありますから、年間にして幾らですかね、18万、違ったか、19万（「15万」と呼ぶ者あり）15万ということになりますと、それを出して、15万出して使われるかどうかという話もあると思っております。ただ、ニーズとしてはそういった場所があればという声もありますから、その辺のところを何かほかにもいい方法はないのかと。貸せない理由の主なものというのはわか

ってますけれども、トランクルームとして成り立たない現状も御理解いただけると思いますので、ただ、それだからできないということになったら何も方法がないという形になりますから、その辺のところを知恵を絞って、どう方法があるのか検討はしたいというふうに思います。

○堀内貴志議員 空き家対策、要は、利用可能な空き家、これを活用することによって人口減対策にも生かされるものだと私は思ってます。ですから、垂水市は有効活用できる空き家はたくさんあるということですので、ぜひともその点について。トランクルームは一つの例でございます。トランクルームに限らずほかの方法を考えながら、その空き家をうまく有効活用する方法をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

3つ目の質問に行きます。情報、要は、フェリーが運航停止になるという情報を何とか知らないかということですが、確かに課長のおっしゃるとおり、自助、みずから情報を仕入れる。これは大切なことだと思います。ただ、今回の場合、台風がまだ遠くにあったときに風が強くなったんでしょう。フェリーが運航停止になっております。知らない方々もたくさんおられました。その結果、混乱を招いたということがあります。市民も自助、みずから情報を仕入れるということも大切ですが、それよりも自動的に届くシステムというのは私は必要ではないかなと思います。

垂水市の場合、ほっとメールに登録すると、災害警戒の情報や垂水市の事業、イベントなどの情報がメールとして届きます。垂水市が垂水フェリーから運航見合わせ、もしくは停止の情報をいただいて、その都度タイムリーにほっとメールで流すということになると、もっとも市民は便利になると思いますので、ぜひともそれを考えていただきたいと思いますが、その点についてちょっと回答を求めます。

○総務課長（中谷大潤） 先ほど議員が仰せのとおり、垂水フェリー運航停止については、いわさきコーポレーションからテレビやラジオ等での緊急情報発信がなされているようでございます。また、本市におきましても、いわさきのほうから通知がありましたら、すぐホームページに掲載して情報発信に努めているところでございます。

また、各学校へも会社から連絡されると聞いておりますが、それでも利用者や家族が情報を入手できない場合、垂水市からの情報伝達として考えられるのは、垂水ほっとメールと現在配布している防災ラジオからの発信ではなかろうかと考えます。ただ、防災ラジオは垂水市内だけの情報発信ですので、市外の勤務先や学校では情報が入手しにくいと、効果的な方法は垂水ほっとメールだと思いますので、今後も情報を入手したら素早い発信を継続してまいります。

ただ、垂水ほっとメールからの情報を入手するには、会員登録が必要となります。携帯電話やパソコンから簡単に登録ができますので、垂水フェリーへポスターの掲示を依頼したり、広報紙で呼びかけるなど周知啓発に努めて会員登録の増大を図ってまいりたいと思います。

○堀内貴志議員 垂水市のほっとメール、これ利用する人は多分垂水市居住の方、垂水市に興味を持っておる人、垂水市を通過する人、いろんな方が利用されると思います。垂水フェリーの運航停止の情報ももらえるよということであれば、垂水フェリーを利用される方も登録される可能性がありますし、そうすることによって垂水市の情報が多く広まっていくということにもなりますので、ぜひともこの点を実施してほしいなというふうに思います。

最後、4つ目の質問に入ります。川越議員の質問の中でも、ながら運転による交通事故防止対策ということで課長のお話がありましたけれども、このことに限らず、痛ましい悲惨な交通

死亡事故、これを起こさないために垂水市はもっともっとこの交通安全教育を進めなければいけないというふうに思っていますけれども、その点について最後にお聞きして終わりたいと思います。

○市民相談サービス課長（北迫一信） 堀内議員の2回目の高齢者の死亡事故対策についての御質問にお答えいたします。

本市の事故対策といたしまして、老人クラブ等への交通安全教室をさらに充実させ、会員以外の方の事故も多いと聞いておりますので、機会あるごとに関係機関と連携し、交通安全、交通事故防止に取り組んでまいります。

○堀内貴志議員 以上で終わります。

○議長（森 正勝） ここで、暫時休憩します。

次は、11時30分から再開します。

午前11時16分休憩

午前11時30分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきの通告順に従いまして、早速質問に入らせていただきます。市長、教育長、関係課長の御答弁をよろしく願いいたします。

マイナンバー制度について。全国国民に番号を割り振る共通番号制度関連法、いわゆるマイナンバー法が昨年5月に施行され、2016年からシステムの運用が始まりますが、現場の市町村では混乱が生じていると言われます。特に、制度スタートに伴って行政機関や地方自治体に新たに義務づけられました特定個人情報保護評価の実施には幾つかの課題があるようです。

特定個人情報保護評価とは、番号を含む個人情報

情報を扱うシステムのプライバシー対策が適正か、事前評価するものであります。

韓国では、プライバシー影響評価の実施を義務づけた上で、施行に先立ち、5年をかけて評価の試行とガイドラインの整備を行い、評価実施者の資格認定制度もつくっております。制度を形骸化させないためと、一方で、必要以上に厳格な手順となつて、自治体の負担をふやさないために国の統一したガイドラインが必要なのでありますが、日本ではガイドラインは作成されず、このために自治体間で異なるガイドラインの作成が進んでおります。

また、評価の試行が行われていないために、実施に伴う費用がどのくらいかかるのかもわかりません。評価の試行とガイドラインの整備について伺います。

特定個人情報保護評価に実効性を持たせるには、関係者間でプライバシーリスクを可視化し、情報を共有できる基準が必要ですが、この点について伺います。

さまざまな個人データの活用が進む中で、プライバシー影響評価の適切な実施が必要不可欠ですが、自治体の評価結果が誰からも承認される仕組みになっていないようです。評価者の育成や資格認定制度も必要と考えますが、この点について伺います。

医療、介護について。高齢者が病院や施設に頼らず、在宅生活を続けられるように、医療や介護、生活支援を一体的に提供できる体制を築き、給付費を抑制するという目的で医療・介護総合推進法が成立をいたしました。

医療の分野では在宅医療を推進し、介護分野では要支援者について訪問介護とデイサービスを保険から外し、市町村の事業に移行しております。さらに、収入の多い人の自己負担割合を1割から2割に引き上げることと、特別養護老人ホームの入所要件を厳しくすることが柱となっています。

要支援者向けの訪問通所介護を全国一律の保健サービスから外して、市町村が独自に内容を決めて実施する方式に変えるということは、地域の実情に合った多様なサービスを提供できるという反面、自治体の財政力によって地域格差や質の低下が生じるおそれがあります。症状に合わせた支援が受けられなければ、要支援から要介護へ介護度が悪化することも考えられますが、この点について見解をお聞かせください。

特別養護老人ホームへの入所は、原則として、要介護3以上に限定されるようですが、予想される混乱や問題点について伺います。

認知症の人を早期に発見して支援するために、南大隅町は認知症初期集中支援チーム事業に取り組んでおります。これは、地域に埋もれた認知症高齢者を掘り起し、町全体で認知症の人の在宅生活を支える体制をつくろうとする事業で、全国の自治体に取り組みが広がっていますが、この事業について認識と取り組みについて伺います。

重度心身障害者医療費の助成については、昨年6月議会において持留議員が質問をされておりますが、現在の償還払い方式から現物給付方式の導入に向けて要望が非常に多くありますが、実現に向けて検討できないものか伺います。

地域包括ケアシステムの構築については、6月議会において「国・県の補助金については医師会の意向も反映される」という答弁がありました。6月議会以降の動きについて教えてください。

認知症の高齢ドライバーによる交通事故を未然に防ぐため、警察と医師が連携して、自覚がない高齢者を早期に発見して免許を返納してもらう取り組みが注目を集めております。

道路交通法では、75歳以上の免許更新時に適切な運転能力の有無を見きわめる検査を義務づけていますが、診断できる専門医が少ないために、認知症が疑われるドライバーはなかなか減

らないのが現状です。隠れた認知症高齢者が引き起こす交通事故がふえていると思いますが、現状について教えてください。

学校教育について。昨年度、不登校で30日以上学校を休んだ小中学生の数は、全国で11万9,617人、前年度より約7,000人増加しております。中学生では、37人に1人の割合でほぼクラスで1人が不登校という心配な状況であります。貧しさから、子供が当たり前の生活や体験をあきらめざるを得なくなることを教育の専門家は「剝奪」と呼ぶそうですが、いじめや不登校の背景には剝奪が隠れていることが多いと言われます。

子供の貧困率は16.3%で過去最悪を記録し、同級生がスマートフォンでゲームに熱中しているときに、スマートフォンがなくて仲間に入れないなどからいじめ、不登校のきっかけになることもあるようです。いじめ、不登校、子供の貧困と学校教育におけるスマートフォンのかわりは切り離せない問題となっていると考えます。先ほどの川越議員の質問と一部重複をいたしますが、学校現場での対応と今後の取り組みについて、学校教育課長と教育長に見解を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○企画課長（角野 毅） 池山議員のマイナンバー制度についての御質問にお答えいたします。

社会保障・税番号制度につきましては、本会議初日の全員協議会のおきまして、制度の概要についてはお話をいたしました。社会保障・税番号制度の導入によりまして国民の利便性の向上、行政運営の効率化、国民の公正な負担と給付の確保などの効果が期待されております。

その一方で、社会保障・税番号制度に対して懸念される事項といたしまして、個人番号を用いた個人情報の追跡、名寄せ、突合等による個人情報の漏えい、成り済まし等の不正利用、国

家による個人情報の一元管理などが上げられております。

これらの懸念に対し、制度面における保護措置といたしまして、1、法に定められない特定個人情報の収集ほか特定個人情報ファイルの作成禁止、2、特定個人情報保護委員による監視・監督、3、特定個人情報保護評価、4、罰則の強化、5、マイポータルによる情報提供と記録の確認などがとられております。

また、システム面における保護措置としまして、個人情報の分散管理、情報連携の際に個人番号を直接用いないこと、アクセスできる人の制限、管理、通信の暗号化などがとられます。

議員御質問の特定個人情報保護評価は、事前対応により個人のプライバシー等の権利、利益の侵害の未然防止及び国民、住民の信頼の確保を目的とするものでございます。行政機関の長などは、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、事前に特定個人情報保護評価を実施することが原則義務づけられております。

具体的には、特定個人情報を保有することでどのようなリスクがあり、そのリスクをどのように軽減・緩和しているのかをみずから所定の様式の評価書に記載いたします。そして公表するものでございます。

評価の手续といたしましては、まず、特定個人情報保護評価計画管理書を作成いたします。次に、評価を実施する事務について、対象人数、取扱者数、重大事故の発生の有無に基づき基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価のいずれかに該当するのかを判断する、しきい値判断を実施いたします。対象人員が1,000人未満の事務の場合は、評価の実施が免除されます。本市の人口規模で判断いたしますと、評価が必要な事務は、基礎項目評価に該当することとなると考えております。評価実施後、評価書を作成し、特定個人情報保護評価計画管理書とあわせて特定個人情報保護委員会へ提出するとともに公表

をすることとなっております。

本市の計画といたしましては、今後、特定個人情報保護評価計画管理書を作成いたしまして、本年度中の評価実施を検討しているところでございます。

また、本市における情報漏えい対策としましては、既に数年前から取り組みを進めてるところでございます。情報の漏えいには、フロッピーディスクやUSBメモリー等を使用したものを外部への持ち出し、紙媒体によるもの、口頭伝達によるもの、インターネット回線を使用した送信や不正侵入などと考えております。

現在、本市の行政系ネットワークにおきましては、USBメモリーなどの書き込み、使用パソコンのネットワークへの接続、それから、官公庁以外へのメールの送信時のファイルの添付、インターネット上への投稿を原則禁止するなどの漏えい防止措置をとっております。

紙媒体や口頭伝達による漏えいにつきましては、平成21年度以降、定期的に研修を行い、職員のセキュリティー意識の向上を図っており、仮に犯罪的行為が発生した場合でもパソコン等の操作ログが記録されておりますので、それらの行為によりまして調査ができる仕組みも整っております。

また、外部からの不正な侵入に対しましても複数の対策を採用しており、平成25年度には財団法人地方自治情報センターに委託をいたしまして、庁内ネットワーク環境を月1回のペースで調査を実施いたしました。改善点などの指摘は特にございませんでした。

今後も研修等により個人情報保護やセキュリティーに対する職員のさらなる意識向上を図るとともに、物理的な対策ともあわせて情報保護に努めてまいりたいと考えております。また、番号制度の導入につきましても関係課とも調整を進め、遺漏のないように準備を進めてまいり

ます。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 池山議員の医療介護についての御質問にお答えいたします。

1点目の要支援者についてでございますが、団塊世代が後期高齢者の仲間入りをする2025年問題や将来の人口減社会を見据え、医療・介護のあり方を見直す目的で、本年6月に医療介護総合確保推進法が施行されました。正式名称は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律と、プログラム法に基づき医療法や介護保険法など19本の改正案をまとめた一括法であります。

この中で行われた介護保険法の改正は、これまで要支援1・2については、介護保険の全国一律の基準によって支給されておりましたが、このうち訪問介護、通所介護につきましては、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業へ29年度末までに移行しなければならなくなりました。財源はこれまでと同様に保障をされております。

メリットとしまして、要支援認定を受けなくても支援が利用できることから、手続の短縮が可能となることです。課題としましては、既存の事業所のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど、地域の多様な主体を活用することとなっておりますが、本市のような生産人口が減少する地域におきましては、継続的に多様な主体を確保することが困難となるおそれがあることです。今後、持続可能な仕組みづくりを急ぎたいと思っております。

また、国はこの制度移行によって将来的には現行の予防給付の伸び率5から6%を3から4%に抑えることを目安にしております。

2点目の特別養護老人ホーム入所要件の厳格化についてでございますが、国は特別養護老人ホームの入所基準を、原則として、介護度3以上の中重度者限定の施設とすることで、今後増

加する要介護者対策を図っております。いずれにしましても、国は在宅復帰を促す政策へ転換したことから、生活支援や介護予防を充実させ、住みなれた地域で長く暮らすことができる体制整備が急がれることとなります。

次に、3番目の認知症早期支援モデル事業についての御質問ですが、認知症施策推進5カ年計画、いわゆるオレンジプランは、たとえ認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けられる社会の実現を目指して、認知症ケアパスの作成を基本目標として平成24年9月に発表されました。平成25年度は、認知症初期集中支援チームを設置する認知症早期支援モデル事業が県内では唯一南大隅町で実施されております。本年度は、オレンジプランに基づき第6期介護保険事業計画に認知症ケアパスを反映させるため、認知症ケアパス作成検討委員会の開催や標準的な認知症ケアパスの作成を行います。

また、医療機関やサービス事業所をつないだり、家族等への支援を行ったりする認知症地域支援推進員を平成27年度に設置するための研修を実施します。さらに認知症初期集中支援チームの平成29年度中の設置に向けて体制整備を行ってまいります。

次に、4番目の重度心身障害者医療費の助成についてでございますが、重度心身障害者医療費助成における現物給付方式の是非については、対象者の方の長年の要望を受けて、平成25年8月に県議会に対し、県身障者協会より陳情書の提出が再度行われております。また、同年9月議会の一般質問でも、現物給付方式の導入についての見解を問う質問が行われております。

この際の県側の答弁では、平成24年9月議会での同様の質疑における答弁内容と変わりなく、現物給付方式を導入した場合に医療費の増加が見込まれることや市町村の国保税に対する国庫負担金が減額されるため、県だけでなく市町村及び国保保険者への多大な影響が予想されると

して導入は考えていないとしております。県下市長会においても県側に対し、早急導入の要望も行ってきておりますが、やはりこのような理由が立ちはだかり、実施に向けた具体的な協議等の機運も行っていない状況であり、その導入は現時点でも全く未定の状態でございます。

全国で同様の医療費助成が、現物給付方式、自動償還方式、償還払い方式とさまざまな方式で行われておりますが、所得制限等を設けていたり、対象となる障害者の資格も微妙に異なっているなど全国一律の制度ではなくなっている状況があります。

鹿児島県下の市町村では償還払い方式ということで、一旦窓口で自己負担額を支払った上で各自自治体窓口で助成申請を行うこととされており、本市対象者の皆様からも現物給付方式への切りかえに対する要望は受けてきておりますが、事業費の半額を県補助金に賄っている現状や医療機関等の請求システムの連携などさまざまな課題があり、本市単独で解決を図ることは困難でございます。

つきましては、本市においても平成25年6月議会の持留議員の答弁と同様の答弁となりますが、財政面、制度運営上から見て、本市単独にて検討、取り組むことは困難であり、国・県主導による制度検討または統一の動きを待って、県内自治体と足並みをそろえて対応を図っていくべき課題と考えているところでございます。

なお、県議会におきましては、再陳情の採択に合わせまして、国に対し、地方単独医療費助成制度の支援策として、国による新たな医療費助成制度の創設を求める意見書の提出が行われ、全国一律による新たな支援制度の創設も要望が行われているところであります。

○市長（尾脇雅弥） 池山議員の5番目の地域ケアシステムの進捗状況についての御質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、医療、介護の連携拠点

として地域包括ケアセンター設置に向けて運営を含め、ソフト部分につきましては着実に進んでおりますが、ハード部分について国の新たな財政支援制度を財源として活用すべくさまざまな機会を通じて要望を行っております。この新たな財政支援制度が県の基金事業であることから、県知事に要請を行うことといたしました。

関係部署との折衝の結果、まず、基金の所管である保健福祉部長に要請することとなりまして、去る7月14日に堀之内県議、安部垂水中央病院院長、池田在宅療養支援部部長に御同行いただきまして、私と松下副市長で松田県保健福祉部長、大坪県保健福祉部次長に要請を行ったところでございます。

その中で安部院長には、センター設置後の医療職の人材確保を説明をいただき、また、池田部長には、包括ケアセンターの必要性についてお話をさせていただきました。私は、センター建設にかかわる財源確保について要請を行いまして、趣旨については十分御理解をいただきましたけれども、今年度の基金事業については県の医師会の意向が大きいので、垂水市としても県医師会会長への要請をするようにアドバイスをいただいたところでございます。

その後、私としても、県医師会への要請は必要であると思っておりますので、今月の3日の日にお会いをいたしました。今回は、池田誠肝属郡医師会の会長、安部垂水中央病院院長、池田忠在宅療養支援部長に同行いただきまして、県医師会館において池田県医師会会長、野村県医師会副会長、鉾之原県医師会常任理事の3名の先生方に垂水市の取り組んでいる地域包括ケアシステム構築のための地域包括ケアセンター構想について意見交換及び協力要請を行ってきたところでございます。最初は、1時間の予定でしたけれども、非常に興味を持っていただき、1時間オーバーの2時間の意見交換となりました。

県医師会長からは、垂水のセンターがモデルとなって県全体へ波及していく可能性を感じるとの感想をいただき、また副会長からも、すばらしい構想であるので大きくアピールをすれば、国あるいは県からの補助金にも受けやすくなるのではないかというふうに意見をいただいたところでもあります。最後に、私のほうから県への後押しをお願いをして要請を終わりました。

また、先週8日に地域包括ケアセンターの基本設計の参考としての施設視察に同行してまいりました。場所は、宮崎県串間市の総合保健福祉センターでございます。この施設は、垂水市が考えている市立病院に隣接をし、医療・介護連携機能を持つ施設であります。百聞は一見にしかずと申します。議員の先生方にもぜひ見ていただくための視察を計画したいと考えているところでございます。

地域包括ケアシステムの早期の体制づくりは重要な課題でありますので、御理解、御協力を今後ともよろしく願いたいと思います。

○市民相談サービス課長（北迫一信） 池山議員の交通安全対策の担当課として、認知症の可能性のある方の運転についてどのように考えるかとの御質問にお答えいたします。

本市では、平成26年度より65歳以上の免許保持者に対し、運転をされない、また運転に自信がない方等を対象に免許証の自主返納を呼びかけております。今日現在、19名の返納があり、今後も継続して奨励していきたいと考えておりますが、現在、認知症患者また可能性のある方に対し特別に支援並びに周知等は行っておらず、65歳以上の方を対象にしております。

今後は、関係課と協力し、認知症患者また可能性のある方、その家族等の支援者を通じ、運転免許の返納を推進し、運転をさせないことも交通安全対策の一つと考えているところであります。

以上でございます。

○学校教育課長（牧 浩寿） 池山議員の御質問にお答えいたします。

現代のネット社会におきましては、スマートフォン、タブレットパソコンなどのインターネット接続機器の進歩と普及は目覚ましいものがあります。

さて、先ほども御答弁させていただきましたが、本市の小中学校の実態によりますと、携帯電話を所持している小学生が125人、うち23人がスマートフォン、中学生が106人、うち73人がスマートフォンと所持率は年々増加傾向にあります。現段階では、児童・生徒のネットいじめやそれに起因する不登校、また経済的な理由でスマートフォンを所持してないために人間関係等で悩んでいる児童・生徒等の現状はございません。しかしながら、スマートフォンは間違った使い方をしていなくても、ラインやゲームソフトを通して書き込んだ文書や投稿した写真がネット上に公開されたり、ゲームのパスワードを無断で使用され多額の請求をされたりするなどの問題があるようでございます。本市におきましても、小中学生のスマートフォンの所持率が上がってる現状を考慮しますと、先ほど申しました問題等に対しまして、常々危機意識を持っているところでございます。

本市の小・中学校におきましては、既に児童・生徒へのネットに関する指導やPTA等での保護者に対しての啓発及び研修を実施したとの報告を受けております。教育委員会といたしましても、来年1月末日には、市、PTA会議、研修会において、保護者が学習する機会となる講演を予定しているところでございます。

今後も定期的に児童・生徒、保護者に対しまして、具体的に指導していきますよう各学校に指導、助言してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○教育長（長濱重光） 携帯電話やパソコンな

どのインターネット接続機器は、正しく使いますと大変便利な機器でございます。しかし、オンラインゲームやメールを目的に携帯電話やスマートフォンを片時も手放さない子供たちが日常生活に支障を来すなどのネット依存症に陥るケースが大きな社会問題となっております。

本市におきましては、このような最悪のネット依存症というケースはまだ起こっておりませんが、今、学校教育課長が答弁いたしましたような、いろいろな諸問題があります。このほかにも議員御存じのとおり、メール等によりまして熊本の女子高校生が他県の男性の方と交際に発展し、殺害されるという大きな事件が発生いたしました。本当不幸な出来事でございます。

このほか指摘されております中で、やはりスマートフォン、携帯電話等の利用率と学力との相関関係も徐々に明らかになりつつございます。帰宅してから、どうしても携帯電話等を長く使用する子供たちが、やはり学力にも影響しているというデータ等が徐々に公表されつつあります。それから、究極は4時間以上、携帯電話、スマートフォン等を自宅で使いますと、その日に学んだ勉強すら吹っ飛んでしまうと、忘れてしまいかけるというような、厳しい見方をされている専門家もいらっしゃいます。

このような情報化社会では、プラス面もございますけれども、負の部分やはり子供たちに、これからも、しっかり教えていくことが必要だと私は考えております。

このことは、学校教育でも、もちろん取り組んでまいりますけれども、どうしても、やはり保護者が現状がどうなのかを理解してもらわなければ、子供たちとは対峙できません。

今、学校教育課長が申し上げましたように、来年1月末には、PTA会員の皆様方、一堂に会していただきまして、専門家によりまして、いろいろな講演もしていただきまして、認識を深め

てもらふことにいたしております。

このようなことを確実に取り組みながら、本市における最悪の事態というものが発生しないように、これからも取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 では、簡単に、あとちょっと聞きたいことだけを聞いて終わりにしたいと思っております。

企画課長、この特定個人情報保護評価と、評価と書いてあるから、評価ってどういうことかというたら、要するに、この役所の中でリスク、そういうものをこんなふうにしますよちゅう、これで大丈夫ですよちゅう評価をした上で、市民に向けて宣言するということなんですよ。

そこで、垂水市は、私は、もう何回も聞いている。非常にこういう漏えいのリスクに対してセキュリティというかな、高いんですよ。

だから、そういう意味で安心しているんですけど、私は何で今回、聞いたかちゅうと、このシステムに各市町村で差があるみたいな。ほんで、言うちゃ何だけど、まだいい加減なところもあるわけだ。垂水市は、私は何回も聞いているけど非常にいいほうですね。

そこで、このシステムは、これが新しくこういうプライバシー、マイナンバーのこの制度があって、今までのこのシステムに何か足すのか。それとも今までのこのことで十分なのか、そういうことと、この試しに何か月か、1年とかいわれる期間もなく、国が、これは市町村の問題じゃなくて、国がこういういい加減なつうか、手順をきちっと決めてないわけだ。それについて、各市町村は戸惑いながら、それなりのこの保護評価をやっていくと。

そこで、垂水市としては、いいとは思うんだけど、この評価の期間もないのに、どのぐらい、これからのランニングコストがかかるかというのも、よく見極められない中で、この制度を、

このシステムをつくるには国の補助金が入るんだけど、このランニングコストみたいなものに対しては、国の補助金はないみたいな話なんですけど、今までの垂水市の予算の範囲内で十分やっていると考えられるのか、それが一点と。

この垂水市が今やっているこのことで、市民に対しては大丈夫ですよと宣言をすることになるわけですよ、この評価をするということは、これが、十分だと考えていいのか、そういうことを市民に成りかわって、この2点、伺います。

○企画課長（角野 毅） 池山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、国庫補助金は、社会保障、税番号制度導入のための直接的に必要となる機能に関する整備に係るものを、補助要綱には記載されております。

具体的には、他団体には、庁内システムの情報連携を主にするシステムの開発、ソフトウェアの購入及び電算機器等の設備費が対象となると考えております。そのために、情報セキュリティに関する部分は、自治体独自に整備する必要がございます。

先ほどから申し上げましたとおり、セキュリティ対策につきましては数年前から取り組んでおり、業務システムのアクセス制限を初め、さまざまな漏えい防止措置をとっておりますので、制度導入による新たな予算は発生しないというふうに考えております。

また、措置について十分かということでございますけれども、インターネット等におけるセキュリティ対策の個人情報保護につきましては、技術の進歩に伴いまして、新たなリスクの発生とその補填の対応が繰り返されておまして、何をもって十分というか、という問題がございます。

ただし、常に情報の収集を行いまして、現状でとり得る最善の対策をとり、リスクに備えているというところが現状でございます。

今後、研修等による情報保護やセキュリティーに対する職員のさらなる意識の向上を図りますとともに、物理的な対策等もあわせて、セキュリティー対策情報保護に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 まあ、頑張ってください。

それと、この2番目の医療、介護、ここについては、南大隅町のこの事業について、全国的に展開するようになってきているらしいんです。先ほどあった答弁で、まあ、いいです。頑張ってくださいね。こういうモデル事業も早く取り入れて見習ってください。

それから、重度心身障害者医療費、これ、本当に大変だとは思いますが。私も、質問しにくいんですけど、本当なら、市単独で何とか立て替え払いみたいにしてできないかという質問もしたいんですけど、そこまで、我々としても財源を考えると、なかなか言いにくいところがあって、これは県のほうに、県の補助金が2分の1入ったり、いろんな問題があるでしょうから、我々も議会からこういう声を上げて、何回も声を上げることで体制も変わってくると思いますから、次の議会あたりは、誰かまた同じような質問をされてもいいですから、そして県に届けるということで、よろしくお願いします。

地域包括ケアシステム、これは、市長、もう私は早くつくらんといかんと。そのハードの建物をつくるのに財源がないちゅうところから、一生懸命質問もしているわけです。

ほんで、補助金の話があったので聞いたわけですけど、これも、医師会長がモデルとなりそうな事業になりそうだから、まあ頑張れちゅうようなことを言われたと。

うるさいぐらい言ってください、陳情に。あの県に行ったり、その医師会にお願いしたりして、垂水がモデル事業になるように一生懸命やりますからちゅうことで、その建物に対する補

助金を何とか早く獲得するめどをつけて、一刻も早くそのケアシステムの構築に向けて、そのハードの整備ができるように頑張っていたきたいと思います。

それから、1つだけ、課長、認知症とこの運転免許も、先ほどの答弁でいいんだけど、やっぱりもう対策をちょっと講じるには、何か考えてないかちゅうことだけを一点、伺います。

あと、それだけです。あと、学校教育については、非常に大変な時代で、こういうスマートフォンなんか普及してくると、学校教育課長、教育長も本当に大変だと思う。お断わりを申し上げますよ。

だから、確かに、家庭の親の対応ちゅうのが大事になると思うんですけど、子供も、のめり込んで勉強ができなくなるとか、今度は、スマートフォンを持っているおかげで、夜中に、あしたの時間割はどうだったけとかいう、ろくでもない電話が来たりメールが来たりして、それ、寝てたのに、それを返すのに眠れなくなるとか、もう子供も大変ですよ。

だから、こういうことについても、教育長は、教育の責任者として、家庭を先ほど1月にちゅう言われましたけども、家庭の親御さんに対する意識づくりちゅうのをやっていただいて、情報ちゅうようなあればあったでいいんだけど、要らん情報も幾らでも入ってくると。

それが、大人なら何だけど、子供は、それをえり分けられないようなところがあるから、その辺についても大変だと思いますけど頑張ってください。

今のことに回答があれば、一言あとでそれだけお願いします。課長だけ。

○市民相談サービス課長（北迫一信） 先ほども申しますように、今現在、対策を講じておりますので、今後、医療機関、関係課、それから家族の方等の支援をしながら、安全運転の対策はひとつ考えようということでもありますので、

今後、また考えていきたいと考えております。

（「感想、何か。」と呼ぶ者あり）

○教育長（長濱重光） 今、池山議員がおっしゃったとおりだと思います。

特に今、LINEが問題になっております。LINEは、10名ぐらいで例えば1組でいろいろやるわけですけども、それを一晩返すのに9名の人に返さないといけない。ところか、そのグループが1グループではございませんで、5つグループを持っておりますと49名に返さないといけない。

そうしますと、3時間、4時間かかってしまうと。返さなければ、翌日、返さなかったということで、また仲間外れにされたり、いろんなそういう環境にございます。

そういうようなところが、具体的にやはり保護者にも知っておいていただいて、そして、学校・家庭と一体となって、この問題は取り組んでいかなければならないものだと考えております。今後とも、しっかりとその辺に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 終わります。

○議長（森 正勝） ここで暫時休憩いたします。

次は1時20分から再開します。

午後0時9分休憩

午後1時20分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、お疲れさまです。

議長の許可をいただきましたので、早速、質問に入らせていただきます。

まず、空き家基本条例制定について、空き家の有効活用について質問いたします。

この問題については、平成24年度第1回定例会、平成25年度第3回定例会、また、本年度の第1回の定例会でも質問いたしております。その後の各担当課の動きが余りにも遅いのではないかと感じ、再度、質問するものです。

平成25年第3回定例会で、市内の空き家の総数は1,061戸であり、そのうち廃屋が214戸であり、現在、廃屋と空き家を表示した住宅地図を作成中との土木課長の答弁をいただいております。

先ほどの堀内議員の質問の中で、この住宅地図は、もう既にでき上がっているということでございますが、この住宅地図をどのように活用していくのか。また、今後の作業の方向性について、土木課長、企画課長に伺います。

土木課長については、倒壊の危険性のある家屋、また、飛散のおそれのある建物、この点について、どうやって除去するかという観点について。また、企画課長については、この住宅地図を活用してどのように有効活用していくのか、この点について答弁を願います。

市長にも、完成したこの空き家の住宅地図を今後、どのように活用し、どのような施策を考えておられるのか伺います。

現在、空き家、空き地の相談窓口は、市民相談サービス課が行っており、倒壊のおそれのある空き家については土木課、ごみや害虫の発生や草木の繁茂による苦情については生活環境課、利用可能な空き家については企画課に引き継いでおられるとのこと。

危険家屋の除去と有効活用を図るには、今の職掌体制では有効な対策は立てられないことを指摘し、抜本的な職掌体制の見直しと空き家の基本条例の制定、職員の応急危険度判定士の資格取得等を市長に求めてきました。

前向きに検討するとの市長答弁であったと記憶しておりますが、その後、市長は、担当課にどのような指示を出されたのか、あわせてお答

えください。

また、空き家基本条例制定については、国会の空き家特別措置法制定後、可及的速やかに制定する方向性なのかについてもお答え願います。

次に、人口増対策について市長に伺います。

国立社会保障・人口問題研究所の推計、これは平成25年3月に出されたものですが、これによりますと、本市の2040年推計人口は8,622人、2010年に比べましてマイナス69.0%になるとのことです。この減少率は、県内ワースト4であります。市長、この推計人口をどのように受けとめておられるのか。また、人口を維持増加させるための施策をお聞かせください。

次に、大隅定住自立圏形成協定について、農林課長に伺います。

畜産業振興対策として、コントラクターのTMRセンターの支援、コントラクター組織の利用促進がうたわれております。本市のTMRの利用状況、農作業委託の状況、また、この事業について本市の負担金が発生しているのかお答えください。

次に、市道、農道の除草、除木作業について、土木課長、農林課長に質問いたします。

この事業についての昨年の事業量、事業費について、また、市民の要望に込えられているのか、それぞれお答えください。

次に、鳥獣被害対策について、農林課長に答弁を求めます。

この問題についても、再三再四質問いたしております。もはや、行政の対策だけでは、抜本的な対策は立てられないことを指摘し、研究機関、関係機関、また市民も参加した対策協議会の設置を強く要望してきました。その後の動きについて、また、狩猟者育成の対策についても、あわせて答えを求めます。

最後に、カメラ、Wi-Fi、サイネージを活用した防災・減災支援自販機システムについ

て質問いたします。

この事業は、電力ネットワーク組合株式会社Dラインが窓口になり、NTT西日本の通信サービスを活用し、防犯カメラと電子掲示板を設置し、防犯・防災に役立てる事業で、要件に合えば、設置費、運営費ともに飲料メーカーが負担するものです。本市の財政負担なしに防犯・防災が図られる画期的な事業だと考えます。

既に、九州管内でも、長崎県大村市、佐賀県三養基郡上峰町でも設置され、お隣、鹿屋市でも設置の動きがあると聞いております。システム導入の考えはないのか。また、本市の公有地の自販機数についてお答えください。この問題については、各担当課長でお願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○土木課長（宮迫章二） 感王寺議員の御質問の空き家調査のその後の進捗状況についてお答えします。

先ほども堀内議員にお答えしましたが、現在の調査は、敷地外からの目視によります外観調査で、建物の外から調査員がその主観で廃屋と判断しております。

現在、調査表でまとめている地図は、空き家の位置を住宅地図に表示しただけでございます。その所有者の調査まではしておりません。この資料の利活用につきましては、関係各課より資料の提供依頼があった場合には、個人情報保護の絡みもありますことから、庁内の内部資料としてのみ活用することを前提にして、提供しているところでございます。

今後、法整備がされましたら、詳細調査で宅地内に立ち入り、そのうち、特に倒壊の危険性が高いとか、ごみ屋敷のような衛生上、有害とされないとか。また、景観を損なうというような廃屋でないかとの判断や、廃屋の所有者の調査もしていかなければならないと考えております。

続いて、応急危険度判定士の資格取得につい

ても関連がございますので、土木課でお答えいたします。

お尋ねの応急危険度判定士の資格については、昨年の9月議会の際にも、資格を職員に取得させる必要があるのではないかと御質問がございました。そのとき、お答えすべきであったのですが、その資格につきましては、既に建築課で3名が取得しているところでございます。

ただし、この資格は、大規模災害発生時に被災した建物を調査し、その後に発生するさらなる余震などによる倒壊の危険性、外壁、看板や窓ガラス等の落下、附属施設などの転倒、落下等の応急危険度判定を行い、人命に係る2次災害を防止することを目的にしているものであります。

今回の御質問の空き家の調査には、特に資格は必要ではないと思いますが、倒壊のおそれのある廃屋の調査をすることとなった場合には、国土交通省住宅局住環境整備室の住宅の不良度判定の手引きを参考にし、判定基準を設定するなどして、委託された調査によって評価や判断に違いが生じないように、客観的な判断基準を示す手引きなどを作成し、調査したらいいのではないかと考えております。

以上でございます。

○企画課長（角野 毅） 感王寺議員の住宅地図等を活用した空き家の活用方法についてお答えいたします。

居住可能な住宅部分の地図を活用した活用につきましては、現在、まだ、地図の内容におきまして、居住可能な家屋なのかどうか。また、物件の現所有者等の確認がとれていない現状がございます。今後、地図等の活用については、検討していきたいと考えております。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の空き家の住宅地図をどのように活用して施策を考えているかについてお答えをいたします。

ただいま、担当課長からも答弁がありました

とおりですけれども、廃屋と空き家を表示した住宅地図の作成状況については、今、担当課長がお答えしたとおりでございますけれども、空き家等対策の推進に関する特別措置法案の概要によりますと、この法案制定の背景といたしまして、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要であるということが、法案制定の背景となっているようでございます。

空き家の定義といたしまして、空き家等とは、建設物またはこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がされていないことが常態であるもの及びその敷地をいい、また、特定空き家等とは、①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態等にある空き家等を指しております。

施策の概要といたしましては、国における基本指針の策定及び市町村による計画の策定等が定められており、国土交通大臣及び総務大臣は、空き家等に関する施策の基本指針を策定し、市町村は、国の基本指針に即した空き家等対策計画を策定するとともに、協議会を設置することが定められており、都道府県は、市町村に対して技術的な助言、市町村相互間の連絡調整と必要な援助を行うとあります。

また、空き家等についての情報収集につきましては、市町村長は、法律で規定する限度において空き家等への立ち入り調査ができること。空き家等の所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用等が可能と定められているとともに、市町村は、空き家等に関するデータベースの整備等を行うよう努力義務が定められております。

さきに策定しました空き家の住宅地図につき

ましては、市町村の役目である空き家等基本計画の策定及びデータベースの整備等に活用することになるかと思われま

す。特定空き家等に対する措置といたしましては、特定空き家に対しては、除去、修繕、立ち木の伐採等の措置の指導・助言、勧告、命令が可能となるとともに、さらに要件が緩和された行政代執行の方法により強制執行が可能と定められております。

さらに、財政上の措置及び税制上の措置として、市町村が行う空き家対策の円滑な実施のため、国及び地方公共団体による空き家等に関する施策に要する補助、地方交付税制度の拡充、必要な税制上の措置も含めて検討されているよう

でございます。いずれにいたしましても、さきに作成した空き家住宅地図につきましても、今後、これらの施策を進めるに当たって、有効に活用してまいりたいと考えております。

空き家の除去に対して、抜本的な掌握体制の見直し、空き家基本条例の制定、職員の応急危険度判定士の資格取得について、担当課にどのように指示をしたかについてお答えをいたします。

職員の応急危険度判定士につきましては、先ほど土木課長が答弁したとおりでございます。

その前に、堀内議員において答弁したとおり、国においては、空き家対策の強化に向けて、法律で全国統一のルールを導入することとしておりますことから、これらの国の動向をきちんと踏まえた上で、本市として独自の条例を制定する必要があるか、検討してまいりたいと考えております。

また、空き家の対策につきましては、昨年からは副市長に指示をして、関係課と連携を図りながらその対策について検討させており、空き家の有効活用は企画課の所管としており、崩壊可能性のある空き家の担当は土木課と所管を定め

ておりますことから、今後の業務量等を勘案の上、職員の適正な配置等も含めて、空き家対策の取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、感王寺議員の人口増対策についての御質問にお答えをいたします。

私も、本市の最大の課題は人口減少と考えております。人口減少がそのまま進みますと、町の活力の低下、集落活動の担い手減少による機能の低下、基幹産業である農林水産業の担い手不足や商工業の衰退による経済活動の低迷、学校規模の小規模化のさらなる進行などが予想され、行政運営そのものが立ち行かなくなることが予想をされます。

これらの課題に対応していくために、第4次垂水市総合計画後期基本計画において、人口減少問題を最重要課題として捉え、重点プロジェクトに設定をし、これにより、人口減少対策本部会議、同作業部会を設置して、昨年度、垂水市人口減少対策プログラムを策定し、議会の皆様にも御報告をさせていただいたところでございます。

議員御指摘の日本創生会議が示した本市の将来推計人口は、2040年の推計人口は8,622人、特に二十から39歳までの女性の人口は、2010年と比較して69.0%減少し458人になると予想されております。この女性人口の減少が、少子化、人口減少、さらに拍車をかけるものと推測されております。

本年度、人口減少対策プログラムに基づき、住宅取得費用助成事業、子供医療費助成事業、イメージアップ事業の3事業を実施しております。

本プログラムでは、子育て世代をターゲットの中心に捉えた施策を展開することとしておりますが、人口減少対策は、長期的に取り組む必要がございますことから、適宜、事業の見直しを行いながら、庁内横断的に取り組んでまい

たいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（池松 烈） 感王寺議員の大隅定住自立圏形成協定、本市のコントラクターの利用状況及び本市の単年度の負担金についてお答えさせていただきます。

現段階での本市農家の利用はないところでございます。関係機関にお尋ねしましたところ、この件に関しましてのコントラクター、TMRセンター等利用につきましては、粗飼料の量的な問題もあることから、一般的な提供を行っていないとのことでございます。

ただ、本市におきましても、農協系で50頭以上の新規就農者には、提供契約の話もあったそうですが、農家の方は、運搬経費が割高になることから採算ベースに合わないとのことで、契約には至っていないとのことでございます。

また、コントラクターに関しましての本市の単年度の負担金はございませんし、また、現在までも発生しておりません。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 昨年度に実施いたしました市道の除草・除木作業の事業費、事業量についてお答えいたします。

まず、除草作業の委託費ですが、事業費が1,300万円、事業量が路線数18路線、延長約48キロメートル、面積にしまして約13万8,200平米実施しております。そのほかに、環境整備班が実施しました市道が6路線、延長が約7キロメートルとなっております。

支障木につきましても、道路パトロールや地域からの要望等がありましたとき、環境整備班で実施したり、支障木が大きい場合や高所作業車が必要なときなどは、森林組合や土木業者へ依頼しております。

次に、市民の要望に応えられているのかとの御質問にお答えいたします。

先ほど、平成25年度の実施についてお答えい

たしましたが、この委託で実施した路線以外にも、かなりの数の要望が出されている状況でございます。

その中には、毎年、地域で草刈りを実施していただいている集落もあり、大変感謝しているところでございますが、近年、高齢化が進み、地域でできないので、今後は市で行ってほしい旨の連絡があり、今後も、ふえるのではないかと考えているところでございます。

土木課の管理する市道は386路線、延長222キロメートルございまして、市街地区は草が生い茂る要素がありませんので、草刈りの対象は、おのずと山間部、もしくはそれに近い市道となりますが、それを全て実施できているかと申しますと、毎年、市民に満足される対応はできていないのが実情でございます。

以上でございます。

○農林課長（池松 烈） 農道の除草・除木作業につきまして、昨年度の事業量、事業費、また市民の要望に込えているかお答えさせていただきます。

まず、昨年度の事業量、事業費でございますが、7路線、出来高面積2万4,928ヘクタール、予算にしまして137万1,300円でございます。

本年度も、現在まで予算の枠内、予算の範囲内がありますことから、事業効果、通行車両の安全性や緊急性を考慮しながら実施しており、状況に込じましては、土木課環境整備班によります作業で対応してきているところでございます。

また、農家の皆様の御理解をいただきながら、中山間直接支払い制度や多面的機能支払い制度を活用し、地元農家等の御協力をいただいているところでございます。

また、今回、3号補正でもお願いしているところでございます。しかしながら、市民の皆さんの全ての要望に込えているかは、厳しい状況であると思ひます。出来高面積につきましては、

2万4,928平方メートルでございます。

以上でございます。

済みません、鳥獣被害対策についてお答えさせていただきます。

まず、市民参加の対策協議会の設立につきましては、議員からは、既に何回か御提案がございましたが、まさにそのとおりであると考えております。

例えば、中山間地域につきましては、里山周辺や周囲に、有害鳥獣が潜みやすい果樹園の放棄地や耕作放棄地などがあり、また、人口減少による集落内の空き家、放置宅地等に有害鳥獣がすみつくなどの例もございまして、有害鳥獣の追い払いや環境整備などの活動が行いにくいのが現状でございます。

そこで、その対策としましての集落環境調査により、集落の問題点の確認、放棄果樹の収穫活動の実施などを行っていくには、本当にその地域、集落でないと成果は上がってこないと考えられますので、市民参加の対策協議会は必要になってくると考えます。

そして、その進捗状況でございますが、中山間直接支払い制度の各集落の役員の方々に、県主催の有害鳥獣被害対策の研究に参加していただくなど、意識の醸成に努めてきているところでございます。

また、今年度、実施予定の鳥獣被害対策実践事業の実施予定地区につきましては、設置するワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置に当たり、その維持管理を対策協議会を設置して、実施してもらえないかお願いをしてきたところでございますが、やはり地域内の高齢化が進んでいることや、地域内でも協力をもらえる方々が決まってしまってくるなどから、協議会の設立は難しいとのことでございます。

しかしながら、有害鳥獣被害対策につきましては、市民の皆さんにも、御理解と御協力をいただきながら進めていかなければいけない案件

でございますので、市民参加の対策協議会の設立に向けて、しっかりとした対応を図っていきたいと思います。

有害鳥獣対策の狩猟者育成についてお答えさせていただきます。

有害鳥獣駆除員をお願いしております猟友会の39名の会員の方々が、全体的に高齢化してきておまして、そのうちの駆除員は、30歳代が1名、50歳代が7名、60歳代が16名、70歳代が6名、80歳代が2名の計32名となっております。実態に合った有害鳥獣の駆除の実施も厳しい状況にあるところでございます。

そこで、本年度より後継者の育成を目的に、本市単独の事業としまして、狩猟免許取得手数料等の補助を実施しましたところ、7名の方々がわな免許を取得されました。

猟友会会長の話によりますと、やはりわなで捕獲を行えるようになるには経験が必要で、数年はかかるとのことでございますが、駆除員として、できるだけ早く成果を上げてもらえるように、先輩駆除員を配置して、育成に早速取りかかっていきたいとのことでございました。

今後も、この事業を初め関係機関との連携をとりながら、有害鳥獣駆除員のしっかりとした育成を図っていきたいと思います。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） 本市の公有地に設置されている自動販売機につきましては、職員の福利厚生と施設利用者の利便性を目的に、市役所や社会教育施設など6カ所の施設において、18台設置されております。

議員仰せの防犯カメラの設置につきまして、関係者に問い合わせましたところ、毎月の売り上げ本数が約400本以上の自販機本体か、近辺に設置できるシステムであるようです。

また、カメラの設置費用は業者負担とし、自販機の売上金で維持管理費を賄うことになっており、この要件に該当する自販機は18台中、3

施設の9台となるようです。

続きまして、社会教育施設外の該当する自販機へのシステム導入についての考え方をお答えいたします。

社会教育施設外の該当する自販機の設置場所は、本庁舎別館の保健福祉課入り口と、消防本部、牛根分遣所の3カ所でございます。議員提案の自販機への防犯カメラ設置につきましては、安心・安全なまちづくりの観点から、施設内の器物損壊や不審者の出没対策など、抑止力効果につながるかと思いますが、3カ所、いずれも職員の福利厚生へ目的として設置されており、外来者が利用することはほとんどなく、また、警備員や消防職員が常駐し、見回りを行って、安心・安全面は確保されておりますことから、今、申し上げた3カ所の自販機については、防犯を目的としたカメラの設置の必要はないのではないかと、判断しているところでございます。

○社会教育課長（森山博之） 感王寺議員のカメラ、Wi-Fi、サイネージの導入の考え方にはということで質問にお答えいたします。

この防犯減災カメラ設置の制度につきましては、先ほど総務課長からも説明がございましたが、関係者に問い合わせましたところ、毎月の売り上げ本数が400本以上の自販機の近くに、防犯用カメラが設置できるシステムでございます。

また、カメラの設置に係る費用や電気料等については、自販機会社とカメラ会社で組織する電力ネットワーク組合が協議し、自販機の売り上げで賄う仕組みになっており、市の財源持ち出しはございません。

さらに、売り上げ本数にかかわらず、設置したい場所の希望があれば、電力ネットワーク組合から、設置可能かどうかの調査を行うことができることでございます。近隣自治体の鹿屋市や志布志市などは、設置に向けた調査研究を行

っておるといふ情報もございます。

現在、本市の公共施設内に設置してあります、社会教育課が所管します自販機では、今年度、体育館3台と陸上競技場2台、キララドーム1台、計6台が、月400本以上の売り上げがございます。

これまで、自販機の被害等については報告されておられません、青少年の安全確保や事故防止等、青少年健全育成の観点や不審者による声かけ事案等への対応策として設置している自治体もありますことから、近隣市町の動向やシステム導入の制度・条件を踏まえながら、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 一問一答方式でお願いいたします。

まず、空き家基本条例、この部分、有効活用についてですけども、先ほど来、市長答弁あったんですが、検討すると。検討する検討するじゃ、一向にらちがあかないと。廃墟としましては、確かに市長がおっしゃるように、国会の動向を見て、固税、都市企画税の問題ですね。

また、固定資産税の情報の活用という部分も厳しくなっておりますので、この辺の見直し。また、立ち入り調査ということでその辺の部分も、空き家の倒壊、また構築物の飛散については、私はそういうことで結構だと思うんです。

ただ、せつかく住宅地図をつくられたと。ただ、もう一点、問題なのは、結局、建築基準法の問題なんですね。御承知のとおり、公有道路の部分、4メートル以上の道路に土地が2メートル以上接してないことには、壊したら新しい家、建てられませんから、駐車場に使うか、畑に戻すかということになると思うんですね。

もしくは、隣接者の協力を得て、その土地を隣の人に買ってもらうというような、そういう部分の方向性しかないと思います、建築基準法自体は絶対動かさせませんから。

そうしますと、土木課長、こういう部分も、もう既に、法ができてから云々かんぬんとするんじゃないかと、今の部分で私はやるべきだと思うんですよ。

それは何でかといいますと、もう独居老人の方は大勢おられるわけですから、そうしますと、費用対効果の部分で相続登記なさない家っていう部分が、どんどん私はふえてくると思います。

もう国道のあたり、新城のあたりで2万円なわけですから、坪。そうすると費用対効果の部分でお金を出してわざわざやるかということ、相続登記やらないで。

そうしますと、どういうことがわかるかといいますと、現在は、その納税管理人を相続権者が少ないですから、相続登記をしなくても相続権者が少ない、四、五人であれば納税管理人を立てて、その部分で固定資産税を払ってという形でできるわけですけども、これは代々いくと、相続権者が何十人になったら固定資産税も払わんわ、そういう状況が、もう現状だと私は思っているんですよ。

だから、この部分について、土木課長、早急にその辺の分の調査も、法の改正を待たずにやるべきだと思うんですけど、その部分について土木課長の答弁を求めます。

あとは、あともう一点、企画課長、ここに企画課長の職掌の部分ですけども、人口減少プログラム、対策プログラム、立派なやつ、つくられたわけですけども、この分についての既存住宅の活用というものをきちっとうたっていらっしゃるわけでしょう。この分について具体的な方策を動きがないと思うんですけど。

この分については、空き家を活用することによって、市長がいつも言われる、3万人を目指す、人口増対策にもつながるわけですから、この分について、企画課長、今後、どう対策を立てているのか。この分については、また重要な

問題ですので、企画課長の答弁の後に市長の答弁を求めます。

以上です。

○土木課長（宮迫章二） この相続関係の所有権移転の関係でございますか。

○感王寺耕造議員 いや、建物壊したら、さっき言った条件以外の建物建てられないわけですよ、新しく。

○土木課長（宮迫章二） 建築基準法の関係ですね。

○感王寺耕造議員 そうです。その部分で調査するべきなんじゃないですかと。

○土木課長（宮迫章二） ちょっと、そこら辺を含めまして調査していきたいと思います。

○企画課長（角野 毅） 感王寺議員の2回目の御質問にお答えします。

本市で定めております垂水市人口減少対策プログラムの中でも、既存住宅の活用ということにつきましては、子育て世代等のターゲットとなる世代の経済的な負担の軽減を図るという意味で、有効な施策として捉えております。

現在、本市としても需要と供給の関係で、空き家バンクの登録ということにつきましては、苦慮しているところでございますけれども、今、徐々に納付書等での働きかけ等で件数が上がりつつございます。

今後は、先ほどもありました地図等の活用の中では、いろいろ障害となる問題がございますけれども、そのようなものを見据えて、また現地の確認等も含めて活用の推進に努めてまいりたいと考えております。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の御指摘の部分に関しては、先ほど堀内議員の答弁でもあったような事情がございまして、わかってはいるけれどもなかなか難しい課題が、主に4つほど上げましたけれども、あったということであります。

それを、国のほうが、大きく新しいものをつ

くっていくということでありますので、先ほどの答弁でも申し上げましたように、その中で国の全体的な法律は法律として、ただ我々の持っている課題というのはまた別にあるわけですから、それは条例等々でちゃんと対応しなきゃいけないと、そのことに関しては施行してから始まるわけですけど、先ほど御指摘あったような準備をして対応していく、あるいは本市の課題である人口減の子育て支援のものに対しても、担当課長が、今、答弁したような考え方のもとに従っていよいよ動き出しますので、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 なかなか前向きな答弁をいただけないんですけれども、市長、空き家の有効活用推進事業、この部分も8件、利用者があったと、またあと住宅取得費助成制度、この部分もきちっとつくっていただきました。

これは対策の一つだったわけです。評価するわけですが、ただ1,061戸のうち廃屋が214戸、847戸が企画課長が堀内議員に答弁あったように、確かにもう中身が傷んでいるかどうかもわからない状況で、何件活用できるかわからないとは思っています。

ただ、地元にいる方々、振興会長さんとか、そういう方々が、相続権者は誰なのかとか、地権者は誰なのかという部分も一番詳しいし、家の中身についてもここはまだ使えるのになという、もったいない物件も多数あると思うんです。だから、そういう意味で住民の皆さんの協力を得て、私は、やる姿勢が大事だと思うんです。

実際、この間も、私、質問のとき言いましたけれども、1件は入ってもらいました、鹿屋市の人ですね。それで、1件については名古屋市の人で、せつかく住宅取得費助成制度、中古物件でも500万円以上は使えるという話を聞きましたので、その部分の売買の話も、今、進めております。

そうしますと、やっぱり潜在的なそういう優良物件もあるし、なおかつよそからのUターン、Iターン、そういう形の入居したのもいっぱいいらっしゃると思うんです。

それで、ましてや鹿児島市が60万人、鹿屋市が10万人、霧島市が12万人と、ベッドタウンとして、この地域はそういうような潜在能力も持っていると思うんです。

そういう意味で、基本条例と空き家の倒壊の部分についてはこれからでしょうけれども、有効活用ということはもう今すぐできるんです。この部分について、早急に私は進めるべきだと思いますけど、もう一回、市長の答弁を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 先ほども答弁しましたが、国の施策においても、いよいよ動き出さなきゃいけないような背景があるんだということだと思いますし、ただ先ほどから、感王寺議員のほうからも御指摘ありましたけれども、本市の状況はそれよりもっと進んでいる状況であります。

いろんな意味で、さっき言ったような情報をしっかりとつなぐシステム、いろんな個人保護法の関係もあったりして難しい面がありますので、その分においては御指摘いただいた、地域の方々との声をしっかりとつなぐシステムというのをつくっていかなくちゃいかんと思いますので、国の法律は法律としながら、我々がやるべきこともありますので、その辺も再度よく中身を吟味して、担当課に指示をしてまいりたいというふうに思います。

○感王寺耕造議員 4回目ですから、もうあくまでも要望にとどめますけども、私ども産業厚生委員会で、議会閉会中、この問題について、空き家基本条例、また有効活用ということで、宮城県色麻町に行ってまいりました。各議員の皆さんも、きちっと議会事務局に報告書を出しておりますので、私個人の分については、企画

課長、土木課長にも渡してあります。

早急に対策を立てていただくということをお願いしまして、この問題については終わりたいと思います。

あと、人口増対策についてですけども、市長も、いろいろ、先ほど言った空き家の問題についても取得費制度とかつくっていらっしゃいますし、それでまた医療の部分、子育て支援の部分、また広報の部分、それで今回の部分の財宝の部分にも、結果論としてはよかったのかなと、そういう産業の誘致ということで人口増を図っていかれるということなんですけれども、ただ、市長、一番大きい問題点が、先ほど言われたように若年女性の人口という部分が、2040年には456人ぐらいでしたか、そのぐらいの数字、そうしますと2014年で1,400何人いたと思います。そうしますと3分の1になるんです。

それでまた、今、労働法が改悪されてなかなか正規職員として働けないと、そういう中で結婚もできないという時代になったんじゃないかなと、私は思っております。

そうすると、2010年で大体100人超、110人ぐらいだったですか、今が100人ぐらい、そうするとこの部分で考えていくと、垂水市で子供が20人、30人しか生まれないということになります。死んでいく人はいっぱいいると、生まれる人はいないということです。

いろんな対策を立てていただいているんですけども、ただ残念なことに、市長、もうちょっと一歩進んだ対策という部分が私は必要だと思うんです。

例えば、柳谷集落、あそこの部分には芸術家であるとか、音楽家であるとか、そういう方々が移住していらっしゃいます。

そうしますと、商工観光課長、空き家が、空き店舗がいっぱいありますよね。そういう部分に補助金をつけて、そういう方々をお呼びして人口増対策を図るとか、例えば農林課の担当部

署とすりゃあ、課長も御承知のとおり、志布志市は、毎年、四、五人ずつ入れかわり立ちかわり、農業もやったこともないような人たちを呼び込んで、それをひとり立ちさせて人口増を図っています。

各担当部署で、取り組むべき問題という部分がいっぱいあると思うんです。

例えば、教育の部分でも、学校教育課長、教育長、学校教育の部分でも、教育委員会の部分でも、垂水市の小中学校、公立学校であれば学力が上がるよとか、スポーツができるよとか、そういう部分があればまた人口がふえるかもしれないです。

そういうような抜本的な対策を、私はとるべきなんじゃないかと思ってるんです。

その努力が足りないんじゃないですかという部分で申し上げているわけですけども、これは市長の見解を求めます。

○市長（尾脇雅弥） お考えの趣旨は、もう全く私もそのとおり理解はできます。

ただ、社会背景として、今、人口減の問題というのは、本市だけじゃないということ、国全体で、ある面、高度経済成長、そしてこうやって、今、人口減少の時代背景があるということは、もうこれは御理解いただく中で、どういう策を講じるのかということでもあります。

現状、どうなんだという、今回、人口減対策を作成するに当たっての背景というのは、何が一番弱いのかなと見たときに、高齢化率というのも一つございました。43市町村の中で8番目に高いと、ただ一番課題だったのは年少人口率です。14歳未満の子供の数が10%ということで、43市町村の中で南大隅町に次いで低いということで、今回、第1弾として、人口減少の対策チームをもって、隣が鹿屋市あるいは霧島市、鹿児島市あたりは、このまた政策も非常に進んでおります。

なので、まずはその追いつくところからやる

うということ、できるだけ近づける施策を講じたというのが現状です。

ただ、それでいいのかといえばそれではない、今、感王寺さんがおっしゃるように、抜きん出る政策をやっていないと、ベッドタウン化みたいなことにはならないんです。それは、もう全くそのとおり考えております。

ただ、第1弾として、今そのことをやりましたということでもありますから、今後に至っては、御指摘いただいたようなそれぞれの担当課で人口増に向けて、あるいはいろんな若い女性をとどめる対策というのはあるはずですから、そのことは、今後、検討させて、いろんな施策に反映をさせていきたいというのが第1点と、あと、今、行政内でできること、それから先ほど御指摘いただきました基本的に人口減、人口増という対策に関して、今、年間300人ぐらいのペースで減っていますから、これをまずは年間200とか100とか、この割合をとめていくところから、そしていづれふやしていきたいというのが思いなんですけれども、そのためには、今、申し上げた対策だけでは十分ではないと思うんです。

民間とのコラボ、さっきお話いただきました財宝さんの南中跡地のそういったものも、一つのそういう目的でやっております。

予定では50名の独身の方が入っていただくということでもありますので、若い働き盛りの男性が中心ということになりますと、やがて結婚して奥さんができる。そして、子供ができて地元で定住していくというのが、一番理想としていくところなんです。

そういったような企業を誘致ということもやらなきゃいけないということと、もう一点考えておりますのは、最初申し上げました国内は人口減少ですから、海外の方々も含めたものをどうやっていくのかということも、一つは検討しなきゃいけないというふうに思います。

最終的には、この3本立てで、人口減対策はやっていかなくちゃいけないと思っておりますけれども、その中のまず1点目の行政ができることのスタートを、今、切ったということでありますから、そのことの検証と、今後それに向かってどのような形の対策を講じていくのかというのは大事なことだと思いますので、御指摘のことを参考にしながら、前向きに対応していきたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 要望でもうとどめますけれども、市長がおっしゃるとおり、国全体が人口が減っていくのは当然なんです。

その中でやっぱり地域間の競争というか、行政間の競争でもあると思うんです、これは。行政単位も人がいなければ、市民がいなければ成り立たないわけですから、そういった意味では隣の町、市との競争となります。

また、この対策をいち早く練っていかないことには、どんどん負のスパイラルに入っていきますので、その辺はもう御承知だと思いますから、このプログラムが絵に描いた餅にならないように、職員の皆さんの奮起をお願いいたしまして、この問題については終わります。

コントラクターの問題に入ります。

この問題については、私、費用がかかっているのかなと思って質問したんですけども、利用者はないんですね。そうなった場合、値段が高いという部分、運賃もですけど、できた製品、粗飼料製品が高いんです。

また、この部分について1点だけ、やっぱり直接には参加してないんですけども、これからやっぱり多頭化を迎えてきますから、そうなった場合、この事業所の部分に要望していくべきだし、それでこれから畜産対策として粗飼料の確保という部分について、農林課長としてどう思われるか、簡単をお願いします。

○農林課長（池松 烈） 先ほども申し上げましたが、垂水市の新規就農者の方、お誘いがあ

ったと、しかしながら運搬費が高くて採算ベースに乗ってこないということで、契約には至っていないということで御報告を申し上げます。

この件に関しまして、ちょっと鹿屋市の課長とも話をしたところでございます。現在のところ、まだ全体のこのコントラクターの組織、それから、TMRセンターの全体の粗飼料の受給に対して、供給量というところのバランスがとれていないというようなことでございまして、課長とも話はしたんですけども、できればうちのほうでもこういうのが必要になってくると、ましてこのTMRセンターにつきましては、そのコントラクターのほうで準備をしていただきました粗飼料を、例えばでん粉かす等を配合して発酵させて、完全混合飼料という形で農家の方に提供していただくということで、例えば牛の飼育について、そこらあたりはしっかりと計算したもとの、できていくというようなことでございますので、これを使わない手はないというようなことで考えておりますので、今後はこれにつきましても、もう一回課長と話した中で、もう一回このところは関係機関で協議をして確認し合って、要望するところは、国に要望するなりやっていきますよということで、話はしたところでございますので、また機会を見つけてしていきたいと思っております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 なかなか畜産のほうも高齢化という部分もありますし、活用できればTMRセンターの粗飼料もいいと思っておりますので、この部分についてはまた後日、協議させていただきたいと思っております。頑張ってください。

市道、農道の整備、土木課、農林課とも、わかるんですね、南北37キロで山間部まで含めて、これみんなやったらすごい予算になるとは思うんですけども、ただ私が、今、考えているのが2点ございまして、今、業者委託であったりとか、あと森林組合に委託されているん

ですよね。

そうなった場合、今、人海戦術です。苧払機で払って、それでこのごろは集草については機械を使ってらっしゃる部分もあると思うんですけども、ただ苧払機だけでははかどらない。今ごろ、市長、苧払機を払って、一日一日払っても、市長は、1点だけ、苧払機、背負われたことがあるか聞きますので、後で答えてください。

そうすると、今、作業機械が、優秀な作業機械が出ています。建設機械に、俗にユンボにつけるタイプがありますし、トラクターにつけるタイプもあります。

こういう部分をやっぱり導入して、そうすればこの機械は油さえやっていけば、メンテさえすれば、人間よりは仕事すると思うんですけども、効果の部分でもそっちのほうが私はいいと思うんです。同じ予算で倍以上の仕事ができるんじゃないかと思うんですけども、これについて土木課長の答弁も求めます。

あと、国道のほうを見ても、国道も県道もどこも金がないということで、払ってないところ多いです。

ただ、ちょっと思ったのが、防草シート、防草シートの部分がつけてありますこの部分についても、年次整備していくべきだと思ってるんですが、この問いについて。

もう一点、地域間の、実は共助、公助、本来は公助すべきなんだけれども、自助の部分に頼っているところが多いです。

新城の部分で言えば、新城の旧諏訪駅から小谷、段の入り口まで、これは1回も払ってないんです。ごく一部分だけ払ってもらってますけども。あと鉄道公園から感王寺のため池を越えて、戸越の入り口まで、これは市制施行以来1回も払ってもらってありません。地域の人間でみんなやっております。

そうした場合、やはりその地域さん間の格差、

自助、共助の精神の部分が違うと思うんです。

そうすると、以前、大菌議員が地域委託、少しは金を払えよという話もあったと思うんですけども、この点についても土木課長にお答えください。

○市長（尾脇雅弥） 先に私のほうで、先ほど除草機いわゆるビーバーだと思っただけですけども、やったことがあるかと、意外かもしれせんけどかなりやっております、あしたも今度のフェスタに向けて、このあたりをビーバーで払うというふうな予定になっております。

○感王寺耕造議員 はい、わかりました。

○土木課長（宮迫章二） まず、作業機械の導入の考えはないかとのことでしたが、限られた予算と限られた人員では、対策できる路線も限られますので、それを機械で行うとなれば、路線数もふやせるのではないかと考えているところでございます。

そこで、作業機械について、感王寺議員からもカタログを見させていただきましたが、まずどのような種類があるのか、例えば公園であれば常用型の草刈機がありますが、道路では使えませんので、道路の除草機械の種類や、今現在、市が保有しております建設機械に取り付けできるのか、また購入した場合、どのような費用対効果があるのかを、関係課と協議しながら調査、研究してまいりたいと思います。

続きまして、防草シートの活用についてお答えいたします。

防草シートは、国道や県道では使用されておりますが、適用基準でいきますと、盛土のり面のみ使用可能となっております、例えば竹の根があれば竹がシートから突き破って出てきたり、またシートのすき間から草が出てきたりしまして、さらにまた風の強いときにはシートが剥がれてしまうことがあったりしたため、現在はモルタル吹きつけで施工していると聞きしております。

そのモルタル吹きつけの施工につきましては、切土のり面はのり長が2メートルぐらい、盛土のり面であれば1メートルぐらいしか吹きつけは施工しないようであります。

施工単価につきましては、平米当たり、モルタル吹きつけであれば、平米当たり1万3,000円するとのこととありますので、のり長を1メートル施工したときに、メートル当たり1万3,000円かかりますので、仮に100メートル施工すれば130万円かかることとなります。そのようなことで、実際問題としましてはなかなか実施できないところでございます。

続いて、地域への委託の考えという部分でございますが、国土交通省では、例えばこの岩戸地区公民館とボランティアサポートクラブプログラム協定を結び、国道の歩道内植樹帯の美化活動を実施しております。

鹿児島県におきましては、ふるさとの道サポーター事業で、企業や地域住民による道路清掃や除草作業を、一部の道路ではございますが実施しているようでございます。

本市においても、集落によっては、地域のボランティアで除草作業を実施していただいておりますが、高齢化が進み、参加人数が減少していることもあり、草刈りを定期的に取り組むので、経費だけでも補助できないかとの問い合わせも多所ありますことから、取り組んでいただける地域に対しましては、市としてどのようなサポートが要るのかを、他市の状況も踏まえまして、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○感王寺耕造議員 この作業機械の導入については、市長、導入するか導入しないか、それだけお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 限られた財源を有効に生かすという視点に立って、現状のままのほうがいいのか、作業機を導入したほうがいいのかということ、その他があるのかどうなのか、その

ほうが、導入したほうがいいということになれば、そういうふうにやりたいと思います。

○感王寺耕造議員 費用対効果の部分も計算すればいいと思いますし、あと小谷の市道の部分見ても8メートルからあるんですよ。その部分を毎年5回も6回も、80のおじいさんが、おじいさんと言ったら失礼ですね、高齢者の方が苧払機を払って、米に影響があるからやってらっしゃるんです。この辺の事情がございますので、ぜひとも前向きに御検討ください。

あと、鳥獣害対策、これはもう要望にとどめておきますけれども、時間がございませんので。

特に指導者育成、ハンターの養成です。この部分が私は重要だと考えています。

なぜなら、答弁にもありましたように、やっぱり経験値が物を言うんです。わなでもとれる人もいればとれない人もいます。それは動物に対する知識であったりとか、地形であったりとか、やっぱり技術なんです。

この技術の継承が、このままだとできないということにもなりますから、また国のほうも個体数が絶対的にふえているということで、もう駆除のほうに力をかえてますので、この部分について、できれば若手職員の部分も育成したりとか、地域によってはクレイ射撃の優秀な全国的な選手を職員として雇用する所というのもありますので、その部分についても御検討ください。

あと、もう終わりですか。1分ですか。

防災減災支援システムについては、これは今、本当、とんでもない事件が起こっております。

だから、そういう意味でも、条件が合えば無料ですので、総務課長はちょっとつれない返事だったんですけれども、社会教育課長は前向きに考えていくということでしたので、その部分もやっぱり、もし何かあったら事件の証拠にもなりますし、あるだけで予防の対策になる。

また、市の防災の部分ともリンクして、表示

板が出れば防災の部分も表示もなるということですので、総務課長もつれないことはおっしゃらずに、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森 正勝） ここで暫時休憩します。

次は2時30分から再開します。

午後2時20分休憩

午後2時30分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番川畑三郎議員の質問を許可します。

〔川畑三郎議員登壇〕

○川畑三郎議員 9月も中旬になりましたが、しのぎやすい日々になりましたが、雨の日が多く、天気不安定はなかなか続きません。

8月19日、深夜から20日未明にかけ、広島市を中心に局地的な豪雨で73名が死亡、1人が行方不明となり、大災害が発生いたしました。心から御冥福をお祈りいたします。

同時期、北海道礼文町では、50年に一度という記録的な大雨になりました。8月に入り、台風12号・11号の接近等で日本列島付近に前線が停滞、南から暖かく湿った空気が流れ込み、不安定な天気になり、鹿児島では気温35度を超す猛暑日はなく、西日本では8月雨量が統計をとり始めた1946年以降で最多の平年の2.7倍、日照時間は平年の48%の最少であったと報告されております。

冷夏と多い雨量で、農作物にも、今後、影響があるのではないかと心配いたしております。

それでは、通告いたしておりました案件について質問いたします。

まず最初に、なぎさ荘跡地について、今、協和地区は地域振興計画にのっとり、協和づくり計画策定委員会を設置し、地域の将来像を盛り

込んだ地域の特性を生かしたまちづくりを進めております。

その中で、協和の中心に位置するなぎさ荘の周辺の現状が問題となってまいりました。このままの状態でもいいのだろうかと委員会でも議論されました。所有者との協議をし、何とか状況を打開すべきと考えます。現状をどう認識されているのか、お尋ねいたします。

河床整備、農道、市道の整備について、災害のないまちづくりとして、各河川の河床の整備が大事であることは言うまでもありません。

河川の氾濫もなかったと考えますが、河床の整備の状況をお知らせください。

農道、市道の整備について、年次の計画にのっとり整備されていると考えます。

整備状況はどうかお知らせください。

中山間総合整備事業について、県が主体となって進んでおりますが、現在の進捗状況をお知らせ願ひ、1回目の質問を終わります。

○企画課長（角野 毅） 川畑議員のなぎさ荘の現状認識についての御質問にお答えいたします。

議員の御質問の中でお話のありましたとおり、今年度、地域振興計画として策定中の協和づくり計画におきまして、地区住民の望む協和は、こうありたいという項目の一つに、なぎさ荘周辺の環境整備を掲載予定でございまして、計画に大きく位置づけられるものと認識いたしております。

なぎさ荘の現状につきましては、現在、活用が行われていない状況であり、敷地内の雑草、雑木等が生い茂っている状況がございます。このことから、環境上、また防犯上におきましても、よい環境でないことを認識いたしております。

○土木課長（宮迫章二） 市内の河川の寄洲等除去についてお答えいたします。

市内を流れる準用河川は23河川ありますが、そのうち本年度は、特に河川内に土砂が堆積し

ており、住宅や農地に被害を及ぼすおそれのある河川で、追神川、飛岡川、深港川、平野川、塩入川について、寄洲等除去を実施したところがあります。

作業はできるだけ梅雨入り前にと考えておりましたが、河川によっては6月の大雨や7月の台風の影響を受けたところもありましたが、何とか被害を受けることなく、対応できたのではないかと考えております。

今後の実施については、早めに対応しなければならぬ河川や、地域からの要望があり、部分的に残っている河川もございますので、緊急度を勘案の上、実施していきたいと考えております。

市道の整備につきまして、平成26年8月末現在の市道整備の発注状況について、お答えいたします。

まず、道路維持費の工事ですが、社会資本整備総合交付金事業で内ノ野線舗装工事、及び地域の元気臨時交付金事業で小浜・大浜線改修工事、瀬戸山線舗装工事、並びに頑張る地域交付金で塩田・田畑線舗装工事業を活用しまして、またそのほかにも単独工事費も含みまして、5路線を発注しているところでございます。

道路改良工事は内ノ野線道路改良工事を発注しており、今後は元垂水原田線を10月には発注する予定でございます。

道路工事に関しましては、ほかにも道路側溝清掃、交通安全施設整備工事、市道除草作業を発注しているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（池松 烈） 川畑議員の河床整備につきまして、お答えさせていただきます。

農林課所管の河川の河床整備につきましては、当初予算におきまして、予算の枠、予算の範囲もあることなどから厳しい状況にありますので、平成24年度からは振興連及び周辺集落からの要望に対応する形で、補正予算におきまして計画

的に対応しているところでございます。

また、緊急な場合等におきましては、土木課環境整備班のお手伝いもいただいているところでございます。

この9月議会の第3号補正におきましても、農地費のほうで平成24年度、25年度に引き続きまして、使用料及び賃借料の重機借り上げ料で、是井川の堆積土砂の除去を、工事請負費では、今回、井川の堆積土砂除去をお願いしているところでございます。

河床整備につきましては、河川の周辺集落の方々から、安心安全のための整備としまして要望もありますことから、今後も計画的な整備を進められますようしっかりとした対応を図っていきたいと思います。

農道の整備につきまして、お答えさせていただきます。

近年、農道の整備につきましては、国の景気対策によりまして、多くの農道整備が進められました。

また、平成24年度からは、県営中山間地域総合整備事業によりまして、14路線の農道整備に取りかかっていたいただいております。

この中山間地域総合整備事業によります農道の整備につきましては、既に完成しているところ、着手しているところにつきましては、農道周辺の市民の方々から御礼の言葉もいただいているところでございます。

ただ、本市単独の整備につきましては、予算の枠内、予算の範囲内がありますことから、事業効果や緊急性を考慮しながら進めますとともに、状況に応じましては土木課環境整備班によります作業で対応していきたいと思っております。

また、農家の皆様の御理解をいただきながら、中山間直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、地元農家等の御協力をいただきながら行っていきたいと考えております。

さらに、状況に応じましては、国県の補助事

業の導入も図っていきたいと考えております。

続きまして、中山間地域総合整備事業につきまして、お答えさせていただきます。

まず、確認の意味も含みまして、事業内容の報告をさせていただきたいと思っております。

期間につきましては、平成24年度着手の平成29年完成でございますが、状況に応じた形で期間は延長になる場合もあるようでございます。

事業内容でございますが、農業生産基盤整備としまして、農業用排水施設整備が23路線、農道整備が14路線、圃場整備が1団地、農村生活環境基盤整備としまして、農業集落道が9路線、集落排水路が3路線、農業集落防災安全施設整備が11カ所、情報基盤施設整備が1集落を計画しているところでございます。

現在までの進捗状況でございますが、農業用排水施設整備では、委託費によります設計委託等が6件の14路線が終了、うち1件は平成25年度に一部工事に着手、今年度終了予定で既に発注しているところでございます。

農道整備につきましては、設計委託等が12件の12路線が終了、うち7件は平成25年度に工事が終了しております。今年度は1件の発注予定でございますが、できればもう一件発注できたらとのことでございます。

圃場整備につきましては、一筆測量が終了しているところでございます。農業集落道整備及び集落排水路につきましては、今年度、延長距離の短いところの設計委託等が発注できたらとのことでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 私は一括でよろしく申し上げます。

それでは、順を追っていきたくと思いますが、まず最初になぎさ荘跡地についてです。

先ほどもお示ししたとおり、協和地区でもまちづくりの検討会が始まっているわけですが、その中で住民の皆さんにアンケートをと

りました。

そういった中で、なぎさ荘跡地の周辺の整備というのが何件も出てきまして、今、委員会の中でもなぎさ荘跡地について、どうすればいいのかというような協議が、今、進んでいるところなんです。

これについて、先日ですか、振興会長さんと語る会というのが年に1回ありますけれども、その中でも出まして、市長がいろいろ答弁をいただいたという状況でしたけれども、今の現状は認識されているというような状況です。

なぎさ荘がああいう状況ですので、私は菅原神社もちょっと担当しているんですけれども、今度はやっぱりその状況で菅原神社も状況が悪いと、菅原神社の総代の皆さん一生懸命やっているんですよ。

だけど、もし菅原神社の状況が、境界しているもんだから生い茂って、神社もいけんかせないかんとかいうような状況になっておって、我々も大変苦慮しているところなんです。

そういうことで協和の中心というのは、もとの協和小中学校の跡のなぎさ荘が中心ということでありますので、どうしてもこれは打開策をしていかなきゃならないと思うんですけれども、この荒れた環境を今後どう考えてらっしゃるか、ちょっと課長のほうでお知らせいただきたいと思っております。

それから、河床整備についていろいろ説明をいただきました。

ことしは大きな災害もなくして順調にきてるんですけれども、ことしの7月だったかと思うんですけれども、大雨が降りまして、私は消防団も担当していますが、夜、緊急に出動の要望がきました。飛岡川が氾濫しそうだということで、我々も急いで、いる人たちで、七、八名だったと思うんですけど行きました。

その中で、雑木が生い茂っておって、うんともう道路まで上がって、道路に乗り切ろうとし

ている状況でしたけれども、その後、雨がやんで、大変、被害もなく済んだんですけども、その後、土木課のほうで河床の、急遽、河床整備をさせていただききれいになりました。

だけど、一部でしたので、あとも、それではやりましょうというようなことでありましたが、今の状況ではそういう状況がありませんので、まだそのまま置いたままです。

年次的に、いつも河床整備は市内全域ですべてもらっていますよね。飛岡川も毎年とか2年に1度とか、必ずやってはもらっておったんですけども、やっぱり草が生い茂ってそれに灰が積もって流れなくて、だんだん上がってきたという状況であって、下のほうをとったらきれいに流れるようになってという状況でありますので、今後、残りも、上流のほうにも堆積し、草が生い茂っていますので、これはどうしても私は対応していかなければと思うんです。

これをどうお考えになっているのか、地域でするので、飛岡川についてお願いしたいと思います。

それから、市道、農道の整備について説明を受けました。

これも、年次的に、いろんな事業を取り入れていただいて整備されております。

農道については、後で問題にしております中山間総合整備事業等も取り入れて、大きな成果を上げているのではないかと思います。

市道のほうにおいても、順を追って整備されているということでもいいのかなと思うんですけども、私の協和でもとの旧道というんですけども、大浜から小浜に対する道路なんですけれども、これを、今、側溝にふたをやりかえる水路の補修が進んでおります。

もうことしで3年ついでるんですけども、やっと大浜の三叉路の入り口から迫田まで完成という状況で、これは本当に喜ばれているんです。側溝一つがふたをして広がったということ

で、大分広くなって車が交差できるようになったということで、もう地域の皆さん喜んでおります。

あと、残された分が迫田から次の分、農道にも入ってはいきますけれども、もともとバスが通った路線ですので、ここも引き続きやっつけられると思うんですけども、ここをどう進めて、今後、行かれるのか、そこを一つお願いしたいと思います。

市道については、以上、それでいいです。

それから、中山間総合整備事業、これは平成24年度から25年度にかけての計画ですけども、この事業を取り入れて、垂水はいろんな事業を取り入れることができ、見違えるように、私は、今、なりつつあると思います。

これは、県が主体ですけども、国の補助事業で垂水市の財政じゃ到底できるような、この事業ではありません。それを取り入れたということは、私は大変ありがたいなと思っております。

この事業のいろんな説明がございました。私の協和地区を見ますと、今、この事業で飛岡地区の圃場整備も進められようとしております。

そして、海潟の鶴田地区、もとの海潟土地改良区内なんですけれども、ここももう圃場整備はされているんですけども、水の取り入れがなかなか、高低差があつたりして難しかったんですけども、昨年からはパイプライン化しようということで一部してもらいました。

普通の水利であれば、パイプラインも入れますと、圃場整備のお金と一緒に、もうお金を支払わなければいけないんですけども、この事業を取り入れたおかげで、鶴田地区のパイプライン化は、受益者はお金は要らないということで、本当にありがたい事業だと思います。

ただ、農家の方々は当たり前のように思っ、お金を出さないんですけども、ああしてくれるという状況ですけども、これは、お金を1円

も出さずにパイプライン化されるということは、こんないい事業はないと思います。これは、ここだけ今取り入れてもらっていますけれども、各地区でも、この事業はどうかという話もありますけれども、もう早くから今の土地改良区が、これを一緒になってせにゃいけんかということです。もう何年来の事業でしたので、この総合整備事業で最初に取り組んでいただいたということで、私はここの責任者ですけれども、大変うれしく思います。地域の皆さんも、執行部のほうもしっかりとそれを銭が要らんでよかったぞという一つ宣伝もしてください。よろしくお願ひします。よくなりゃいいわけですか。

この状況を今、海潟もこととして終わりますけれども、2工区に分けて事業が始まろうとしております。この進捗の状況をお知らせいただきたいと思ひます。

それと、飛岡地区の圃場整備の分もよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

一応2回目はこういうことで終わります。

○企画課長（角野 毅） 川畑議員のなぎさ荘について2回目の打開策についての御質問にお答えいたします。

先ほども答弁をいたしました、本市の中でも有数の景観の地であり、すばらしい温泉を備えている施設として、現在の荒涼した状況は、環境上、防犯上においても大変憂慮しております。このようななぎさ荘の現状の打開策を考える上では、まず、草木の手入れを行い、建物周辺の環境整備を行うことが優先ではないかと考えております。現在の荒れた環境を改善する方策について、なぎさ荘の所有者や地域住民との協議を行いまして、協力をいただければ環境の改善にまずは努めてまいりたいと考えているところでございます。

○土木課長（宮迫章二） 飛岡川につきまして、当初は鉄道跡の道路までをする予定でございましたが、今議員が言われましたように、6月の

雨でしたか、堤防を越えて流れてくるような状況になりまして、緊急的に消防団に出させていただきました、土のうを積んでいただいたところでございました。

暖竹だけであれば大丈夫だと思っていたんですけど、よく見ますと、暖竹の下に土砂が堆積しておりましたので急遽除去をしたところでございました。今後、残っているところも含めまして、他の河川もございまして、緊急度を勘案して実施していきたいと考えております。

以上でございます。

市道小浜大浜線の改修につきましては、平成22年度から単独事業やさまざまな交付金事業を活用して継続して実施しているところでございます。今後も有利な交付金をうまく活用しまして、継続的に実施したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（池松 烈） それでは、中山間地域総合整備事業の実施予定地区の協和地区の進捗状況についてお答えさせていただきます。

農業用配水施設整備の米山ため池につきましては、既に委託費によります設計委託等が鶴田団地とあわせて終了しているところでございます。鶴田団地につきましては、既に平成25年度に一部工事が終了し、今年度終了予定で既に発注してあるところでございます。

圃場整備の飛岡団地につきましては、平成25年度に一筆測量が終了し、次に向けての調整等が進められているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 このなぎさ荘跡地についてですけれども、私は、前の水迫市長のときもちょっとこの跡地について質問をいたしましたけれども、結果的には、所有の岩崎さんとよく話をして対処したいということで終わったんですけども、今回も一応最初はそういう段階になるだろうと思うんですけども、先日、市長とち

よっとお話した中で、代表の方とお話ができたということもありますので、ここら辺の今後の状況を市長に御答弁していただきたいと思えます。

このなぎさ荘と一緒に、江ノ島の開発というんですか、そこら辺もつながっていると思うんです。今、まちづくりの中でも、江ノ島の一周道路とか、そして、最終的には江ノ島に橋を架けて、さくら公園を利用してというようは話が出ています。一応この江ノ島の架橋については、今、海潟漁港の整備がずっと進んでいるんですけども、当初、予定にはこの海潟漁港の事業の中で江ノ島に橋を架けて、江ノ島に荷捌き場をつくるというような状況の説明も、これは県のほうでも一部あった状況です。ですから、そこら辺を今後まだ我々もお願いせにゃいかんし、また、今後、市も一緒になってなぎさ荘との関係も連携しながら、やっぱりそこら辺も、協和の開発には、私はもう大事なことのような気がします。今すぐできるということじゃないんですけども、将来像はそういうことでやっぱりなぎさ荘を中心に、そういう状況をつくって、景観のいいまちづくりということを目指しております。

このなぎさ荘については、もう協和地区みんなが、ないごちあげんなったろうかいというような状況がもう私は100%だと思いますので、ひとつ行政のほうも、所有者といろいろ協議をしていただいて、前へ進めてもらいたいと思えます。地域の皆さんもそう願っていますので、市長のお考えをよろしく申し上げます。

河床整備です。河床整備、市道、農道を1件するんですけども、1つここで要望というんですか、土木課長にちょっとお願いしたいと思えますけれども、私は、先日小浜地区にちょっと用事があって行ったんですけども、小浜川がありますよね。結構大きな三面張りで水が流れるんですけども、草が生い茂っていると両

方が、それで、川が見えない状況もあるということですので、ひとつ土木課長、まだ緊急でしたので、今度、そこをまた現場を見ていただいて、できたら対処していただきたいと思えます。

おばちゃん1人おってこんなことを言われました。「前な、市長に言うたんだって。そしたらな、対応はねかったがな」ということでしたが、今聞いてみますと、誰かが見にいっただけです、土木課で、そういう連携あったんですけど、そういうことも言われましたので、ひとつ土木課長、見にいってください。それで、打開策をひとつよろしく申し上げます。

市の農道でもいろいろ土木課長にはお願いしてよくしていただいております。特に、先日もお話を聞いて、私は一般質問の中でも、鉄道跡地の危険なガードレールの設置をずっと続けてきましたけれども、前回の答弁では、県単事業に、県のほうにお願いしているというようなお話を聞いたんですけども、先日の話で、そこはもう一応入札したということだったのでうれしく思いました。ありがとうございます、土木課長。また今後よろしく申し上げます。

それでは、農林課長、これも農道の整備なんですけれども、これも鉄道跡地です。これも、振興会長との話し合いの中で、ほかの集落の方が、鉄道跡地の草払いのことを言われました。新しい振興会長さんで、今までの成り行きがよくわかっていなかったのか。あっこもひとんもしておらんとかというような話が出ましたけれども、いや、ここは年に1回はするんですよということで、私も中には入ったんですけども、その後、対応していただいたということで、あそこをみんながよく歩くんですよ。景色もいいし、脇登のあそこまでということで、中俣から中俣に歩く人もいるし、よく対応していただいたと思えますので、ひとついろいろ言われない前にまたよろしくこの事業は続けていって

ください。お願いします。

それから、中山間の総合整備事業です。今、飛岡地区が今お話のようにちょっと進んでいるんですけども、順調にいけば27年度の秋口に着工というような状況で、県の方とか土地改良とかいうことで、農林開発は進んではおります。もう少しかなと思ったりしますけれども、こちらのほうもひとつ力を入れて、もう100%と思うんですけど、なかなか難しい面がありますので、そこら辺もひとつ一生懸命、市のほうも応援してやっていただきたいと思います。

それと、海潟改良区内、鶴田地区なんですけど、今パイプライン化ができております。本当はこれはありがたい事業だなと思うんですけども、あとこととして終わるんですが、ひとつ最近ちょっと問題になって、聞いてあると思うんですけども、もとの旧道、あそこの農地は、30年代にここを整理をしたときに、この道路の両脇は家をつくっていいよということで、農振を外してあるんです。だから、農振外してあって、田んぼとしての、本当は取水口も1件1件ないんです。だけど、ないんだけど、今回は、道路よりも上はパイプライン化して水を入れるように、事業に入っています。だから、そうすれば、今、農振の見直しをしています。農振の見直しをしていますと、これは、補助事業だから農振内に入れるということに進んでいます。とすれば、また将来、水は入れるのはありがたいんです、パイプを入れてもらうのは、だけど、将来、今度は、家をここに建てようとしたときに、もう10年もという期間はできないんです。だから、ここら辺のもうちょっと私は協議が足りなかったかなと思うんです、今、私自身も。だから、本当であれば、あそこは水をとらない場所なんです。配水はあるんですけど、取水口があの中にないんです。だから、本当はここは畑地としてよかったから、あそこをパイプラインをするときに、もうちょっとあの上を本当はす

るべきだったかなと、私は今考えておりますけれども、これはもう入札があって始まっているんですけども、それでも、二、三いいですよと、もう入れなくていいという人も出てきています。

だから、もうちょっとここら辺が、私は協議をするべきではなかったかなと思っていますけれども、まだいろいろ、おがとともつくれんかというのもあったりして、ちょっと我々も苦慮はしているんですけども、どうにか対処しなければならぬと思うんですけども、そういう状況です。

今の方々はよくその流れはわかっていないよな。前、一緒にした人たちは、よくもうここはこうだから、ここは家を建てにやいかんだぞということで進めてきたんだけど、県のほうもよく私はわかってなかったのかなと私は思います。設計が、けども、そういうところで、もう事業は入札されて入りますので、しっかりとした対応を、こうですよということはまた教えていかんといかないと思いますので、まだあるかもしれないから何か、農林課長、よろしく頭に入れてってくださいよ。よろしくお願いします。

一生懸命頑張っておるのはわかるんですけども、そういうことがあって、私もちょっと認識が薄かったかなという気がいたしますので、一応そういうことでよろしくお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 川畑議員のなぎさ荘について、今後の活用についての御質問にお答えをいたします。

先ほどお話がありました地元の方々も100%というようなお話がありましたけれども、私自身も父が勤務していたこともあり、何とかしたいという思いもございませう。しかしながら、現状は過去における解決すべき課題も残っております。そのことも事実でございませう。なぎさ荘につきましては、錦江湾に浮かぶ国立公園にも指定されている江ノ島や桜島を眺望する絶景

の自然環境や温泉など、観光振興を図る上で、大変重要な財産であると認識をしているところでございます。

今後の利活用につきましては、所有者との協議を地道に繰り返していきながら、策定予定の協和づくり計画の活用とあわせて、当問題の解決に向けて総合的に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

先ほどございましたけれども、先日御縁がありまして、岩崎グループの岩崎芳太郎氏とお話をする機会がございました。大変有意義の意見交換ができたと思っております。今後も共通の課題解決へ向けて話し合いを進めてまいりたいと考えております。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。もう質問はしませんけれども、4回目ですけども、このなぎさ荘跡地も、これからまたそういうまちづくりの中にいろいろ出てきますので、我々も、地区の皆さんも一緒になってやらなければならぬと思います。一つ、これは垂水市全体のまた問題でありますので、協和だけじゃないですから、みんなで取り組んでやっていきたいと思っております。

私は、今総務委員長をしていますけれども、所管事項で各市に行きます。そのときは、錦江湾を目にして、桜島を仰いでということを挨拶の中に入れるんです。だから、そういうやっばりきれいな気持ちがありますので、ここも大事にして、みんなできれいにしていけばいいなと思っておりますので、よろしく願います。

以上で終わります。

○議長（森 正勝） 次に、7番田平輝也議員の質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 皆さん、御苦勞さまでございます。議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問をさせていただきます。また、同僚議員と重複する点もあるかと思

いますが、御了承ください。

本市の1次産業である農業は、農家の高齢化が年々進み、ここ数年間で大きく変わってきております。農業をしていた親が亡くなって、その子供たちが農業を継いでくればよいのですが、なかなかそのような後継者も少ないようで、農地は、竹やぶなど荒地になってきているところが多く見受けられるようになってきました。そして、農地を処分したいという人の相談を受けますが、農地を今買う方々は、なかなかおりませんが、農業委員の方々も努力されているようですが、大変だと考えております。

そこで、本市における農業に従事している専業農家、兼業農家数の推移と、農地処分などの相談がどれぐらい農業委員会にあるのかお聞きいたします。また、本市の水田、畑の農地面積の中で農業振興地域に指定されている割合はどれぐらいなのか、現状をお聞きします。農業振興地域内にしている中での問題点などはないのかお伺いいたします。

次に、新城、感王寺から大浜・田平・横間線についてですが、新城地区の圃場整備は平成15年にほぼ完成をいたしました。今はパイプラインで水田への流水も非常に便利になってまいりました。

一方では、今まで水田などに使用されていた感王寺から大浜・田平集落までの既存の用水路は、水の流れも、また、生活排水の流れも悪くなり、悪臭や蚊、ハエの発生源となっております。この問題につきましては、地元の前の田畑議員も質問をされ、私も平成16年の議会でも質問しております。以前の回答でも予算の検討などを言われて、そのまま全く改善されておられません。また、行政連絡会の中でも、毎年要望がされているようです。県などの中山間など、補助事業などでと以前から聞いておりますが、今後の見通し、計画などをお聞かせください。

次に、本市も少子高齢化社会が急速に進展す

る中、介護施設の存在は、ますます高齢者や市民にとって深い関心であります。先週、鹿児島県での100歳以上の方々が、過去最高の1,298名で、10年前の2.2倍と新聞報道がありました。また、けさもちょっと全国でも5万8,800名とのテレビ放送があったようであります。今後ますます増加するものと考えております。

そのような中、本市においても、ここ数年で介護施設関係などが開設され、介護福祉施設への入所待機者も23年度159名が昨年度は96名とのことのでございました。

そこで伺いますが、現時点での各施設の待機者数をお聞きします。また、本市にある施設の入所料金などは平均どれぐらいなのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○農林課長（池松 烈） 田平議員の農業振興地域につきましてお答えさせていただきます。本市におきます農業振興地域の現状としまして、農業に従事されております専業農家、兼業農家の推移でございますが、少々古くなりますが、平成22年2月実施の農林業センサスによりますと、専業農家でございますが259戸、兼業農家が155戸となっております。

年が明けまして、2月には、また農林業センサスが実施される予定でございますが、減少の傾向であるようでございます。

農地処分などの相談についてでございますが、平成25年度、農業委員会の事業実績によりますと、農業振興地域外も含めてでございますが、農地法3条許可件数及び面積が46件の6万7,172平方メートル、使用貸借及び賃貸借などの利用権設置、農地流動化実績が138件の23万6,059平方メートル、農地法4条許可件数及び面積が4件の7,016平方メートル、農地法5条許可件数及び面積が、25件の1万4,888平方メートル、非農地、現況地目認定が5件の2,016平方メートルとなっております。

また、本市の水田、畑の農地面積の中で、農業振興地域に指定されている割合でございますが、田の面積426.0ヘクタールのうち、323.6ヘクタールで76%、畑の面積1,839.6ヘクタールのうち740.0ヘクタールで40.2%でございます。

農業振興地域内に行っている中での問題点につきましては、農地転用などの農地の権利移動の関係が、農地法を初めとしました関連法によりまして、要件が厳しくなるようでございます。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 市道大浜横間線の道路整備については、以前から要望がありますが、なかなか実施されないために御質問されたと思っておりますので、これまでの経緯について御説明したいと思います。

この大浜から田平、横間を通る市道大浜横間線に並行している既設の水路は、感王寺ため池からの用水路でありましたが、新城圃場整備後はパイプラインとなり、用水路としての機能が不要となったため、現在は道路側溝として管理しているところであります。

もともと用水路であり、水路勾配がなく、また、水の流れは一方通行であるために、水の流れが悪く、場所によっては悪臭がしたりしたため、地元住民から改修の要望が出されているところであります。

この水路は延長が長いこと事業費がかかることや農業用水路であったため、農林課の所管であります中山間総合整備事業で整備していただくように要望して採択はされているところであります。

ただし、この中山間総合整備事業は、実施項目も多く、まずは、圃場整備や農道整備などの農業生産基盤整備が優先され、この農業集落排水等の生活環境基盤整備については、後年度になるとの説明を受けているところでございます。

そのため、実施ができておりますが、事業認可は受けておりますので、確実に整備される

と思いますので、それまでの道路補修につきましては、随時対応していきたいと考えております。

○保健福祉課長（篠原輝義） 田平議員の介護施設等についての御質問にお答えをいたします。

現在、市内には15カ所の施設がございます。それぞれの待機者数及びその平均年齢は、8月末現在で平均月額が7月末現在で調査をしております。

最初に、特別養護老人ホーム恵光園でございますが、待機者数は70名、平均年齢84.9歳で、平均月額は5万9,000円余りでございます。

次に、養護老人ホーム華厳園の待機者数は26名、平均年齢85.7歳で、平均月額は3万4,000円余りでございます。

次に、介護老人保健施設は2カ所あり、待機者数は7名、平均年齢86歳で、平均月額6万円余りでございます。

次に、地域密着型のグループホームは6カ所あり、待機者数は1名、平均年齢82歳で、平均月額は11万1,000円余りでございます。

最後に、小規模多機能型居宅介護は5カ所あり、待機者数は2名、平均年齢82歳でございます。

したがって、待機者総数106名、平均年齢84.1歳となります。平均月額は、小規模多機能居宅介護事業所を除き6万6,000円余りでございます。

以上でございます。

○田平輝也議員 それでは、一問一答でございます。お願いします。

先ほど、本市の水田の中で、農業振興地域内で指定されている割合が76%ですか、そしてまた、今後、農地の権利の移動の関係が非常に厳しくなるということでした。私はこれ逆じゃないかと思うんです。今後の農地の流動化を図るために、厳しくなるという、これはまた農業委員の方々も多いですので、いろいろ検討を願

たいと思います。

農業従事者の高齢者や先ほどいろいろありますが、イノシシや猿などの被害や後継者不足で耕作放棄地がふえる中、今回、農振地区の見直しをされるとも聞きますが、農振地区除外の見直しはどのような方法でされておられるのか。後継者の要望などはなかったのか、これらの見直しについて、本市独自で決められているのか、それとも、県などからの指示なのか、そのまた目的についてお聞きします。見直しされる予定地はどこら辺なのか。また、農振地区外の指定地、除外地のメリット・デメリットについてお聞かせください。

以上です。

○農林課長（池松 烈） それでは、農業振興地域整備計画の見直しについて述べさせていただきます。

農業振興地域除外の見直しではなくて、農業振興地域の整備に関する法律の第12条の2により規定によりまして、おおむね5年ごとに農業振興地域について調査を行い、見直しを行うようになっておりますが、本市は、平成14年5月に見直しを行ってから見直しを行っていませんでしたので、昨年度からその作業に入っているところでございます。

その方法、目的等についてでございますが、今後のスケジュール等も含めて述べさせていただきます。現在まで基礎調査としまして、地籍調査、換地処分終了地、森林基本図等との照合、中山間地域等直接支払い制度の対象地と、各種事業実施箇所との照合を実施してきております。

あわせて、製本に当たっての各資料の収集整理の実施、県との事前調整や研修への出席、農業委員会におきまして実施いたしました農地利用状況調査の成果を活用すべく整理をしてきたところでございます。

また、市民の方々には大変御不便をおかけしておりますが、昨年9月から個別的な農用地区

の農用地除外、編入、用途変更に係る各申請の受付につきましては、休止させていただいております。

また、基礎調査の結果の検討としまして、農業委員会には事前調整、基礎調査の取りまとめ、基礎調査の結果報告を行ったところでございます。

今後のスケジュールでございますが、整備計画素案の作成、修正作業を行っていきます。その間あわせまして、地域振興局との事前調整も随時行っていきます。その後、農業委員会、農協、土地改良区など、関係機関の意見聴取を行った後、変更整備計画案の公告、縦覧を行っていきたくて考えております。

見直される予定地でございますが、農業委員会で実施いただいております農地利用状況調査を初め、基礎調査の結果にのっとりた形で全体としまして見直しを行っていきます。

農業振興地域の指定地、除外地のメリット・デメリットについてでございますが、先ほども述べましたように、農地転用などの農地の権利の移動の関係が農地法を初めとしました関連法によりまして、要件が厳しくなるようでございますが、これにつきましては、優良な農地を保全、保護していく観点からは当然のことと考えられるところがございます。それよりも、補助事業等の導入等に大きな利点があることのほうが大きなメリットとして上げられると考えられるところがございます。

以上でございます。

○田平輝也議員 3回目に入ります。本来なら5年間ごとに見直しをするのが、本市は14年度にしてからしてなかったということがございます。農振地区のメリットとしては、大きく補助事業の導入ということをお聞きしました。そこですけど、農振地区も含めてですが、土砂などがもしこういうところに被害が発生した場合は、行政としての対応をどのように考えておられる

のか。これらについては、何か基準などがあるのかお伺いいたします。

○農林課長（池松 烈） 農業振興地域内の土砂災害等によります被害への対応についてでございますが、これにつきましては、農業振興地域の内外問わず、早急な対応を図っていくのが行政の役割でございますので、状況に応じた早急な対応を図っていきたくて思います。

被害の状況にもよると思われますが、起因するところがあるような被害であれば、関係のあるところへ、また、被害が大きいようであれば、国、県へのお願いもしっかりと対応を図っていきたくて考えるところでございます。

以上でございます。

○田平輝也議員 今後ますます農家の高齢化が進展する中ですが、本市の農業の発展のために、今後もさらなる御尽力を要望したいと思っております。

次に、新城、先ほど言いました、感王寺から大浜・田平・横間線についてですが、中山間事業で採択はされているけれども、おくれるという回答でございます。私は、もう今まで住みよいまちづくりのために、逆に生活排水などの整備が非常に大事だと考えております。以前は、ここの集落につきましては、用水路にたまっている土砂などの除去を集落民でしていましたが、集落民ももう非常に高齢化になり、除去作業も厳しくなつてまいりました。私も集落民の方々から再三言われて、質問してから10数年になるようでございます。この道路は、またあわせまして道幅も狭く、車やトラクターとの離合もバックしたりしていますので、大変なところでございます。せめて、この用水路のふたなどをして、安全な離合ができるようにしていただきたいと考えますが、それらについてどうお考えかお聞かせください。

○土木課長（宮迫章二） この水路は、先ほども申し上げましたように、もとは農業用排水路として、土地改良区で管理されていましたが、

現在は、生活雑排水や、道路排水として利用されているため、市道管理をしている土木課で除去しますので、排水に支障がある場合には対応したいと思います。

それと、大浜横間線は、2級市道であります。道路幅が4メートルくらいしかありませんので、土木課としましては、側溝にふたをして、少しでも幅員を広げて、離合がしやすいようにしてもらいたいと考えておりますので、この水路整備の実施設計をされる時に協議して、できるだけ市が負担を抑えられるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○田平輝也議員 土木課長は、4メートルぐらい道幅がと言われましたけれども、それはもうごく一部の道幅でございます。住みよいまちづくりのためには、生活排水の用水路の改善が必要かと考えます。特に、この集落の水路の現状は、高低差が余りなくて、雨水の流れもよくありません。そして、先ほども言いました、蚊やハエや、また、悪臭の発生源になっております。

先ほども言いましたが、行政連絡会の中でも、新城の中でも一番長い要望箇所と思っております。特に、高齢化が進展している集落であります。今後、土砂除去の奉仕作業も厳しくなってきましたが、市での対応は今後できないものかお聞きします。また、離合場所を含め、一日でも早く改善するために検討をしていただきたいと要望いたします。

○土木課長（宮迫章二） 先ほどもお答えいたしました。一応市道の排水路ということで、土木課のほうで土砂除去については検討していきたいと思っております。また、中山間事業の整備もござりますので、関係課と協議をし、十分に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○田平輝也議員 それでは、市長もかねがね、住みよいまちづくりということでいつも聞くん

ですが、先ほども言いましたとおり、せめて人家があるところだけでも一日でも早く改善できればと考えておりますが、市長、一言。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど担当課長がお話をしたのが現状であります。中山間整備事業の中では、事業計画にはのっているんだけど、優先順位として少し時間がかかるということでもあります。

ただいま、一方でおっしゃったように、当事者の方も何度も来られてこの課題は何とかなど、既存のルールでいくと、粛々とやってはいるんですけど、少し時間がかかったりしている状況がありますので、関係からもいろいろ何とかできないかということで協議をしているんですけども、幾つか課題があるようござりますので、ただ、それとばかりも言っておられませんか、現実的にお困りであるということがありますので、また、さらにもう一步知恵を絞って、さっきお話がありました当面の課題だけでもいいからということは何かできないのかということで、検討させていただきたいというふうに思います。

○田平輝也議員 ありがとうございます。それでは、次に、介護福祉施設についてですけども、介護福祉施設はいろいろできまして、その待機者が現在総数で106名でしたか、昨年度より10名ぐらい逆に多くなったようです。また、非常に高齢者の方々の興味があるのが、入所の月額負担のことをよく聞かれるんですが、先ほど、特別養護老人ホームが平均5万9,000円、介護老人ホームが3万4,000円ですか、そして、小規模多機能型の介護施設を除いて平均で6万6,000円とお聞きしました。

ある方が親を施設に入所させるために、よく子供さんたちが入所の金額などについて聞かれます。本人の年金額や収入や、そして、介護の要介護とか、そういうのによって違うのではないかなと私は思うんですが、どのような基準、

内容によって差額があるのか伺います。また、国民年金生活のある人がよく話の中で、子供たちも自分の生活で大変だと、援助も到底無理だと。年金だけでは私どもの年金の月3万幾らとか、そういうふうなものに入所すること等もできないというふうな、よく集まって嘆いておられます。私は、そのときは、民生委員や市の福祉に行ってお話するようにしておりますが、現在、各施設の入所者で、何かそのように利用援助を受けられている方々がいらっしゃるのか、いらっしゃるれば、どのぐらいの方々が利用されているのかお聞かせください。また、それらの事例などがあればお願いいたします。

○保健福祉課長（篠原輝義） 2回目の御質問にお答えいたします。

まず、市内の15の福祉施設のうち、介護保険が適用される施設と適用されない施設に大きく2つに分けられます。適用されない施設とは、養護老人ホーム華厳園で、環境上の理由及び経済上の理由により、自宅で生活できない高齢者が入所する施設でございます。入所基準としまして、市民税の所得割を払っていないことが条件で、一定所得以上の人及び最初から寝たきりや介護が必要な人は入所できません。したがって、華厳園は収入に応じてゼロ円から14万円までの間で負担する額が異なることとなります。

残りの14施設につきましては、介護保険施設として、介護保険法で定めた額を負担することとなります。介護保険は、収入で負担額が決まるのではなく、介護の重さで決まっております。すなわち、介護度は5段階に分かれておりまして、介護度5のほうが最も負担額が大きくなるということでございます。

ここで御注意いただきたいのは、介護保険サービスは1割負担で利用できますが、別途食費とか、それから、居住費、病院代等は全額自己負担であるということでございます。それぞ

れの施設を1カ月利用した場合で支払い額を比較いたしますと、特別養護老人ホーム恵光園は、1割負担が最高2万9,357円、老人保健施設は、1割負担が最高3万1,434円で、グループホームは、1割負担が最高2万8,024円、小規模多機能居宅介護は1割負担は最高2万8,305円となりまして、その差は3,410円となっております。

一方で、特別養護老人ホーム及び老人保健施設の自己負担額は最高6万760円、グループホームの自己負担額は最高7万9,660円、それから、小規模多機能型居宅介護の自己負担額は最高9万7,650円となり、3万6,890円の差が発生いたします。

さらに、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設においては、先ほど2回目の御質問で、低所得者への軽減措置ということで、自己負担額の限度額が定められておりまして、1月当たり最高3万6,270円の食費、居住費の軽減策があります。これらを合計して比較しますと、最高7万円余りの差が生じるということになります。

以上でございます。

○田平輝也議員 先ほど、施設の1割の最高負担額をお聞きしました。また、食費、部屋代、病院などは別途自己負担ということをお聞きしました。親を施設入所させておられる方が、医療の場合は高額医療の還付制度がありますが、福祉施設は高額の入所費の還付などはないのかと聞かれました。どうなのでしょう。また、何かそのような方法があるのか、お聞きします。

今、高齢化社会が進展する中、訪問給食ですか、その利用者も多いと思いますが、本市においての利用者数とその金額、内容などをお聞かせください。

○保健福祉課長（篠原輝義） 3回目の御質問にお答えいたします。

介護保険についても医療保険と同様に月の利

用額が高額になった場合に還付する高額介護サービス費がございます。所得区分に応じて、これはもう後日支給をされるということでございます。

また、介護保険と医療保険の利用負担額が高額になった場合にも還付する高額医療・高額介護合算療養費制度というのがございます。それぞれ自動で計算をされますので、特別の申請は必要がございません。

それから、訪問給食についてでございますが、利用対象者は本市に住所を有するおおむね65歳以上の在宅のひとり暮らし、もしくは夫婦暮らしの虚弱高齢者、または、垂水市地域包括支援センター等において要支援、要介護になるおそれがあると選定された特定高齢者、または重度の心身障害者で、日常生活を営むのに支障のある方となっております。

実施回数につきましては、1日2食で昼食と夕食となっており、配達しない日は12月30日から1月3日というふうとなっております。利用料金は基本額は670円で、市民税の非課税、課税世帯で4段階に分かれておまして、生活保護、無年金者世帯が330円、それ以外の非課税世帯が420円、それから課税世帯が所得に応じて570円と670円となっており、現在の利用者が170名となっております。月にしまして約6,000食ぐらいということでございます。

以上でございます。

○田平輝也議員 私もこの介護関係につきましては勉強不足でございましたけども、今回の質問で少しは理解できたように思っております。

今後も高齢化社会が進展する中ですが、本市も本当財政的にも大変ですが、市民のために頑張ってくださいようお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 正勝） ここで暫時休憩します。次は3時50分から再開します。

午後3時38分休憩

午後3時50分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上誠議員登壇]

○池之上誠議員 皆さん、お疲れさまでございます。初日最後の多分質問者になると思います。お疲れのところ、もうしばらくおつき合いをよろしくお願いいたします。

議会を2班に分けて、去る7月14日から7月18日にかけて、第2回目の議会報告会を市内9校区において開催いたしました。報告会への住民参加は水之上校区の二十数名を筆頭に、最小2名という地区もありましたけれども、総数100名にいなかった参加者だったようですが、各地区熱心な意見交換や質問がなされたと思っております。

我々議会が取り組んでいる改革活動の指標には、公開度、あと住民参加度、そして運営改善度という3つの指標が上げられるそうです。それらの中で、住民参加度は住民が議会に対する期待度あるいは信頼度が如実にあらわされるものではないかと思っております。

まず第1に上げられるのが、議会の傍聴であります。最後まで残っていただきまして、本当に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

その後に、請願とか、陳情とか、直接議会へ要望するものがございます。

そして、この我々が行いました議会報告会は、二元代表制のもと、議会の役割である知の集合体として、議会の意見や明確な方向性を市民に示す場として存在しているのではないかと思います。住民参加度をはかるためにも重要な取り組みと理解しております。今後とも議会報告会は議員個人の単なるパフォーマンスの場ではなくて、議会全体として市民に開かれた議

会活動を目指し、直接に市民の声を聞いて市政に反映させ、市民に信頼される議会の構築が終局の目的にあるということは、全員議員の皆様が共有されていることと思っております。

そこで、今回は議会報告会で話題になった点に対し、確認の意味を込めての質問もごさいますが、議長より今許可をいただきましたので、早速通告に従いまして順次質問をしていきたいと思っております。簡潔・明快な御答弁をよろしくお願いたします。

まず、観光行政について伺います。

1 番目に、民泊事業でございませう。

本市観光行政の中でも特に力を入れて取り組まれている施策だろうと認識しております。年々参加校も人数も増加の傾向にあると思っております。本年度当初予算から民泊推進事業貸付金の制度がスタートしております。市民の方も大変に興味を持っておられるようございませう。

そこで、質問いたしますけれども、民泊の現状とこれからの展望と、そしてまた、ことしから始まっております貸付金運用の成果など、具体的にお伺いたします。

2 番目に、まさかり海水浴場についてお伺いたします。

本日最初の質問に立たれました川越議員と重複するかもしれませんが、よろしくお願いたします。

まず1 回目の質問でありました本年度のまさかり海水浴場が閉鎖された経緯、そしてまた来年度以降のまさかり海水浴場の方向性については、さきの川越議員への答弁で納得できましたので、これについての1 回目の質問、答弁は割愛したいと思います。2 回目以降に、一問一答の中で別の角度から質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

3 番目に、森の駅たるみずと、財宝温泉療養施設についてお伺いたします。

私も何回か猿ヶ城観光については質問をしておりますけれども、大自然に抱かれた森の駅たるみずは、夏休み期間中は大変なごわいであつたらうと思っております。と申しますのも、ことしの夏休み期間中、コテージの予約をしようとしたんですけども、キャンセル待ちの状態でありました。少なからず人気の高さに驚いたことございませう。

また、県のほうでも観光施設整備には特に力を入れてもらっているようで、親水公園や遊歩道整備など、着々と進んでいるようであります。いわば官の力で観光拠点づくりがリードされてきた一面が大きかつたと思っております。

そのような中、9 月1 日に財宝グループの財宝健康保養センター猿ヶ城ラドン療養泉がオープンし、また1 つ新たな観光資源がふえてきたと思っております。テレビのコマーシャルでも猿ヶ城溪谷の美しい映像が流されております。ただで宣伝をしてもらっているのも同然であり、非常にありがたい話だなというふうに思っております。せつかくの施設ですので、何か共存できる方策等あれば大変に結構なことだと思いますが、今後どのように取り組まれていくのか、猿ヶ城の現状と展望についてお伺いをいたします。

2 番目に、中央運動公園整備計画について質問をいたします。

中央運動公園施設のあり方検討委員会の答申を受けて、3 月議会中に全協で教育委員会より説明を受け、ある程度の方向性と年次の取り組みを説明されたと思っております。報告会の中で、市民の方から中央運動公園の整備計画の方向性についてお尋ねがあり、その中でも陸上競技場のトラック存続、あるいは廃止のどうなのかという意見が出されました。

そのことは全協の中でもトラックを廃止して全面芝張りの多目的運動場へ整備するとして検討委員会の答申内容が説明されまして、市当局

もそれにのっとり計画を進めていくとの説明だったと記憶しております。

報告会の中では、まだ正式に議案が上程されておらず、検討の余地は残っているとの回答もあり、議会としてはもっともな意見であるというふうに私も再認識したわけです。

そこで、お聞きいたしますが、検討委員会の答申を受けて、以来半年が過ぎようとしておりますが、どのような整備計画がつけられたのか、あるいはつくろうとしているのか、その進捗状況をお尋ねいたします。

3番目に市長の政治姿勢について質問いたします。

6月議会でも同様の質問をいたしました。そのときは、二元代表制のもとに市政運営の車の両輪について市長の考えを聞きました。非常にいい答弁が返ってきた印象を持っております。

今回は、市長も在職あと半年もないです。先のことは誰にもわからない情勢であろうと思えます。市長になろうとして選挙準備を始めてから4年間になろうとしております。前水迫市長の後継を名乗り継続を訴えて、三つどもえ戦を勝ち上がってこられました。その間、水迫市政の継続と新たな挑戦を掲げ今日に至っておられます。

これまでを振り返り、市長みずからの分析をどのようになされているのか、お聞きしたいと思います。これは市民が市長を評価するのではなく、あくまでも自分自身で歩いてこられた4年間というのは、市長自身しかわからないと思えますので、自己評価として真摯な回答を期待しております。

以上で1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（山口親志） 池之上議員の民泊事業の現状と展望についてお答えいたします。

平成21年度に、県観光課、県観光連盟の働きかけで、餌やり体験の教育旅行が本市垂水市漁

協でスタートしましてから、翌22年度には、餌やり体験と民泊事業をあわせた事業を行ってまいりました。平成23年、24年度と徐々にふえてまいりまして、平成25年度は民泊と体験の教育旅行で17校の約2,300名を超え、餌やり体験だけでも20校の3,000名を超えるようになってまいりました。

本年度も前期で9校の民泊と餌やり体験の受け入れを行い、約1,200名を本市に迎えております。後期の9月からは、約13校の約2,300名余りの計画で教育旅行の生徒の受け入れを行う予定であります。

また、縁がありまして、インドネシアの学生の方々の受け入れも行うようになり、本市のみだけを選んでいただき、これまで4回の受け入れも行っております。

先ほどありました新規事業としまして受け入れ家庭への支払いがおくれることから、受け入れ家庭への負担軽減と、受け入れ家庭への充実を図る目的で提案し、議会で承認いただきました垂水市ツーリズム推進協議会への貸付金については、受け入れ家庭への早期の支払い、事務の簡素化など非常に喜ばれており、民泊の地区の代表者の会議でも受け入れ家庭の方々は一堂に感謝されておられました。引き続きの御理解をお願いいたします。

平成25年度からではありますが、受け入れ家庭の皆様の工夫された開村式、閉村式、体験メニューなどに触れるたびに、最高のおもてなしをされておられると思っております。これからも民泊事務局、受け入れ家庭、行政の協力のもと、充実した事業に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、森の駅と財宝施設についての現状と展望であります。

本年度4月1日に財宝と締結しました包括協定における水産観光商工課での連携事項として、観光振興、産業振興がありますが、まず

は、先ほど御指摘のとおり今回9月1日にオープンしました財宝健康保養センター猿ヶ城ラドン療養泉との連携については、森の駅たるみずと隣接していることでもありますことから、お互いの施設の利用者の交流が図られる施策を協議してまいります。

ただし、財宝の今後の計画がはっきりしておりませんので、今後どのような連携になるかは、しっかり協議してまいります。

指摘のとおり、猿ヶ城周辺の活性化につながるため、財宝健康保養センターの川沿いから森の駅たるみずまでの遊歩道の整備を、県事業の魅力ある観光地づくりで整備してまいりたいと思っております。

以上であります。

○社会教育課長（森山博之） 池之上議員の中央運動公園整備計画について、あり方検討委員会からの提言書提出以降の進捗と方向性についてお答えいたします。

垂水中央運動公園の施設につきましては、昨年度、各スポーツ団体の代表など22名から構成されますあり方検討委員会を設置し、施設の現状や利用状況と、駐車場及び進入路、体育館、野球場、陸上競技場、庭球場の改修内容等について、さまざまな角度から御検討をいただき、平成26年1月末日に検討委員会委員長から市長に提言書を提出していただきました。

その提言書の内容につきましては、2月21日の全員協議会において御報告させていただき、また、市のホームページや3月の広報たるみずにも掲載させていただいたところでございます。

この提言書を踏まえ検討の結果、各施設の改修に向けては多額の経費を要しますことから、財源確保が重要と考え、2分の1の補助が受けられます社会資本整備総合交付金を活用することとしたところでございます。

この交付金を受けるには、長寿命化計画の策定が義務づけられておりますことから、先般の

6月議会におきまして計画策定のための委託料を承認していただき、発注したところでございます。

今後は、長寿命化計画を踏まえ、施設改修の優先順位などを検討する必要がありますが、老朽化の程度や緊急性、市民の利用頻度、国民体育大会の開催など、さらには市の財源も勘案しながら検討し、順次改修を進めてまいりたいと考えております。

教育委員会としましては、施設の中でも陸上競技場を提言書に沿ったビジョンにより多目的利用型の全面フラット天然芝生化への改修を優先し、実施できたらと考えております。

その理由としましては、市民体育祭や記録会など、トラックを利用する競技に比べ、グラウンドゴルフや少年サッカー、ソフトボール等のフィールドを使った競技が盛んに行われ、建設当時から比較しますと利用形態が大きく変化していることや、体育振興の観点から、より多くの市民の方々に利用していただけることや、スポーツ合宿等の誘致により、今まで以上に交流人口の増加が見込めるからであります。

この陸上競技場の改修につきましては、今年度中に長寿命化計画を策定することにより交付金を受けられますことから、平成27年度に実施設計を委託し、28年度に着工できましたらと考えております。

なお、今年度事業といたしましては、運動公園の進入路整備並びに駐車場の新設工事を実施することとしており、発注済みでございます。また、野球場スタンドの支柱並びに屋根の改修につきましては、現在発注に向けて準備を行っているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

継続と挑戦の自己評価についてということでお答えをいたしたいと思っております。

平成23年度の市長就任に際しまして、継続と挑戦をスローガンに5つの公約について、実現に向けての方針を申し上げました。継続とは、これまでも議会において答弁してまいりましたが、前市長からの住んでよかったと思えるまちづくりの志を継続するという意味であります。挑戦とは、新しい時代に向かって元気な垂水づくりにチャレンジをしていくという意味でございます。

継続と挑戦を実践をし、また、議員各位及び市民の皆様方の御理解をいただきながら、マニフェストとして掲げた5つの公約を具現化するために、今年度の施政方針として4つの挑戦を実践すべく一貫して市民の目線に立った垂水市の目指すべき特性を生かした独自性のある政策実現に向けて、今日まで努力をしてまいりました。

公約に掲げた安心・安全な垂水のまちづくりへの挑戦は、毎年度の重点施策に掲げて推進してまいりましたが、幸いなことに大きな災害もなく、穏やかな状況が持続できましたことは、何よりの成果であったというふうに考えております。

しかしながら、活火山である桜島と隣接をし、地形的にも急傾斜地など多くの危険箇所を抱える本市においては、常に防災に対する危機意識を持ち続けて対応してきたところでございます。

市民の生命及び財産を守るため、具体的には防災マップの作成や配布を行うとともに、主要道路等への海拔表示板を設置、本年度におきましては防災ラジオの全戸配布を始めるとともに、消防救急無線デジタル化への取り組みも進めております。

また、自主防災組織の組織率の向上に努め、あわせて、地域防災計画の見直しや防災訓練も毎年度行い、自助、共助、公助の視点で防災意識の醸成に努めてまいりました。

次に、垂水ブランド販路拡大への挑戦では、

重点施策に6次産業化と観光振興を掲げて、垂水市のトップセールスマンとして国内外で販路拡大へ取り組みを行ってまいりました。今後、県とタイアップすることにより、さらに強力なセールスの展開が行われ、大きな成果につながると考えておるところでございます。

6次産業化につきましては、生産が主であった水産業界から経営の新たな試みとして、国の6次産業の認証を受けた地元企業が6次産業化の動きを進めており、新たな活性化へつながるものと期待をしております。垂水の1次産業の宝をしっかりと2次加工し、縮小傾向の国内マーケットに加え、海外の販路を拡大していくことの推進を図ってまいりたいと考えております。

観光振興では、県との連携強化により、埋没鳥居や宇喜多秀家公潜居地、海潟桜公園、千本イチョウ駐車場、猿ヶ城溪谷周辺など、魅力ある観光地づくり事業による整備を行っていただきまして、交流人口の拡大につながっております。10年前に約43万人であった交流人口が、現在では約3倍の123万人とふえておりますので、今後、経済効果につなげる連携施策が重要になってくると考えているところであります。

また、先ほどお話しいただきましたこの9月にオープンいたしました財宝健康保養センター猿ヶ城ラドン療養泉とも、観光振興や市民の健康増進の面からも連携を深めてまいりたいと考えております。そのことで、今後ますます観光振興の可能性が広がっていくと考えております。

民泊型教育旅行やスポーツ合宿につきましても、平成23年度以来のその利用実績が着実に増加しているところでございます。今後、先ほど答弁がありました中央運動公園の整備を速やかに進めながら、その環境づくりを行ってまいりたいと考えております。

また、ことしになってからインドネシアを初め、海外からの誘致にも努めており、業者から

はたくさんの感動と感謝の声をいただいております。垂水の1次産業の宝を生かし、観光振興とドッキングしながら、さらに充実させてまいりたいと考えております。

医療、介護、教育、福祉の充実への挑戦では、子育て支援、高齢者対策を重点施策に掲げております。

子育て支援においては、ことしの6月には子育て支援の拠点としての子育て支援センターをリニューアルオープンするとともに、懸案であった保育料の引き下げ、子供医療費助成の中学生までの拡充や、インフルエンザ予防接種費用助成を行ってまいりました。子育て支援に対しても、広報紙6月号でも特集しました効果もあり、利用者もかなりふえているようでございます。議員の先生方にも御視察をいただいていると伺っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

高齢者福祉につきましては、第5期高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画に基づき、市民一人一人が生きがいや夢を持ち、住みなれた地域で安心して暮らせるまち垂水を基本目標に、地域包括ケアシステムの構築、特にハードの拠点となる地域包括ケアセンターの整備に向けての取り組みを推進しております。

我々の取り組みに、先ほどお話をさせていただきましたが、県の医師会等も含めて高い評価をいただいておりますことから、拠点整備を初め後押しを今後ともしていただきたいと考えておるところであります。

教育につきましては、垂水の豊かな自然や歴史、文化、産業などを生かした体験的な活動を通じて、生きる力を備えたふるさと垂水を愛し誇りにする子供の育成を図るために、開かれた学校づくりを進め、学力の向上等に努めてまいりました。

また、教育環境の整備についても、垂水中央中学校につきましては整備がほぼ完了するとと

もに、市内の各小学校についても随時整備・改修を進めているところでございます。

先日、垂水中央中学校の運動会に行ってみましたけれども、議員も感じておられたと思いますけれども、大雨の翌日にもかかわらず、水たまり一つないすばらしいグラウンドコンディションで、子供たちが生き生きと活躍する姿を目の当たりにして、一時震災の影響で工事が中断ということがございましたけれども、池之上議員を初め、皆様の御理解で継続することができて、とてもよかったなど感じるところでございました。

行財政改革断行への継続では、第4次垂水市総合計画の後期見直しを行い、総合計画の基本計画や行財政改革大綱に基づき、計画のさらなる推進を行い、組織機構再編や定員適正化など、時代に対応した行政経営に継続的に努め、今後も常に見直しを行ってまいりたいと考えております。

財政運営においては、人件費の抑制、市債残高の縮小、財政調整基金の積立増、また、将来負担比率の大きな改善を進めて、財政諸表等の数値も大きく確実に改善されてきているところでございます。

錦江湾横断道路の実現への挑戦では、県における可能性調査を受け、実現時の最大の効果と考えられる地理的利便性の向上を見込んでおきまして、総合計画の重点プロジェクトである人口減対策のポイントとなる事業に掲げているところでございます。

また、人口減少対策を新たな市政の柱として、垂水市人口減少対策プログラムを策定し、本市発展のために人口減少対策に対する施策の総合的、効果的な推進を図ってまいりたいと考えております。

その他といたしまして、大野地区を皮切りに地域振興計画を策定し、具現化へ向けて動き始めたことはとてもよい成果であったというふう

に考えております。過疎集落等自立再生事業に採択をされ、大野地区については国からも過疎地域振興の全国的なモデルとなる取り組みであると評価されております。

今年度は、牛根、松ヶ崎、水之上、新城の4地区で、国において各事業を約1,000万円の予算をいただきながら、それぞれの地域の計画に基づいた取り組みが進められております。昨日も森山先生をお招きし、牛根岳野地区の公民館改修のセレモニーが行われ、災害非常時の対応が講じられたところでございます。

以上申し上げましたように、公約に従って、また時代の流れやニーズに適応しながら、厳しい社会情勢、財政状況の中ではありますが、市民の方々はもとより、議員の皆様方あるいは市役所職員の理解をいただきながら、おおむね順調に進んでいると思われるところでございます。

しかし、先ほども申し上げました、最大にして、最難関の人口減少の課題もございますので、これからいろいろ御相談をしながら取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

まとめますと、社会情勢等による変化はありますものの、冒頭申し上げましたように、住んでよかったと思えるまちづくりの志を継続し、元気な垂水づくりに挑戦ができていますと自己評価をしているところでございます。

○池之上誠議員 すごい答弁をいただきました。1つでこんだけ話をしてもらえば、後はもう何も言えなくなるかなと思いますけど、ちょっと発言の機会を与え過ぎてしまったかなというふうに思います。

私は、前の水迫市政の時からは、ちょっと、もう過去のことですから忘れちゃったけども、うがった意見と陰湿な質問をして、それで有名な議員だったんですけども、尾脇市長には、あんまりそういうことを言った覚えもないんですけど、だから、きょうは、ちょっともう9月で

すから、そういうふうな話になるかもしれませんが、そのときは気分を害さずにお話をしていただければというふうに思います。

それでは、一問一答で行きたいと思います。

まず、民泊についてです。

おおむね良好な展望というか、未来が見えるなという感じがしております。大隅の議会の協議会があるんですけども、その中でも、やはり議員さん方が出て、グリーンツーリズムとか、そういう問題を広域的に話し合いをしようという雰囲気が出ております。その大隅は一つということで、大隅で頑張ることも非常に大切だろうと思っております。

そういうところで、市役所のほうも広域的な連携というのを視野に入れているんだろうと思いますが、私は、やはりこのグリーンじゃなくて、ブルーが最初のスタートだったんだろうと。やはりその点では、垂水市は先を行っているんだという自負を持って取り組んでいただきたい。このブルーツーリズムの餌やり体験というのは、垂水でしか多分できないでしょうから、これは特性として伸ばして行ってほしいなというふうに思っております。

そういう思いと、そしてまた、連携もありますけれども、垂水独自のそういう民泊への動き、それはやっぱり、そうすると秋で2,300名ですか。そうすると受け入れ家庭も非常に大変だろうと思っております。一番の喫緊の課題は、受け入れ家庭をふやすことだろうと思っておりますけれども、そういったところの取り組みについては、どのようなふうに思われているか。そしてまた、どういう方向で進んでいかれるか、2回目、そこをお願いします。

○水産商工観光課長（山口親志） 池之上議員の2回目の質問にお答えいたします。

先ほどありました広域なのか、鹿屋市なのか、まだしっかりとした取り組みは見えておりませんが、平和教育のため、鹿屋航空基地資料館を

利用した教育旅行の資源の掘り起こし等を充実した民泊事業の導入を検討されておられるとの話は聞いております。

しかしながら、先ほども言われましたとおり、大隅それから肝属での教育旅行受け入れに関しての取り組みは、本市が一番早く、また、県内の体験メニューの中で、餌やり体験は本市だけであると思っておりますので、これらをアピールして定着している民泊事業を充実させてまいりたいと思っております。

そのための受け入れ家庭をふやすための施策であります。平成22年度、14家庭からスタートしまして、平成26年度では101軒の登録家庭になっております。

ふやす努力としましては、地区長会議でも出ましたが、広報紙等での案内と、受け入れ家庭の方々に教育旅行のすばらしさを伝えながら、加入の活動を行うとの話も出ておりますので、このような動きに対しまして、市としましては引き続き取り組みへのバックアップをしてまいりたいと思っております。

ただし、2,300名という数字が出ましたが、9月から12月の間、大体多いときで40家庭ぐらいいでありますので、そのあたりも考慮しまして、受け入れ家庭をふやすだけじゃなくて、現在あります受け入れ家庭の事業への理解と、それから受け入れ数、受け入れ家庭への整理を行いながら、おもてなしを大切に事業の取り組みを行うことが、垂水市の教育旅行に対する受け入れ体制の環境整備への取り組みであると思っております。今後、このような形で民泊に対しては取り組んでまいりたいと思っております。

以上であります。

○池之上誠議員 民泊については、そういう方向でいいんじゃないかと思えます。やはり交流人口をふやすためには、おもてなしというのが一番大事だろうと思っておりますので、そうい

う方向で一生懸命取り組んでいかれてください。民泊については、以上でもう終わります。

それで、まさかり海水浴場でした。

これは1回目の川越議員のところで大体原因とかわかったんですけども、その中で、ビニールのリサイクル工場云々という言葉が出てきました。それが要因で、ビニールの破片が出てきたということですが、そこら辺をもうちょっと詳しく説明していただければと思いますが、現状をです。

で、あと改善点か、多分もう、私も見に行っただんですけども、全然そういうのは見つからなくて、もう改善されているんだらうなあというふうには思っておりますけども、現状としてどうなのか、そしてまた、展望としてはどういう方向で行くのか、わかれば、わかる範囲でお願いします。

○生活環境課長（村山芳秀） 池之上議員の御質問にお答えします。

まさかりの株式会社南光農園の廃ビニールリサイクル工場についての現況ですが、結論から申しますと、現在、8月初旬から1カ月以上操業を停止した状態で、2カ所の工事に取りかかっている状況でございます。1カ所が、これまで屋外で処理をしておりました洗浄・破碎機の作業工程の作業場について、どうしてもビニール片の飛散や川へ流れ出すことが避けられないという認識を持たれまして、320平米程度の上屋建設のためのそうめん流しがあった既存の建物の解体と、池の埋め立て、整地を行っている状況でございます。

もう一カ所は、入り口近く野積みになっている廃ビニールの集積場を片づけまして、消防法に基づく形で指定可燃物である廃ビニールのストックヤード建設に着手している状況でございます。

今後、2カ月で体制を整えまして、11月中旬ごろには再稼働をさせたいという意向であります。

すが、再三提出を求めております事業計画書や図面の提出がなくて、9月12日現在ですが、建築確認申請もまだこれからということで、今後とも注視しながら対応をしてまいりたいと考えております。

これまでの経過を簡単に御報告いたしますと、昨年10月ごろ、鹿屋市にある有限会社姫城住建が土地を購入されて、鹿児島県の廃棄物リサイクル対策課へ、農業用廃ビニールをリサイクルするという事業計画書を提出され、試運転等を経て、当初はことしの3月には本格稼働させたいという意向でございました。

しかしながら、洗浄・破碎処理の作業工程が効率的に行われないなどの理由で、試運転の状況が続いておりました。御承知のとおり昨年11月ごろから廃ビニールの野積みが行われるようになり、ふえる一方で、新城地区公民館からの要請を受けまして、ことし2月に工場側に説明会の開催を求め、3月13日に実施されたところでございます。

特に地区民が心配されていたビニールから流れ出る廃液や、ビニールくずの飛散など、その対策について工場側の考えや、今後について説明を受け、一定の理解を図ったところでした。

4月には、新城地区の公民館運営委員会でも工場長に出席を求め、説明を行ったところでございます。ただ、この間も、もう試運転の状況は変わらず、生活環境課でも鹿屋保健所の環境係と連携を密にしながら、各課や消防など、手続や対応策について庁内会議を3回ほど開くなど、協議をしてまいりました。

特に、水質に関する部分では、鹿屋保健所を通じて県の環境保全課へ水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置届を提出され、有害物質27項目、環境項目15項目の排水基準等の縛りがかかって、違反すると立入検査や改善命令、罰則等の処置が可能となりました。設置届は5月13日に受理をされております。

工場側の主張では、チップかすは流れ出さないという説明でございましたが、午前中の水産商工課長の答弁でもありましたけど、当初、屋外での作業のため、風や排水にまじった小さなビニール片が流れ出しておりましたので、早急に改善を図るよう、鹿屋保健所とも指導を行った次第です。

何分にも会社側は、試行錯誤をしながらの進展状況というのが随所に見られ、見直した本格操業時期の6月も達成できませんで、対応策も、そのとき、その場の対応という感は否めない状況で、計画が変遷している状況でございました。その結果、会社側は廃ビニールの供給に対して、破碎機の処理能力が劣っているため追いつかないということ認識されまして、新たな破碎機の導入を計画されたこと。

次に、8カ月余り試行錯誤をやってきて、今の屋外施設ではやれないことをようやく認識され、新たな上屋建設に着手され、まずは、ビニールの山積み状態の解消についても、早急に行わなければならないということで着手をされております。

8月からは、入り口に、搬入禁止の、廃ビニールの搬入禁止の看板も設置して、現在、廃ビニールの搬入を行っておりません。

今後、2カ月間余りで体制を整えたいとの意向であります。先ほども申し上げましたが、工場となる建物の建築確認申請もまだこれからという状況で、今後とも、廃ビニールリサイクル工場建設に関しましては、関係各課や消防、そのほか関係機関とも連携をしながら、注視して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池之上誠議員 丁寧な御答弁をいただきました。工場もやはり法を守って、改善すべきところは改善されているように感じておりますので、その点は、今後とも行政の皆さん、大変でしようけれども、そういう監督的指導の立場におら

れるわけですから、ちゃんと注視をしていただきたいと思います。

また、海水浴場の件なんですけれども、午前中の答弁で、まさかりとか宮脇とか、あと浜平とか候補が挙がってまいりました。

私が思っていたのは、後から来て、ちょっと汚し、汚してちゅうことはないけども、ちょっと悪影響を与えて、そこでもすぐ、市のほうが、もうここはだめだからほかを変えようということでは、どうなのかなというふうに思っていましたものから、ちょっと聞いたわけです。そういう点について、徹底した指導とかそこ辺は必要じゃなからうかと思っています。

そしてまた、海水浴場も市民の憩いの場ですので、本当に計画をして、来年度はちゃんと開設、開業できるようにしていただきたいと、そういう点について市長、一生懸命、生活環境課とともにやっていかれると思いますけれども、市長の言葉として、どういうふうに対処されていくか、お願いします。

○市長（尾脇雅弥） 今、担当課長のほうから経緯について説明があったと思うんですけれども、私も担当課から最初に話を聞きまして、廃ビニールの施設ということで、そのことは、農家の皆さんもお困りの件案ですから、決して悪いことではないなと感じたんですけれども、ただ、言えば、場所が悪いといえますか、そこは、まさかりの海水浴場があるところですし、海水浴に加えてそうめん流しとかいろいろ施設がありましたので、一連のそういった場所でございますので、そこに、そういったものができるということに関しては、基本的に私は賛成ではないよという話はしたんですが、ただ、県の許可申請というところでありましたので、しっかり、いろんなことで、後々、問題が起こらないように対応するようには指示をしております。そのような報告は受けとったんですけども、今回、海開きの直前で、そういった廃ビ

ニールの一部、そういったものがあつたものですから、先ほど申しあげましたような観光協会の判断等もありまして、今回は見合わせるということを尊重したところであります。

ただ、今、池之上議員がおっしゃったように、これまでの歴史、経緯もございますので、そのことは非常に大事なことでありますから、そのことも踏まえて、まさかりの場所をどうしていくのか、そして、また、先ほど川越議員の質問のときに申しあげました、宮脇の浜の部分でありますとか、御提案いただいた浜平の部分も含めて、メリット、デメリット、いろんなものを協議しながら、来年度は、しっかりと対応ができるように進めていきたいというふうに思っております。

○池之上誠議員 ありがとうございます。ぜひ、そういう対応をしていただきたいと思ます。

続きまして、森の駅と財宝です。市長のほうも財宝さんとの連携ということを、先ほどの中で言われました。

民間と市役所、まあ、公共ですが、それらが連携するということところで、大変なギャップがそこにはあるんでしょうけれども、民間といえば営利主義というか、もうけないといけないと、公共といえば、サービスが、まあ、奉仕ですね、サービスをして市民に潤いを与えるというようなところが根本的には違ってくるんでしょうけれども、再度、私も、猿ヶ城は地元ですので、本当にうまく連携がなって、活性化していけばいいなというふうには思っておりますけれども、市長、その点について、包括協定も結んでおられる会社ですので心配要らないでしょうけれども、その点についてどう思われるか、再度、確認の意味で。

○市長（尾脇雅弥） 今、池之上議員がおっしゃったように、官と民ということで成り立ちが違いますので、そういった面では、全く同じと

いうわけにはいかないんだというふうに思っております。

ただ、4月の1日の日にですね、包括協定を結んで、それぞれがそれぞれの特徴を生かして、垂水の発展のために寄与したいということでありましたので、本当にありがたかったなというふうに思います。

そういった中で、猿ヶ城開発に関しましては、これまで官が中心となって、前市長のときに、コテージやいろいろなものをつくっていただきまして、これまで、観光の主な拠点だというふうにはなってはいたんですけども、具体的なものはありませんでしたけれども、それができた。

先ほど池之上議員もおっしゃったように、県のほうも非常に御協力をいただいて、あの辺はしっかりと整備をしていただきました。これに加えて、包括協定以降、先ほどおっしゃったようなラドン温泉のセンターができて、朝、テレビをつけると毎日のようにそのようなCMが流れていると。金額にすると、何千万、何億円という話だろーと思いましたが、とても、そういった意味では、官のスピード、手続上の問題ではなかなか難しいところを、そういう民間のよさを生かした形でできているなというふうに思います。

大切なことは、我々、垂水市民にとって宝物である猿ヶ城の場所を、池之上さんも今、地元とおっしゃいましたけれども、ずうっと、あそこは何かしなきゃいけないということだったんですが、なかなか大きな絵が描けていなかったわけですけども、かなり動き始めておりますから、今後は、お互いに、さらに連携を深めて、それぞれの得意とするところをしっかりと生かされるような連携をして、さらに、ハード、ソフトの整備を進めて、交流人口の増、そのまたさらには、雇用の拡大とか、いろんな形で広げていければというふうに思っているところであります。

○池之上誠議員 ありがとうございます。観光行政については、それぐらいで終わりたいと思います。これは、全部、頑張ってくださいとお願いするしかないところですので、よろしく願いをしておきます。

続きまして、中央運動公園の整備計画ですが、私は、なぜ、これを取り上げたかという、方向性ということで、その全協の中でも市の役所の方向性は出たんだろうと、私は、勝手に解釈をしたわけです。言え、検討委員会の提言を説明されたときに、それは、陸上競技場、あの施設をどういうふうにするんだという鍋が、もうあったら、もうカレーの鍋がそこにあつて、検討委員会も、あと、市民の声も、言え、だしであったり、あとは、具であったり、その方向鍋の中で、やっぱりその調理をされるもんだと思つて、ある程度の方向性は、市役所のほうで、もう、持っているんだろうと、いうところで、全協での説明というのは、もう、ある程度、垂水市の方向性だというふうには私は思ったもんですから、報告会の中では、あれ、というふうにしたわけです。

それで、今、いろいろと説明をされました。じゃあ、果たして、その議案が出でくるちゅうか、議案というのは、今後は予算しか多分ないと思うんですね。だから、本当に、今の言葉で、垂水市の方向性を我々に伝えたのか、そこら辺まだ、ちょっとはっきりしない。であれば、本当に垂水はこうやっていきますよという、我々、議会に対して、いつ説明するのか、というのがまだ残っているんですが、その辺については、どういうふうに考えておられるか。

○社会教育課長（森山博之） それでは、池之上議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

先ほど、議員のほうからもございましたとおり、あり方検討委員会から提言書を出されました、説明につきましては、3月の議会、2月の

21日に御説明をさせていただいたとおりでございます。

ただ、答弁書の中でも触れさせていただきましたが、運動公園の各施設の改修費用を確保するためには、まずは、長寿命化計画の策定が必要でございます。そのことから、早速、着手をしたところでございます。今後は、この長寿命化計画の策定を踏まえまして、改修を進めてまいりますけれども、特に、陸上競技場の多目的利用型への改修ビジョンにつきましては、12月議会に全員協議会を開いていただき、お示ししたいと考えております。

以上でございます。

○池之上誠議員 わかりました。そのときにも、もう、揺るぎのない方向性というか、それが我々に示されるんだろうというふうに思っておりますので、今度、その質問をされたかたがわかっておりますので、そういう旨を、また、伝えていきたいなというふうには思っております。そういうところで、この中央運動公園の整備計画については、終わりたいと思います。ぜひ、いい施設ができるように頑張りたい、というふうに思います。

続きまして、3番、最後の市長の政治姿勢だったんですが、志を継続されると、大きな公約の中で、いろいろと事業名を言われ、やってこられたということをおっしゃられました。まさに、それはそれでそのとおりだなというふうには思っております。

私が、ちょっと、今からうがった質問をするんですけども、まず、市長も議会出身ということで、4年近く、我々と議論を重ねてきたんですけども、市長を見るというか、一緒にやっているわけですから、感じたことが、前の水迫市長は、こういう小さな町で、市長派もなんもねえがと、派閥はねがと、というようなことを言われたと。私は、何回も聞いています。今の市長も議員時代にそういうことは聞かれた

と思っております。そういうところで、やはり、一緒にの気持ちで、議会の中で、派閥なしで垂水市をよくするために頑張っていきたいと思いますという思いでやっていらっしゃるんだろうとは思いますが、そういう思いを、志を継続しているということを言われましてけれども、議会に対しても、やはり、一緒のような思いで継続をされているかどうか、その点の一つ聞きたいと。

そして、また、挑戦ということであれば、いろいろこの条例の中でも反対をしたり、修正案を出したり、いろいろ議会も市長に対してはやってまいりましたけれども、一つ気になる言葉が、いつも、議員の皆様の判断に任せますという言葉、説明の最後に言われることが多いと。それはですよ、本当に議案を通したいのはわかるんだけど、果たしてそういう、何というのか、議員任せとか、そういうふうな受け取りをしたもんですから、今、言うところで、そういう仕方もあるのかなあちゅう、例えば、それも議会に対しては、ちょっと私は挑戦なのかあというふうには感じてるんですけども、そういう、継続と挑戦、物すごく狭いところの継続と挑戦の言葉になってしまいましたけれども、その点については、どう思われているか、ということは、議会に対してどういうふうに使われてきたかということを知りたいというふうに思います。

○市長（尾脇雅弥） なかなか、一言で正解の答えができるかどうかはわかりませんが、今、お尋ねを受けて、私の思いを話しをさせていただきたいと思っております。

私自身もそうなんですけども、うちの父でありますとか、祖父も、町会議員、市会議員をさせていただいておりましたので、議員のありようというのは、後ろ姿を見たりいろんな話を聞いたりして、重要性というのは十分わかっております。

私自身も、約2期8年間ということで、仕事をさせていただきましたので、その部分での役割というのも十分わかっているつもりであります。

先ほど、御質問がありました、派閥をなくしてというのは、本当、私も一番、それは思っているところでもあります。

よく、水迫前市長がおっしゃったのは、1万6,000、7,000のこの町で右左を言ってどうなんだろうという話をされましたので、私も、その思いには、本当に賛同しているところでもあります。

少し、過去の経緯を考えますと、やはり、私はいつも思うんですけど、昔は、国の制度が中選挙区制という中で、個人名を出して恐縮なんですけども、山中先生派、二階堂先生派、橋口先生派みたいところが、派閥がありましたから、それに従って、各首長とか議員さんとか、ある程度、こういう形で分かれて、利害の分配というような時代もあったと思うんですけども、現在は、この選挙区で、衆議院で申し上げますと、森山裕先生の小選挙区の1人だけということになりますので、地域間競争その時代だというふうに思っています。であればあるほど、しっかりと連携をしてやっていかないと、なかなか厳しい競争には残っていけないと、そういった意味も含めて、皆さんが、それぞれのお立場で全部正解だと思っております。ただ、それを総合的にどう判断するというのは、いろいろございますので、ただ、申し上げたいのは、派閥をなくして、しっかりやっていきたいということは思っておりますし、二元代表制という中で、先ほど、判断は任せるといことが、少し誤解を招いているようでありますから、尊重しているという意味合いでありますので、そのように御理解をいただければありがたいというふうに思います。

○池之上誠議員 今、市長のほうから、尊重し

ているという言葉が出ました。それはそれでいいのかなと思いますけれども、やはり、この行政の中で一番の権力者というのは市長であるわけですね。全て自分で決定すると。あとは、また、議会にお願いする。ただ、お願いして、ほんなら、もう、私はこう思うけど、議会の皆さん勝手に、尊重しますから、いろんな方向を出してください、というのでいいのか。自分でやろうと思った仕事であれば、責任を持ってですよ、議会にもこう回るとか、言えば根回しをするとか、そういう方向性をやられたほうが、私は、よかったんじゃないかと。我々の、議員を尊重してもらうこともいいでしょうけれども、やはり、市を動かすのは市長なわけですから、そのためには、自分でやっぱり汗をかいて、泥をかぶって、進まれたほうがいいんじゃないかなあというふうには思っております。

これから、あと、12月まで半年、また、次の選挙まで、もう半年もないわけです。これからどうなるかもわからない情勢の中ですけども、今後とも、やられる意欲が、この本会議ではなくて、さきの3月の特別委員会の中で言われたもんですから、私も、予算委員長として、ちょっと唐突な表明だったものですから、あれっとは思ったんですけども、そういうことを思われていかれたら、心の隅に思っただけければ、今回の質問は、私としてはよかったのかなと思います。

今後とも、市政のほうは、市役所の皆さんと一緒に頑張っていたきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（森 正勝） 本日は、以上で終了いたします。

△日程報告

○議長（森 正勝） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、質問を続行します。

△散 会

○議長（森 正勝） 本日は、これにて散会します。

午後4時50分散会

平成 2 6 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 2 6 年 9 月 1 7 日

本会議第3号(9月17日)(水曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	農林課長	
副市長	松下正	併任	
総務課長	中谷大潤	農業委員会	
企画課長	角野毅	事務局長	池松烈
財政課長	野妻正美	水産商工	
税務課長	前木場強也	観光課長	山口親志
市民課長	白木修文	土木課長	宮迫章二
市民相談		水道課長	塚田光春
サービス課長		会計課長	堀内昭人
併任		監査事務局長	保久上光昭
選挙管理委員会		消防長	迫田八州夕起
事務局長	北迫一信	教育長	長濱重光
保健福祉課長	篠原輝義	教育総務課長	川畑千歳
生活環境課長	村山芳秀	学校教育課長	牧浩寿
		社会教育課長	森山博之

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	田之上康
		書記	有馬英朗

平成26年9月17日午前9時30分開議

△開 議

○議長（森 正勝） 皆さん、おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、本日の会議を開きます。

△一般質問

○議長（森 正勝） 本日の議事日程は、きのうに引き続き、一般質問であります。

それでは、通告に従って、順次質問を許可します。

最初に、9番北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、早速質問に入らせていただきます。

福祉行政について。

第40回垂水市福祉大会が9月7日文化会館で多くの市民の参加のもと、盛大に開催されました。大会では、長年福祉の問題に携わった方々の表彰や小・中・高校生の福祉作文コンクールに入選された方々の表彰、そして福祉作文入選者の朗読を会場の方が聞き入っておられました。大変、有意義な大会だったと思っております。この大会についてお聞きいたします。

まず、今年の大会は例年に比べて参加者はどうだったのか。また、送迎用のバス等で問題はなかったのか、お聞かせください。

次に、公用車の福祉バスについて、お伺いたします。

私は、振興会のお年寄りと研修会に参加することがあります。その際、市の公用車の福祉バスを使用しますが、元気なお年寄りだけではありません。中には体に自信のない足腰の弱い方もおられます。そういう弱い方々が楽しく参加

できるよう、車椅子やバスの乗りおりが楽にできる踏み台等は設置できないか、お聞きいたします。

次に、安心・安全対策について。

スクールゾーンのカラー塗装の実施状況について、お聞きいたします。

本市では、交通安全運動の一環として、毎月1日、10日、20日は交通安全立哨を実施しております。また、垂水校区では、公民館活動で現在、垂水小学校が運動場改修工事のため、児童の昼休み時間は垂水高校の運動場で活動しております。高校の移動に交通指導が必要となり、学校応援団活動として交通安全実施を行っております。

そこでお聞きします。

垂水周辺のスクールゾーンカラー塗装の実施状況は、どのようになっているか、お聞かせください。

ごみステーション増設についてお聞きいたします。

私たちが実施いたしました議会報告会で、市民の要望として交通安全の面から道路を横切って、ごみステーションの移動は大変危険であるため、増設をしてほしいとの要望がありましたが、増設はできないか、お伺いたします。

災害時の井戸水提供協力家庭の認定の検討についてお聞きいたします。

私は井戸水の活用について、これまで数回質問しております。

前回、井戸の所有者の協力依頼ができるか、協力家庭の認定や標識の方策など検討してまいりますと答弁をいただいておりますが、その後の取り組みをお聞かせください。

買い物弱者に対する検討についてお聞きいたします。

人口減対策として、買い物弱者の救済は急がなくてはならないが、取り組み状況をお伺いたします。

土地開発公社の解散についてお聞きいたします。

土地開発公社については、私はこれまで数回質問をした経緯があります。また、数名の同僚議員があらゆる角度から質問されております。

土地開発の解散は、鹿児島県を初め、市町村では出水市、南九州市、南さつま市、徳之島が解散しています。昨年2月の定例会で、川尻議員が公社の解散について質問されています。その答弁で、開発公社の役割は薄れ、一定の役割は終わったとの答弁がありました。私も開発公社の役割は終わったと思っております。

それでお伺いいたします。

本市の開発公社の解散についてどのような考え方をなさってるか、お聞きいたします。

これで1回目の質問は終わります。

○保健福祉課長（篠原輝義） おはようございます。

北方議員の福祉大会の御質問にお答えいたします。

福祉大会は、例年に比べて参加者はどうだったのかとの御質問ですが、本年度の入場者数は、延べ1,000名、昨年度は800名となっております。

本年度の入場者数の増は、昨年が、朝方、天候が悪かったという要因もありますが、講演いただいた講師の方や内容も前評判がよかったことと、MBCデータ放送やラジオでも放送されたことが増につながったものと思われま

す。次に、送迎バス等の問題はなかったかとの御質問ですが、市福祉大会の送迎バスは市役所や福祉施設の車両の応援もいただいて運行してるほかに、民間バスを2台借り上げて計9方面に運行しております。このうち新城、柘原方面を運行しておりました民間借り上げのバスが、朝方、柘原並松の停留所におきまして、日よけのために停留所そばの日陰にいらっしゃった5名の方を運転手が、乗客がいないものと誤認し、並松の停留所で一旦停車せず、乗客を乗せるこ

となく通り過ぎてしまったという事案がありました。

本件については、翌日9月8日、バス会社に対して乗車できなかった乗客を一刻も早く特定し、謝罪と、次にこのような事態が二度と起こらないように乗務員及び従業員に指導するように指示し、次の日9月9日に、民間バス会社より指示どおり対応を行ったとの報告と顛末書の提出を受けました。

また、なお、他の運行のバスにおいては、支障はなかった報告を受けております。

今回の件に対しましては、来年度福祉大会への反省材料とし、一方の主催者であります社会福祉協議会とも協議をしながら、このようなことがないように対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○財政課長（野妻正美） おはようございます。

北方議員の福祉バスに車椅子踏み台は設置できないかの御質問にお答えいたします。

現在、本市が所有する公用バスは、中型バスとマイクロバスの2台で、市の行事や研修のために運行しております。

現在の公用バスは、構造上、車椅子の収納スペースを備えておりません。

現行では、車椅子の方は介護者の車両等を利用していただいているようですが、公用バスを利用する場合は、空席に車椅子を固定することで対処しております。

したがって、今後の車椅子の設置については、バスの構造上の問題や、移動先での車椅子のサポートについて懸念されることから、今のところ対応は難しいと考えております。

次に、踏み台についてですが、公用バスに乗りおりする際に乗降口のステップの高さが高齢者等には高く、御不便を感じさせているようです。その対策として、議員御提案の踏み台が考えられますが、観光バスと異なり、公用バスの

運行には乗降の停車場所が多いことから、踏み台使用の際の運転手の負担増による安全面への影響が懸念されます。

しかしながら、市民サービスの充実のためにも、利用者の安全面や利便性も考慮し、踏み台の設置について前向きに検討いたします。

以上です。

○土木課長（宮迫章二） おはようございます。

スクールゾーンのカラー塗装の実施状況についてお答えいたします。

このカラー塗装の実績でございますが、海潟と新城のスクールゾーンを平成25年度に社会資本整備総合交付金事業で実施しております。

この箇所は、平成24年度に行いました通学路緊急合同点検において指摘がありました歩道がない市道で、登下校時の安全の確保を目的に実施したところでございます。

今、御質問の垂水小学校周辺については、現在実施しておりません。

以上でございます。

○生活環境課長（村山芳秀） おはようございます。

北方議員の質問にお答えします。

ごみステーションの増設の件についてお答えします。

御指摘のとおり、国道を挟んで南北37キロの海岸線を有する垂水市におきましては、交通安全対策が重要であると認識をしております。特に、交通量の多い海潟、中俣地区や浜平から新城地区など国道を横断するケースについては、朝の交通量を考えますと、なるべく渡らないケースがよりよいステーションのあり方と考えております。

この件に関しましては、年1回の振興会長さんの行政連絡会や柘原校区の振興会から御要望を受け、検討を行っております。これまで御相談のあった振興会を含めて、近隣の二、三の振興会で共同使用をして、なるべく国道をまたが

ないようにごみステーションの使用など推進をしているところでございます。

本市におきましては、12年ほど前の平成14年の11月に、26品目分別の開始と同時にごみステーションの集約化を図った経緯がございます。26分別に必要なごみステーションのスペースの確保やトラック、パッカー車などが乗り入れできる広い道路の確保など制約もあり、集約以前は480カ所ほどありましたが、原則1振興会1カ所ということで、集約後は半数以下の185カ所となっております。

当初は、集約することに反発もございましたが、集約したことで各振興会の管理がしやすくなり、道路上からごみステーションがなくなったため、悪臭・景観・交通に関する苦情が少なくなり、収集業務の時間も大幅に短縮されたような長所もございました。

ごみステーションの新設に関しましては、隣接する振興会の収集場所も考慮しながら、慎重に対処をしてきた経緯がございます。収集経費の増加や新たなごみステーションの設置箇所の付近の同意、振興会の負担など、新たな問題も発生をしております。このことにつきましては、市長の公約の1つでもあります「安心・安全なまちづくり」にも関連しますので、前向きに検討してまいります。

国道沿いの交通量の多い振興会を、全て増設するわけにはいきませんが、安心・安全の対策上、御相談のあった振興会と隣接してる振興会長さんにも集まっていたいただき、あるいはこちらから出向き、振興会をまたがった、より改善される方向で公民館も入っていただき、協議をさせていただきたいと考えております。

ただ、2つの振興会が隣同士並んで設置してある所もございますので、まとめられるところはまとめるなど、各振興会及び隣接する振興会のごみステーションの現状を把握・精査して、振興会単位の見直し等も含めて、よりよいス

ーションのあり方を検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） おはようございます。

井戸水の提供家庭の認定の取り組みについてお答えいたします。

災害時における断水時の対応としまして、飲用水につきましては、災害対策本部の水道対策部を中心に給水体制に取り組み、場合によっては自衛隊などに要請を行って対応してまいります。

災害発生時には、行政のみの対応だけでなく、地域の協力が不可欠であります。

断水時における各家庭の井戸水使用につきましては、地域のつながりから過去の災害時と同様に、今後も自主的に提供していただけたと思いますので、共助の観点からも、自主防災組織の活動の1つとして、地域での対応を継続していただきたいと思いますところでございます。

ただ、トイレ・洗濯・風呂水などに使用する飲用以外の生活用水については、飲用水の何倍、何十倍もの量を必要としますので、各家庭にあります井戸水を生活用水として活用することは、非常に有効な方策であると認識しております。

そこで、さきに生活環境課が取り組み集計しました飲用井戸等調査アンケートをもとにして、災害時の生活用水として周辺住民へ提供できるかどうかの意向、また提供できる場合の公表などを確認して、無償提供家庭の把握を今年度中に行う予定です。

ちなみに、生活環境課のアンケートによりますと、生活用水として使用できる井戸水をお持ちの家庭は、900世帯余りとの集計が出ております。

提供家庭の把握をデータを地図上に表示するシステム改良や標識設置の方策、また個人情報保護の面からどこまでデータを活用、公表でき

るのかも含めて、今後検討しながら、来年の梅雨前までには認定を終えたいと考えております。

以上でございます。

○企画課長（角野 毅） 北方議員の安心・安全対策について、買い物弱者に対する検討についての御質問にお答えをいたします。

人口減少や生活形態の変化により、これまで近所にあった商店の閉店等により、買い物に不便が生じている状況については非常に重要な問題であり、対応の検討が重要な課題であると認識をいたしております。

今年度、採択をいただきました総務省の平成25年度補正予算事業であります過疎集落等自立再生対策事業を活用いたしまして、買い物弱者の対策といたしまして、牛根地区において買い物等の意識調査を9月から実施をいたしております。

本調査では、鹿児島経済研究所と連携をいたしまして、牛根の5地区にあるアンケート調査に加えまして、交通空白地帯でもございます岳野、高野、松尾地区では、別途全世帯へのヒアリング調査を実施し、真に求められる公共サービスの形態等につきまして把握をしたいと考えております。

調査結果の集計後は、地域住民のニーズを分析し、本市における買い物弱者への有効な対策を構築してまいりたいと考えております。

続きまして、北方議員の土地開発公社について、土地開発公社の果たす役割が薄れ、解散する自治体があるが、本市の考えはの御質問にお答えをいたします。

本市開発公社につきましても、現状は過去に取得をいたしました用地の管理業務等が主な業務となっていることから、議員御指摘のとおり、土地開発公社が本来果たすべき役割とは乖離したものとなっております、一定の役割を終えたものと考えております。

土地開発公社の解散については、これまでも

御質問をいただいております。土地開発公社理事会においても、今後の方向性について協議が行われています。理事の方々からは、現在、売却は完了していない土地について、万全の対応を行い、一定のめどがついてから解散することが望ましいという御意見をいただいているところでございます。

あわせて、土地開発公社の解散は市の財政にも影響を与えることから、今後も土地の売却事務に万全を期し、解散の時期等につきましては、できる限り市の財政に負担をかけない方向で調整をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 皆さん、丁寧に前向きな回答をいただいて、まず、ありがとうございます。

福祉についてですが、来年度に向けてそういう反省ができたということで、すぐ取り組んでいただいて感謝しております。

そこで、その中でこの大会が1,000名程ということだったですけれども、最初は僕も途中までしかいかなかったわけなんですけども、終わりがころはどれぐらいの人数になるものか、会が終わる。

1,000名参加されて、そのうち第2部の催し物があるわけなんですけども、中にはもう第2部がマンネリ化しとるからもう見たくないという方もおられて帰るということも耳にしております。

そういうことで、第1部もですが、第2部も、ことしはつぼですか、指圧の。ああいう新しいですけど、毎年、また趣向を変えて皆さんが参加できるように努力してください。

これは以上で終わります。

お年寄りの車椅子、踏み台のことですけれども、財政課長がお答えしていただきましたけれども、車椅子は民間の車椅子の専用のタクシーなんかがあって、それに固定してお客さんを乗せて行かれると、それは僕も承知しております。

私が、ここで車椅子と言うたのは、ちょっと軽度の方、ちょっと歩いてでも行けると、しかし、この振興会、研修会というのは、行楽を主にしておられるところが多いわけなんですけども、花見等なんかでもちょっと行きたいんですけども、坂があつてやなとか、ちょっと階段があつてやなとか、そういうふうな形で車椅子がちょっとあればそれに乗っていけば行けるんですけども、そういう話も聞くもんですから、今よく言われておる自助・公助・共助等ありますけども、そのグループの中で手の不自由な方々は押したりするような、皆さんがともに共助という形でお手伝いをされると思うんです。

だから、その設置がないと、できるだけ手軽な車椅子があればいいんでしょうけども、私も車椅子を持ってみたんですけど、かなり重たいのを承知しております。そういうことで、僕が言いたいのは、軽度の方々もそういう皆さんと一緒に行動ができるようにという気持ちで言うわけですから、その辺をちょっとお酌みください。

それから、踏み台についてですが、この踏み台はもう皆さんも御存じだと思いますけど、年寄りの方々の階段はちょっときついんです。私たちももうそろそろきつくなる年頃かなと思っておりますけども、そういうことで、財政課長、一応前向きに言われましたけど、買うとしたらお値段的には数千円のものとは私は思っております。財政課でも前向きにとありますけど、それもすぐ買えますがと言うぐらいの、やっぱ福祉対策もあつてはいかがなものかなと思ってるんです。だから、もう前向きに言われましたけど、念を押しますけども、即買えますからと言えないでしょうか。わずか二、三千円のものだと私は思っております。

○財政課長（野妻正美） この踏み台についてですが、一応その専用の踏み台がございまして、カタログ定価では大体2万から3万程度と、そ

れでこれについて、今、決定するという回答ということでございますが、一応バスの所管でもありますが、ここの弱者への対応ということで、所管、保健福祉課長との協議も必要ですし、その後の関係課への手順もでございます。今、このバスの所管としての答弁としては、前向きにと、購入することを前提に協議いたしますということで御了解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○北方貞明議員 前向きという言葉で大変ありがたいことなんですけども、高価な、僕は二、三千円と思っておりましたけども、ちょっと桁が違うようなことでありますけども、普通は民間の方々には簡単なやつを取りつけておられるような気がするんですけども、そういうふうな形で、市長、ぱっとそれぐらい取り入れませんか。

もうこれでこの質問は終わります。

市長の返事を聞かせてください。

○市長（尾脇雅弥） 状況については、今担当課長がお答えしたとおりですけども、以前、北方議員のほうからも、1円たりとも税金なので、しっかりと対応するよという御指導もいただいておりますので、それも考慮して前向きに（「前向きに」と呼ぶ者あり）やりたいというふうに思います。

○北方貞明議員 ありがとうございます。

市長の前向きというのは、買ってあげるからという、設置するからというふうに私はとりますので、よろしく願いいたします。

福祉についてはこれで終わります。

スクールゾーンについてですが、先ほども1回言いましたように、垂水小学校の校庭の改修のために公民館活動としとるわけなんですけど、それはそれとして、高校の東側、市道に本線が引いてある、あれは歩行者専用かな、ああいう道路標識があると思うんですけど、あれはあれで、何ですか、ドライバーも免許取るときは学習したわけなんですけど、大概の方があれは何

やろかをとられる方もおられます。

そういうことで、スクールゾーンのカラー設置、そしてその中に、あれはスクールゾーンといたしましたら、確か30キロ以内となっておりますかな、ありゃ。何かそのような規定があるような気もするんですけども、早く垂水小学校の校区の周辺も取り組んでいただけたらなと思っております。これは要望としておきます。

井戸水の提供のこの件に対しても、総務課長が今言われたように、今年度中に計画を立てて来年度には実施するというふうな前向きな答弁でしたので、感謝しております。これは前向きにどんどん進めてください。よろしく願いいたします。

ごみステーションだな、ごみステーションも増設するというふうな前向きな言葉でしたから、もう2回目は言いませんけども、過去に横断中に事故もありました。最近では、海潟でもお年寄りの方が横断中に亡くなっておられます。また、過去においては振興会のほうで配付ものを、ごみとは関係ないんですけども、配付ものをされた方が、申請書でしたか、車にはねられております。

そういうふうに、公の仕事をしながら交通事故に遭ったり、またごみステーションに行くためにけがなどされたら大変ですから、安心・安全の面からでも、先ほども課長が言われたように、市長の公約であります安全・安心の施策の中でもありますように、全課でこういうのも取り組んで、ごみだから環境衛生課だけじゃなくて、垂水全体を考えた場が、総務課なり、いろんな各課対策があると思うんです。そういうみんな協賛して、安全対策を充実していただけたらなと思っております。ごみステーションはこれで終わります。

買い物弱者に対してですが、これも既にアンケート調査等を実施されることで、前向きに取り組んでいってらっております。

これは、とにかく今人口減対策、人口増対策、そういう形で垂水市も取り組んでおられるわけですから、もうゆっくりする時間はないと思うんです。お年を召されていく、お年を召されていけば、体が不自由になれば子供さんのとこに行くざるを得ないという形にもなると思うんです。

そういう中で、お年寄りの方たちはやっぱり住みなれた、それこそ市長が公約ですか、モットーとされている住みなれたところで生活したいというような、誰しも一緒だと思っております。そういう関係から1日も早く取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

そこで1つ、買い物弱者に対しての支援という形で、来年度らしいですけども、ちょっと記事があったから読ませていただきますけども、農林水産省では買い物弱者が増加している地域を対象に買い物支援サービスを立ち上げ、資金を助成する事業を2015年度から開始する方針が、これは決まってないからそういう言葉なんでしょうけども、そういうことでこういう新しい制度もできてくるようですから、よろしく願いします。

その中で、買い物代行や移動販売サービスに必要な車両の購入費などを助成する、このようない制度がありますから、早く取り組んでいただければと思っておりますので、これで終わります。前向きに言って下さい。よろしく願いいたします。

えらい早いな。

土地開発公社についてですが、先ほど一定の役割を終わった、そして売却完了の土地に一定のめどがついたらとか、また市の財政に負担をかけない方向でというような答弁をいただいております。

私も、先ほども言いましたように、この土地開発公社は既に役割は終わったと。

この制度は、さかのぼれば日本列島改造論のあたりから出てきたんじゃないかなと私は思うんですけども、その中で土地の乱開発が起こらないように市のほうで対応していくちゅうのが土地開発公社の発端だと私は思ってるんですが、そういうことでも先行取得してまいりました。それで、もう今こういうふうな、大体社会整備も終わり、そういう先行取得する必要性が薄らいだと思っております。そういう中で、やはりこういう土地開発公社の解散は急ぐべきだと私は思ってます。

だから、そこでちょっとお伺いいたしますが、公社が解散した場合、公社の負債については、単純に考えると一般財源から繰り出しになると思うんです。そうなることが市民の負担が増す、どのような手続きになるか知りませんが、その辺はもしわかればお聞かせください。

次に、公社は、予算及び決算については、法に基づく議会に報告されておりますが、市民に対しては報告はなされておられませんよね。私たちには全協なんかで報告があるわけなんですけど、これは法に基づいて報告義務があるから報告されとると思うんですが、一般市民へはこの土地公社が存在することから知らない人が多分多いと思います。だから、やはり市の広報で、やはり土地開発公社というのがあるんだ、そして今こういうような事業をしとって、こういう展開しとるんだと、そして収支はこういうふうになってるんだというような報告する方向はないでしょうか。報告義務、市民に対しての。

この解散については、市長は公社の理事長ですから、最終的には市長が判断されるわけですよ。先ほどもお聞きしましたように、売買の完了してない土地の一定のめどはついてからという答弁でしたけども、時期とはいつなのか。多分、私の想像するところによりますと、平成19年度に民間の方々があそこを借り上げ、また借りてこられますけど、それが契約が10年後の

28年ですか、28年度をめどにされているのか、一定のめどとは。

そして、市の財政に負担をかけない方向とはどういうふうなことからか。

今、土地開発公社では、6億ちょっとの負債があると思います。その負債の中で、市民がためた財政調整基金から2億ほど借りておられるわけです。そして、民間から長期借り入れしてJAから4億1,000万借りておられます。そして、財政調整基金の2億の利息は、昨年度で28万4,930円利息を払っておられます。そして、JAに4億1,000万に対しての利息は、421万8,491円、借入総額6億1,000万に対して、利息が450万3,422円払っております。これは、市民に迷惑をかけてないと言われますけども、やはりこういう利息を払っておるわけですから、早急に解決されたいかかなものかだと思います。

この辺のことを企画課長が手を挙げてますが、後でまた市長の考えも聞かせてください。

○企画課長（角野 毅） 北方議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、解散につきましては、法的な手続きを終えまして、今現在ございます財産につきましては、本市一般会計の清算という形になってまいります。

それから、市民への報告義務というような形での御質問だったと思いますが、本市の土地開発公社の会計等々につきましては、全て開示ということになっておりますので、要請がございましたらば開示をいたしますので、そのような手続きが取られるのかなと思っております。

それから、解散時期のめどということがございますけれども、解散につきましては、現在、潮彩町の商業用地につきましては、有限会社垂水共同店舗と平成28年の1月までの賃貸借、それから賃貸借契約期間満了後の有限会社垂水共同店舗が購入する旨の契約書等を交わしておりますので、28年の1月が終了時点で本市の潮彩

町商業用地につきましては売却の方向で調整を進めたいと考えておりますので、解散につきましても、そのあたりをめどとして調整を進めていければと考えております。

それから、市の財政に負担をかけない方法という考え方、発言に対しましての御質問でございますが、売却についての単価につきましては、平成19年に交渉を行っております。その際の売却単価を適用した売却を行うことが、最も市の財政の影響が少ない方策と考えておりますので、本市としましても同一の売却単価におきましての売却ということを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 全く今担当課長が申し上げたとおりでございます。理事長でありますけども、理事会の中でもさまざまな御意見が出まして、議会の代表の方々も出席をされておられますので、その中で今担当課長が申し上げたような一定のめどがついたらということでございますので、そのようなことで御理解いただきたいと思っております。

○北方貞明議員 公表の件ですけど、開示という言葉で答弁されましたけども、いつでもオープンに見えるんだよというような意味と思っておりますけども、やはり開示というのはホームページとかそういうのに載せとるからとか、そういう言葉もあるかもしれません。また、こう閲覧にすれば見せてください、そういう意味も含まれとると思っております。

しかし、パソコン見られる人ばっかりじゃございません。

だから、やはり市報等で公表すべき、それが市民サービスの一環として大事なことじゃないかと思うんですけども、これはぜひそのように前向きに取り組んでほしいと思っております。

一定の目安っていうのはわかりました。結局、

共同店舗が買い上げてからということですよ、28年1月末ということは。それまではもう解散はしないということですが、できたらよその自治体、まして鹿児島県も既に解散をしておるわけです。既に3市もしておりますので、どうかよろしくそれを前向きにやってほしいと思っております。

利息がこんなにあるわけなんですけども、一般家庭に例えたら、できるだけ有利な借金をしようという、いろいろな工夫をされるわけなんですけども、そういう観点から財調を借りれば安いということで、2億借りたと思いますけども、民間から借りれば3倍ぐらいの利息がついるわけです。だから、早くこういうのは解消していったほうが私はいいと思うんですけども、これは皆さん方が小さいことと思われませんか、でも、小さいことをおろそかにすれば、大きなことを見誤るときもあると思いますから、やはり小さいことを一つ一つ確実にこなしていくように努力していただければと思っております。

これ言うたかな、第三セクターの。国が取り組みました平成11年から25年度の第三セクター等改革推進債というのがありましたよね。それは25年度終わったわけなんですけども、これは利息を国が面倒見てくれる制度だと思んですけども、特別交付税で利息を2分の1を後ほど特別交付税で補填してくれるという制度だったんですけど、なぜこの制度を活用されなかったのか。それをお聞きして4回目の質問とします。

○財政課長（野妻正美） ちょっと資料持ち合わせておりませんが、その当時検討はされたようでございます。ですが、その時点でまだ有利な対象の起債対象となる制度があるんじゃないかというような協議がなされたみたいでございます。

また、そのときに土地開発公社の協議の中では、解散というところの方向づけ自体も明確に

なされていなかったということを知っております。ですので、まだ、課題というものがその当時いろいろあったというふうに聞いております。そのために、そういうところが整理されていないために、起債を借りるという決定までいかなかったというふうに考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

この借入要件の中で、特に土地開発公社として処分できる財産がまだ残っていると、このところを解散するとすれば、まず財産を処分することが前提であったということになっております。そのため、まず土地開発公社の財産を処分できるかというところの問題があったようでございます。そして、処分というのが、先ほど企画課長が答えましたように、共同店舗の関係がございまして、そのところについてはその時点では整理できなかったということでございます。

ですので、その時点で解散というところの選択肢はなかったということでございます。

以上です。

○北方貞明議員 そのときはまだ有利な制度があるんじゃないかというようなふうに言われましたけども、それを勉強されたと思うんですけども、あるかないかを。そこまで行き当たらなかったわけですから、やはりこれを検討する余地はあったんじゃないかなと思うんです。とにかく、利息の2分の1を国が面倒見てくれる制度があったんですから。やはり、こういう制度は大いに生かして、やはり財政にも取り組んでほしいと思うんですが、ということは、土地開発公社は市から結局、市民からと言ってもいいと思うんですけど、別会社をつくってくれということでこうしとるわけなんですから、やはり市民の負担のかからないようないい制度は、やはりどんどん取り入れてやってくべきだと思っております。

だから、先ほど何遍も言いますように、公表

もやはり特に財調なんかで市民のお金を使うわけですから、それで市民が保証人になっておるわけですから、公社も。やはり市民側にどんどん情報を流して公表すべきだと私は思っております。

ほいで、1つだけ念を押しておきますけど、28年度1月に土地開発公社の土地が処分されたら解散するという方向でありましたけれども、28年度、これは先ほども課長が言いましたように、当初、平成19年度売買契約をしたときは、潮彩町の住宅地が8万5,000円の坪単価であったような記憶しております。そして、商業用地は7万だったかな、一括で購入するか。この単価だけが後で間違ったら訂正しますけども、そういうような形であったと思うんです。それで、28年の1月には、やはりこの価格で売買契約どおりやりました。それは当然のことと思います。

そして、最近耳にするところによりますと、あそこに商業用地というか、屋台村と聞いたんかな、そのような商業用地をつくるというような、耳にもしておるんですけども、そういうされたときも、もちろん28年までは同じ価格というわけですから、もしその屋台村等ができた場合でも、坪単価は以前の7万でやるんだと。地価下落しておるけども、その契約当時の金額は絶対守るんだとそれを確認しときます。

○企画課長（角野 毅） 北方議員の4回目の御質問にお答えいたします。

当初の商業用地面積につきましては、2万1,726平米ございました。今、御質問がございましたように、一部に宿泊施設を建設を共同店舗のほうで計画されており、その部分につきましては、本年度中に売却の形の申請が出てきております。当然のこととしまして、売却単価につきましては当時の単価を活用した形で売却いたします。既に売却済面積として9,179平米が出ておりますので、平成26年の9月1日現在の貸付面積としては1万2,547平米分だけが残

っているということになりますので、この分につきましても、当然、先ほどお話ししました当時の単価を用いた交渉ということで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 どうもありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（森 正勝） ここで暫時休憩します。次は10時35分から再開します。

午前10時21分休憩

午前10時35分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、訂正をお願いしたいと思います。

5番目の19ページの「滞納者」の権利と書いてますけど、「納税者」の権利というふうに訂正方をお願いしたいと思います。（「何ページ」と呼ぶ者あり）19ページ。（「16ページ」と呼ぶ者あり）15ページか。15ページです。

最初に、子ども・子育て制度に係る3条例案等に質問いたします。

私は、この問題で大事な点は、実施責任がある自治体が子供たちの安心・安全、健やかな成長を保障するため、どのような施設、事業であっても子供の保育・教育を等しく保障する内容で検討したかが問われている問題だというふうに思います。

私は、先般の本会議で3つの重要点を訴えました。

それは、事業の公共性・継続性・安定性で、保育の、そして教育の権利保障と、市が実施責任者としての役割を發揮すべきことを訴えました。市長も同じ考えであることを表明されまし

た。

そこで、5点にわたって疑問点がこの中にありましたので、質問いたします。

最初は、必要性の問題であります。これは、今までの保育保障が後退しないようにという観点から数点を挙げました。

1つは、障害児の保育保障の問題の確立、2点目は育児休業中も確実に保障ということで現在も継続されていますけども、これを引き続き保障していくという問題、もう1点目は祖父母等の関係の保育の問題であります。これは、今までさまざまな条件等があり、一定の条件があればクリアしましたが、今回もこの問題については引き続き保障されていくのか、問題点を伺います。

2点目は、認可基準の問題であります。どのような施設事業であっても子供の保育を等しく保証していくことが、児童福祉法第1項、第1条2項にも記載されています。

家庭事業保育等には2つの問題点があると考えます。

1つは、保育士の基準で、B型は2分の1以上、C型はゼロだということです。

現在、認可保育所は、保育士が3分の1以上の基準でよいとなっていますが、死亡事故率は高く、2013年度では認可が4件、認可外が15件という結果があります。また、保育中の重大な事故は2歳以下が圧倒的多く、保育の質が問われています。

このような実態からも、全ての施設の保育者は全て保育士にすべきです。そのことが、何よりも、どのような事業であっても、施設であっても、子供の保育を等しく保障していくことにつながっていくと思います。

2つ目は、子供の健康安全がかかわる食事の外部委託問題です。3歳未満が対象児であるにもかかわらず、外部搬入が認められています。アレルギー、アトピー、アナフィラキシー症候群

の事故が問題になっている中、対策等が求められています。私は、そういう意味では自園方式、調理師の配置を強く求めていきますが、見解をお伺いします。

3つ目は、子供の安全や災害時の避難等を考えた場合、小規模保育等の施設は施設原則1階にするべきです。幼保連合連携認定こども園では、1、2、3号が、認定の子供たちが混在します。同じ保育園の中で、保育が短時間と長時間など保育の一貫性が保障されません。「差異」が生じないのか、伺います。

3点目は、保育料徴収基準問題で、保育料の引き上げは少子化問題や保育の後退につながりかねません。保育料は引き上げないように強く求めますが、見解を伺います。

子供に平等な保育と公平な待遇を求めるためには、上乗せ徴収、実費徴収を保育料徴収基準としては認めないように強く求めます。見解を伺います。

少子化のさらなる推進のためにも保育料の独自の減免制度の継続・拡充を強く求めたいと思います。この点についても見解を伺います。

次に、学童保育設置基準については、現在の民営からも指導員3人以上に、有資格者2人以上にするべきです。現在でも3人で大変な中、小学校6年まで対象になることを考えると、それに対応する体制がどうしても必要です。

有資格者1人以上では対応が困難になると考えます。面積基準では、現在の保育室の面積では不十分です。この今の面積は、保育所の乳幼児の面積と一緒です。とても現在の基準は不相当と考えます。保育所の基準にすべきであり、乳幼児の基準の1.98平米以上にすべきです。

5点目には、重大事故の対応として第三者機関の設置を強く求めます。抜本的な再防止対策が必要になることから、市の調査を検討する機関として設置することが重要だというふうに考えます。

次に、介護問題に移ります。

先日、医療・介護総合法に基づく基本の方針、この確保に関する推進会議が承諾いたしました。

結果として、この内容は、きのうも出ましたけれども、サービスの切り捨て、こういうことにあらわれるように、給付と負担のバランスを図りつつ、制度の持続可能性を確保するという形で、サービスの切り捨て、負担増を求める、そういう内容が強調されるものでありました。それを前提としながら、この問題に移っていきます。

1点目は、要支援の今後のサービス問題について伺います。

制度改定の最大の問題は、要支援の人が利用する通所・訪問介護の見直しです。このことで、介護給付によるサービスを廃止され、市が実施する総合事業として代替されます。市民も今までどおり、専門のサービスが受けれるのかと不安があります。生活の困難を抱え、専門的知識を踏まえた支援が必要だということで、認定されているのが要支援者の方々であります。

1つは、受給している人のサービスを断ち切らないようにするのが基本だと考えますが、見解を伺います。

2点目は、新たにサービスを利用する人に介護サービスの利用を広げることと、「多様なサービス」の内容に充実が詰めることが大事だと考えます。

それは、専門的なサービスから外されていけば状態が悪化し、介護の費用は逆にかさんで、財政を悪化させるからであります。見解を伺います。

3点目は、介護認定の3以上しか対象としない特別養護老人ホーム施設の問題であります。

やむを得ない事情がある場合は、要介護1、2の人も例外的には入所を認めるとしてしますが、一部を除き、待機者にもなれない現状が生まれます。住まいもなく、介護者もなく、病院、

老健施設、無料低額宿泊所を漂流することになります。

市としてどのように対応していくのか、見解を伺います。

そして、現在の対象外の人数と対応について教えてください。

次に、地域経済活性化対策について、2問、質問いたします。

1点目は、さきの国会で成立した小規模企業振興法と自治体の役割についてです。

この法律は、日本の経済の根幹を支える小規模事業、中でも従業員5名以下の小企業の持続的発展、維持を明確に位置づけた法律です。遅い気はしますが、地域が疲弊していく中、小規模に光を当てることは積極的に受けとめる必要があります。

法の中には、第7条で、地方自治体には施策の策定と実施する責務をうたっています。

9月には、法に基づき、基本計画も閣議決定される方向であります。そうすると、市としても基本計画の決定を受け、地域の小規模事業施策を具体化し、来年度予算に反映させる作業に着手していくことが求められてきます。

そこで、1つは成立を地域及び経済との関係をどのように認知されてるのか、伺います。

2点目、施策を検討するのに必要なのが実態調査です。

調査は、自治体職員みずから直接行うことが重要だと考えます。中小企業、小規模企業者の役割の重要性を実感でき、産業施策を進める上で大きな力になるからであります。

3点目は、私は、地域の現実に見合う政策の拡充の手がかりとして、住宅リフォーム助成制度を提案してまいりました。この施策を地域密着型の小規模企業の支援策として店舗リフォーム助成制度の創設を提案をしています。経過や対策について回答を求めます。

4番目は、法では、国、自治体に加えて、金

融機関にも適切な役割分担と相互連携を図り、協力することを求めています。先般、商工会からも財政支援についての要望書が提出されました。今、100%保障が放棄された信用保障制度は財政体質の弱い小規模企業にとっては、資金調達で大きな問題になっています。見解を伺います。

5点目の問題は、現在の住宅リフォーム助成制度に、新築も対象にして景気刺激策として検討することができないか、提案をいたします。この点についての見解を伺います。

次に、歴史資料館（仮称）ですけれども、問題について、過去の議論からも具体的な方針を提示すべきときに来ているのではないかと質問をいたします。

歴史的資料の証言や文書や映像など、広く保存することが急務になってます。

特に、戦争の実態を物的に証言する遺跡や遺品、資料を展示、公開する資料館も必要です。このことは、保存、活用し、平和を発信する遺産として次世代に受け継ぐことが必要になっているからであります。議論は尽くされていると考えます。

そこで、1点目にどのような議論になっているのか。議論の経過はどうなっているか。

2点目は、課題克服と具体的方向について、民間施設の活用を含めて見解をお聞かせください。

最後は、地方税制改正、地方税務行政の運営に至っての留意事項等を生かすために、また、納税者の権利を守るために、何が求められるのか、法や裁判の事例も参考に見解を伺います。

1つは、基本的な問題として、滞納してても納税者の権利はあると考えますが、主にどのようなものがあるのか伺います。

2点目は、広島高等裁判所で、鳥取県児童手当差し押さえ判決を生かす取り組みは、納税者の権利を守るためにも、実務上、大切だと考え

ます。

児童手当法第15条では、「児童手当の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、または、差し押さえすることはできない」とされています。しかし、これまで公然と差し押さえ、財産軽視が行われてきました。これは、預金口座に入金されていたら、預金債権である通常の預金と同様に差し押さえが可能であると最高裁判断があったからであります。

このような徴税のやり方は許されるのかが問われたのが、鳥取県の児童手当差し押さえ裁判だったというふうに思います。

広島高等裁判所の要旨は、預金となった後も差押禁止債権としての性質を引き継いでいる。公的支給日は周知の事実であり、当然予測し得る。預金の状態には通帳や取引履歴を見て差押禁止債権としての属性を失っていないというものです。

この高等裁判判決がある以上、漠然と差し押さえすることはできないものだと考えます。それらの行為を起せば、これは国家賠償責任法上の違法となるからであります。見解を伺います。

3点目は、上記の点等からも納税者の権利は実際どのように守られてるのか、伺います。

以上で質問を終わりますけれども、不十分な点については再質問を行っていきます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 持留議員の子ども・子育て支援制度に係る3条例案等についての御質問にお答えいたします。

平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度に係る特定教育保育施設等の運営に関する基準条例等3条例案等については、本議会初日に提案をさせていただいたとおりでございますが、本市の基準策定に当たっては、原則として国の定める基準どおりに定めております。

まず、1番目の御質問の、保育の必要性の認定基準につきましては、今後、規則等で定める

予定であります。

現行の認定基準と比較しましても、現行では認めていなかった夜間就労、内職等も保育の必要性を認めるなど、全ての就労形態に対応し、保護者の求職活動、就学、職業訓練、児童虐待、DVについても保育の必要性について規定をしていく予定であります。

保育の必要性の認定基準につきましては、内閣府令において具体的に規定されており、本市においても府令に基づき定めてまいります。保護者が就学前の児童保育することができない、いずれかの事由に該当する場合に認定をするもので、就学前児童の障害があるなどの個々の発達状態による保育の必要性は規則には定めませんが、保育園への入所は優先的に入所できるように規定していく予定であります。

育児休業中の保育の保障についてですが、育児休業制度のある企業については、保護者の希望どおりの入所を認めている現行の取り扱いを継続し、育児休業制度のない企業・自営業におきましては、7月に出された内閣府令中での出産の取り扱いが現行の取り扱いより短い期間の保育認定が定められていることから、現在、県に確認中であります。

新制度の導入に当たっての取り扱い内容については、まだ不透明な部分も多く、今後、変更、修正され、確定していくものと思われま

す。また、祖父母等の同居についても、保育保障が後退しないようにとのことですが、祖父母が65歳未満で無職であり、同居していれば保育の必要性はないと判断しておりますが、生活実態に応じて保育の必要性を認め、保育園に入所できるように対応しているところでございます。

次に、2番目の認可基準の問題についてでございますが、家庭的保育事業等については、現在、垂水市にはございませんが、認可基準につきましても条例で定めることとなります。小規模保育事業、B型の職員は保育する乳幼児の年

齢及び人数により定められており、そのうち半数以上は保育士とすることとなります。

給食につきましては、原則、事業所内で調理することになり、調理業務を外部業者に委託することも認められております。事業所外で調理された給食の搬入は、原則認められませんが、連携施設、または近隣の社会福祉施設、病院からの搬入も食事の提供の特例により認められております。

施設は、原則1階にということですが、設備の基準については、4階以上の階につきましても定められておりますが、府令に基づいたもので、本市では敷地もあり、事業する上での利便性、乳幼児の安全面等考慮しましても、低層であることが好ましいと思うところであります。実際、事業を運営する事業所もそういう形になっていくのではないかと考えられますが、現在のところ、申請がないということですので、現段階では何とも言えないところであります。

認定こども園は、同じ保育園内で保育に「差異」が生じないかという御質問ですが、新制度になりますと、子供は年齢や保育の必要性に応じて1号から3号の3つの区分に認定をされますが、認定こども園では、3つの区分を受けた子供と一緒に教育保育を受けることとなります。当然、保育料、保育時間も子供によってそれぞれで、保育内容、保育時間も違ってくると思われま

す。認定こども園に移行する予定であります幼稚園においても、検討を重ねていかれると思いますし、担当課といたしましても今後の課題であると思っております。

次に、3番目の保育料徴収基準問題についてでございますが、現在、仮の公定価格が示されてお

上乗せ徴収・実費徴収についてでございますが、今回提出の運営基準に規定されておりましたが、上乗せ徴収は、施設の質の向上を図る上で必要な経費で、基準以上の職員の配置、平均的な数字を超えた施設整備に必要な経費を保護者から徴収することで、実費徴収は、通常、必要とされる経費で、文房具代、制服代、遠足代、行事参加代、通園バス代を保護者から徴収することになります。

事前に保護者に書面によって内容を明らかにし、同意を得ることを義務づけており、また、上乗せ徴収につきましては、文書による同意を得なければならないこととなります。

保育の独自の減免制度の継続と拡充をとのことですが、保育料の現行の減免制度を継続していき、拡充については財政負担を伴うことから、今後の検討課題とさせていただきます。

4番目の学童保育設備基準につきましては、放課後児童健全育成事業施設基準を定める条例におきまして、指導員につきましては、1つの児童クラブごとに2人以上配置し、そのうち1人は有資格者を配置することになります。

現在、垂水児童クラブでは1学級は4人体制で、2学期以降は3人体制で実施しております。また、水之上児童クラブにおきましても、常時2人体制で実施しているところでございます。半数は有資格者であります。施設の面積基準についてですが、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上となっております、基準は満たしております。

次の、重大事故対応の第三者機関の設置についてでございますが、各条例にも事故発生及び事故発生時の規定があり、この規定は国の従わなければならない基準として定めてあるもので、事故発生後の防止のための指針の整備や、家族等への連絡体制、事故発生防止のための委員会、研修、損害賠償等について定めてあります。

したがって、事故発生等があった場合、

この規定により対応することになりますが、第三者機関については今後の検討課題とさせていただきます。

国は、子ども・子育て会議で、保育中の事故防止に向け、有識者らによる検討会を設置して、今年の秋ごろまでに指針をつくる方針を示しております。死亡など重大事故が起きた場合の検証には、運輸安全委員会のような独立性の高い第三者機関の設置も検討し、来年度始まる新たな子育て支援制度での導入を目指しておりますので、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、大きな2点目の医療・介護総合法についての御質問にお答えいたします。

予防給付のうち、訪問介護と通所介護を地域支援事業へ移行することで、受給している人のサービスを打ち切らないのは当然のことと思います。

次に、新たにサービスを利用する方への対応ですが、訪問介護・通所介護以外の予防給付は残ることから、新たにサービスを利用する人の不利益は生じないものと思います。

また、議員も御承知のとおり、国は医療完結型から地域完結型に大きくかじを切りました。したがって、今後、介護サービスを利用される方がふえることと予想をされます。

地域支援事業となった訪問介護・通所介護を含めた「多様なサービス」の内容につきましては、インフォーマルなサービスが提供できるNPOやボランティア等の社会資源の充実に努めてまいります。

特別養護老人施設問題でございますが、現在、待機者のうち介護度3未満の人数でございますが、20名いらっしゃいます。今後、基準の厳格化によって、介護度1、2の方は現在でも厳しい状況でございますが、ますます入所は難しくなるものと思います。

対応策はなかなか見出せない状況でございます

すが、より一層の在宅復帰支援策を充実してまいります。なお、現在、入所されている介護度3以下の方はそのまま入所できます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（山口親志） 持留議員の小規模企業振興基本法の交付に伴う自治体の役割等についてお答えいたします。

地域経済を支える小規模事業者が、地域で経営を持続的に行うため、再構築を全面的にサポートするための整備を背景にし、事業計画策定実施支援のための体制を整備するため、商工会議所の支援計画を国が認定、公表し、計画認定を受けた商工会議所は自治体や金融機関等と連携し、地域の小規模事業者を支援するとなっているようであります。

本市も同様、商工会で支援計画策定に取り組んでいかれる段階で連携を行ってまいります。

本市の商工の実態については、後継者不足と消費者ニーズに対する対応と厳しい状況にありますが、まちづくりのために商工の活性化は必要不可欠であり、経済の循環の一役を担っておられると思っておりますことから、しっかり商工会と連携してまいります。

要望のありました実態調査については、これまで行政、商工会で行ってございましたのは戸数や従業員数の調査であり、要望等の調査は行っておりませんが、商工部会等の会議での意見聴取をされておられるようであります。

また、提案の店舗リフォーム助成についても商工会に提案をしておりますが、助成残の投資など、なかなか厳しい状況のようであります。金融機関等の協力関係ではありますが、経済同友会、商工会等で意見交換会が定期的に行われており、その中に行政も入って情報交換は行っております。

今回の支援法では、自治体や地域の金融機関、公的機関と商工会を中核とした連携の促進がうたわれていることから、行政がどのような協力

関係を行えるか、現在の商工の現状を把握し、商工会の要望等に対応してまいりたいと思っております。

以上であります。

○土木課長（宮迫章二） 住宅リフォーム助成制度に新築も対象と検討すべきではないかとの御質問にお答えします。

この平成25年度創設の住宅リフォーム促進事業は、快適な住環境の整備等を推進するとともに、地域経済の活性化を図る目的で、平成26年度も実施しているところでございます。

昨年度の実績が45件、488万3,000円で行ってまいりました。今年度は、9月5日現在で、申請件数33件、申請額352万5,000円となっております。

また、今年度、申請が伸び悩んでおりますのは、昨年は消費税増税前の駆け込み需要と住宅リフォームは市内の登録業者が行う工事が対象であります。市内の住宅の新築につきましても、市外のメーカーでの建設が多いこともあり、リフォームを依頼する際も、メーカーに依頼されるケースが多いためではないかと考えております。

住宅リフォーム助成制度に新築も対象と検討すべきではないかとのことでございますが、リフォームは市内の小規模事業者でも実施可能ではありますが、市内の住宅新築は市外メーカーが多いことから、地元の、特に小規模な事業者に対しての景気対策という観点からも、新築も対象とすることは難しいと考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（森山博之） 歴史資料館の問題について、どのような議論になっているか、議論の経過はどうなっているか、課題克服と具体的方向についての御質問にお答えいたします。

歴史民俗資料館の建設につきましては、平成9年12月議会でその陳情が採択をされ、市民からの関心が高い事案であると認識をしております。しかしながら、文化庁からの民族歴史資料

館建設補助制度が平成8年度に廃止されましたことや、平成23年度に実施をいたしました県内33の施設のアンケート結果によりますと、入館料を徴収しております始良市歴史民俗館や、南さつま市歴史交流館金峰のほか12の施設及び入館料が無料の19施設とも、集客と施設の維持管理費用や人件費も多額となり、運営に大変苦慮している実態がございます。

これらを踏まえ、教育委員会でも議論をいたしました。このような課題に加え、本市の厳しい財政状況を鑑みますと、歴史民俗資料館建設は現実性が低いと言わざるを得ない状況でございます。

したがって、文化財等の展示・保存・管理機能をあわせ持つ歴史民俗資料館建設につきましては、こうした厳しい面がございますことから、今後は保存、管理する収蔵施設のみに限定し、新築ではない既存施設を活用した取り組みもできないか、検討してまいりたいと考えております。

これまで、本市の文化財の中でも、特に重要な県指定文化財であります勝軍地蔵胎内納入物や柗原貝塚出土品及び垂水島津家遺品等につきましては、現在、温度・湿度調整機能を持っております文化会館1階で収蔵施設として適切に管理をしております。

移動展示が可能な文化財について、民間で連携した取り組みができないか、検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○税務課長（前木場強也） 持留議員の徴税・納税問題に関しての御質問にお答えいたします。

滞納していても納税者の権利はあると考えるが、主にどのようなものがあるのかという御質問ですが、納税者の権利といえますか、活用できる制度や徴収に関する規定ということでお答えいたします。

まず、地方税法に定められている徴収猶予、

看過の猶予、滞納処分の停止がございます。

徴収の猶予とは、納税者の方が災害や盗難、病気、事業の廃止や著しい損失などの理由で納税が困難な場合に1年以内に限り徴収を猶予できるというものでございます。

なお、さらに最長2年まで延長できると規定されております。

次に、看過の猶予とは、差し押さえた財産を看過することで、事業の継続、または、生活の維持を困難にするおそれがある場合などに、その財産の看過を1年に限り猶予するものでございます。

次に、滞納処分の停止とは、滞納処分のする財産がない、滞納処分をすることで生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどを要件に、滞納処分の執行を停止することができるというものでございます。

そのほか、市税条例などで減免制度を設けております。

災害を受けた方、生活保護等の適用を受けている方、失業や疾病等で、所得が前年の半分以上になつた方などが対象となっております。

また、国税徴収法では、差押禁止財産、超過差押及び無益な差押の禁止が規定されております。

なお、児童手当は児童手当法により、生活保護費は生活保護法により差し押さえることはできないと規定されております。

次に、鳥取児童手当差し押さえ違法判決を生かす取り組みが必要ではないかという御質問についてでございますが、この裁判は預金口座に児童手当が振り込まれた直後、県が差し押さえをしたことに対し、違法であるか争われたものでございます。

この事案は、差押禁止財産である児童手当は、預金口座への入金後も差押禁止財産に該当するかどうかということが争点になったものです。預金債権は差し押さえ可能、児童手当は差し押

さえ不可能となっているためです。

判決は、鳥取地裁、広島高裁とも、差し押さえは違法との判断がされております。

判決では、預金口座が2カ月以上も入出金がなかったため、実際の差し押さえ処分の時点において、客観的に見ても、児童手当以外には預金口座への入金がない状況にあり、行政庁がそのことを知り、または、知り得べき状態にあったのに、なお、差し押さえ処分を断行したときには違法なものと解されるのが相当であるとされました。

ただし、一般的に差し押さえ等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は、原則として、差し押さえ等禁止債権としての属性を承継するものではないと解されるとしております。

この判決を受けて、本年1月総務省より、地方税制改正、地方税務行政の運営に当たっての留意事項等とし、通知がございました。

内容は、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときはその執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別、具体的な実情を十分に把握した上で適正な執行に努めていただきたいというものでございます。

本市でもこのことを踏まえ、預貯金の差し押さえに際しては、口座の過去3カ月間の取引明細を確認するなど、慎重に執行しております。市政の運営は、市民の納税により支えられており、その財源はみずから確保するのが基本でございますので、市税等の確実な収納対策を講じていくことが大変重要であると考えております。

今後も、納税相談もない、納付もないなど、悪質な滞納者に対しましては、滞納処分の強化を進めていくと同時に、災害や盗難、病気、事業の廃止や著しい損失などの理由で納税が困難な納税者の方に対しましては、納税相談の際に

制度や既定の説明を含め、個別の事情を十分に把握した上で対処していきたいと思っております。

また、広報に関しましても、年度当初に全戸配付いたします納税のしおり、広報誌を活用し、制度や既定の周知をしながら納税に対する理解を深める努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 では、不十分な点について再質問を行っていききたいと思います。

一問一答方式でお願いしたいと思います。

最初は、子育て支援関係なんですけど、これは委員会に付託をされますので、ここで私は1つの問題提起という形でここでは取り上げましたので、委員会ではぜひ活発な議論をさまざまな角度から行っていただきたいというふうに思います。

そこで、再質問したいという点では、この間、この問題について議論してきたのは、どのような施設であっても子供たちの保育を等しく保証していくんだということと、子供たちの安心・安全な健やかな成長を保障する、これは実施責任があるんだということを言いましたし、そして、市長とも公共性・継続性・安定性で保育の権利保障と市の実施責任をちゃんと守ってほしいと、そういう観点からこの条例案等は検討もされてきたというふうな理解をしてたわけです。

ところが、中に入っていくと、1つ目は家庭保育事業等のところであります。

B型、C型、ここは保育資格が家庭事業だと、B型だと2分の1以上、C型はゼロだということなんです。果たして、これで安心な子供たちを預けるって保護者の立場に立ったときにそのことをきちっと守れるんだろうかということなんです。

それで、全国では仙台市でもここを3分の2以上にしようとか、それからあと北九州市ではここを4分の3以上にしようとか、全ての保育所

で保育士の資格をと、そういう自治体も生まれてきてます。それは、やはり先ほど言ったどんな施設であっても等しく保育保障していく、安心・安全、健やかな子供たちの成長を願うためにやっぱりそういう体制が必要だということを、このところでそれぞれの自治体は取り組んだわけでありませう。

しかし、先ほどの課長の説明等も含めて、この法律の最大のポイントは、確かに待機児童の解消ですけども、もう1点の角度は企業の参入というのが1つあるんです。このことによってこの問題解決していくんだという。そのためには、どうしても基準を緩和していかなくちゃならないということがあったらと思うんです。

ところが、先ほど言いましたとおり、無認可保育所ではさまざまな死亡事故も発生しているんだと。それは、保育士の資格問題がいろいろ問われているからです。実態というより専門的な対応ができないからそういう問題も引き起こされてくるんだということがその結論から言えるんじゃないかなと思うんです。そうやってきたときに、この問題でそういう、さっきのポイントを3つ言いましたけども、その立場で検討されたのかということ、大事な視点だというふうに思うんです。

もう1つは、学童保育の問題であります。

ここに写真があります。これは、学童保育の今の施設です。施設側から子供たちの側から見た部屋の中身ですけども、これは職員室なんです。部屋の中に職員室が約16平米とってあります。それと、これは何かといいますと、ここに空間があります。（発言する者あり）

これは、子供がちょっと気分が悪いとなったときにここで休憩をとるところがあるんです。

（「板の間」と呼ぶ者あり）板の間のことなんです。本来であれば保健室みたいなところがあって、そこで安心して寝てくださいよと言ってほしいんですけども、そういうスペースもない

んだということなんです。その現状、しっかり知っていただきたいということと、そして今の1.69平米というのは、先ほど言いましたとおり、乳幼児の基準なんです。約畳半分ですよ。それは、乳幼児の面積なんです。（「畳1枚」と呼ぶ者あり）1枚の半分。そうなってくると、今度は小学校からの6年まで対象になります。この前も行ってきましたけれども、もう本当に狭い。子供たちがひしめき合う中で保育されている。（発言する者あり）3人の保育の方々がいらっしゃいましたけども、大変だと、もう目が届かないと、現況3人でも目が届かない。今、それの中を有資格2人以上ということになります。そうなってくると、やっぱり私は現状からも後退する中身じゃないかというふうに思うんです。だから、そういう意味で、こういうさまざまな問題、家庭事業等については、給食の外部搬入とか施設の原則1階、課長は先ほど、うちはなり得ないんじゃないかと言いましたけれども、しかし、これに企業は参入してくる。例えば、ある保育所が倒産した。もうやめたとなると、そこを買い取ってくる可能性もあります。また、ビルを買い取ってやる方法もあります。そうなると、垂水の条件がそうだから、私たちは4階につくりますよということになりかねない。そうすると、やっぱり入口のところできちんと厳しい基準を、さっき言った3つの観点、子供たちの健やかな保障だとか、安心安全な子供たちを守るという、そういう観点から、やはり最初からハードルを厳しくしておかないと、市長たちが言う、そういう市としての実績に、子供たちを守るという実績には守れないんじゃないかなというふうに思うんです。この点については、ここでは議論してもなかなか条例案の検討というのは、委員会で付託をされてきますので、ぜひそこで議論していただきたいのですが、市長について、改めてこの3つのポイントを言いましたけれども、そういう観点に立って、

これを検討されたのか、そのことについてお聞きをしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど御指摘がありました公共性、継続性、安全性ですか。安定性ですか。もちろん議会の初日の中でも御質問がありまして、そのことで考え方をお話させていただきました。本市にとって、子育て世代、子育て支援をしっかりとやっていくということは、最大の課題と言ってもいいくらいだと思います。それに向かって、いろんな支援センターを新設をしたり、いろんな形で拡充はしていると思います。今回、国の制度によりまして、いろいろ変わる部分がありまして、それがよりよい方向へ向かっていくということではいけないと思いますので、足りない部分に関しましては、またいろんな形で検討して、前向きに対応していきたいというふうに考えております。

○持留良一議員 ぜひ委員会で、また我々議会がこれを最終的には結論を出すわけですので、ぜひ委員会でも厳しい意見交換をしていただいて、よりよい中身に、できれば修正等も含めて議論をしていただければというふうに思います。

次に、介護問題に移りたいというふうに思います。

先ほど、要支援の問題について1点は話をしましたが、直ちにサービスは切り捨てられるものではないと、確かにそのことは受け止めたいと思います。

2点目の問題なんです。訪問、通所介護以外の予防給付は残るから不利益は生じないとNPO、ボランティア等の社会資源の充実に努めていくということがありましたけど、しかし今、この間、地域がさまざまな形で崩壊状態であります。しかし、そうなってくると社会資源の充実に努めていくという保障はどこにあるのだろうかというふうに思うのです。實際上、なかなかこのことも非常に難しい。ましてや国がこういう形で、自治体、ある意味での自助、共助に責

任を転嫁するような、そういう中身になってくるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、国会ではこんな議論がされているようなんです。新たなサービスを利用する人は全ての多様なサービスになるのではないと、新しいサービスを利用する人も専門的なサービスの利用は可能だというふうに述べています。これは確かに基準があります。基準をクリアしない限りはできないということなんです、そうなってくると、この問題で不利益は生じないと、その社会資源の充実に努めていくということは言われています。一方では、そういう形で保障はしていきますよと、いうなったときに、きちんとした保障はどうしていくのかということなんです、この点については実務的な点ですので、課長のほうに答弁を求めます。

○保健福祉課長（篠原輝義） ただいまの御質問でございましたけれども、保障をどうしていくのかということでございます。この地域支援事業となるわけで、これが平成29年度までの段階的におろしていくということでございまして、今第6期の介護保険計画の策定中でございます。この中でいろいろとまた議論していかなければならないということだと思います。その保障につきましても、先ほども申し上げましたように、NPOとかボランティア、そこに社会資源を求めていくということでございますので、しっかりと、そういった保障をしていきたいというふうに考えております。

○持留良一議員 ぜひそういうことで、この部分はそういう多様なサービスの内容等から、再度利用するサービスを広げるという観点に立って、取り組んでいただきたいと、そのことをそういう一つの目標としてやっていくということをおっしゃったので確認したいと思います。

それと大事なものは、やっぱり今後、当然要介護の申請が出てくると思うのです。窓口です。そういう方々は、きちんと高齢者の権利なわけ

ですので、そのことはきちんと窓口で徹底をして受け付けるんだということをやっていたきたいのですが、確認できるでしょうか。

○保健福祉課長（篠原輝義） その辺については、また今後、そこ辺の保障の問題、先ほどの問題もありましたので、また検討させていただきたいというふうに思います。

○持留良一議員 これは、1つの申請することは権利ですので、きちんとそれを受け止めて、もうあなたは最初から当てはまらないからという、今度はチェックシートみたいなのができるというふうに聞いています。そうすると非常に、きのうからの議論もあるとおりに、いかに抑制していくかということでは、窓口ではそういうことが当然行われてくると思うのです。やはりこれは一つ、高齢者の権利なわけですので、要介護申請とかは、ぜひ今、課長が言われたみたいな形で、これは実務的な問題ですが、取り組んでいただきたいと思います。

それから、養護老人ホームの特老の問題についてですけれども、先ほど入所が厳しくなる。介護1、2の方はです。対策は見い出せないということでしたけれども、これだと本当に市はどんなふうにしていくのかというのが、問われてくると思う。そうなってくると、市だけでは対応できない問題が出てくる。そうなってきたときに、抜本的には、当面はホームの増設をしない、待機者を解決していけないという問題があるわけなんですけれども、これについて市長にお伺いしますけれども、市長会等を通じて、この問題はいろいろと要望を出されていると思うのですが、ぜひこの問題について国にこういう現状があって、養護施設、特老は必要なんだという立場で要望していくんだという考えはあるのか、お聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 高齢者の方々の状況にあわせて、それぞれ必要な施設というのは、これはそのとおりにだと思えますけれども、今、全体

的な本市の流れの中でも、高齢者の多様なニーズがあるというのは、そのとおりになんですけれども、本市はできるだけ住み慣れた地域や家で暮らし続ける地域包括ケアのほうに、かじを切っておりますので、その辺の状況やらを見極めて、対応していきたいというふうに思っております。

○持留良一議員 店舗に移りますが、今包括ケアの問題を言われましたけれども、しかし実際上、これはどう進むかという点でさまざまな課題が今残っていると思います。今一方では、包括ケア難民も出てくるだろうというふうにも言われています。だから、単純には解決しない問題があるんだと、そうすると根本的な問題として、特別養護老人ホームの増設ということで、当面はそういう対策を国に対して強く要望していただきたいと思います。

次は、小規模企業振興法問題について伺います。これは、同時に小規模支援法も成立をしています。これは、いわゆるバックアップ体制する義務を、ここでやっていくんだという中身ですけれども、私は先ほどこの問題で重要な点を指摘させていただいたんですけれども、いわゆる自治体職員がみずから実態調査に入っていく。そのことは、職員の政策能力を高めることにつながる。実態からでしか、問題点や、またそれに対応する政策はみえないと思うのですが、市長、市の職員のそのような能力をどのようにしたら、発揮できるというふうにお考えでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 本市の職員に関しましては、かなりただいま提案があったことに関しても、いろんな現場に入って、いろんな会に入って、実態調査をしていると思いますので、私自身も今後、若い経営者も含めて、町のほうにしっかりと聞いて、反映をしていくということに努めたいというふうに思っております。

○持留良一議員 この問題については、中小企

業庁長官が各公共自治体において、実態調査を行うということは、実情を踏まえた効果的な政策が講じるといふ観点からも、有用な取り組みであると考えているということでこの実態調査の必要性を国会でも答弁しているのです。そうなってくると、私は今までいろんな形で、先ほど十分じゃなかったけれども、課長が実際やっているんだという言葉には、今回やっぱり要望とかを含めて聞いて、それを施策にどう反映させていくかという点は、非常に重要な取り組みだと思ふのです。そのことは国が示す基本計画に、さらに自治体がそれに対して、どう施策をやっていくかと、そうやってきたときに、バックボーンなるものがないと、それを具体的に計画化していくことはできないと思ふ。そうやってきたときに、私はやっぱり商工会とかというレベルじゃなくて、職員がみずから足で歩き回って、商店街や小企業の実態をつかむ。そして、現在の状況をつかんで、何が足りないのか、何が問題なんだということがあると思ふ。そのことがやっぱり職員の非常に力になると思ふ。そういう意味で、職員にこの点については、きちんとやらせていく考えはないのか、再度お聞きいたします。

○市長（尾脇雅弥） 先ほども申し上げましたけれども、通常業務ももちろんなんですけれども、それ以外も、プライベートも含めて、いろんな町の商工、商店とかに入って、いろんな話も聞かせていただいているということがありますので、引き続いて頑張ってくださいようように指導していきたいというふうに思ふ。

○持留良一議員 そういう方向だということ、確認をしていきたいというふうに思ふ。

景気刺激策ということで、先ほど店舗リフォームの問題と、新たな住宅リフォームについては、新規もどうだということ、提案したんですけれども、ぜひこれは全国でも新規、それからリフォームをやっている自治体が数多くあり

ます。ぜひこのところを市長の形も、指示も含めて、調査研究をぜひするように訴えていただきたいというふうに思ふ。京都の与謝野町なんかもやっていますし、全国でももう約500を超える自治体が住宅リフォームをやっています。これは当然、限定的な関係にもなるかと思ふ。ただ、そういう意味で、継続して新たな景気刺激策として店舗及び新規もというふうに私は提案申させていただきました。というのは、小規模企業振興法に、地域の現実に見合った施策の拡充への手がかりという形で、こういう支援策も、当然、市はすべきじゃないかという観点なんです。そういう意味で、この調査をぜひ、この点については、市長の指示も含めて取り組んでほしいんですけれども、市長の見解を伺います。

○市長（尾脇雅弥） 現状は、先ほど担当課長が申し上げたとおりでございますけれども、なかなかあれも、これもというわけにはいきませんけれども、情報をしっかりと収集するというのは大事なことだと思いますので、まずはそこから始めたいというふうに思ふ。

○持留良一議員 ぜひお願いをしたいというふうに思ふ。

次の質問に移りたいと思ふ。歴史資料館の問題について伺いたいと思ふ。

先ほどいろいろ話も出ましたし、現状の状況も話をお聞きしましたし、實際上、厳しい、難しいということを言われました。それはデータとか実態調査も踏まえて言われましたし、非常にある意味では私たちも残念だなというふうに思ふのです。私は、今回、8月17日、日曜日に平和のための戦争展というのを実行委員会をつくってさせていただきました。その中でも、鹿児島県出身の方で、今、宮崎市に住んでいる方なんですけれども、この企画で故郷と平和、その両方が考えることができるよい企画だったというふうに思ふましたというふうに書かれてい

ます。そして、できたら小学校、学校で教えていただければ本当に良かったなという感想も寄せていただいております。また、2点ですけれども、資料館の必要性をこの中にもいろいろと感想文の中に書かれています。私が危惧するのは、この資料をいろんな形でお願ひする中で、紛失、消失、記録されていかない。そして、散在していくという、そういう現状を改めて強く感じて、なかなか今後そういう資料を集める機会というのが少なくなるなど、そうなるのとやはりいろんな形で、それを記録、保存、そして結果活用して、展示公開という、こういう流れができないと、せっかくの歴史的な資料、また戦績、戦争に関する資料も受け継いでいくことができないなというふうに思ったところです。これは、本当に現実を見る上でも、これは大事な取り組みを、今こそやっていかないとはいえないんじゃないかということをおもいました。

今、市内には2つの民間の方々の資料館があるというふうに思います。それぞれ関係教育委員会の方々は見聞されたりしたというふうに思いますけれども、こういう形で民間の方々の力によって、一方では支えられるという現実もあると思う。そうやってきたときに、やはり将来的な方向では、今の資料館の問題というのは、1つの、まだここで全て終わったというわけじゃないというふうに認識もしたと思います。課題であろうということに受け止めているんですけど、でもやっぱりここでどういう方向性を出すかというのは、先ほどの関係からいくと難しいというふうに受け止めたほうがいいのかなどというふうに思うのですが、しかしやっぱりその時点で、この現実を見たときに、そのあたりの必要性というのは、まだ残っていると思いますので、多面的な形でぜひ取り組みをしていただきたいというふうに思うのですが、私は課長といろいろ話す中でも、民間との連携でいろんな形で企画ができるんじゃないかと、例えば、こ

の時期は戦争に関する問題、この時期は島津史に関する問題とか、いろんな形で、縄文から含めて、垂水柘原遺跡もあります。こういう形でやろうと思えば、いろんな形で民間との連携もできていくというふうに思うのですが、この点について本当は質問は、もう少しこの時点で終わろうかと思ったんですけども、やっぱり民間との連携の方向性もしっかり出していただかないと、どうも私の質問が不十分な形になると思いましたので、この点について、教育長の考え方をお聞かせいただければというふうに思います。

○教育長（長濱重光） 歴史民俗資料館の建設につきましては、先ほど社会教育課長が答弁いたしましたけれども、平成9年12月議会におきまして、歴史民俗資料館の建設促進についての陳情の採択されましたことは、私自身も重く受け止めなければならぬということには理解しているつもりでございます。ただ、その新築となりますと、私自身は既存の施設について、今後検討してまいりたいということを課長が申し上げました。その既存の施設の必要性といたしましては、やはり貴重な資料でございますので、盗難等に遭わないための安全で展示できるところ、管理できるところが条件であろうと思えます。

それからもう一つは、傷みを予防するための適度な温度、湿度調整機能があるところ、それから来場される方々のそれなりの駐車場があるところ、そういったものがあれば、私自身は新築でなくても既存の施設でも何か今後検討するに値するのかなということを含めて、課長が答弁したところでございます。

それから、今申し上げられましたいろんな企画展でありますのは、確かに民間を活用したことも、今から1つの案でございますので、検討を進めてまいります。私自身はこれまでも取り組んでまいりました図書館を活用した展示、

そのあたりも含めて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 この点については、さまざまな今、教育長から考え方も示されたように、いろんな広報ができると思う。だから、そういう方向を活用して、ぜひ既存の施設も含めて、民間との連携も含めて、この資料の展示、公開、記録、保存はいいけれども、結果としてそれが展示、公開されなければ、やはり意味がないというふうに思いますので、いろんな意味で、そういう施設を活用して今後市民の皆さんにも公開していただきたいと思う。私たちがやった企画だけでも、これだけの人数の方々に参加していただいておりますので、ぜひ行政のほうでも、そういう立場で取り組んでいただきたいと思えます。

いよいよ最後の質問に移りたいと思えます。

これは集約されるのは、先ほど課長が言われたとおり、国が高等裁判所の判決を受けて、まだ国会でのさまざまな議論もあったかというふうに思いますけれども、滞納処分は納税者の実情を十分に把握し、その実情に即しつつ、生活の維持または事業の継続に与える影響などを考慮して行うべきだということであります。やはりこの立場に立って、どう具体化していくかは、先ほど課長が言われました。そのことが非常に大事だというふうに思えます。

しかし、その後もこういう形でやはり市長、やっぱり同じような形で児童手当の差し押さえが行われて、そして結果として取り戻すということになっているわけなんです。先ほどマニュアルも改訂もして、そういう対応をしていくということが言われました。当然、市長にもいろいろ相談があったかというふうに思えます。そして、私が調べたのも、徴収の緩和のための諸規定というのは、約50項目ほどあります。法律や通達も含めて、これだけさまざまな形で納税

者の保護がうたわれているわけなんです。そういう立場に立って、どうこの問題を取り組んでいくのかというのが、ある意味、今後の徴税の問題であると思う。これは逆に返すと、一方では、そこで納税者とのある意味での学習というか、教育にもなると思う。納めることの重要性、そしてまた一方では、権利を主張することの大切さも、そこで生まれてくるというふうに思う。そうなってきたときに、やはりこの法律も含めて、きちんと対応していかなくちゃならないと、そういう意味で大事なものは、3点目に言いましたとおり、納税者はどのように守られているのかということが非常に大事かと思うのですが、市長は相談を受けられたときに、どのように税務課と話をされたのか、その対応、対策はどのようにとられたのか。その点についてお聞きをしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど担当課長がお話をしたような手順に従って、まず納税というのは義務でありますので、しっかりとお納めいただくと、その中でも納められない事情を考慮して、必要に応じてはいろいろ対応していくということなんですけれども、あくまでも先ほどお話がありましたけれども、悪質な納税の滞納者というのは、強化を進めていくということと、今申し上げました災害とか、いろんなものですぐ納められないというところは、いろんな事情を考慮して判断をしていくということだと思えます。

○持留良一議員 最後になりますけれども、この問題というのは、非常にある意味では重要です。こういう裁判を通さなければ、問題が明らかにならない。そして納税者の権利も保護されていかないという問題があります。だから、行政も一生懸命勉強していただいているというふうに思えます。やはりこういう事例なんかをしっかりと改めて学んでいただきながら、納税者の権利等、また当然、責務も含めて、ぜひ徹底を図っていただきたいというふうに思えます。

そのことがある意味では、垂水の納税者の暮らしを含めて、私たちの生活の向上につながっていくということだというふうに思います。そのところを指摘して、私の質問を終わります。

○議長（森 正勝） 次に、12番、川尻議員の質問を許可します。

〔川尻達志議員登壇〕

○川尻達志議員 きのう池山議員が大人の対応でいい時間に終わらせていただきましたので、私も協力をしたいと思います。前語りは省きます。私もなるべく簡潔に質問をいたします。答弁をされる側も、ぜひ文章を読むのではなく、自分の考えで答弁していただければ、ありがたいと思います。

まず1点目、人口減少対策プランのその後についてということでありすけれども、やはり前回も申し上げましたけれども、実行計画が重要であります。まず現在の実行計画についての進捗状況をお伺いをいたします。

それからメガソーラーですけれども、これはもともと垂水市もかなり、一番早かったにもかかわらず、この時期まで遅れている。どこに問題があるのか、検証をされているのか。非常に脇が甘い、そのように思います。何でもかと言いますと、最初の契約書通りいってれば、こんなに遅くなるはずはない。脇が甘いともう一回申し上げる。これまでの経緯だけを、まずお伺いをいたします。

それから本市の災害対策ですけれども、きのうも災害の話、質問がありました。水迫市長時代に大変な事故がありました。そのとき本市は全国でも災害については、かなり注目を浴びたときがあります。しかし、今になってみますと、多分、執行部の皆さん方はそれなりにしっかりやっている。これは評価をしたいと思う。ただ、問題は、しっかりやっていることが市民に届いていない。ここが問題。皆様方と市民と同じ意識でやっているのかどうか、非常に疑問を感じ

る。

そこで、今、気象庁の大雨でも前例のない豪雨とか、いろんなことで警報が出るようになってきている。ということは、地球そのもので、鹿児島県、日本そのものが亜熱帯化していると思う。デング熱にしてもそうです。そうしたときに、やはり皆さん方がそういった大きな目で災害を捉えることも必要だと思う。今までの考え方が通用するとは、とても思えないのです。

それともう1点、市長の肝いりで危機管理監を招聘をいたしました。危機管理監、皆さん方から見ればよくやっているんだと、そういう評価をされると思う。ただ、危機管理監の動きが市民の間でほとんど見えてこない。だめだと言っているのではない。危機管理監が胸を張って、垂水市内を歩けるような、やはりそういうこともしていただかないと、次にまた危機管理監という話があったときに、前回もありましたけれども、こういう課題がまた一段と厳しくなるのかな。ぜひここら辺についても市長の見解、今後の取り組みについて、まず1回目お伺いをします。

○企画課長（角野 毅） 川尻議員の人口減少対策プログラムのその後について、実施計画の進捗状況についての御質問にお答えをいたします。

人口減少対策につきましては、平成25年度に作成した垂水市人口減少対策プログラムに基づき、事業を実施しているところでございます。平成26年度につきましては、住宅取得費等助成事業、中学生までの医療費の全額無料化、垂水市イメージアップ事業の3事業を実施いたしております。

住宅取得費等助成事業につきましては、住宅建設予定者の方や建設業者からの問い合わせが受けております。ただ、完成後の申請となっております関係で、まだ申請はいただいております。

こども医療費助成事業につきましては、既に実施を行っております。

イメージアップ事業につきましては、子育て世代向けのパンフレットを作成するもので、関係課より資料収集を終え、準備を進めているところでございます。平成27年度以降の事業につきましても、本市の人口減少の課題は、未婚率の高さや年少人口割合の低さにあると考えられることから、特に施策のターゲットを子育て世代とし、民間活力を活用した集合住宅の建設促進、空き地の住宅建設用地としての活用促進、空き家の有効活用策、ブックススタート事業、婚活イベント、支援事業等についての予算化を検討しているところでございます。

続きまして、メガソーラーの起工が遅れている原因ということで、これまでの経緯についてお答えいたします。

当初、垂水桜島SUN SUNプロジェクトとしてリニューアル・ジャパン株式会社が設立をいたしました。合同会社桜島として事業を推進しておりましたが、投資会社の最終決定に伴い、合同会社垂水高峠として現在、事業を進めてきております。合同会社垂水高峠と工事施工業者であるJFE電制株式会社との契約が正式に締結をされましたことにより、高峠におけるメガソーラー事業は施主として投資会社のサンエジソンジャパン株式会社、施工会社としてJFE電制株式会社、下請けといたしまして、建設部門を大成建設株式会社、土木部門を大成ロテック株式会社、電機部門を株式会社九電工で、事業を推進していくことが決定となりました。工事スケジュールでございますが、仮設事務所の設置、調整地、建設を行い、基礎設置、架台組み立てと進み、基盤類の基礎工事、パネル取り付け、電気配管工事、配線工事を行った後に、特別高圧電線に連携をいたしまして、平成27年7月より試運転の調整及び安全管理審査を終了し、同年の9月末に完工、引き渡しを行い、商

業運転を開始するという計画になっております。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） 過去の災害教訓が生かされず、市民に届いていないとか、市民と同じ意識でやっていないとの指摘でございますが、これまでも広報紙で、防災に関する特集を掲載して、市民の防災意識の啓蒙に努め、平成17年10%であった自主防災組織率は現在96%を超え、各組織での独自の訓練や講演会の講師派遣要請も年々ふえております。市の総合防災訓練や桜島火山爆発訓練も多く地域の住民に参加していただいています。垂水ほっとメールへの登録者数も増加傾向にありますので、防災担当として、市民の防災意識はかなり高まっていると感じているところでございます。防災意識は高まっても、防災に関する情報提供などの周知が不十分であると思いますので、広報紙や自主防災組織リーダー研修会、各種訓練時などで周知啓発に努めてまいります。

また、地域間あるいは市民の間でも防災に関する意識の格差があるように思われることから、防災ラジオを現在配付しておりますので、この際に、自助、共助の考え方を理解していただくように努めてまいりたいと思います。

それから次に、危機管理監につきまして、市長の見解をお求めでしたが、その前に市民への周知が足りないとのことでしたので、危機管理監の業務内容につきまして説明させていただきます。

危機管理監につきましては、平成17年、18年の大災害を受け、災害に強いまちづくり、安心なまちづくりを重点施策とする中で、危機管理能力の向上、関係機関との連携、協力体制の強化、自主防災組織の育成、市民、市の国民保護計画の総合的な推進などを図ることを目的に、平成19年1月より総務課に配属しております。危機管理監の主な業務としましては、台風や大雨のときの情報収集及び分析、垂水市地域防災

計画の整備、見直し、垂水市防災訓練、災害時の要支援者の避難対応、桜島防災関係への情報収集などさまざまな取り組み、危機管理監の進言を受けて、本部長である市長が各種本部の設置、避難所開設、避難勧告等の発令を最終判断し、それぞれの対策部長を中心に情報を共有して対応しているところです。想定できる災害等の発生及び発生の恐れがある状況においては、庁舎に寝泊まりしていただき、また自宅でも常に情報収集を行っております。緊急時には24時間体制を確立して対応しているところでございます。防災対策以外においても、新型インフルエンザのマニュアル作成、鳥インフルエンザ、口蹄疫等の情報収集など、広く活動しております。本市の安心、安全なまちづくりの防災、減災対策において、危機管理監は非常に重要な職務であるところでございますので、御理解お願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 危機管理監に対してのお尋ねでありました。これまでを振りかえっても危機管理監がいていただいてよかったなというのが、私の結論であります。今、担当課長からもありましたけれども、いろんな形で類似する形で、警察とか消防もいっちゃうわけですが、そこでは得られないようないろいろな情報、またそれをもとにした分析というのが、これほどなのかということで感じるものがさまざまあります。最終的に私のほうで、判断をしていくということになりますけれども、そのために何よりもできるだけ現状に即したいろいろな情報が入ってくるというのが、危機管理監のすばらしいところでもありますので、そのことで結果的に垂水市民の生命、財産が守られているということにもつながっていると思いますので、よかったというふうに思います。

ただ、なかなかそれを伝えるということが足りないというのは、御指摘のとおりだと思いますが、ただ危機管理監が出てくる場面というの

は、いろんな台風とか、そういった災害が近づいているということの状況なものですから、そのときにそこを全面に出すということは、なかなか難しいのですが、平時、こういったシステムでやっているということは、しっかり広報しなきゃいけないことだと思いますので、今後そのことも検討していきたいというふうに思います。

○川尻達志議員 最初の実施計画の件ですけれども、3点ほど目玉をおっしゃったけれども、よう考えているのかな、子育て支援とか家をつくるとかおっしゃるけれども、一番大事なのは、誰が考えても男が働く職場です。ここがないと確かに、ある意味それとも必要でしょう。ただどこでもやっていることです。子育て支援をして、いい子をたくさんつくって、ところが働く場所がないと、高校卒業で出ていく。何遍、私もだいたい指摘したと思うけれども、やはり民間企業が活性化しないと、人口はふえない。だけど、国がやっている政策もそうでしょう。僕は、もう1回ぐらい、まだ間に合うと思う。要するに、何でこのタイミングでしたかということ、来年の予算です。予算づけをしていないと、実施計画にはならない。ぜひ民間企業に対する支援、働く場所、今現在、垂水にある、ここを何とか支援をしながら、税金を直接投入するわけにはいかないの、道路とか、前も言っている。社宅の話とか、補助金を出すとか、やはりそういった政策、本当の基本の政策です。子育て支援、曾於市は既に高校生まで無料です。弱小の自治体がこういうことで大衆迎合しちゃいかんと思う。本当に必要なことは、市長、市長会で東京の子供たちと垂水の子供たちと同じ状況にしてやらないといけない。国民は公平です。議長にもお願いするんだけど議長会でも、子育て支援については日本一です。同じ条件にさせていただきたいと思う。それ以上のことはするなと、そしてほかに金の使い道があるだろう。要するに、

働く場所を地方に分散していかないとだめになる。何で出稼ぎが起きたかという、東京中心なんです。新幹線をつくる。高速道路を、いろんな施設をする。出稼ぎが始まった。都会のものが前提でということで、農業をされている。やはり地方も産業を大事にしていかなないと幾ら子育て支援とか、住宅とかやっても働く場所がなければ何もよくない。ぜひここでそういったもう1回、市長の考え方を。要するに、方針の転換は今ならまだできる。ぎりぎり。要するに予算編成ですから、ぜひ、そこらについての市長の考え方を聞かせていただきたい。

○市長（尾脇雅弥） 今、川尻議員がおっしゃった考えが違うとは申しません。それも大事なことだと思います。そういった意味では、6次産業化、観光振興というような形で、ただ雇用の場をどこに求めているかと、1次の部分ではなくて、儲かる仕組みの部分に求めたいというようなことも、今政策的にはやっております。ただ、垂水高校の存続の問題でもそうだったのですけれど、私が最初にこの問題に取り組むまでは、出口の問題だというふうに思っていたのです。普通科を出たら、どういう進学があるのか。あるいは生活デザイン科を出たら、どういう就職先があるのかと、ここに強化すればいいというふうに思っていたけれども、実態調査をとった時には、イメージということが一番大きかった。だから、そのイメージをアップする戦略を掲げたところ、それに伴って結果も出てきた。この人口減に関しても、きのうも感王寺議員からもお話がありましたけれども、同じ本を私も持っていましたけれども、結局その出口ニーズという中で、人が流出しているところの一つの大きなところは、特に若い世代、特に女性の流出というのが大きいという結果が出ておりましたので、そのことにも今回の、前回お示した人口減少対策には、そのことを中心に盛り込んでありますけれども、雇用とかそういっ

たこともやらないということではありませんので、その辺も包括的にやっていかなければいけないというふうに思っています。

○川尻達志議員 次に、政策というのは、長期の視点、中期、長期の視点がある。それと一番見逃しちゃいけないのは、基本、土台、ここらが確かに6次産業化の、これは兼ねての編成の中でやって、これも人口減対策なんです。本当は。だから、ここらをもう1回、みんなで共有するためには、私が言っているのは、基本は何かということ、やはり前面に押し出していくことが大事だと思う。皆さん方が百億何万の予算を使っていらっしゃる、ほとんどがやっぱりそういうことなんです。各課がやっていること。全てが人口が減らない。そこに帰結するはずなんです。そうしたときにやはりこういった計画のときの打ち出し方というのは、やはり強弱、アクセント、どこにアクセントをおくかで、やはりこういった計画というものは訴えるものが違ってくるんだろうと思う。もういいですか。

それでは、もう一回、この件で財政課長、実行計画ができたときに、これは市長もおっしゃいましたけれども、きのう、人口対策が一番主な、目玉であるとおっしゃる。そうしたときに、実行計画についての予算についての取り組みの決意を。

○財政課長（野妻正美） まず大きな計画として総合計画がございますが、その中に基本的にうたわれているものに、年次計画として平準化を求めるために、予算づけをしております。しかしながら、世の中の情勢は変わっていきます。今、市長の政策についても、重要施策として掲げているものもあります。それに基づいて、予算化も変わっていく部分もございます。今、御指摘のあった実計の関係です。この実計という計画の位置づけが財政課としては重要でございます。どういう計画の中のどの部分に位置づけるか、その政策の度合いに、その位置づけの度

合いによって、財政課としての判断も変わってきます。また、そのときのヒアリングによっても変わってきます。もちろんそこについては、市長の意図するもの、そういうところを十二分に考慮し、査定をするつもりであります。

以上でございます。

○川尻達志議員 ありがとうございます。ぜひこの件については、要するに、金を使って、予算化していくことが最大のまず入り口です。ぜひ、予算をつけるために頑張っていたかと思えます。

次に、メガソーラーですけれども、いろいろ何回もこの件について、私だけじゃなく、ほかの議員もたくさん質問しています。今の答弁で納得できるかという、必ずしもそうじゃない。遅れて、やっぱり入札でも、その会社と何回協議をされたかわからない。私も議事録はいただきましたけれども、どうもあちこち変わっている。最初の計画と、会社名も変わるし、予算の調達もできなかったとか、いうことも聞いている。そういったことで、そうですかということじゃだめだと思う。決まったことは決まったとお知らせる。それが契約でしょう。ここらを曖昧にしているから、きのうから出ていますけれども、厳しいことを言います。まさかりの海水浴場、私は詳しいことはわからないけれども、産業廃棄物が川に流れて、海を汚して泳げなくなったということでもいいと思うんだけど、そうしたときに、産業廃棄物を出した業者はどうなるのか。迷惑を被った皆さんがいろいろ言われて、そして泳げなくなった子供たち、ここらも皆さん方もガードが甘い。非常に。本来ならば、不利益を被った人たちは訴訟を起こすことができる。そうしたときに垂水市は勝てますか。けさの北方議員の質問でもそうです。垂水市の土地を土地開発公社が持っていて、又貸しをしてその人たちが利益を上げる。本当にこういうことをいつまでも続けていいのという話。

北方議員がおっしゃるのは、多分そういうことだと思う。ちょっと念を引きましたけど、これは答弁はいらないけれども、大変重要な問題。そういったことも考えながら、ソーラーの話も私は捉えている。多分、市民もそうだと思う。だから、皆さん方と我々とは、なかなかかみ合わない。かみ合わない答弁をするから。非は非と認めた上で、こういう努力をしたよ、努力は当然、ただ、課長、あなただけを責めるわけじゃないけど、こういうことになっていますという経過報告を、ここで相手方と垂水市とどういう差異があったのか。発言に。ここらが私たちは聞きたい。そういうことでしょう。ほかの皆さん方にも。何もそういう計画聞く必要はないんです、私は議事録をもらっているから。

だから、ここいらの考え方ちいうのをもう1回してもらわないと、さっき言ったけども、まさかりの話もそうだと思うんです。どうも法律とか決まり事、約束事、これはしっかりと遵守していかせるとか、やっぱりそういったことをちょっと欠けているのかと、そういった意味で脇が甘いと思います。

企画部長に、これ以上言っても。

ぜひ今後については、そういった気持ちで取り組みをしていただきたいと。最初の契約書をしっかり見ながら、なぜを指摘をしっかりとしている。そういったことを議事録に残しているんです。私は、いつもこういう言い方はしていないんだけど、本当に垂水のことを思うからです。職員ないごいよと言われる我々も、ないよって、議会、利用者も、何も言わんでよってなっているんです。もう時間が来ましたので、ぜひこのことについてはしっかりとやっていただきたい。

それと、先ほど申し上げたこの2点、まさかりとやっぱりここいらも顧問弁護士としっかり話をしながら、総務課長、顧問弁護士がいるんだから、どうすればいいのって、垂水市が不利

益をこうむらないためには、そういった視点でも方法を変えることが必要だろうと思う。ぜひそのことについてをしっかりと、12月もありますので、委員会等もあります、気をかけておきたいと思いますので、一つ一つもう1回頑張っていたきたいと心からそう思います。

もう答弁はいいですね。されますか。(笑声) はい、12月に期待をします。

そういうことで、災害対策ですけれども、先ほど私、申しましたように、責めているんじゃないんです、この災害対策についても。だって皆さん方がいろんなことで市長を先頭にやっぱり頑張っているの、よくわかるんです。ところが市民との乖離があるという話なんです。

きのうから総務課長は自主防災組織の話を何回もされた。ところが自主防災組織が本当に機能しているか。多分、一部のところだけのようない感じがします、私は。例えば、じゃ、自主防災組織は振興会長さんとかいろんな人たちのその地域の充て職だと、この人が変わったということ把握されていますか。

自主防災組織が96%のうち、しっかりと任せられる組織が幾つあるか。私たちは、そういう言わざるを得ないんです。ところが、あなたたちがここで答弁することと実際とは乖離をしているんだという話なんです。

何でかという、この自主防災組織ができてから垂水市は公営化社会が進んでいるんです。もう自分のことが精いっぱい、自主防災組織に抱えられない人たちもかなりふえていると思う。ここいらの変わり具合というのをしっかりと理解していかないと、本当いざというときに間に合わない。だから、皆さん方のやっぱりすることは多分、机上の論理である。

こうすれば戦争は勝てる。ところが、兵隊たちが皆さん方の意向をしっかりと酌んでいない。特に将校連中という自主防災組織の幹部、税制を動かす人たちが高齢化して、皆さん方のここ

いらが、いざというときに間に合わないのかなというふうに危惧をいたしておる。

先ほど言いましたように、もう亜熱帯化しておるんです。そう思っていると思います。もう御承知のとおり北極も、あそこに航路ができるんです、今。ヨーロッパからち、大きいタンカーが。もう、そういう時代なんです。だからこれは、それに乗る人たちも言っているんです。温暖化のおかげで、あの辺の資源開発ができる。

こういった世界情勢も聞き入れながら、やはりやっていかないと、今までみたいな考えじゃ広島みたいに。

広島だって、はっきり言いますよ、これ。ああいうところに家をつくらせた広島市が悪いんです。(「言っちゃいけない」と呼ぶ者あり)

(笑声) 沢とか溪流とか川ちいうのは自然の側溝です。これは、私は前も言ったと思うんです。そこに家をつくらすこと自体がおかしい。これは私に言わずと人災、その時々(発言する者あり)これは罪が問えないけれども、もうやめていっしょから。やはりこれは商業主義に負けたせいです。土地改良をした業者は、あそこ、あの地区だけで大変お金をもうけていっしょる。それを知らしめるのは広島市であったはずなんです、もしくは国であったはずなんです、ここはだめと。だから危険区域はできない、そういう話になっているんです。

これについても無理に答弁を求めていいかな。答弁があれば答えていただきたい、できれば答えますか。

○総務課長(中谷大潤) 今、広島市のこととかいろいろおっしゃられましたけども、他市のことについて、私はこのような立場で申せるようなことではございません。立場ではございませんので、控えさせていただきたいと思いたすが。

○川尻達志議員 時間もちょうど30分です。終わりますけれども、いいほうにとって、皆さん

い形で、歩行を妨げないスペースが必要であるとのことで、現地には設置可能であるとの回答でありました。

上屋につきましては、県内で施工の実績のございます業者に確認を行い、工事費用や施工工程につきまして確認をしているところでございます。

今後の課題につきましてでございますが、バス停側の設置における今後の課題といたしましては財源の確保であると考えております。設置費用につきましては、路線バス運行事業者である三州自動車株式会社による上屋の設置は難しいとのことでございました。そのため、寄附を募るなど方法も検討を行い、財源をいかに確保するかが今後の課題であると考えております。

また、上屋設置後の維持管理につきまして路線バス事業者との協力が可能であるかにつきまして協議が必要になるかと考えております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 市道の管理について適正にできているかとの御質問にお答えいたします。

市道の管理につきましては各振興会等の要望や市民からの通報がございますが、まず職員が現地を確認しまして、工事発注で対応する箇所、環境整備班での対応箇所等、分けまして実施しており、大雨や台風時には災害調査を行い、早目の対応を心がけております。

また、災害発生時に、例えば県道垂水南之郷線が通行どめになったときは市道高峠線を迂回路として利用したこともございます。この高峠線は過去に大災害がありました道路でございますので定期的に道路パトロールを行い、災害防止の観点から、側溝清掃や支障木の伐採、除草作業を環境整備班で年に数回実施し、適正な管理に努めているところでございます。

一般的に、市道の舗装の穴ぼこにつきましては、パトロール時に気づいた箇所や市民からの

通報があったときに舗装補修材を敷くなど早目の対応を行っておりますが、市道の除草につきましては、地域から、例えばお盆前までに草を刈ってほしいとの要望が集中しており、なるべくその要望に沿いたいと考えておりましたが、ことしは梅雨明け以降雨の日が多かったことや要望箇所も多く、希望日まで処理ができなかったことも事実としてございますので、今後も早目の対応や適正な管理を一層心がけるよう努力する所存でございます。

○農林課長（池松 烈） 主な農道の管理につきまして適正にできているのかお答えさせていただきます。

農道の管理につきましては予算の枠内、予算の範囲内がありますことから、事業効果や緊急性を考慮しながら進めますとともに、状況に応じましては土木課環境整備班によります作業で対応しているところでございます。また農家の皆様の御理解をいただきながら中山間直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、地元農家等の御協力をいただきながら行っているところでもございます。

本年度の除草管理委託につきましては5路線を委託しておりますが、この5路線は県営で整備した農道や旧大隅線の鉄道跡地等、比較的利用頻度の多い路線を選択し、発注しております。

発注時期につきましては、雑草が成長する梅雨時期を避け、梅雨明けから除草作業に入るようにしておりますが、土木課所管の市道、公園等と作業時期が重なること、本年のように多雨の場合などから、本課指示に沿う形での作業工程実施が難しいところもあるようでございます。この件に関しましては今後発注時に請負業務全体での本課発注分の工程の確保など、しっかりとした指示、対応を図っていきたいと思います。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 上市木橋の通行規制についての御質問にお答えいたします。

上市木橋につきましては橋梁長寿命化計画で概略点検、詳細点検を経て平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しましたが、委託業者との協議の中で、橋の上流側のH鋼桁の腐食が激しく、大型車両が頻繁に通行すると落橋するおそれがあるとの報告を受けために、急遽、橋の片側のみの通行規制と重量制限を行いました。

振興会長さんと関係部署へも連絡をとりまして、市のホームページ等、市報へも掲載し、広く市民へも広報したところでございます。

今後の計画であります、平成25年度に長寿命化計画に基づき補修設計を行いました、現在製造されていない規格の材料が使われており、補修を行うことが困難であるとの報告を受けたため、県と協議を行い、同形状の橋梁上部工を再仮設する方針を決定したところでございます。

この上市木橋は、問題がなければ今年度補修工事を実施する予定としておりましたが、かけかえることになったため、平成27年度に新たに橋梁上部工の設計業務委託を発注する予定としております。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） マムシの血清の備えについての御質問にお答えいたします。

春先にも堀添議員より、ことしはマムシの発生が多いが市内の医療機関で血清を備えている医療機関はどの程度あるのかとの質問があり、各医療機関を調査をいたしましたところ、垂水中央病院を除き、マムシの血清を備えている医療機関はございませんでしたと回答をしたところでございました。

今回も各医療機関に確認をいたしましたが、前回と同じく垂水中央病院以外の医療機関につきましては常備しているところはございませんでした。理由といたしましては、マムシによる咬傷事例が少なく、常備していないということでございました。万が一の場合は、救急車で中央病院へお願いするか、中央病院を紹介すると

いう医療機関がほとんどでございました。

なお、予防接種等につきましては各医療機関の同意に基づき御協力をいただき実施しており、血清の常備につきましても同様でありまして、行政から強制できる性質のものではございません。

マムシにかまれた場合は速やかに手当てが必要であり、また6時間以内に血清を投与することが必要でありますので、引き続き各医療機関へ地域の現状を御説明し、血清を常備していただくようお願いするとともに、垂水中央病院を紹介いただくなど連携をとりながら住民の生命を守るために対処していただくようお願いしてまいりたいと考えております。また市報や農林課発行の市農林技術協会便り等でマムシに関する注意喚起など、住民の方への周知広報に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○生活環境課長（村山芳秀） 堀添議員の蚊やダニによる病気が問題視されているが防疫体制を考える時期に来ているのではないかという御質問にお答えします。

蚊を媒介にしたデング熱による患者の発生が大きく社会問題になっており、国県を初め、その情報が刻一刻と保健福祉課には送られているところでございます。

以前は市内一斉に薬剤散布を実施をしておりました。薬剤の一斉散布の廃止時期は、はっきりとわかりませんが、平成10年前後まで夏休み前、各家庭の床下や側溝など各家庭を回り、一斉防除を行っておりました。私も平成六、七年度当時の衛生課に所属しておりまして、業者に手配を行った記憶がございます。

一斉防除の廃止後しばらくは、煙霧機の無償貸し出しや、衛生害虫駆除のため防除用のエアゾール式の薬剤などを市民の方々に戸別配布をしておりましたが、市民が手軽にホームセンター等でエアゾール式の駆除剤を購入できるこ

とや、環境問題、行政改革等もあって、戸別配布も廃止になっております。

また、農林水産省でも農薬取締法の平成14年の改正で、農薬の使用をする者が遵守すべき基準を定める省令を定めており、同省令第6条においては、農薬使用者は住宅地等において農薬の飛散防止処置を講ずるよう努めなければならないと規定されております。これを受けて、農林水産省は平成15年9月に住宅地等における農薬の使用についてという通知文書を出して、公共施設や住宅地に隣接する場所における病虫害の防除については極力農薬散布以外の方法をとるべきことのほか、やむを得ず使用する場合の注意事項などを定め、農薬使用者に対し遵守指導するよう関係者宛てに要請しております。これは、農薬が飛散するとともに大気中に農薬が滞留することから、住民、子供等に健康被害が及ぶおそれがあったためでございます。

現在は、ハエ、蚊等の衛生害虫の駆除にかえて、発生源をなくしていくことに重点を置いた発生源の防除に切りかわってきております。これは発生した衛生害虫の生体を理解し、発生源になるもの、なった箇所を重点的に防除する方法でございます。ここ2年間ほどを見ましても、市民サービスの一環として行っている蜂の巣の駆除を初め、カメムシやシロアリ、ウジ虫など、振興会長さんや発生源付近の市民から相談が寄せられ、その都度対応をしております。当然、大量発生や広域的に発生した場合でも、現場を調査した上で適格な駆除作業の支援も行うこととなります。

現在、生活環境課では、薬剤散布をできる動力の噴霧器を3台備えておりますが、災害発生時のマニュアル対応を含め、緊急時には発生源に合わせた薬剤を購入する形で備えております。

なお、防疫体制につきまして、これまでも事務所職員及び環境センターの職員等で、事務に支障がないほぼ全員で防除体制をとっております。

す。今後も発生源の規模や状況に合わせた人数を確保しながら対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○堀添國尚議員 この1点目のスレートぶきの平屋住宅の居住性の向上についてであります。これで、きょうのこの9月議会で3回目ですね、この件について質問したのは。1回目は、けんもほろろに取りつく島もないという（笑声）答弁だったと思うんですが、2回目は、やや前進して専門家による調査をしたいということで、何かきょうの答弁では期待しておったんですけど、できない理由を、お金が1棟について200万あるいは300万かかるから、やらないとは言わないけど、その予算が多額に上るからできない旨のニュアンスをとりながらの答弁だったと思うんです。

ことは猛暑日も少なく、昨年よりは居住している方もよかったとは思いますが、私実際に温度計を持って回ったところでも、やっぱり三十五、六度の温度で、エアコンがあるのかないのか、そこまでは家に入り込んで調査しなかったけど、多分ないところの方だと思うんだけど、外に出てきて椅子で涼んでおられます。ほとんどお年寄りです。

だから、このような状況をきょう見て、これで垂水市を長年支えてきてくださった方々に対して、市長の思いやりの行政ということを強調されるわけですけど、そこらあたりがちょっとおかしいんじゃないかという気がしましたものだから、この点について取り上げてみました。

課長、これは、こういうことであればできないということの意味だと思っておりますが、何かそれにかわる改善方法というのがお考えになっていらっしゃるんだしたらお願いいたします。

それと2点目のバス停の上屋の設置については大分前進したかと思うんですけど、そういう安全上の問題とか手続の問題とかそういうのは

もう大丈夫だというふうに理解をしております。ただ、その民間による寄附、そういうものについての言いにくい点があるかもしれないけど、もっと具体的なそのことがあったら、ここでそのお考えを答弁できないものか。

3点目の市道、農道の管理についてですが、おおむね農林課所管の市道、農道とかいうものは、市内を回ってみて100%とは行かないけど、ある程度、事ができているんじゃないかと、こういうふうに思っています。ただ、旧鉄道沿線が長いもんだから、この斜面については地域の方々に部分的には除草していただいているんだけど、先ほど来、議員の指摘もあるように、高齢化した中でのボランティアに頼ることだけではどんなものかと思えます。ですので、先ほど同僚議員のほうから、地域との提携はできないかというようなこともあったんですけど、そのようなものも研究をしながら、やっぱり鉄道沿線は、もう牛根の場合は眺めもいいし、そういうお年寄りたちの、農家もだけど、散歩道になったりしていますので、そこらあたりも考えながら今後研究をしてみてください。

この上市木橋の2トン車以上の通行禁止については、理由はわかりました。だけど、なぜそこまで放置していたのかというのが問題になると思います。それは人的な要因か予算的な要因か、そこらあたりは、課長、どうなんだろう。そういつて、これを放置していたばかりに建てかえなけりゃならない。しかも大きな予算を必要とする。しかも27年度。もう今、1年もあれば月に行って帰ってくる（笑声）時間ですから、そんなのきなことを言うておったら、どうなるんだろうかと思えます。

それと、この課長は外に余り出られないのかわからないけど、台帳や職員の報告で、大体整備されているとか管理されているとか思われるんですけど、私がちょうど福祉大会の日でした、7日でしたっけ。その日に大野に用事が

あったもんだから、野久妻からこの高峠線を通って、高峠に出て大野に行ってみる中で、台風後とか大きな風水、大雨のときとかを提言しながら管理しているというふうにおっしゃったはずですけど、私から見れば、それはもう誤解じゃないでしょうか。そんなふうになっていませんよ。

だから、課長のほうも認識しているように、県道71号線ですか、あれが通行不能になったとき、この高峠線というのは大野原地域の生活道にもなるわけですから、やっぱりそういう重要性も認識した上で管理がなされていくべきだと思います。

この市道等については管理台帳みたいなのはなければおかしいと思うんだけど、風が吹いた、大雨が降ったというようなときは、その都度巡回して、その道路がどうなっているかということは記録されて、そして予算に反映していく、管理していくという手順になろうかと思うんですけど、そこらあたりをもう一遍お願いします。

それと通行どめになっているあの橋から野久妻の集落の入り口に、赤色の回転灯ですか、これが30から40メートル間隔で2灯立っています。そして、斜面のところに電線みたいなのが引いてあって、その斜面が動いたとき、バッテリーにそれがつながれておって回転灯が危険をあらわすという、こういう図式になっていると思うんですけど、もうバッテリーも壊れておって機能はしていないと思うんだけど、だから機能してなくていいのか、そこらあたりの目的は達成されたのか、達成されていないんだったら今後どういうふうにするのか、そこらあたりをお願いします。

次の保健福祉課長のマムシの件ですけど、かまれてから約6時間ぐらいの間に血清を打たなければならぬというようなことだと思うんですけど、私が、私的なことですけど釣りに行ってエイから足を刺されて、そのときに自己流で、

いろいろ昔から聞いていることで倣ってテグスで足を縛ったんです。そして家まで帰るまで20分ぐらいかかったと思うんですけど、家から中央病院に電話をしたら、その足の結んでいるところをほどいてくださいということをおっしゃって、あれ逆やったもんじゃろかと思って、それから急いで中央病院へ行って、行ってみたら、医者がその治療方法を知らずにベテランの看護婦さんと呼んで、そしてそのベテランの看護婦さんがまたその治療を知っておって、熱めのお湯にそのかまれたところを、温めるというほどのぬるい湯じゃなかったけど、ぬくめるんです。そうしたら毒がタンパク質だから固まって体中に回らないということらしいんです。

それで、マムシの血清はわかったけど、かまれたときに、そのかまれた人はどうするのか、そこらあたりをやっぱり調べた上で市民に広報するとか、そういうお知らせをすとかいうふうにしていったほうが、間違ったやり方をしないようにということです。そこも考えられてから市民の皆様にお知らせをすると、こういう方法をとっていただいたらいいんじゃないかと思えます。

この4点目の環境衛生のことですが、最初でお願いしておったとおり、もう何が答弁だったのかわからなくなって、(笑声)何を質問していいかわからなくなります。だから簡単にというふうに申し上げたんですけど。

要するに、9月9日の南日本新聞には、こういうものに4カ所記事が載っておりました。課長も見られたと思うんですけど、デング熱が国内で81人になったということと、鹿児島空港では蚊の侵入防止の調査をしていることとか、あるいは社説では、もう亜熱帯化してきていると、だからそれに対する対応が今後重要になってくるんじゃないかというような社説です。それと、もう一方では日本脳炎の豚がそのウイルスを持っている度合いが非常に高くなったというよう

なことを9月9日の新聞で4カ所こういうのが載っていたんです。ですから、見られる等の関係もあるかと思えます。ですが、こういう目に見えない敵、これが私たちの生活の中にヒタヒタと忍び寄ってくるような気がするんです。

ですから、農薬等の問題もあるかもしれないけど、そこはそこでクリアしながら、まず垂水は下水道もお粗末です。だから、どぶさらいも年に1回か2回でしょう。そうすると蚊の発生とかそういうものにやっぱりすみかを与えるということになります。

それとか空き家対策、これも放置空き家が多いです。だから、そこに来るアナグマとかいろいろな巣窟昆虫の繁栄する場所になっております。こういうこと等を生活環境課ではこれを敏感に感じとって、今後どうしなけりゃならないということの方向性は見つけていらっやらないと思うんですけど、それを原因を把握というのか、住み場所を把握というのか、そういうのがまず生活環境課としてできているか、それから対策が始まると思えますので、そこらあたりをちょっとお願いします。

その中に、あなたも呼ばれて牛根に走られたと思います。あの大きな毛虫です。あれはアメリカシロヒトリという、私は前からこのことには関心があったもんだから調べてみたんです、アメリカシロヒトリという虫で。そしてカラムシという草につきます、よくウサギが食べる草ですけど。これが道の駅周辺に異常発生して、道路やら人家によじ登ったりして、長松ドライブになんか、お客さんが飛び出して、もう二度と来んち言って戻りやったとかいうて、そういう状況でした。私も見に行ったんで、それはもうたくさんのものでした。それがずっと鉄道沿線にしたがって、あの草が生えていますから。一方を切ると、ずっと向こうへこういうふうに行くんです、道の駅のほうに。だから、道の駅の来客数も何十万というようなふうに言われて

おるけど、やっぱりあの虫を余り好きな人はいないと思うんです。だからその駆除方法を、今すぐ駆除の方法はこうしたらいいということはないかもしれないけど、斜面はやっぱり農林課にも斜面があるし、あの草がいっぱい生えているし、農林課やら観光課にもここは影響してくるからです。関係課で話し合っ、垂水市全体を駆除するという事はちょっと不可能かもしれないけど、要所要所だけはそれをやっぱり対策を練ると、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかと、そこらあたりをもう1回答弁を。

これで2回目、終わります。

○土木課長（宮迫章二） 市営住宅のスレートぶきの屋根の補修についてお答えいたします。

この問題は平成25年12月議会でもお答えしております、平成24年度に公営住宅長寿命化計画を策定しております。この計画では市営住宅の状態を把握し、予防保全的な観点から適切な修繕、改善の計画を定め、長寿命化のための維持管理による更新コストの削減と事業量の標準化を目指しているというふうに説明しております。

したがって、この公営住宅長寿命化計画におけるこれらの団地の今後の方針といたしましては、基本的には建てかえもしくは廃止の計画でございますので、建てかえまでの維持修繕の範囲といたしましては、費用対効果を考慮いたしまして老朽箇所の軽重な修繕の範囲内で維持してまいろうと考えているところでございます。

以上でございます。

○企画課長（角野 毅） バス停上屋の設置における課題となっております財源の確保について、具体的な方策ということでございますが、財源の確保につきましては、広告料もしくは寄附といったような形での設置が一般的ではないかと考えております。

ただし、寄附、広告料によります設置につきましては、利用者数、それからバスの本数等考えますと、広告効果としての位置づけの中で設置費用にいくかという問題がございますので、非常に厳しいのではないかと考えております。となると、寄附の行為による財源の確保ということになると考えております。

また、財源につきましては、設置費用が一番でございますけれども、維持管理につきましても、バス運業者のほうの協力が得られて、業者のほうで維持管理ができるということになれば必要になりませんが、そのことが確約されなければ、維持管理に関する経費も必要になるかと考えております。

以上でございます。

○農林課長（池松 烈） 農道の管理につきまして、おかげさまで牛根地区の鉄道跡地につきましては、平成21年度来の国の景気対策によりまして、県が工事にかかっている周辺部分を除けば、大分舗装化ができてきてるのではないかとこのように考えているところでございます。

また、舗装化によりまして、農道本道に生えていた草等を除草する機会も減ってきているところでございますので、今度、その斜面等の除草等につきましては、土木課の技術者の方等も含めて、いろいろと研究をさせていただいて対応をさせていただきたいと思っております。

それから、高齢化の方々が増えてきて、ボランティアのほうもある程度限界に来てますよという御提案で、その中で、先日も感王寺議員のほうから御提案のありました地域委託の件もお話ございましたが、やはり高齢化に伴いまして、この地域委託についても厳しい部分があるというふうに考えておりますので、そこらあたりも十分含めた形で、のり面、斜面等の除草につきましては、今後、関係機関からもお知恵等をいただいで対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。（発言する者あり）

○土木課長（宮迫章二） まず、高峠線の管理について、課長は認識しているかということでございましたが、実際、今回の場合は、現場に行っております。

年間の管理につきまして、先ほど申し上げたところでございますが、今回、議員が行かれました件に関しましては、8月9日の台風12号通過後に災害調査を行いました。災害は特にありませんでしたが、市内各所、倒木がかなりありまして、その処理に追われたわけでございますが、まず、生活道路や交通量の多い道路から対処いたしまして、その後、高峠線に入る予定でございましたが、そのほか対応すべき箇所が多く、まだ着手できない状況でございました。

しかし、倒木につきましては、とりあえず車が通行できるように伐採は行ったところでございます。高峠線の路面の落ち葉や小枝の除去、側溝清掃は、現在委託中の森林組合の除草作業にもあわせて実施する予定でありまして、その倒木の全面的な除去に関しても今後実施する予定でありますので、よろしく願いいたします。

それと、野久妻の回転灯の設置について、お答えいたします。

この設置しました経緯でございますが、平成20年度に市木地区自主防災組織より、擁壁にクラックが入っているが大丈夫なのかとの指摘を受けまして、急遽、専門業者を6月20日に現地に派遣し確認しましたが、擁壁の上部に崩壊はありませんでしたが、地すべりも考えられることから、地震伸縮計を設置しました。

回転灯につきましては、一定量以上の地盤の動きがあったとき、つまり、地すべりの兆候があった場合には自動的に回転灯が回ることで、通行者や地域住民に注意を促すために設置したものでございます。設置後、約1年間、職員が定期的に記録計を確認しましたが、その間、4ミリ程度の動きしかなく、これは風による小枝

の落下や小動物の接触によるものと考えられることから、地すべりではないと判断いたしましたところでございます。

しかしながら、赤色灯につきましては、通行車両の注意を促すために残しているところでございます。

管理台帳につきまして、記録されているのかということでございましたが、管理台帳につきましては、例えば、台風後とか、通常の道路点検でございますが、そのたびに職員が現地を確認しまして写真とか残しまして、その記録を対象に災害復旧にも適用できますので、記録はしているところでございます。

それと、上市木橋の確認で、人的な要因か、予算的な要因かということでございましたが、先ほどの市営住宅の長寿命化計画と同様に、橋梁長寿命化という市内に104橋ございますが、その104橋の長寿命化計画をしております。

これは、壊れた場合に修理をするという方法を今までとっておりましたが、この長寿命化は、計画をすることによって予防保全的な観点から修理ができるということで、従来は土木構造物の点検はしておりませんでした。橋梁長寿命化計画が義務化されましたことで、その点検をしました。そのことで、その損傷が発見されたということで、その事後の処理を今行っているところでございます。

○生活環境課長（村山芳秀） 堀添議員の2回目の御質問にお答えします。

衛生害虫等の原因を把握できてるか。その対策ができてるかというような最初の御質問ですが、昨年度で申しますと、公害苦情等件数としましては210件ございまして、そのうちの蜂の駆除が21件、衛生害虫の駆除につきましては2件御相談いただいております。

今回のデング熱の件に関しましても、環境センター等に納入している薬品会社、県内の様子、それから保健所とその対策ができてるかという

ことで、私どもとしては、そういう情報を仕入れて対応しております。

それから、長松ドライブインの近くの虫の件ですが、これに関しまして、当初、草木の除去の依頼でありましたけど、虫が発生しているということで、それをちょうど農道のほう管理をしている農林課のほうに依頼して草の除去、それから草木の家主さんのほうに電話をして、草木を除去していただいたところでございます。

○堀添國尚議員 このスレート葺の平屋建ての居住性の向上ですが、余り胸がくんだいく答弁じゃないですね。だから、課長も大変だと思うの言わんとするところと、この予算とかいろいろあるだろうから、こういう特に農林課、生活環境課とか事業課には市長、市民もいろいろそういう要望が強いのですので、できるだけたくさん予算をつけて、前、矢野市政のときに、当初で1億円あてがった時期があるんですね。二、三年は、福崎収入役がいらっしゃったときですから、二、三年は続いたと思います。

今、どれだけ地域のそういう振興会やらに要望に対しての予算が使われているかわからないけど、できるだけ多くの予算を事業課に与えて、事業課の人たちも思うような仕事ができるように、ぜひ財政課長、お願いしときますね。答弁はよろしいです。

それと、中央駅のバス停の上屋のこと、これは時間を切って、来年の3月31日まで実現するんだという目標で、できれば、ことし中にと言いたいけど、いろいろまた問題出てくると思う。

だから、その管理については、三州バスの事務所では、私どもが管理しますということを明言されましたので、「こりゃ、議会でそう言いますよ」ち言うても、言ってもいいということだったのですので、その言葉は変わらないと思います。

だから、3月31日まで来年の、実現するんだというような目的を持ちながら取り組んでいた

だきたい。私のこれはもう要望です。よろしくをお願いします。

この上市木の赤色の回転灯ですが、これはもう回転はしないわけですが、バッテリーはそのまま腐っていますから。私が言わんとするところは、課長はわかられたと思うんです。高峠線も約30センチぐらいの倒木が倒れてきちよって、車が1台すり抜けることができるように枝切っただけ。何も、除去も何もしてないですよ。

だから、議員をばかにしたような答弁してもらったら、できないでことはできないって言うていいけど、まやかしの答弁してもらっては困る。

土木課長、あと最後に1つだけ。この桜島口から冷蔵庫団地の上まで旧国道は市道に編入されましたよね。されるときに、私は議会でも質問したと覚えていますけど、管理はどうするかということをお尋ねしたと。適切にやるんだという答弁だったわけですね。

だから、聞いてみれば発注はしてあると。だけど、すぐに動かないじゃないですか。盆正月ちゅうことはですよ。じゃ、どういう発注の仕方をされてるの。工期とか、そういうのはないんですか。そこらあたりを、相手がしやしとするわけですか。そういうふうな事務的な作業はしっかりされているのかどうか、そこらあたりを。

○土木課長（宮迫章二） まず、高峠線につきまして、先ほど、もうお答えいたしましたけど、とりあえず車が通行できるように伐採を行っておりますということで、あとはまた全部撤去するというふうにお答えいたしましたと思っております。

それと、桜島口牛根麓線につきましては、旧国道が市道に編入されたわけでありまして、当然、市道ということで土木課のほうで管理をしているところでございますが、一応その市道の除草作業につきましては、森林組合等に委託は

しているところでございます。

なかなか、先ほどもお答えいたしましたけど、盆前にしてくれという要望がかなり多いものですから、それが集中しまして、なかなかできなかったというふうに思っております。今後も早目に対応したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○堀添國尚議員 私がまだ質問する意味がわからないですね。そういう発注するとき、予算を伴うわけだから、その予算に対しての責任というのは、いつまでするかとか、そういうことがあって発注されると思うんですが、何か消耗品か何かを買うような安易な気持ちじゃないでしょう。そこらあたりをお尋ねしたわけですよ。ですから、適宜にその時期を失わないように、しっかりした事務的な手続をしていくようにしてください。

それと、高峠の倒木の件だけ、近々やりますからいいですかと私に聞くんじゃなくて、そうなっているわけだから、あんた方がやっぱり責任ある課として、通ったときに一般の市民はどう思うだろうかというふうにわけを、私らのボンゴは通れたことは通れたですよ、普通車ですけど。だけど、どんなもんですかねえ。そういう通ればいいというものじゃないです。中に、倒れてきて脇のほうに、脇は千尋の谷ですよ。そういう中での処理の仕方ですね。

だから、いろいろ質問しましたけど、質問の中に、よく議員が意図するところを酌み取って、今後、自分たちの責任ある仕事に努めていただくようお願いしまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（森 正勝） ここで、暫時休憩します。

次は、2時20分から再開します。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

15番篠原静則議員の質問を許可します。

〔篠原静則議員登壇〕

○篠原静則議員 お疲れさまでございます。今回の議会の最後になりましたけれども、しばらくの間、よろしくお願いをいたします。

南中が財宝さんに売却されまして、だんだん姿が消えております。校舎がまず消えて、ほいで体育館が消えて、消えるのも飛んでいくならいいんですけど、重機でかみ砕いております。そういう姿を見て、何人かの卒業生に怒られているきょうこのごろでございます。

「校門は残ったろかい」とか「閉校記念碑はどこに移ったろかい」とか、また設立20周年記念の碑ですか、希望、あるいはどこに行くんだろうとか、またあるいは、たしかタイムカプセルじゃないかなあと思っておりますけれども、中身はどうなっているのかわかりません。そういう御意見を多々聞いて、卒業生がちょっと寂しい思いをしているようでございます。

そういう中、備品といたしますか、机、椅子、電気製品、ちょっと現場に顔見知りの方がいらっしましたので、二、三回お邪魔しましたけれども、業者の方ももったいないなあというお話をなさっておりました。

その中に、備品台帳があったそうでございます。その備品台帳を見た限り、かなり備品を高く買っただけという御意見があったそうでございます。牛根中、協和中、まだ残っているわけですけども、そういうところも整理、行政として整理すべきじゃないかなあとお考えしております。

ほいでまた、この議場の中に、協和中、牛根中関係の方がいらっしましたら、卒業生の方々が少しでも悲しい思い、寂しい思いをされないような対策を、やっばお互い考えていく必要があるんじゃないかと、今回の南中の解体を見ておりまして、そう感じた次第でござ

います。

話はちょっと変わりますが、県庁にしてもです。今、交流センターのところですけれども、玄関ですか、あれが残されておりますよね。ああいうところが残されておるとこ見ますというと、私も若い時分に、あそこを入れて2階に上がって右側に地方課があったことを覚えております。そこに、過疎対策事業でいろいろお願いに行ったことを思い出しております。

また、刑務所に入った方がいらっしゃらないと思いますけれども、アリーナのところで、刑務所の門がそのまま残されていると。いろいろな思い出があると思いますけれども、学校は学校としての思い出を大事にしていきたいなあと思っているところでございます。

また、今回の南中の状況について、県の誘致企業の関係でホームページに掲載されているわけですが、大体県内三十四、五件掲載されていますかね。そういう関係で譲渡されたとは思っておりますけれども、一般市民の方が、この譲渡の方法がなかなかわからんわけですよ。そこら辺をまた今後、協和中、牛根中、起用が来るようなことがあれば、ぜひもっと市民にわかりやすい。また、こういう方法で譲渡しましたというような方法を考えていきたいなああと、南中を眺めながら思った次第でございます。

いうことで、早速質問させていただきますけれども、まず信号機の設置についてを質問させていただきます。

浜平から新城へと続く鉄道跡地道路、垂水南1号線でございますけれども、水之上地域へと通ずる市道瀬戸山線との交差点でございます。現在、点滅信号が設置されておりますが、鉄道跡地の道路を通る車も多く、特に近年、大型車も頻繁によく通行してるようでございます。中には、スピードを出し過ぎたまま停車せず、徐行したまま瀬戸山線を横断する車もいるようで

ございます。軽自動車や農耕車で通行するには、大変危険でございます。

特に、柘原から新城への交差点を横断するときには、国道から瀬戸山線を通して、水之上方面へ通る道路が少しカーブになっている関係上、通行する車が見えにくく、特に危険を感じております。

そこで、現在設置してあります点滅信号を時差式信号に変更することはできないか、質問をいたします。時差式信号を設置することによって、垂水南1号線鉄道跡地でございますけれども、車が瀬戸山線を通過するときに完全に停車するために、住民を交通事故から守ることが考えられますが、担当課長の御答弁をよろしくお願いをいたします。

次に、シルバー人材センターについてをお尋ねいたします。

このシルバー人材センターについては、5月24日、総会があったようでございますけれども、役員選任について、理事及び監事は総会の決議によって選任すると。理事長及び常務理事は、理事会の決議をもって理事の中から選任するということになっているようですが、今回、尾脇市長さんが理事長になられたとお伺いしております。この時点で、尾脇市長さんは、理事ではなくて理事長の選任欄に名前が載っていないと、いなかったとお聞きしております。そういうわけで、市長の理事長就任までの経緯を教えてくださいたいと思います。

それから、それと、市長の理事長就任には問題はないのかと。県内の状況、歴代の理事長さんはどういう方であったかを教えてくださいたいと思います。

それと、首長の兼職規程についてですが、地方自治法または民法ではどうなっているかを教えてくださいたいと思います。

これで、シルバーの1回目を終わりますが、次に、土木行政についてをお尋ねいたします。

これは、土地改良区との関係があるわけでございますけれども、土地改良区の施設と言いますと、新城から柞原、浜平、中央、水之上、海潟まで数多くの施設、財産があります。そういう中で、上野台地だけを取り上げるのがちょっとおかしいかもわかりませんが、上野台地の排水溝についてお尋ねをいたします。

上野台地から18本の排水溝が下流に流れています。下流には住宅地になっております。この住宅地帯の排水溝を土木課管理にしていただけないかと提案するものでございます。

理由は簡単でございます、土地改良区の財産に浄化槽、田んぼも一緒ですけど、浄化槽と生活排水を流す場合は、土地改良区に設置に2万6,000円払うわけでございます。そこで、普通の側溝は、土木の側溝は、土木課管理にいただきますと、2万6,000円の負担がなくなるということで、いかがなものかとお尋ねするものでございます。

それから、この柞原の鉄道跡地でございますけれども、垂水南1号線、柞原の西集落到、雨のたびに水たまりができて、4戸の家庭の方が、雨のために水しぶきを飛ばされて迷惑をしております。行政連絡会でも相談があったと思いますけれども、その後、改善策はどうかされているかをお尋ねいたします、1回目の質問とさせていただきます。

○市民相談サービス課長（北迫一信） 篠原議員の瀬戸山線信号機設置についてのお答えいたします。

瀬戸山線について、最近、浜平方面から大型車や通勤車両がスピードを落とさず通行し、交差点が危ないので信号機の設置はできないかという御指摘ですが、現在、この交差点には既に、赤の点滅信号機が設置されており、交差点手前には、路面上に「とまれ」や「交差点あり」の表示も設けてあるとでございます。

しかしながら、文字が見えにくい部分もあり、

運転手が気がつかない可能性も考えられます。今後、文字の修復、速度違反の取り締まりの強化等について、幹部派出所にお願いしたいと考えております。

また、運転側についても、安全運転管理協議会を通して、市内各事業所等へもチラシを配付するなど、安全運転の周知徹底をお願いし、交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

○保健福祉課長（篠原輝義） シルバー人材センターについての御質問にお答えいたします。

市長のシルバー人材センターの理事長就任までの経緯ですが、平成20年5月に西田和則氏が理事長に就任され、任期为2年の3期6年されておりましたが、今回は、西田前理事長の退任の意思もかたく、5月14日の理事会において協議がなされましたが、適当な候補者が見つからず、西田前理事長及び事務局に候補者選任を一任されたところであります。

その後も、理事長候補者が決まらないため、西田前理事長が市長にお願いをすることになりまして、センターの運営に支障が生じるということなら引き受けましょうということで、最終的に市長が承諾されたということです。

しかしながら、この時点では、市長は理事ではなく、先ほど篠原議員がおっしゃられたように、垂水シルバー人材センターの定款第22条第1項によって、理事及び監事は総会の決議によって選任する。第2項で、理事長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定するというふうになっていることから、5月24日の総会において、市長が理事に選任された後、同日の理事会におきまして、理事長に就任をされたということでもあります。

市長の理事長就任につきましては、鹿児島県下34のシルバー人材センターにおきまして、理事長として市長が就任してるところが7カ所、副市長が2カ所というふうになっております。

以上でございます。（発言する者あり）

歴代の理事長でございますが、平成14年の2月22日にシルバー人材センターが設立総会ありまして、14年4月1日から事業開始ということになっております。この間、最初の理事長が市役所OBの富田武延さん、それから、その後が吉田勝博さん、そして西田和則さんというふうになっております。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） 続きまして、シルバー人材センターに関する件で、市長の理事長就任において、地方自治法における兼職についてお答えいたします。

地方自治法におきましては、普通公共団体の長は、国会議員または地方公共団体の議会議員及び常勤の職員と兼ねることはできない。当該自治体と取引関係にある企業の取締役などの幹部との兼職も禁止。ただし、当該市町村が出資する企業は除くとされていますが、シルバー人材センターなどの公益を目的とする事業を行う社団法人につきましては、特段の規定がありませんので、尾脇市長がシルバー人材センターの理事長を兼ねられることに問題はないと理解しております。

○土木課長（宮迫章二） 3番目の土木行政につきまして、住宅地域内の農業排水路について、土木課で管理することはできないかとの御質問にお答えいたします。

御質問の箇所は、特殊農地保全事業で、上野台地からの排水を処理するため整備されている農業排水路でございますが、水路の上に集落道としても利用されていることや、住宅地域内の排水路ということで土木課への質問をされたと思います。

この排水路は現在、土地改良区で管理されているため、現時点で土木課での回答はちょっとできないところでございますが、正式に土地改良区からのほうから本市に管理移管の依頼があ

れば、関連課と協議を図っていただければならない問題だと思います。

次に、垂水南1号線の水たまりの改善策についてお答えします。

この箇所は平成24年度にも要望がありまして、一部舗装工事を行いましたが、道路側溝がなく道路勾配が余りないため、水がたまるようございまして。現在は、この箇所の路端の土砂を撤去したところ、水はたまらなくなっているようございまして、安全対策のために前後にカラーコーンを設置するなどして、運転者に注意を促しているところでございます。

今後の対応としましては、水たまりを解消すべく、9月補正で舗装の打ちかえ工事を計画しているところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 市民相談サービス課長、本当申しわけございませんけれども、先ほど聞かれないことが多かったことですが、南中のことで忘れておりましたので、もう1件お願いします。

錦江町の県営住宅前、県営住宅、定住住宅、病院、ポイントショップのある垂水9号線、垂水11号線の交差点でありますけれども、先般も交通事故が発生したとお伺いしております。交差点での見通しが悪かったり、運転者のマナーの悪さもあると思いますけれども、ぜひ、ここにも時差別信号機をつけて安全対策を講じていただきたいと思います。御答弁よろしくお願いします。

○市民相談サービス課長（北迫一信） 錦江町県営住宅前交差点の信号右折でございますが、議員御指摘のとおり、交通事故の多いところあります。地元住民からも信号機設置の声がありましたので、早速、鹿屋警察署へ提出していたところでございます。

信号機設置につきましては、いろいろな設置基準があるということで難しい面もあります、

引き続き関係機関に要望してまいりたいと考えております。

○篠原静則議員 ぜひよろしくお願いをいたします。ここ3年ぐらい、鉄道跡地、柘原の垂水南1号線ですけども、ここ3年ぐらいで人身事故が1件、物損事故が6件も発生してるんですよ。ほいで、そのほかの、以前、死亡事故も2件ほど発生いたしまして、とうとい命を亡くされております。

それと、また見通しが悪いところが、ところどころあるもんですから、接触事故も多々あるようでございます。そういうことから、よろしくお願いをいたします。

また、何ですか、下宮県住のところも、ここ3年ぐらいで人身事故が5件、物損事故が9件発生しているようでございます。ぜひ親身になって、市民のためを思って、ぜひ取り組んでいただきたいなあと思っております。

聞くとところによりますと、この県営住宅のほうは、何か署名活動もなされていると聞いておりますけれども、やっぱり市長、ぜひ課長とともども、やっぱりここは政治力の見せどころですから、ぜひ、足を運んでいただいて、柘原のほうも県住のほうも、ぜひ設置をしていただけたらよい頑張ってくださいと思います。

それでは次に、信号機の設置については、これで終わります。

シルバー人材センターへついて、課長から御説明がございましたけれども、地方自治法とか民法とか、ちょっと調べてみたんですけども、曖昧なことが書いてありますよね。

そこらで、市長がしちゃだめとか、やむを得ない場合はしてもいいとか、これは民法のほうなんですけれども、市長は外部団体の代表としての場合と、ほかの市との契約また補助金等の交付申請及び請求についてや、民法第108条の規定により下記のことを留意してくださいと。外部団体等の代表者を市長としないことと書い

てありながら、やむを得ない場合はしていいですよということらしいですから、まあ、これはこれでいいと思いますけれども。

市長にもお尋ねしますが、市長にお尋ねしますが、市長は本当忙しい身だと思っております。そういう中で、シルバー人材センターの理事長を引き受けられたということですけども、市長として、または理事長として、どういうお考えをお持ちなのか、お尋ねをいたしまして、2回目の質問を終わります。

○市長(尾脇雅弥) シルバー人材センターの理事長の就任に対しての経緯とかルールは今、担当課のほうで説明をしたとおりであります。私自身がシルバー人材センターの理事長に就任をするということに関しましては、そもそもシルバー人材センターは地域高齢者の自主的な団体ということでありますので、できる限り、そのセンター運営に専念できる人が望ましいというふうに私も考えております。

ただ、今回の市長の理事長就任に当たっての経緯においては、今、保健福祉課長のほうから説明があったような状況でございまして、5月の総会の直前まで、理事長候補者の選任が大変難航して、このままではシルバー人材センターの運営に多大な支障が生じるということで、シルバー人材センター側からの意向があり、再三の申し入れがございまして、私としても事業運営に支障があるのであればというようなことで、理事長就任をお引き受けしたということであります。

シルバー人材センターの理事長としてどのような考え方を持っておられるかという御質問に関しましては、シルバー人材センターは、「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、会員の総意と主体的な参画により運営する組織であり、垂水市においても高齢化が進んでいる中、シルバー人材センターの果たす役割はますます重要になってくると思われます。

今後も高齢者が働くことで収入と生きがいくりの場をふやして、また会員をふやしていくなど、公益社団法人としての地域社会の活性化に貢献する組織づくりに努めていきたいというふうに考えております。

○篠原静則議員　ありがとうございます。

県内でも、首長が7人とやられました。から、副市長が2人というようにございましてけれども、それはそれでいいといたしまして、今のこの垂水市シルバー人材センターの理事の方々、私に言わせると、気のきかんもんじゃ。市長は忙したいが、こん中からすつとおらんかったとかいやと言いたいわけでございます。と言いますのは、シルバー人材センターの年間行事にいたしましても、40回近く年に計画がされているようでございます。ほしてまた、理事会にしても最低年4回は計画されているようでございます。

そういう中で、市長職と理事長職と日程調整が大変難儀して、双方に迷惑をかけるようなことはないかと、私はこう危惧するわけでございます。そういうことがないよう頑張っていたきたいと思えます。

シルバーセンターはこれで終わります。

次に、土木行政についてでございますけれども、なかなか改良区からお願いがあれば考えてもいいというような御答弁でございました。ほしてまた、垂水南1号線、この道路の水たまり、もう以前からの市長、お願いですよね。行政連絡会でも、たびたび出ておるようございましてけれども、自分の家に車で水をかけられたら、誰もいい気持ちはせんと思うんですよ。ぜひ早目の対応をお願いいたします。

そこで、土地改良区との関係ですけれども、物事を進めていく上で、人はみんなさまざまな視点や発想、進め方があると思えますけれども、今、私が質問したことについては難しく考える必要はないと思うんです。土木課としての視点、

発想、進め方をお尋ねをしているわけございまして、新しい視点での発想とか、そういうものじゃなくて普通の発想を本市のために、市のために、市民のために有効なものであれば取り上げるべきじゃなかるかと思っております。

と言いますのも、定住のために、定住人口をふやすために住宅取得費の助成金、これも計上されているわけですけども、たかが2万6,000円と思われるかもわかりませんが、少しでもそういう方にサービスをするというふうなこの考え方があれば、上野台地からの排水、側溝と言いますけれども、上野台地からの排水は雨降りしか流れんとですよ。でも住宅地になりますと、大体柵原でいいまして言うと、鉄道跡地から下の辺は住宅地になっておりまして、地域民が、校区民がいつでも生活排水を流しているわけです。ということを考えればもう土木課で管理したほうがいいじゃないかと思っております。

例をいいますと、市長のこの隣の西側の水路、道路、あれもそういうものでございまして、そこは市長の隣に住宅がついたり改造をされたりして、浄化槽を入れたり合併浄化槽を入れたりすれば、2万6,000円新しく入れる人は払うわけです。だからそういう土木課管理にすれば、それは払わんでいいんですよ。

先ほど土木課長が答弁にあったように、改良区から言うてくればというじゃなくて、積極的にこういうサービス、行政は最大のサービス業だと言われておりますから、ぜひこら辺を考えて、前向きに検討をしていただきたいと思えますが、副市長、こういう考えをどう思えますか。

○副市長（松下 正）　ただいまの件につきまして、昨日同僚議員のほうから横間線のほうの話も同じような事例だと思いますので、これ土地改良分は財産の所管になりますので、これについては農林課長のほうから答弁させていただきます。

きます。

○農林課長（池松 烈） 篠原議員の土地改良区財産の所管替え移管につきましてお答えさせていただきます。

先ほど、土木課長のほうから答弁がございましたが、土地改良区から本市に正式に要望お願いがございましたら、現在までの経過で考えまして農林課になると思いますので、私のほうでそうなった場合につきまして、お答えさせていただきます。

土地改良区におきましては、手続としまして区長会、自治会及び相談会等で十分に協議の上で決議され、本市への要望お願いになってくると思います。それを受けまして、私のほうでは関係課を含めまして、上司と協議の上、決定の運びになりましたら、さまざまな手続を関係課、関係機関と連携を図りながら進めていくことになると思います。

ただ、所管替え等につきましては当初目的、導入しました事業、事業実施年度等の兼ね合い、また今後の災害復旧等の勘案も含め、難しい場面や長期にわたっていくことなどもあると思われまますので、慎重、丁寧な実施が必要になってくると考えられます。

以上でございます。

○篠原静則議員 こういうのは農林課の耕地係、それと土地改良区も協議をしなくてはならないと考えますけれども、私は提案しているわけですから、農林課長は関係はないがな。土木課、最後は市長が、「それはよかとやで、前向きに検討するが」ちゅう、そういう答弁でいいんですよ。

だから先ほど言うとおりの、一生懸命市長もこの定住人口をふやすためにいろんな施策をされているわけですから、これも一つの施策と考えれば、私は別に難しく考える必要はないような気がするわけですから。

私がするわけじゃございませんので、これで

終わります。ありがとうございました。

○議長（森 正勝） 以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

△日程報告

○議長（森 正勝） 明18日から25日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、26日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（森 正勝） 本日はこれにて散会します。

午後2時54分散会

平成 2 6 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 2 6 年 9 月 2 6 日

本会議第4号（9月26日）（金曜）

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	農林課長	
副市長	松下正	併任	
総務課長	中谷大潤	農業委員会	
企画課長	角野毅	事務局長	池松烈
財政課長	野妻正美	水産商工	
税務課長	前木場強也	観光課長	山口親志
市民課長	白木修文	土木課長	宮迫章二
市民相談		水道課長	塚田光春
サービス課長		会計課長	堀内昭人
併任		監査事務局長	保久上光昭
選挙管理委員会		消防長	迫田八州夕起
事務局長	北迫一信	教育長	長濱重光
保健福祉課長	篠原輝義	教育総務課長	川畑千歳
生活環境課長	村山芳秀	学校教育課長	牧浩寿
		社会教育課長	森山博之

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	田之上康
		書記	有馬英朗

平成26年9月26日午前10時開議

△開 議

○議長（森 正勝） 皆さん、おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（森 正勝） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度健全化判断比率及び平成25年度資金不足比率に関する報告がありましたので、お目通し願います。

以上で、議長報告を終わります。

次に、産業厚生委員会委員長から所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可します。

〔産業厚生委員長感王寺耕造議員登壇〕

○産業厚生委員長（感王寺耕造） 皆さん、おはようございます。

去る8月19日から8月21日まで、宮城県石巻市、同じく色麻町において、私ども産業厚生委員会の6名及び随行者1名は、所管事項調査を実施いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

初めに、石巻市について報告いたします。

石巻市では、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み状況について研修いたしました。平成23年3月11日発生地震・津波により、市内の13.2%が浸水、死者3,171名、行方不明者430人、人口対比2.3%もの多数の犠牲者が出

ており、今回の震災の全国の死者・行方不明者数1万8,500人中、19.4%を占めており、石巻市の被害がいかに大きかったかが理解されます。

石巻市は、震災により至るところに震災瓦れきが散乱し、629万トンもの量があったとのことで、災害発生前の年間処理量が約5万トン、約100年間分もの災害瓦れきが、たった1日で発生したことになります。この629万トンの災害瓦れきについては、本年3月をもって全て処理完了できたとのことでありました。瓦れき撤去の手續については、家屋の捜査を所有者の了解を得ず行ったところ、後日、有価証券等の紛失を指摘されたケースが1件あったとのことで、後日和解したとのことです。今後、法の整備が必要とのことでした。

農業関係については、市内水田の20%、1,771ヘクタールが冠水し、離農する者も多いたが、震災後、農家の法人化や株式会社化の動きがあり、農地の集積が進むのではないかと考えているとのことでありました。

避難場所、避難経路について、屋外に100人、屋内に100人収容可能な津波避難タワーを3基建設予定しており、避難指定要件に適合する民間6施設を津波避難ビルとして指定されておりました。6施設で2,633人収容可能であるとのことでした。さらに、高台等を利用した避難場所、避難経路を5カ所整備予定とのことでありました。また、震災発生時に、市民の方の6割が車を利用して避難したため、最大で11キロメートルの渋滞が発生した。国は車で避難は認めておりませんが、身体的理由や車でしか避難できない地域もあることから、災害発生時の渋滞緩和のため、津波から高台へ逃げる避難路と接続する幹線道路を10カ所整備する予定とのことでありました。

行政運営については、震災前は600億円程度の予算規模であったものが、震災後には約2,200億円規模に膨れ上がり、仕事量も増大し

ており、国や県からの出向や全国の自治体からの人的支援を受けておるが、足りていないのが現状であるとのことでありました。また、復旧・復興の事業実施を図るために、整備事業等の入札を実施するものの、約50.6%の入札不調があり、次年度へ繰り越される可能性が高いとのことでありました。

震災から3年半、マスコミで報道される機会も減少し、東北大震災が過去のもとして風化してしまっているような日本の現状であります。しかしながら、旧北上川河口から三陸沖の海岸線を南下し、石巻市街地まで視察いたしました。また震災の爪痕は各地に広がり、復興作業は諸についたばかりであります。

石巻市における今後10年間の復旧・復興事業費は1兆円を超えると見込まれております。一日も早い復興を願うとともに、国民一丸となって支援していかなければならないと感じました。また、震災の教訓を生かし、災害に強い国土づくりが早急に必要であります。

本市においても、海底火山直下型の地震発生で津波の発生が指摘されており、避難場所の見直し、避難道の整備が早急に求められております。自主防災組織についても、各地域で温度差があり、災害時にきちっと機能できる組織育成への行政の支援策が求められております。また、要支援者リストの取り扱い、大災害時の有価物の取り扱い、今回の広島土砂災害でも問題となった行方不明者の氏名の公表、各機関との情報共有等の法的整備システム構築も早急に求められております。

有史以来、震災・津波が発生した東北の地には「てんでんこ」という言葉が残されております。地震が発生したら親も子も関係ない。自分の身一つで真っ先に高台に避難しろという意味だそうであります。個人の危機管理能力・判断力を高め、避難行動をすぐとれるようにしろとの、まことに含蓄に富んだ言葉であります。こ

のことは一番大切なことではないかと感じた次第です。

次に、色麻町についてであります。色麻町は宮城県のほぼ中央に位置し、人口約7,500人、世帯数約2,000戸の農業の町であります。歴史は古く、当時の国家的プロジェクトで編さんされた歴史書「続日本紀」の中にも、色麻についての記述が見られることから、原子古代を通じて色麻の地が政治・文化の中心地域であったとされております。

色麻町では、空き家等の適正管理に関する条例制定の経緯について研修いたしました。

色麻町では、倒壊や建築資材の飛散、雑草等の繁茂による景観、害虫発生など住環境の問題、防犯・防火の問題等を日ごろより町民から御意見をいただいております、地域住民の協力を得て調査したところ、52カ所の空き家を確認し、所有者にアンケートを実施して、他市の条例を参考に、顧問弁護士、司法書士にも相談しながら、条例に行政代執行を規定し、平成26年3月18日に条例を施行されました。ちなみに、行政代執行については、この条文を入れなければ空き家問題は解決しないと町長の強い意向があり、規定されたとのことでありました。条例施行から日が浅く、行政代執行の実績はないものの、条例に行政代執行を規定したことにより、倒壊のおそれのある家屋1棟が所有者の自主的判断で解体された事例がありました。

行政代執行の審査については、法律職の専門家は入っておらず、職員、有識者で構成される委員会の中で審査・判断を行い、審査の基準として1対1、個人間同士の場合は認めず、不特定多数の人に迷惑をかける可能性があり、他の方法で解決困難な場合に、行政代執行の方向性を決定し、その時点で法律職の専門家の意見を参考することとなっております。また、警察署との連携も規定されており、現民法上では、行政の立ち入り検査権、命令を出す権限は認め

られておらず、警察との連携を規定することにより、業務に支障が出ないようにしたとのことでありました。

解体費用の単独助成については、国土交通省の空き家再生等推進事業において、自治体が解体、撤去する場合、国による5分の2の補助があるが、補助残が大きいと、現在のところは考えていないとのことでありました。

全国の空き家は約800万戸以上存在しており、今後ますます増加していくことが懸念されます。垂水市においても、土木課により空き家調査が実施され、1,061戸の空き家が確認され、そのうち廃屋が214戸とのこと。色麻町の研修の中でもありましたが、固定資産税、都市計画税の問題、民法上の問題、行政の立ち入り調査権、固定資産税情報の活用など、国の法改正が必要なものが多くあります。

しかし、現に多数の空き家が存在している現状において、市民の方々から早く何とかしてほしいとの声もあるので、国の法整備の動きを待つのではなく、早急に条例を制定すべきであると考えます。その際、条例中に罰則規定、行政代執行を設けなければ、空き家放置の抑止力につながりません。先に条例を制定し、国の法改正や制度改正があった場合は、条例改正を行えばよいだけのことでありと考えます。

色麻町については以上でございますが、空き家対策については、空き家の有効活用も必須の問題であり、人口減少対策を進めている本市にとって、市外からの転入者に対しての受け皿を確保するという観点、鹿児島市、鹿屋市、霧島市への通勤圏内にあることから、ベッドタウン化という観点からも、今後重要な施策になっていくであろうと感じました。

今回の所管事項調査は、垂水市にとって参考にする事例が非常に多くありましたことを報告して終わります。

○議長（森 正勝） 以上で諸般の報告を終わ

ります。

△議案第54号～議案第61号、議案第63号～議案第67号、陳情第25号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第2、議案第54号から日程第9、議案第61号まで及び日程第10、議案第63号から日程第14、議案第67号までの議案13件並びに日程第15、陳情第25号を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第54号 垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 案

議案第55号 垂水市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例 案

議案第56号 垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 案

議案第57号 垂水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第58号 垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 案

議案第59号 垂水市屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第60号 垂水市保育の実施に関する条例を廃止する条例 案

議案第61号 鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更について

議案第63号 平成26年度垂水市一般会計補正予算（第3号） 案

議案第64号 平成26年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 案

議案第65号 平成26年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号） 案

議案第66号 平成26年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号） 案

議案第67号 平成26年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） 案
陳情第25号 川内原発再稼働の地元同意に係る陳情書について

○議長（森 正勝） ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長感王寺耕造議員。

[産業厚生委員長感王寺耕造議員登壇]

○産業厚生委員長（感王寺耕造） 去る9月4日の本会議において、産業厚生委員会付託となりました各案件について、9月18日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第54号垂水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案、議案第55号垂水市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例案、議案第56号垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案及び議案第60号垂水市保育の実施に関する条例を廃止する条例案については、審査の過程でさまざまな質疑が行われました。

主な質疑について申し上げますと、保育の必要性の認定基準について、現状と比較して入所要件等が厳しくならないのかとの質問に対し、保育園に入所する場合の条件は、現在条例で定めているが、新制度移行後について、現状より条件は緩和され、利用しやすくなるとの答弁がありました。また、育児休業中の保育の保障についてはどうなのかとの質問に対し、育児休業制度がある企業等の場合、現行の取り扱いを継続し、希望どおり入所可能であるが、育児休業制度のない企業、自営業等については、国が現行の取り扱いよりも短い期間で定めているので県に確認中であるとの答弁がありました。また、安心安全、良質で均一な保育が可能なのかとの質問に対し、今回、国の基準に従って条例を提

案させていただいておりますので、その中で安心安全について定めてありますので大丈夫だと思っておりますとの答弁がありました。また、児童クラブについて、児童1人当たりの面積基準が定めてあるが、その基準を自治体独自で変えることは可能なのか、余りにも現状は狭いのではないかという質問に対し、自治体独自に基準を変更することは可能であり、児童クラブについては、小学校6年生までが対象となり、利用児童がふえる可能性があるのでは、その際、他の空き教室の利用や他の施設を利用することなどを検討中でありますとの答弁がありました。

そのほか、家庭的保育事業等については、市が認可後、施設等での事故発生時の対応については大丈夫なのか、小規模保育のA型、B型、C型の違いについて、また、垂水市の待機児童の現状についてなどの質疑が行われ、意見も出尽くしたので質疑を終わり、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第60号を原案のとおり決することに異議がないかと諮ったところ、異議がなかったため、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号平成26年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号平成26年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案、議案第66号平成26年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案及び議案第67号平成26年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（森 正勝） 次に、総務文教委員長川畑三郎議員。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎） 去る9月4日の本会議において総務文教委員会付託となりま

した各案件について、9月19日に委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第57号垂水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案、議案第58号垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案、議案第59号垂水市屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第61号鹿屋市との間において締結した大隅定住自立圏形成協定の変更については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号平成26年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の所管費目及び歳入全款につきまして異議がないか諮ったところ、共通番号制度の制度自体に対する異議があり、挙手により採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号平成26年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第25号川内原発再稼働の地元同意に係る陳情書については、採決の結果、不採択とすることと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（森 正勝） これから質疑を行います。
質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。2つの点について、討論をしたいと思います。

一つは、これは関連してますので、54号、55号、56号について、これは子育て支援関係の3

条例ということで、反対の立場で討論をさせていただきます。それとあと、議案第63号一般会計補正予算についてであります。

最初の子育て支援関係、3条例案について反対の立場で討論をいたします。

私は、本会議や一般質問で、条例案を判断する上で2つの視点が大切だと述べました。一つは、子供たちの安心安全、健やかな成長を保障するためのものでなければならない。2点目は、どのような施設、事業所であっても、子供たちの保育を等しく保障していくことが求められているというものでした。そのことは保育、教育事業の公共性、継続性、安定性を図ることになり、保護者、子供たちの権利を保障し、また実施していく上で、自治体の責任を果たすことにつながっていくからであります。児童福祉法第24条1項で、保育の実施責任が自治体にあると改めて明記されたことは大きな意義があったというふうに思います。

そこで、提案された3条例について、主な点について問題点を指摘したいと思います。

全体的な問題としては、自治体としての準備期間が短かったり、施設との調整など無理のある計画になってることが伺えます。そのことは運営基準等が国の基準どおりになっている、このことも一つの大きな指摘する点ではないでしょうか。そのことを、まず最初に指摘をしておきたいと思います。

最初に54号、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について大きな問題点は、幼保連携型認定こども園等においては1号、2号、3号の認定の子供たちが混在します。そこで問題点と指摘しておるのが、同じ保育園で保育に差異が生じないかということでしたが、想定される旨の回答がありました。そうすると、集団保育が保障されにくい、保育時間が異なる、保育者もかわる、保育者と子供たち、子供たちと子供の信頼関係が

形成しにくい点も出てくると想像されます。これでは、子供たちの安全安心、健やかな成長を保障することが困難になり、保育、教育の目的を失う懸念が生じるからであります。

次に、議案第55号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、どのような施設、事業であっても子供の保育を等しく保障することが児童福祉法第1条2項に明記されています。この点から見たとき、家庭的保育事業等には2つの問題点があると考えます。一つは、保育士の基準でB型は2分の1以上、C型はゼロだということです。

現在、認可外保育所は保育士が3分の1の基準でよいとなっていますが、死亡率事故が高いという結果があります。また、保育所の重大事故は未認可が圧倒的で、保育の質、いわゆる資格者の問題が大きな課題になっています。このような事態を起こさないためにも、全ての施設の保育者は、全て保育士にすべきです。保育所では、子供の安全にかかわる重大な問題であることから、子供が少なければ保育士の資格はなくてよい、あるいは半数でよいと考えるのは、事故等の実態を考えるなら間違いではないでしょうか。全て保育士でということは、保護者の誰もが望んでいることです。このことは、子供たちの保育を等しく保障することにつながっていくと考えるからであります。

次に、議案第56号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で提案された設備運営基準は、現状より後退する内容です。現在は40人以上在籍する中で3人の指導員で当たっています。訪問し、実態も見てきましたが大変な状況でした。提案では、児童指導員2人以上、有資格者1人以上となっております。これは、実態を見ないものであり、継続性、安定性を図るという目的からも後退するものではないでしょうか。現状と、6年生まで対象が広がっていくことを考慮するなら、指導員は現在

の3人以上で、有資格者というのは2人以上にすべきではないかと、これが、ある意味での、当然の私は結果になると、つながっていくというふうに考えます。

さらに、面積基準は乳幼児の面積と一緒に問題ではないでしょうか。子供たちの状況を考えた場合、やはり保育所以上の基準1.98平米以上にすべきだというふうに考えます。

以上のような点から、私は、子供たちの安心安全、健やかな成長を保障する、どのような施設、事業所であっても子供の保育を等しく保障というものにはならないと考えます。そして、何よりも事業の公共性、継続性、安定性を図ることが重要だと訴えましたが、この点でも十分に私は保障されていないというふうに考えます。

これらのことから、議案54号、55号、56号については反対をいたします。

次に、議案第63号一般会計補正予算（第3号）案について、反対の立場で討論いたします。

本来であれば、修正案を提出することとしましたが、条件が合わず、結果、予算案が含まれている一般会計補正予算に反対することになりました。内容は、マイナンバー法に關しての社会保障、税番号制度に伴うシステム改修費用等についてです。

この問題で最大の問題は、情報の流出です。個人番号の利用は行政機関に限定されていましたが、委員会の質疑でも明らかなように、会社も個人情報を保有できるようになってくることです。会社が源泉徴収をするときに、税務署申告をしますとします。そのときに、法定調書に個人番号の記載を求めています。対象者は約7,000万人に上ると言われています。そうなる場合、情報の流出、名寄せによる個人情報の悪用やプライバシー侵害の危険性が高くなるのは必至であります。また、法律の附則で個人番号の利用拡大があります。

2018年から特定個人情報の提供の範囲を拡大

することとうたわれています。県内でも、確かに期待の声がありますが、プライバシー保護が大前提、ネット犯罪の手口が巧妙化してる、不正使用される可能性が高いとの心配する声もあります。メリットの点でも実際に情報提供ネットワークシステムを活用できるのは、限定されたわずかな人が対象であることも明らかにされています。だからこそ、効率化問題について、国会での費用対効果を示すことは、いまだにできていません。事務の効率化が目的とするのであれば、対象とされた事例に即してシステムを考案したほうが、はるかに低コストで効率化ができると言われていています。結局、国民にとってのメリットは何か、なぜ必要なかは示されていないのが現状であります。

2点目は、成り済まし被害です。アメリカと日本と同様のシステムが導入をされ、その結果、アメリカでは成り済まし被害は2006年から2008年、この2年間で約1,000万人、被害として年間500億ドルの被害があったと言われていています。なぜ、被害に繋がるのかという、成り済ましで発行された場合には、カードのICチップに格納された個人情報を利用して、インターネットから情報提供ネットワークで結ばれた機関が運用する当人の個人情報を閲覧することが可能になると言われている、この問題であります。ネットに弱い高齢者から情報が漏れてしまう可能性がある、罰則はあるが、どこまで実効的に取り締まれるかが疑問だというのが関係者の声でもあります。アメリカでは共通番号を個人番号として使用するのを取りやめになったそうです。これらのことから考えても日本の取り組みは逆行するものではないでしょうか。

以上のような点から、個人情報の悪用やプライバシー侵害の危険性が高くなるのが懸念されます。私は市民の安心を守るためにも、この点については反対であります。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（森 正勝） ほかに討論はありませんか。

討論がありますので、許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 私は、ただいま持留議員が言われた議案第54号、55号、56号、それから63号ですか、これに対して賛成の立場で討論をいたします。

非常に、今の反対討論聞いていましたけど、個人的な見解というか、それぞれ個人でいいんですけど、子供の保育に関するいろんな問題なんですけど、これは条例を少しずつでも改正していきながら、ちょっとずつ子供の保育に関するそういうものをよくしていこうと、こういう議案だと思います。したがって、全体的に私はこの54号、55号、56号に関しては、立場の違いはあれ、子供の環境はよくなると、そう考えます。したがって、この3つに関しましては賛成の立場で同僚議員の皆さんの同意をお願いいたします。

それから、第63号、今、マイナンバー法に関して情報の流出、そういうものを言われました。私は、先ほどの一般質問において企画課長にも問いたしまして、いろんな意味で、その垂水の情報管理の問題というのは大丈夫だという認識を得ました。一般質問でいろんな観点から質問をした結果、垂水に関しては、非常にセキュリティも大丈夫だと、そういう確信を得ていますので、この今の反対討論に対しまして、63号に対しましてもマイナンバーの件に関しましても賛成の立場で討論をいたします。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（森 正勝） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

別会計歳入歳出決算認定について
議案第76号 平成25年度垂水市後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（森 正勝） お諮りします。

各決算については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、各決算については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、川尻達志議員、池山節夫議員、北方貞明議員、堀添國尚議員、池之上誠議員、川畑三郎議員、田平輝也議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を決算特別委員に選任することに決定しました。

△外郭団体調査特別委員会の設置に関する決議（案）

○北方貞明議員 外郭団体調査特別委員会の設置に関する決議（案）の動議を提出いたします。よろしくお願ひします。

○議長（森 正勝） ただいま、北方議員から、外郭団体調査特別委員会の設置に関する決議（案）の動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

よって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本動議に賛成の方は、御起立願ひます。

[賛成者起立]

○議長（森 正勝） 起立少数であります。

よって、外郭団体調査特別委員会の設置に関する決議（案）の動議は否決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

お諮りします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定しました。

△閉 会

○議長（森 正勝） これをもちまして、平成26年第3回垂水市定例会を閉会します。

午前10時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員